

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
1	広報広聴室	広報紙発刊事業		<p>○目的:まちづくりへの市民参加の促進や市政への関心を喚起させるため、市政情報、市からのお知らせ、イベント情報等の周知を行う。</p> <p>○対象:市民</p> <p>○実施手法:一部委託(レイアウト・リライト・印刷)</p> <p>○内容:月に1回発行し、支所などの公共施設、商業施設、駅、コンビニエンスストア等に配架するとともに、市ホームページ及びメール配信サービス「おだわら表情いいメール」、広報紙配信アプリ「マチイロ」により、記事全文を掲載する。</p> <p>【令和4年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウィズコロナに向け、北條五代祭りの代替イベントや修学旅行の開催の舞台裏をインタビュー記事として掲載した。</li> <li>・別冊政策集「GROW」を4回発行した。</li> <li>・3年に一度のリニューアルに向け、業務効率化や地域経済の好循環、持続可能な社会の実現を考慮したプロポーザルを行った。</li> </ul>	54,785	広報紙発行部数(年間)	1,232,000	1,222,000	99.2%	<p>妥当性:市政情報の発信は、行政の責務である。</p> <p>有効性:募集記事への申し込みや、掲載記事に対する意見や問い合わせなどの反響があることから、市民参加や市政への関心につながっている。</p>	<p>効率性:原稿作成・校正は職員が行い、レイアウト・印刷は委託することで効率を高めている。また、3年に1度プロポーザルを行うことで、一定期間の安定発行と質の向上を図っている。</p> <p>その他改善点:巻頭特集記事の執筆体制を見直し、巻頭記事は広報広聴室が所管課に取材し原稿を執筆することとした。用紙の価格が高騰したため、別冊政策集については印刷部数を減らすことで対応した。</p>	引き続き、事業を実施していく。	①継続実施
2	広報広聴室	メディア活用事業		<p>○目的:様々なメディアを活用することで、市民が市政情報を入手する選択肢を増やす。</p> <p>○対象:主として市民</p> <p>○実施方法:委託</p> <p>○内容:FMおだわら、J:COM、タウンニュースやポスト広告などの地域メディアを活用し、市の情報及び市民活動団体の活動状況を積極的に発信する。</p> <p>【令和4年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウィズコロナに向け、イベント開催情報などを各地域メディアで発信した。</li> <li>・新型コロナウイルス対策の緩和が見られた3月には、かつて行っていた桜情報をFMおだわら等のコミュニティFMで放送したほか、神静民報にも掲載し、誘客に努めた。</li> </ul>	38,023	年間放送回数(回)	3,700	3,700	100.0%	<p>妥当性:市政情報の提供は、行政の責務である。市と協働で行っている市民団体の取組等は、市が発信すべきものである。</p> <p>有効性:市が情報提供することにより、各事業の成果につながっている。</p>	<p>効率性:FMおだわらの番組買上料(15分間で25,000円)と、行政情報番組制作・放送委託業務を比較すると、年間番組買上料は業務委託額を超えることから、事業コストは妥当である。</p>	引き続き、事業を実施していく。	①継続実施
3	広報広聴室	ホームページ管理運用事業		<p>ホームページやメールマガジンなどインターネットを利用した情報発信ツールを活用し、市民へ即座に、きめ細かく情報提供するとともに、市民からの意見聴取の手段として活用することで、市民との情報共有に努める。</p> <p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の特設ページを刻々と変化する対策を適時、的確に更新することで、市民に対してリアルタイムな情報発信に努めた。</li> <li>・CMSをリニューアルし、セキュリティの強化と多量同時アクセスへの対応を図るとともに、ページデザインの刷新やかんたん検索などの機能を追加することで、より見やすく情報を探しやすくした。</li> </ul>	35,611	ホームページ総アクセス数(単位:千件)	12,000	13,403	111.7%	<p>市政情報の提供は、行政の責務であるとともに、情報伝達には即時性が求められる。さらに、モバイル端末の保有率が8割を超える現代社会において、ホームページによるリアルタイムな情報発信は、不可欠である。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策のリアルタイムで分かりやすい情報発信を心がけることで、ホームページの利便性の向上を図った。また、CMSをリニューアルし、セキュリティの強化と多量同時アクセスへの対応を図るとともに、ページデザインの刷新やかんたん検索などの機能を追加することで、より見やすく情報を探しやすくした。</p>	引き続き、事業を実施していく。	①継続実施
4	広報広聴室	ふるさと大使事業		<p>本市にゆかりのあるさまざまな分野で活躍されている「ふるさと大使」を通じて、本市に関する情報を発信し、本市の魅力をPRすることにより、本市のイメージアップや産業、歴史、文化、観光等の振興を図る。</p> <p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三の丸ホール開館記念イベントとして、「小田原ふるさと大使コンサート 林英哲」が開催された。</li> <li>・三の丸ホールにて、杉本博司氏が映像監修した「新作能『媽祖(まそ)』-劇場版-」が開催された。</li> </ul>	53	PR等活動数(回)	33	20	60.6%	<p>著名人によるPRは大変大きな効果が望めることから、市が大使という形で委嘱し、活動しやすい環境を整えることはPR施策として大変有効である。</p>	<p>少ない費用で、発信力の高い著名人が小田原のPRをしてくれるため、費用対効果は非常に大きい。</p>	引き続き、事業を実施していく。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
5	広報広聴室	広報委員 事業		市の実施する広報広聴活動を充実させ、市民参加のまちづくりを推進するために250地区の単位自治会ごとに広報委員を、また、市内26地区の自治会連合会ごとに広報委員長を選任。広報委員長を対象に月1回広報委員長会議を開催し、市からの広報事項を伝えるとともに、各地区の要望事項や意見、提案などを取りまとめて市に提言してもらい市政に反映していく。 広報委員長会議 月1回、広報委員研修 年1回(この他、新任者研修1回)、 広報委員表彰 年1回、アンケート 年1回 【令和4年度実績】 ・広報委員長会議 市からの広報事項32件、地域からの要望等13件 ・広報委員研修会 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施 ・広報委員アンケート 対象者数:1,250人 回答数:1,054件 回答率:約84%	26,819	会議開催 数(回)	12	12	100.0%	各地区広報委員長が直接理事者と話し合う機会であるため、有効であるとともに、各地区からの意見が聴取できている。		引き続き、事業を実施していく。	① 継続 実施
6	広報広聴室	市長への 提案事業		市政に対する提案等を求め、市政に反映していくため、いつでも誰でも市長に対して提案を述べるができる制度として運営する。また、投稿しやすい環境、投稿用紙は、公共施設・郵便局に配架するとともに、市ホームページに投稿フォームを用意する。 令和4年度受理件数 374件	0	受理件数 (件)	355	374	105.4%	市民から市長に対し市政に関する提案をしていただくことで、市民意識を把握し、市政に反映させる。	提案以外の投稿(要望や問い合わせ等)については、所管課で速やかに対応し、対応結果を市長へ報告することとした。	引き続き、事業を実施していく。	① 継続 実施
7	広報広聴室	市民と市長の懇談 会事業		市民が市長と直接懇談会を行い、市政に対する理解と関心を深める。また、懇談会参加者の意見要望等を市政に反映させる。 【令和4年度実績】 テーマ設定型:「第6次小田原市総合計画」重点施策の分野ごとにテーマを設定して実施した。(7回・参加者合計45人) 対象者(団体)設定型:令和4年度は、イベント等に合わせ多くの団体を訪問することとし、懇談会の形はとっていない。	44	開催回数 (回)	6	7	116.7%	市民と市長が直接対話することで、市の取組、態勢を市民に感じてもらえるとともに、市長が市民意見を直接感じ取ることができる。		引き続き、事業を実施していく。	① 継続 実施
8	企画政策課	総合計画 等推進事業		総合計画審議会、総合戦略有識者会議を運営するとともに、総合計画等の評価・進捗管理と市民アンケートを行う。また、総合計画等に位置付けた取組や新たな政策課題の解決・展開等に当たって、市長や各部署が専門的・学術的見地から意見を求め、施策構築における方向性決定の一助とするため、随時有識者をアドバイザーとして招く。 ＜令和4年度の実績＞ ・総合計画については、令和5年度から新たに実施する総合計画の評価に関して、その実施方法を総合計画審議会に諮問し、2回審議を経て答申をいただくとともに、市民意識調査を実施し、総合計画の着実な進捗管理を行った。 ・総合戦略については、「小田原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の評価及び「小田原市デジタル田園都市構想総合戦略」の策定に関して、有識者から助言を得た。(第1回:書面開催、第2回:対面開催) ・政策課題検討に係るアドバイザーとして、脱炭素化に向けた木造建築の推進について、有識者から助言を得た。	1,762	まちづくりに 係る講演 回数(回)	10	11	110.0%	第6次総合計画における将来像である「世界が憧れるまち“小田原”」の実現に向けては、目標達成のための手法は適宜見直ししながら、着実に事業を推進することが重要である。そのため、審議会やアドバイザーから意見をいただきながら、計画の進捗管理を行うことが必要となる。	審議会や有識者からの助言により、行政内部だけの考えにとどまらない進捗管理が可能となり、令和5年度から総合計画の進捗管理を実施していく。	令和4年度に審議会から答申を得た評価方法により、令和5年度から総合計画の進捗管理を実施していく。	① 継続 実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
9	企画政策課	行政改革推進事業		平成29年度から令和4年度までを計画期間とする第2次行政改革実行計画のもとで、着実な推進と進捗管理を行うとともに、令和5年度以降を見据えて更なる行政改革に取り組む。 計画期間全体における「量の改革」の取組は計188件、財政効果額は3,576,729千円(うち令和4年度新規の取組は19件、財政効果額は10,405千円)となり、計画に位置付けられている事業の取組については概ね順調に進捗した。また、第3次小田原市行政改革実行計画(計画期間:令和5年度から令和9年度)の策定作業を実施した。 なお、受益者負担の適正化については、新型コロナウイルス感染症等による市民や事業者等に与える影響を勘案し、第2次行政改革実行計画期間内における見直しは見送り、第3次小田原市行政改革実行計画において検討することとした。	50	効果額(千円)	369,903	724,551	195.9%	行政サービスの質の向上及び将来に向けた持続可能な行政運営の確立のため、不断の事務事業の見直しと新たな行政改革に取り組んでいく必要がある。	行革の各取組の調整に当たっては、関係所管課からのヒアリングや他自治体の事例収集などを行った上で、実現性と効果性を勘案し、関係所管課と足並みをそろえて推進できるよう努めることで、一層の行革の推進と効果の拡大を図っている。	令和5年度からの第3次行政改革実行計画のもとで、「量の改革」と「質の改革」を両輪として、引き続き行政改革を進めていく。実行計画の取組のフォローアップ、事務事業評価に基づく見直し、先進的な行革手法の調査・研究・提案など、庁内各課と連携しながら、一層の行政改革に取り組む。	① 継続実施
10	企画政策課	全庁的改革改善促進事業		改革・改善の機運を高め、市民サービスの更なる向上を図るとともに、業務等の効率化を推進するため、職員の自主的な改革・改善活動を促進、奨励している。 職員提案制度については、職員から業務処理の合理化や政策等に関する提案を募集するもので、従前の仕組みを見直し、職員が気軽に提案でき、その提案内容をデータベース化することで、いつでも共有・活用できる仕組みを令和3年度から本格運用している。 実績褒賞制度については、各所属の自主的な改革・改善の取組を集めて表彰するとともに、全庁的に共有することで庁内で横展開を図っている。	0	実績褒賞の実施回数(回)	1	1	100.0%	市役所内の業務等の効率化や職員の意識改革、さらには、それらに基づく行政サービスの向上を目的としているため、当然に市が実施すべき事業であり、必要な取組である。	職員提案や実績褒賞の制度運用により、意識改革に基づく業務の効率化や行政サービスの向上につながる素地ができていく。 令和4年度に行った所管に対する実施可否調査では、約4割の提案が実施可能、実施済みとの回答であった。(内容の一部実施も含む)	職員提案制度と実績褒賞制度については、意識改革や業務改善の横展開など目的や趣旨が類似していることから、より効果的、効率的な制度運用を目指し、その在り方や効果などを踏まえ、運用方法などを一体的に検討する。	② 見直し・改善
11	企画政策課	移住定住促進事業		WEBやSNS、情報誌などさまざまなメディアの利用や独自のPR媒体の制作と活用などを通じて、小田原の魅力や暮らしの豊かさを市内外に発信し、人々の交流や移住定住の促進を図る。 令和4年度は、ふるさと暮らし情報センターへの出展や移住サポーター(先輩移住者)と連携した移住セミナーの開催、オンラインによる移住相談、市内ゲストハウスと連携したお試し移住、小田原移住を促すPR広告などを継続したほか、新たに実施したりファラル移住制度やオンラインリーディング、「小田原ブック3」の制作など、移住サポーター(先輩移住者)と連携して取り組んだ結果、移住相談件数が増加するなど、小田原移住に向けた動きがさらに加速した。	12,315	移住相談件数(件)	375	382	101.9%	移住サポーター(先輩移住者)と連携しながら小田原の魅力を発信していくことは、移住や定住を促進するために、また、関係人口を獲得するために不可欠な取組であり、小田原のことを移住先として認知、把握して、行動していただくためのきっかけとして、非常に有効な事業である。	従前の情報発信の継続に加え、先輩移住者とのオンライン面談やリファラル移住制度など、移住希望者が先輩移住者と接点を持つ機会を増加させた。また、「オダワラボ」の掲載記事や「小田原ブック3」の掲載内容など、より移住希望者の目線に立った情報発信に努めた。	先輩移住者として移住希望者を支援する「移住サポーター」を、属性を多様化させつつ増やすとともに、移住希望者と先輩移住者の交流が増えるように務める。また、合わせて、小田原暮らしの魅力を都心部を中心に発信していく。	② 見直し・改善
12	企画政策課	ふるさと応援寄附金事業		地域資源の魅力発信を図るとともに、市財政における歳入の確保や地場産品の返礼品による地域経済の振興につなげるため、地方税法の規定に基づき、ふるさと応援寄附金(いわゆる「ふるさと納税」)事業に取り組み、返礼品の拡充・調達・送付、ポータルサイトの活用、PR・広告宣伝、寄附金の採納などを行う。 令和4年度は、昨年度に引き続き、返礼品の拡充、ポータルサイトの活用、PR・広告宣伝などを適宜行い、前年度を上回る約1,056百万円の寄附を受けた。	567,896	寄附金額(百万円)	1,300	1,056	81.2%	地域資源の魅力の発信という観点だけでなく、歳入の確保や地域経済の振興などの観点からみても、非常に有効な事業である。	返礼品の拡充、PR・広告宣伝などを行い、寄附受入額の増加を図った。	庁内及び返礼品事業者等と積極的な推進体制を構築し、返礼品の一層の拡充、ポータルサイトの追加、魅せ方の向上、広告宣伝の充実などを進め、制度の範囲内で引き続き寄附額の増加を図り、さらなる歳入の確保につなげる。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
13	企画政策課	自治体間連携推進事業		身近な生活圏である県西地域2市8町の広域連携を推進するとともに、この枠組みにとらわれない多様な枠組みによる自治体間連携を推進し、関係自治体との相互補完や適切な役割分担により互恵的な関係を築くことで、高度化・複雑化する広域的な課題に的確に対応する。 令和4年度は、神奈川県西部広域行政協議会(西部協)の事務局として会務を掌り、首長会議を開催するとともに、地域交通の戦略的マネジメントに係る首長研修会を開催した。また、富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議(S.K.Y.広域圏)に参画した。	737	広域連携による取組数(件)	124	126	101.6%	基礎自治体を取り巻く社会経済環境の変化への的確な対応や、高度化、複雑化する広域的課題の解決に向け、広域連携は重要である。	広域的課題の解決という目的の達成に向け、事業を運営した。また西部協については、今後の活動のあり方に関して検討を開始するとともに、S.K.Y.広域圏については、次年度以降の取組に向けたアンケートが実施された。	西部協及びS.K.Y.広域圏について、構成団体の意向を確認しつつ、活動の在り方や方向性を検討、調整していく。	②見直し・改善
14	職員課	職員採用事業		職員の士気を高めて自発的な能力開発を促し、公務能率の向上を図る強い組織づくりを進めていくために、本市が求める職員像(情熱をもって職務に取り組む/自ら考えて行動する/課題や目標に果敢にチャレンジする)に合致し、市民の最良のパートナーとしてふさわしい有能な人材を確保するとともに、適材適所による人事管理を行う。 《採用方法》 ①最終面接を含む3次試験を実施 ②1次試験については、オンラインにて、録画面接及び適性検査を実施 ③2次試験については、3人の面接官による個別面接を実施(一般事務) ④3次試験のグループワークでは、毎年、内容を変更し実施 《令和4年度の委託内容》適性検査作成及び採点等業務、ウェブ面接業務 《新規採用》61人(医療職・育児休業代替任期付職員除く)	3,951	新規採用者の初年度10月評価の評価点の平均(一般事務)(100点中)	69	68.8	99.7%	地方公務員法に基づき、当然市が実施していくべき事業であり、市内外を対象に公平公正に実施している。 新規採用者(一般事務)の初年度10月評価が本市職員としてほぼ必要な水準に達した。	効率性については、民間で対応可能な業務(筆記試験等)は既に委託している。 また、オンラインで実施可能な録画面接等を導入し、面接官、受験生の労力を大幅に削減した。 本市が求める人材を責任を持って採用するという観点から、他の業務(面接等)においては、委託での効果は期待できない。	試験官の負担や試験実施に係るコスト等を鑑み、申込みを紙媒体からインターネットのみとするなど、オンライン等の活用を図りながら、試験内容の見直しを今後も図っていく。 定年延長の導入に伴う退職者の減と新規採用のバランスを考慮しながら、採用者数や制度の在り方を検討する。	①継続実施
15	職員課	職員研修事業		職員研修:職員の育成を通じて、市民の最良のパートナーとなる組織をつくりあげる ○意識改革、組織風土の改善 ・人材マネジメント部会、クロスメンター制度 ○集合研修 ・階層別研修、実務研修、課題研修、広域研修ほか ○職場研修 ・OJT、新採用職員職場研修、職場研修支援ほか ○派遣研修 ・自治大学校、市町村アカデミー、市町村研修センター、視察研修ほか ○自己啓発 ・外部研修受講支援、自主研究グループ活動支援ほか	5,268	職員研修参加者アンケート結果(最大5ポイント)	4.30	4.21	97.9%	妥当性については、職員研修のため該当しない。 有効性については、研修等への参加により一定のスキルアップが図れている。 また、研修を通じてコミュニケーションが図れている。	全職員向けの意識啓発型研修や法律の研修については、eラーニングシステムを導入し、職員が空き時間やテレワークを活用して効率的に研修を受けられるよう工夫した。 また、専門性・最新の知識や情報を得ることが必要な研修は外部講師、その他の研修は内製化を検討するなど、メリハリのある研修カリキュラムにすることで、経費削減に努めている。	参加者アンケートなどをもとに分析を行い、次回の研修参加に向け改善を図るなど、PDCAサイクルの実行へつなげていく。	①継続実施
16	職員課	福利厚生事業		【健康管理事業】 (1)身体的管理 ・定期健康診断又は人間ドックの受診(令和4年度特定保健指導該当者182人) ・保健指導の実施(令和4年度実施者数:81人) (2)精神的管理 ・メンタルヘルスチェックの実施 ・「Self健康相談室」の提供(令和4年度相談件数:28件) ・カウンセリング実施(令和4年度精神科医実績:延143件、臨床心理士実績延57件) 【リフレッシュ事業】 (1)各部対抗ウォーク大会事業の実施(参加者数:144人) (2)フォトコンテストの実施(参加者数:34人)	45,428	【健康管理事業】年度末の精神的疾患休職者(人)	5	19	380.0%	妥当性については、職員の健康管理は、労働安全衛生法で定められており、当然市が実施していくべき事業である。 有効性については、休職者及び育児休業者以外は、ほぼ全員が健康診断を受診しており、おおむね成果が得られている。	新型コロナウイルス予防に努めながら、従来の対面面談を実施したほか、感染拡大状況や面談対象者の状況に合わせてオンラインや電話も活用して実施した。	【健康管理事業】 目標を達成するためには、問題を抱えている職員の早期発見と早期対応が求められる。  【リフレッシュ事業】 職員の親睦や健康管理に資することができる事業を継続して実施し、職員の満足度を向上させるような取組をしていくことが効果的である。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
17	職員課	外部人材 登用事業		<p>社会や組織の変化等に伴う新たな行政課題に対し、スピード感を持って課題解決を図るため、課題解決の担い手として、民間企業等において各分野の第一線で活躍している専門人材を、副業兼業限定で「事業コーディネーター」として登用する。</p> <p>○公民連携プロデューサー(未来創造・若者課) ○移住定住コーディネーター(企画政策課 移住定住係) ○女性活躍推進プロデューサー(職員課 女性活躍推進チーム) ○ハラスメント対策推進アドバイザー(職員課) 計4人を採用し、事業コーディネーターとする。</p> <p>・令和4年10月からハラスメント対策推進アドバイザーを1人任用し、複雑化するハラスメント問題について助言をいただきながら、該当者からの聴き取り等を実施。</p>	3,130	会議実施 回数(回)	144	130	90.3%	<p>高い専門性を有し、柔軟な発想を有する民間人材を参画させることにより、本市の抱える課題を多角的かつスピーディーに解決させることができる取組として有効である。</p> <p>コーディネーターと共に事業を計画していく中で、コーディネーターの知見や計画策定に関わるスキルを習得できるため、職員育成の面でも有効である。</p>	<p>民間人材を企業に属したまま副業として登用することにより、職員を抱える場合と比べたコスト削減につながっている。</p> <p>会議では対面形式だけでなく、オンライン形式を取り入れ、コロナ禍においてもプロデューサーと職員の双方の負担を軽減しながら、効率的に会議を遂行した。</p>	<p>現在展開している事業の継続登用と、新たな事業での登用の両面から、本事業の継続実施を各所管課と検討していく。</p>	① 継続実施
18	未来創造・若者課	生涯現役 推進事業		<p>シニア世代になっても元気に活動を続け、地域の元気・活力につながる生き方をさせていただくために、シニアの活躍の場や領域を拡大する取組を推進。シニアと多様な活動をつなぐプラットフォームとなる、シニアバンクを運営するとともに、地域の関係団体と「小田原市生涯現役推進協議会」を設立し、国が推進する「生涯現役促進地域連携事業」の採択を受け、高齢者(55歳以上)の雇用・就業機会の確保に資する各種支援メニューを実施した。なお、協議会は国からの委託費を原資に事業を実施しているが、年度中の運転資金として市から無利子貸付金を支出している。</p> <p>①シニアバンク登録件数:ヒト(シニア)214件、コト(活動)83件 ②事業所訪問:314社(うち雇用の開拓件数74社) ③セカンドライフ応援セミナー:7回開催、118人参加 ④セカンドライフ応援窓口:相談者298人</p>	9,500	就業・雇用・活動に つながった件 数(件)	130	80	61.5%	<p>シニアバンクの運営やセカンドライフ応援セミナー等による、シニアと多様な活動とのマッチングは、高齢者の生きがいづくりや社会参加に直結するものであり、公共性が高い。</p>	<p>行政提案型協働事業として、シニアネットワークおだわら&amp;あしがら(市民団体)との協働により、事業の企画や周知には、シニアの視点やネットワークを活用している。平成30年7月は国の「生涯現役促進地域連携事業」の採択を受け、地域の関係団体と連携した「生涯現役推進協議会」が国から受託し、各団体のノウハウ等を活用しながら高齢者の多様な就業機会の確保に向けた取組を推進した。</p>	<p>平成30年から国から委託を受け実施している「生涯現役促進地域連携事業」は、令和3年度から3か年にわたり引き続き受託し、高齢者(55歳以上)の雇用・就業機会の確保に資する各種支援メニューを実施していく。</p> <p>併せて、国からの委託期間が終了する令和6年度以降の事業の在り方については、関係団体と協議しながら検討を進める。</p>	③ 完了・ 休止・ 廃止
19	未来創造・若者課	市民会館 跡地活用 事業		<p>平成30年度に策定した「三の丸地区の整備構想」の短期計画に位置付けた市民会館跡地等を対象エリアとして、試験的な活用を図りながら段階的に整備をしていく。</p> <p>令和4年度は、令和3年度にとりまとめた活用に係るコンセプトや基本方針などの行政案を基に、市民や事業者等との意見交換会をはじめ、様々な場所で意見交換を行い、跡地活用における導入機能の方向性をまとめ、令和5年3月に「市民会館跡地等活用計画」を策定した。</p>	0	意見交換 会(合意形 成の機会) の開催数 (回)	4	4	100.0%	<p>事業対象地は、観光や市民の生活における拠点となり得る公共性が高いエリアであり、また、平成30年に策定した「三の丸地区の整備構想」の短期計画に位置付けた区域の具現化に向けた事業である。なお、市民や民間事業者との意見交換会等を開催しながら令和5年3月に「市民会館跡地等活用計画」を策定した。</p>	<p>市民会館跡地等活用計画の策定に向けて実施した市民や民間事業者との意見交換会等については、予算化せずに職員によりチラシ作成や参加者募集をはじめ、当日の進行などの企画運営をした。</p>	<p>令和5年度からは策定した「市民会館跡地等活用計画」に基づき、引き続き、市民や事業者と合意形成を図りながら、協働のもと基本構想の策定など具体的な整備に向け取り組んでいく。</p>	① 継続実施
20	未来創造・若者課	早川駅周 辺整備事 業		<p>神奈川県西部漁港事務所やJR、市など関係者で構成する小田原漁港(早川駅周辺地域)活性化検討会議を設置して、早川駅周辺の活性化に向けた検討を平成30年3月から進め、平成31年3月に一定の取りまとめをした。</p> <p>その中で、方向性としては、「早川駅・本港・西側エリアの3つの拠点の魅力と個性を高め、回遊を促すことで、小田原漁港を総体としてアピールし、地域全体の活性化につなげていく。」とし、「早川駅周辺の在り方」や「早川駅周辺地域における回遊性の創出」、「西側エリアの位置付け」などについて整理した。</p> <p>令和元年度以降は、JR・県・市の3者で早川駅・周辺整備検討会議を設置して、これまでの検討をベースに、今後の具体的な取り組みに向けて、検討を進めた。</p> <p>令和3年度は、市長と水産関係者、地元自治会・商工振興会、行政(神奈川県、企画部未来創造・若者課、経済部観光課、都市部まちづくり交通課)の担当者により、早川地区のまちづくりに係る意見交換を実施した。</p> <p>令和4年度は、早川エリアにおける公民連携によるまちづくりに関して、関係課や関係団体等とともに今後の事業の進め方を検討した。</p>	0	検討会議 の開催数 (回)	3	3	100.0%	<p>本事業は早川エリア全体における公民連携によるまちづくりにつなげるための取組であり、地域の賑わいのほか、住民の暮らしにも資することを目的としており、水産関係者をはじめとする関係者が多岐にわたるため、公共性の高い事業である。</p>	<p>利害関係者の多い早川エリア全体のまちづくりにつなげていくため、関係課や関係団体等とともに今後の事業の進め方を検討した。</p>	<p>早川エリアの魅力を高めていくには、利害関係者をはじめとした公民連携によるまちづくりの展開に繋がっていくため、令和5年度は、小田原漁港周辺を対象エリアとした観光客の動向や、交通手段、滞留時間等の各種調査と求められるニーズ調査を行い、公民連携のもと、将来都市像(ランドデザイン)を描いていく。</p>	① 継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
21	未来創造・若者課	イノベーション推進事業		独自のノウハウや各種資源を有する民間事業者や大学との連携を強化、推進することにより、地域課題の解決とともに、持続可能で質の高い行政サービスの提供を図るため、公民連携の推進拠点となるおだわらイノベーションラボの運営、民間提案制度の拡充、包括連携協定の締結等、公民連携の取組を進めた。	34,043	民間提案制度提案件数(件)	10	12	120.0%	地域が抱える課題が高度化・複雑化し、これまで各種課題の解決を主に担ってきた行政の経営資源(ヒト・モノ・カネなど)だけで、対応することが難しくなりつつあるなか、独自のノウハウや各種資源を有する民間事業者との連携が重要となることから、有効的な事業である。	公民連携の拠点として、「おだわらイノベーションラボ」を運営するとともに、令和4年度の民間提案制度では市からアイデアを求めたい事業等について提案を募集する「テーマ型提案方式」を実施し、歴史的建造物である豊島邸の民間事業者による利活用が開始された。また、包括連携協定の締結を促進するなど、公民連携の取組が展開されている。	民間提案制度においては、令和3年度及び令和4年度の試行を踏まえ、令和5年度からは本格運用していく。また、包括連携協定の締結を積極的に促進するなど、引き続き、民間活力の促進を図っていききたい。	①継続実施
22	未来創造・若者課	若者未来創造事業		民間企業と職員による市政課題解決の場を開催したほか、企業版ふるさと納税を活用した「公民共創プロジェクト研究@おだわらイノベーションラボ」、市内の高校と連携したチョコレート、大学のゼミから提案を受け、大学生自らが企画、運営をした「おだじぎょ」、市内企業との意見交換会など、様々な取組を行った。また、民間企業等が主催する若者を対象とした取組についても、名義後援することで、活躍を後押しすることとしている。	0	民間企業と職員による市政課題解決の場開催件数(件)	1	2	200.0%	これまで以上に若者や女性の視点やアイデアが生かされる環境を整備するとともに、その強みや活力を発揮し、活躍できる場を提供することで、新たなまちづくりにつなげていくため、取組を推進していくべき事業である。	令和4年度は、ライオン株式会社、キンビバレッジ株式会社との市政課題解決の場を開催し、若手職員による提案施策が実施された。また、公民共創プロジェクト研究では、研究員が地域課題を学び、地域経済の好循環などに資する新事業を構想し、今後のまちづくりに生かすことを目指して取り組んだことにより、誰もが小田原で活躍したいと思う「チャレンジできる環境」を整えることができた。	令和5年度も引き続き、民間企業と職員による市政課題解決の場を開催していく。また、令和5年度からは、「おだわら若者応援コンペティション」「おだわらMIRAIアワード」を実施し、さらなる若者活躍を推進していく。	①継続実施
23	未来創造・若者課	SDGs普及啓発事業		民主体の「おだわらSDGs実行委員会」を中心に、パートナーと一緒にSDGsを体感できる各種イベントの開催、SDGs普及啓発冊子「Think MIRAI 小田原から未来を考える」の発行、SDGsをテーマとしたプレストによりパートナーの交流を図る「課題解決ワークショップ」の開催、高校などに伺いSDGsを紹介する出前講座の実施など、様々な取組を行った。また、神奈川県「つながりポイント事業」と連携した、スマートフォンのアプリケーション「まちのコイン」を活用したSDGs体感事業を行った。これはアプリ利用者が「スポット」と呼ばれる店舗などが発行するSDGsに関連したサービスやイベントに協力し、小田原のポイント単位である「おだちゃん」をもらうことで、自分の活動がSDGsにつながっているということを体感してもらい、もらった「おだちゃん」を地域ならではの特別な体験等に使うってもらうことで、「人と人」「地域と人」「地域を良くしたい想い」といったつながりの見える化を図った事業である。	10,000	SDGs体感事業利用者数(アプリダウンロード者数)(人)	5,000	5016	100.3%	「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」に選定されており、持続可能な地域社会の実現を目指す本市として、取組を推進していくべき事業である。	令和4年度はパートナーを81者登録し、これまでのパートナーと合わせると272者となった。パートナーと一緒にアトラクションや体験ブースなどを用意し、令和4年度に初めて実施した「おだわらSDGsデイ2022」には、約800人が来場した。またSDGs体感事業利用者については(まちのコイン「おだちゃん」アプリダウンロード者)は、令和5年3月末で5,016人となった。以上のことから、SDGsの認知度は確実に高まり、関心は広まってきている。	実行委員会を中心にこれまでの取組を継続しつつ、さらに進化させていくとともに、「おだちゃん」の新規スポット及び新規ユーザー獲得に向けた啓発活動を進める。財源である地方創生推進交付金は令和5年度が最終年度であるため、実行委員会やSDGs体感事業の在り方について検討する。	①継続実施
24	デジタルイノベーション課	基幹業務システム管理運用事業		基幹業務システムは、市民の住民基本台帳、市税、及び国民健康保険に関する情報を管理するもので、当該事業は、住民への証明発行や税額、資格書類、料金等の通知を職員が遅滞なく適切に行うことができる環境の整備を行うものである。そのために、基幹業務システムを常に正常に移働させるとともに、必要に応じてパソコンや各サブシステムの更新を行う。平成30年度からプロポーザルによる業者選定、仕様の検討を行い、令和2年度にシステムの更新を行った。	201,567	システム稼働率(%)	99.7	100	100.3%	法令で行う行政事務を支援するものであり、市民の個人情報等を管理する業務である。基幹業務システムを安定的に移働させることにより、窓口業務等を停滞せず接客等の支援がなされている。	令和2年度にシステムの更新を行い、外部データセンターを活用することにより、従来よりも低コストで、保守体制や物理的なセキュリティ等を向上させることができた。また、事業者及び所管課と調整しながら、各種業務のやり方について見直しを行った。	引き続き、住民サービスに支障が出ることがないように安定稼働させるとともに、各種業務のやり方について見直しを図っていく。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
25	デジタルイノベーション課	庁内ネットワークシステム管理運用事業		職員が庁内ネットワークシステムを構成するパソコン及び、グループウェアやファイルサーバ等の各サブシステムを効率的に使用できるように管理運用を行うために実施する事業である。 事務処理が適切に行えるように、庁内ネットワークシステムを正常に稼働させるとともに、必要に応じてパソコンや各サブシステムの更新を行う。 令和4年度は、386台のパソコンを更新した。	214,202	更新パソコン数(台)	133	386	290.2%	市の職員に対して庁内ネットワークシステムを提供する事業である。庁内ネットワークシステムを安定的に提供することで、市の職員が行政事務を行うことを支援している。	庁内ネットワークシステムの管理・運用に際して、適切に民間事業者へ業務を委託することにより、業務効率の向上を行っている。	引き続き、セキュリティの向上については、県及び県内市町村と連携して、対策強化を図っていく。 また、令和4年度に庁内のネットワークの機器更新を控えているため、広く事業者から情報を集め、検討していく。	① 継続実施
26	デジタルイノベーション課	電子申請システム運用事業		神奈川県及び神奈川県内の市町村等が、情報システム等の整備及び運営を共同で行うことにより、市民の利便性向上及び行政事務の効率化を図るために実施する事業である。 電子申請のシステム(デジタルイノベーション課所管)及び電子入札システム(契約検査課所管)を共同で運営している。 令和4年度のシステム利用件数は、目標を上回り、11,307件であった。	963	システム利用件数(件)	7,000	11,307	161.5%	インターネット環境上で、市が実施する事業の申請等を受付管理するシステムである。 パソコンやスマートフォンからも申請ができるため、市民の利便性が向上している。	神奈川県及び神奈川県内の市町村等が、電子申請システムの整備及び運営を共同で行っている。	電子申請システムの受付申請項目数を増やして、システム利用件数を増加させる。	① 継続実施
27	デジタルイノベーション課	公共施設予約システム管理運用事業		公共施設予約システムは、本市の公共施設の会議室やスポーツ施設などの予約・照会を、パソコンやスマートフォン・携帯電話から行うことができるシステムであり、このシステムを安定的に管理運用するために実施する事業である。 公共施設予約システムを正常に稼働させるとともに、必要に応じて機器の更新を行う。 令和4年度のインターネット予約件数は、45,646件であった。	5,963	インターネット予約件数(件)	43,000	45,646	106.2%	インターネット環境上で、市が所有する対象施設の予約、管理を行うためのシステムである。 パソコンや携帯電話からも予約ができるため、市民の利便性が向上している。また、予約受付等の事務が簡略化され事務の効率化につながっている。	公共施設予約システムの運用に際して、適切に民間事業者へ業務を委託することにより、業務効率の向上を行っている。	システムにより予約可能な施設を増やし、更なる住民サービスの向上を図っていく。	① 継続実施
28	デジタルイノベーション課	統合型地理情報システム管理運用事業		全庁的に利用可能な統合型地理情報システムを運用し、各種地図データを整備・拡充するために実施する事業である。 紙で管理していた情報の電子地図データ化を進めるとともに、システムの安定的な運用を図る。また、随時新規マップの公開をする。 令和4年度末時点の掲載地図数は22件であった。	3,940	掲載地図数(件)	22	22	100.0%	地図情報は市が保有する財産であり、市が実施する業務として妥当である。 紙で管理していた情報を地図情報として掲載することにより、全庁で情報共有ができるようになった。また基礎となる地図データも随時更新し、常に最新の状態で確認できるようになった。	運用に際して、適切に専門性のある民間事業者へ業務を委託することにより、業務効率の向上が図られている。	システムにより公開する地図情報について、より多くの情報を提供し、利用者のニーズに応えられるようにする。	① 継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
29	デジタルイノベーション課	デジタル化によるまちづくり推進事業		個人情報保護に万全を期した上で、電子申請や電子決裁の整備等の行政基盤のDXと、市民の利便性の向上に資するデジタルインフラやデータ連携基盤、オープンデータの整備等の両輪を、産学金官の緊密な連携やデジタル人材の確保・育成を通じて強力に推進する事業である。 また、こうした取組により市民の課題や希望を理解するとともに、小田原が有する人や地域資源のポテンシャルに最新のデジタル技術とデータ活用を掛け合わせることで、地域課題を抜本的に解決し、市民の暮らしやすさと都市としての競争力を大きく高めていく取組である。 令和4年度は、総務省の補助金を活用し、データ連携基盤の整備、オープンデータの整備を行うとともに、地域課題の解決のためのデジタルサービスを導入した。また、高齢者等のデジタルデバйд対策として、市内携帯販売事業者等と連携し、市内各所でスマホ教室を実施した(4月～3月:計87回)。	189,201	市民向けデジタル活用講習会(スマホ教室)実施件数(件)	38	87	228.9%	市民生活に関わる多くの分野でデジタル化を推進するためには、行政が積極的に関与することでその効果は高められるものと考えられる。また、デジタル化の恩恵を受けられない市民をなくすよう配慮していく取組も行政が進めるべきと考えられる。	デジタル化は、事業費がかさむことから予算的な制約により実施が困難な場合があるが、国県の補助金を積極的に活用したことにより、市の負担を抑えながら導入を進めることができた。また、スマホ教室は民間事業者との協力によりゼロ予算で実施した。	まちづくりの推進エンジンとして、引き続きあらゆる分野でデジタル技術の活用を図り、市民生活の質の向上と地域課題の解決を図っていく。 また、「誰一人取り残さない」をキーワードに、全ての市民がデジタル化の恩恵を受けられるよう、サポート事業を継続していく。	① 継続実施
30	課進ゼ(課ロ)ゼロカーボン・デジタルタウン・デジタルシタオン推	ゼロカーボン・デジタルタウン創造事業		本市の「2050年脱炭素社会実現」に向けた取組を大きく加速させるとともに、これまでに蓄積してきた脱炭素やデジタルの分野における成果を市民の暮らしに生かすため、2030年(令和12年)を目標に「ゼロカーボン」と「豊かな暮らし」との両立を最先端のデジタル技術によって実現する新しい街「ゼロカーボン・デジタルタウン」を創造し、そこで実証された技術やノウハウ等を市内外に展開することにより、国内や世界の脱炭素化に貢献することを目指していく。 令和4年度は、計画候補地である小田原少年院跡地の現況の整理、令和5年度の基本構想策定に向けた準備、若手・中堅職員による庁内検討会、事業者や市民を対象としたシンポジウムなどを開催した。 主な成果としては、令和5年度の基本構想策定に向けた準備として、各種情報や課題、基本となる考え方などを整理することができた。また、本事業について事業者や市民に広く周知し、事業実現に向けた機運を高めることができた。	15,088	指標設定が適さない事業であるため、対象外	-	-	-	「ゼロカーボン」と「豊かな暮らし」との両立を最先端のデジタル技術によって実現する新しい街をというコンセプトを維持していくためには、市としても一定程度事業に関与していく必要がある。また、ゼロカーボン・デジタルタウンで実証された技術やノウハウを市内外に横展開していくことで、本市の「2050年脱炭素社会実現」のみならず世界のカーボンニュートラルの実現に貢献していく。		基礎的な事業モデルや備えるべき機能などを基本構想で取りまとめる。 また、基本構想の策定にあたっては、適宜、市民意見を聴取する。	② 見直し・改善
31	総務課	平和施策推進事業		小田原市平和都市宣言の趣旨に基づき、平和を次の世代に引き継いでいくために、児童・生徒を始め、広く市民に対し、平和施策を実施する。 令和4年度は、令和3年度に引き続きコロナ禍の状況を踏まえ、既存事業のオンライン化や既存リーフレットの映像化等、事業内容を工夫して実施した。	1,082	平和事業への参加人数(学校訪問講話会、市内戦争遺跡巡り等)(人)	600	572	95.3%	本市は、平成5年に制定した「小田原市平和都市宣言」において、戦争の惨禍を繰り返すことのないよう平和を守り次世代に引き継いでいく責務があることを宣言している。 こうしたことから、平和への意識を高めるための事業は、継続的に実施していく必要がある。	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、事業を中止した事業が複数あったが、令和3年度以降は、コロナ禍の状況を踏まえ、既存事業のオンライン化や既存リーフレットの映像化等、事業内容を工夫し平和事業を継続して実施している。	体験者が高齢化するなか、若い世代に平和について考えるきっかけとしてもらうための新たな手法を取り入れる。	① 継続実施
32	総務課	文書管理システム運用事業		文書管理・電子決裁システムを導入し、公文書の作成から廃棄までを一貫して電子的に管理することにより、行政事務の効率化を図る。 令和5年2月に当該システムを導入し、令和5年3月から本番運用を開始した。	2,464	電子決裁率(%)	80	75.3	94.1%	市の職員に対して文書管理・電子決裁システムを提供する事業である。当該システムを安定的に運用することで、市の職員の効率的な行政事務を支援している。	システムをプロポーザルにより選定し、より本市に適したシステムの導入ができた。また、外部データセンターを活用することにより、低コストで、保守体制や物理的なセキュリティ等を向上させることができた。	財務会計システムと電子決裁システムを連携させることにより、より行政事務の効率化を図るとともに、ペーパーレス化を進める。	① 継続実施



事務事業評価(令和4年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
33	資産経営課	土地開発公社用地再取得事業	○	土地開発公社の保有土地全ての用地購入費については、令和20年度までの債務負担が設定されている。 土地開発公社用地の再取得を行い、公社保有土地を減少させることは重要な課題であることから、従前の経営健全化計画が終了した平成30年度以降は、総合計画の実行計画に公社用地の再取得を位置付け、土地開発公社保有土地の簿価残高を減少させる。	各課で予算措置	-	-	-	-	/	令和4年度は総合計画の実行計画に位置付けた、公社用地の再取得が実施され、簿価残高が減少した。	公社保有土地を縮減し健全経営を推進するために、総合計画の実行計画に公社用地の再取得が可能なものは位置付け、再取得を継続していく。	②見直し・改善
34	資産経営課	土地開発公社経営健全化支援事業		平成30年度以降も引き続き事業用地に相当する支払利息等について、利子等補給金を交付し、公社保有土地の簿価の増加を抑制するとともに、運営費貸付金として3億円の無利子貸し付けを実施し、土地開発公社の資金運営を容易にする。	300,441	利子等補給金、無利子貸付の実施額(千円)※利子等補給金の交付すべき額を加算	309,000	300,441	102.8%	土地開発公社保有土地全ての用地購入費について、市の債務負担が設定されている。平成21年度までは、公社借入金利子等は公社保有土地の簿価に算入されていたため、小田原市の将来負担額が不明確であった。利子等補給金の交付により、公社の利子負担を軽減するとともに、保有土地の簿価が固定されているため、市の将来負担額が明確化されている。また、無利子貸付の実施は、公社の資金運営を容易にするとともに、金利負担の軽減など公社の健全経営の一助となっている。	土地開発公社の資金借入に際しては、入札を実施し、金利負担の軽減に努めている。この結果、市が公社に交付する利子等補給金も軽減されている。	今後も無利子貸し付けを実施し公社の資金運営を容易にするとともに、事業用地に相当する支払利息額等に対し利子等補給金を交付し、簿価の増加を抑制していく。	①継続実施
35	資産経営課	公共施設再編活用事業		公共施設の機能・配置を見直し、施設の複合化や統廃合などを計画的に行うとともに整備・管理運営について、民間の活力を生かした手法による効率的・効果的な施設管理を促進することを目的とする。 公共施設再編基本計画において短期的に取り組む主な事業(平成31年度～令和8年度)として位置付けた再編事業については、施設を所管する関係部局等との情報連携を密にして取組を進めている。 公民連携による課題解決に向けて、有識者をアドバイザーとして、庁内関係課の担当者による公共施設マネジメントに関する庁内検討会を開催した。 民間提案による支所等の利活用を図り、令和4年10月に旧曾我支所の建物の売却、土地の賃貸を実施した。	92	公民連携手法の導入施設数(施設)	1	1	100.0%	老朽化した施設が一齐に更新の時期を迎え、施設の建替え・改修の費用が今後30年間で1,070億円不足することが見込まれており、全ての施設をこれまでどおりに維持していくことは困難である。 公共施設の再編を進め財政負担の軽減を図り、持続可能な行政サービスを実現するためには必要な事業である。 公共施設の効率的・効果的な整備・管理運営を行うため、民間の活力を生かした手法を促進する必要がある。	/	再編基本計画の7章に位置付けた2026年度までの短期的に取り組む主な事業を中心に取り組む。民間の活力を生かした手法を促進し、市有財産の有効活用の検討を進める。	②見直し・改善
36	資産経営課	市有建築物長期保全事業		市有建築物の計画的な維持保全による安全性の確保及び長寿命化、並びに長寿命化による更新費用の平準化を図ることを目的とする。 市有建築物の劣化状況を把握し、長期保全費用のシミュレーションを行い、計画的な維持保全を行う。 市有建築物の維持修繕については、平成29年度から、施設や設備の劣化度や不具合の情報を集約して、施設横断的な優先度付けを行い、それを施設所管、企画部門、財政部門、宮繕部門で共有し、予算化していくスキームを構築した。	29,499	維持修繕計画で最優先と位置付けた維持保全費用(一般会計分)の予算化率(%)	100	100	100.0%	今後、老朽化した市有建築物が一齐に更新の時期を向え、建替え・改修が必要となるが、多額の財源不足が見込まれている。 限られた財源の中で、市有建築物の計画的な維持保全を行うことで、施設の安全性の確保及び長寿命化を図ることは必要不可欠である。	これまで市有建築物の維持修繕工事については、施設所管が個別に予算要求していたが、本課が一元的に情報を集約し、優先度付けを行い予算要求につなげたことで、限られた財源の効率的・効果的な執行を図った。	公共施設マネジメントシステムを活用して、施設の点検結果や不具合等の情報を集約・蓄積し、維持保全の優先度付けに反映していく。	②見直し・改善

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
37	資産 経営課	庁舎等維 持管理事 業		市庁舎設備機能の維持のため、老朽化した設備等の改修を実施する。市庁舎は竣工から45年以上が経過し、耐用年数を大幅に経過している設備も多いため、緊急度の高いものから改修を実施していく。	4,916	施設・設備 等の改修 等工事数 (件)	10	7	70.0%	市が所有・管理する施設であるため、改修は市が行うものである。市庁舎は竣工から45年以上が経過しているが、平成27年度に耐震改修工事が完了したことにより、老朽化した設備を順次改修することにより、今後20～30年は現在の庁舎を使用することになっている。	熱源設備の適切な運用により、効率的かつ安定的な空調管理を図った。配管設備や躯体の一部修繕等を行い、施設を安定して使用できるようにした。2階ロビー・講堂照明のLED化により省電力化・長寿命化を図った。	市有建築物維持修繕計画に基づき、効率的に施設・設備等の改修を行っていく。	①継続 実施
38	契約 検査課	かながわ 電子入札 システム運 用事業		かながわ電子入札システムは、入札に関する手続をLGWAN回線を通じて行うシステムである。神奈川県及び県内市町村と共同で運営している。	15,228	電子入札 による執行 件数(工事)	200	202	101.0%	契約検査課が執行する入札のほぼ全ての案件を電子入札で行うことにより、事務が簡素化され契約検査課及び事業者の負担が軽減されるとともに、入札・契約の透明性・公平性が図られている。	県と県内市町村で連携している事業であり、法律の改正やインターネットのセキュリティ対策など適切に対応できている。	事業者に定着したシステムであり、今後も適切に運用していく。	①継続 実施
39	市税 総務課	市税収納 率向上事 業	○	厳正な市税徴収の執行により、税負担の公平性や市税収入を安定的に確保することを目的に、市税滞納者の実態と滞納原因を把握し、地方税法その他の関係法令に基づき、滞納者の実態に応じて滞納整理を行う事業。令和4年度も前年度に引き続き、市税等納付促進センターによる電話での納付勧奨を行うとともに、市税を自主納付しない滞納者には預金等の差押えによる滞納処分等の厳正な執行を行った。また、滞納整理に関する専門的知識を有する元国税局職員2人を徴収指導員として任用し、徴収吏員の滞納整理に関する技術力の向上を図った。	19,322	-	-	-	-		不動産の差押えを行い、公売に取り組んだ。令和4年度は延べ5件の公売を実施、うち2件が落札となり、約170万円を市税等に充当した。公売事務を進める中、公売対象となっていた案件について、約1,007万円の自主納付を促すことができた。	市税の滞納整理に必要な専門知識の習得や技術力の向上を図りながら、引き続き、厳正な市税徴収の執行に取り組む。	①継続 実施
40	市税 総務課	市税収納 管理事業	○	納付された市税の情報を適正に管理し、過誤納金が生じた場合は、地方税法に基づき、遅滞なく還付又は未納の市税への充当を行うほか、市税の口座振替による納付の促進、新たな納税環境の検討・整備を行う事業。令和4年度は、前年度に引き続き、納付された市税の収納消込み(各税目の課税データと納付済データの突合)を行い、過誤納金が生じた場合には、還付又は未納の市税への充当を行った。また、これまでの間、市税のコンビニエンスストア収納、スマートフォン決済アプリを利用した市税の納付、口座振替の利用促進と口座振替が連続して振替ができなかった市税の振替を停止し、納付書による納付へ切り替える対策などを実施し、納期内納付の促進を図ってきている。	18,516	-	-	-	-		令和3年5月から、スマートフォン決済アプリによる収納を開始し、自宅等で簡単に納税できるようにしたほか、市税のコンビニエンスストア収納、郵送専用口座振替申込書(はがき版)の市県民税及び固定資産税・都市計画税の納税通知書への同封、連続して口座振替不能となった市税の納付書による納付への切り替えなどを継続して実施した。	口座振替の促進並びに地方税統一QRコードを活用した電子納付を推進することにより、納税環境の整備を図っていく。	①継続 実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
41	市民税課・市税総務課・資産税課	地方税事務電子化事業	○	地方税共同機構が運営するeLTAX(エルタックス:地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における申告・申請・納税などの手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステム)を活用し、市税の課税事務、収納事務、及び軽自動車税関係事務の電子化を推進することにより、市税における納税者の利便性向上と課税事務の効率化を図った。	15,472	-	-	-	-	電子申告等の活用を推進することにより、税務事務の効率化・正確化を図った。	継続して実施していくとともに、制度のPRを行い電子申告の利用率向上を図る。また、eLTAX機能の拡大に合わせて税務事務の電子化を進めていく。	②見直し・改善	
42	資産税課	土地・家屋評価事業	○	固定資産税・都市計画税を課税するに当たって、土地鑑定評価(時点修正)、航空写真、路線価算定業務委託によって算定された路線価などの各種データを活用し、課税客体である土地・家屋を正確に把握し、土地評価支援システム及び家屋評価システムを用いて適正な固定資産評価を行う。	63,555	-	-	-	-	土地評価支援システム及び家屋評価システムの活用により課税客体である固定資産の状況把握や適正な評価額の算出を行った。土地評価に係る業務委託で、令和5年度課税に向けた路線価の時点修正を行った。家屋評価では、家屋評価システムの賃貸借契約の更新を行った。	土地評価では、令和6年度評価替えに向けた路線価算定業務を行う。また、航空写真を活用した家屋の異動判読(新築・増築・滅失)による的確な課税客体の把握の研究についても、引き続き行う。	①継続実施	
43	事業課	競輪場施設整備・改修事業		小田原競輪場での競輪開催の円滑な実施及び施設の延命化のため、小田原競輪場内の建物、競走路等について、経年劣化に応じた適切な整備・改修を行う。遠赤外線暖房装置更新や着順制御盤更新等の事業継続に必要な施設の改修を実施した。	172,182	本市営競輪車券売上(千円)	17,700,000	24,172,839	136.6%	施設の老朽化が進行していることから、安全に競輪開催の実施できるよう、また選手や来場者が安全かつ快適に過ごせるようにするための整備・改修は不可欠である。	将来の来場者の施設利用状況等を勘案して、工事範囲を検討し、最小のコストで施設改修を実現した。	入場者の状況から施設の部分的な閉鎖を含め、既存施設のより効果的な整備、改修を含めた競輪事業全体の健全経営が必要ことから、令和5年度以降は小田原競輪経営改善事業に統合する。	③完了・休止・廃止
44	事業課	小田原競輪経営改善事業		包括業務委託の導入(継続)や他場を借上げてのミッドナイト競輪の実施等の経営改善策を行い、一般会計繰出金を確保する。令和4年度は、大規模な施設改修等を行ったが、収益が見込める競輪開催を積極的に行ったことにより、前年度と同額の1億円を一般会計に繰出したほか、3億円を小田原競輪場施設等改善基金に積立てることができた。	100,000	一般会計繰出金1億円/年の達成(%)	100	100	100.0%	一般会計への繰出しを安定的に行うため、包括業務委託や収益性の高い競輪開催などの経営改善策を行う。	収益が見込まれる枠外開催を、F I 1開催、ミッドナイト競輪1開催を追加し、収入の増加を図った。	包括業務委託の契約期間が令和4年度から令和8年度までの5年間となっており、効果を検証するとともに、様々な観点からの経営改善策を行う。	②見直し・改善

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
45	地域政策課	市民功労者等表彰事業		「小田原市褒賞基金に関する条例」に基づき、本市に関する学術・文化、教育・福祉等において功績があった個人・団体、また小田原の名を高めた個人・団体を表彰する。市民に受賞者の功績を周知するとともに、文化・福祉等の活動を行っている個人・団体の目標や励みとなり、さらに活動を発展させることを目的としている。 令和4年度は、2個人1団体1法人を表彰した。	502	褒賞件数 (件)	6	4	66.7%	市民等からの寄附による褒賞基金をもとに、さまざまな分野の功労者を市が表彰することで、市民の目標や励みとなり、また、活動の発展にもつながっている。	平成29年度から一般財源ではなく、褒賞基金を取り崩して事業を実施することとした。また、事業所管課と推薦担当課との役割分担を見直し、受賞者に対するより細やかな対応や、受賞者の功績をより知らしめることができた。	市の発展に貢献いただいた個人や団体を広い分野で吸い上げ、基金の目的に沿った表彰を継続して行う。	①継続実施
46	地域政策課	おだわら地域力市民力表彰事業		地域別計画に定めた内容の実現に向けて、地区自治会連合会ごとに、自主的・積極的に地域に貢献している人(団体)を「おだわら地域力市民力表彰」として表彰する。その活動を広く紹介することにより、一人でも多くの人が自分の住む地域の発展に貢献したいと思う心を育むことを目的としている。 令和4年度は、10地区から推薦のあった5個人5団体を表彰した。	73	受賞者数 (件)	26	10	38.5%	市が受賞者を紹介し、周知することで地域活動の活性化に資する。	表彰式は、地域活動団体が多く集まる「地域活動シンポジウム」(主催:小田原市地域活動推進協議会・小田原市自治会総連合)の中で行っており、効率的な運営形態となっている。	地域コミュニティ組織(まちづくり委員会等)から推薦者に関する情報提供を受けるとともに、周知を強化し推薦を促進する。	①継続実施
47	地域政策課	地域コミュニティ推進事業		地域課題の解決に取り組む地域コミュニティ組織の活動を地域担当職員の配置や地域コミュニティ推進事業費負担金の交付等を通じて支援するものである。 また、地域活動の担い手の育成や発掘支援の参考となる講座を開催するとともに、地域活動懇談会の開催を通じて地域と行政が地域課題や今後の取組の方向性を共有した。(16地区)	6,439	分科会数 (分科会) ※単独型・プロジェクト型は1と数える。	91	89	97.8%	行政だけでは対応しきれない地域課題の解決に地域の実情に応じて取組を行う、地域コミュニティ組織の活動を支援することは有効な事業である。	地域コミュニティ組織は新型コロナウイルス感染症の影響から活動に制限があり、総会等は書面開催としたが、イベント等は感染対策を図りながら取り組んだ。	地域コミュニティ組織による地域課題を解決する取組を包括的、継続的に支援し、持続可能なものとする。	①継続実施
48	地域政策課	地域活動拠点等整備事業		公共施設がなく、既存施設が老朽化等している地域を対象に小学校の空き教室を活用し、地域活動の場を整備することで地域活動を促進し、持続可能性を高めるものである。 令和4年度は、大窪小学校の会議室を地域活動の場として整備するとともに、富水小学校のスタジオを改修して富水地区に地域事務局を設置した。 また、酒匂市民集会施設用地については民間事業者等に貸し出すことで土地の有効活用を図る。	2,943	土地利活用契約数 (件)※R3 貸付開始	1	1	100.0%	地域活動の場の整備や地域事務局の設置などは地域活動の促進や持続可能性を高めることに寄与し、有効である。	地域活動の場の整備等は学校の理解が得やすいよう、学校木の空間づくり事業とあわせて実施し、工事期間もあわせている。	令和5年度は前羽小学校の多目的ホールに地域活動の場を整備する。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
49	地域政策課	市民集会施設維持管理事業		施設を安全に使用できる間の活用を前提に、地域住民等の活動の場を確保するため、地域の自治会連合会に貸与している市民集会施設の維持管理事業である。 令和4年度の利用者数は16,538人で、新型コロナウイルスによる影響が残る中、地域活動の場の確保という目的は達成できている。	3,241	利用者数(人)	16,000	16,538	103.4%	地域活動、団体活動の場の確保及び使用可能な間の市の保有施設としての維持管理は必要である。	管理を地域に委ねることで効率性が図れている。	平成30年度策定の小田原市公共施設再編基本計画に基づき、今後について検討する。	②見直し・改善
50	地域政策課	川東タウンセンター管理運営事業		地域活動や生涯学習活動の場の提供による地域の活性化が目的の事業であり、経年劣化に伴う維持修繕や設備の更新を行うとともに、川東タウンセンターマロニエの円滑かつ効率的な運営に努めている。 令和4年度の施設稼働率は約50%で、新型コロナウイルスによる影響は残るものの、利用率は回復傾向にあり、場の提供という目的は概ね達成している。	125,174	稼働率(%)	60.0	49.8	83.0%	市民力を高める各種コミュニティの地域活動や生涯学習活動の場を提供し、地域の活性化が図られている。	民間委託により効率化を図っている。 キャッシュレス決済を導入することにより、利用者の利便性の向上を図った。 コロナ禍においても、安心して利用できるよう換気、消毒等に務めた。	公共施設としての役割(住民窓口、子育て支援、選挙、バリアフリー型風水害避難場所等)を果たしつつ、安心・安全に利用できるようサービスを提供していく。	①継続実施
51	地域政策課	城北タウンセンター管理運営事業		地域活動や生涯学習活動の場の提供による地域の活性化が目的の事業であり、経年劣化に伴う維持修繕や設備の更新を行うとともに、城北タウンセンターいずみの円滑かつ効率的な運営に努めている。 令和4年度の施設稼働率は約50%で、新型コロナウイルスによる影響は残るものの、利用率は回復傾向にあり、場の提供という目的は概ね達成している。	35,162	稼働率(%)	50.0	49.9	99.8%	市民力を高める各種コミュニティの地域活動や生涯学習活動の場を提供し、地域の活性化が図られている。	民間委託により効率化を図っている。 キャッシュレス決済を導入することにより、利用者の利便性の向上を図った。 コロナ禍においても、安心して利用できるよう換気、消毒等に務めた。	公共施設としての役割(住民窓口、子育て支援、選挙、バリアフリー型風水害避難場所等)を果たしつつ、安心・安全に利用できるようサービスを提供していく。	①継続実施
52	地域政策課	橋タウンセンター管理運営事業		地域活動や生涯学習活動の場の提供による地域の活性化が目的の事業であり、経年劣化に伴う維持修繕や設備の更新を行うとともに、橋タウンセンターこゆるぎの円滑かつ効率的な運営に努めている。 令和4年度の施設稼働率は約40%で、新型コロナウイルスによる影響は残るものの、利用率は回復傾向にあり、場の提供という目的は概ね達成している。	29,322	稼働率(%)	40.0	40.5	101.3%	市民力を高める各種コミュニティの地域活動や生涯学習活動の場を提供し、地域の活性化が図られている。	民間委託により効率化を図っている。 キャッシュレス決済を導入することにより、利用者の利便性の向上を図った。 コロナ禍においても、安心して利用できるよう換気、消毒等に務めた。	公共施設としての役割(住民窓口、子育て支援、選挙等)を果たしつつ、安心・安全に利用できるようサービスを提供していく。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
53	地域政策課	自治会活動活性化事業		自治会総連合に対し、自治会の活性化につながる環境美化活動や総連合が主催する問題解決に向けた理解を深める機会の場等への補助を行う。地域活動の主体である自治会組織を支援することにより、活動の活性化と行政との協働によるまちづくりを進め、誰もが住みよいまちを築き上げることを目的としている。 令和4年度は、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成金を活用し、市内の住宅地図(紙媒体及び電子版)を購入し、各地区自治会連合会へ配布することで、自治会加入促進や地域防災力の向上に努めた。	4,482	自治会加入世帯数(世帯)	63,000	59,847	95.0%	自治会組織は行政事業の一部を担うなど公共性が高く、活動を継続していくための補助事業を行う必要性は高い。	補助を行うことにより、各地区の環境美化活動や、総連合のさまざまな研修事業、情報発信活動等を充実させることができているとともに、自治会と行政との協働のまちづくりを実現できている。	引き続き、自治会活動の活性化に向け、自治会加入促進や研修の充実について、自治会総連合の活動を支援していく。また、自治会事務の簡素化・効率化に向けたデジタル技術の活用について、地域の要望を丁寧に聞き取りながら支援していく。	① 継続実施
54	地域政策課	地区行政事務委託事業		行政文書の回覧・各戸配布、ポスター等の掲示、各種調査や委員等の推薦等について、多くの市民が加入する自治会に委託することで広く情報を伝達する。 令和4年度は、自治会に対し、108件の回覧配布等を依頼した。	23,341	回覧等依頼件数(件)	130	108	83.1%	情報伝達相手となる市民の大半により構成された団体に、業務を委託することは最も確実である。	市民に広く情報を伝達する手段としては、全戸へのポスティングなどが考えられるが、コスト面で難しく、多くの市民が加入している自治会に依頼することが最適と考えられる。配布物を極力A4判の規格に統一することで、配布の際の負担軽減を図っている。	さまざまな情報が広く行き渡るよう、継続して情報伝達を行っていく。	① 継続実施
55	地域政策課	市民活動推進事業		市民活動推進委員会が調査研究等を実施し、市民活動を支援する事業の構築や時代に合った制度改善を行うとともに、まごころカードの交付やボランティア活動補償制度の運用等により、市民活動の活性化につながる環境の整備を図る。また、市民の創意を生かした市民主体のまちづくりを進めるため、市民活動団体が行う公益性の高い事業を財政的に支援する市民活動応援補助金や、市民活動団体または行政(市)からの提案に基づき、適切な役割分担により事業を実施する提案型協働事業を実施する。 令和4年度は、市民活動推進委員会において諮問事項「市民活動団体の多様な主体との連携の促進」について検討を継続した。また、まごころカードを335枚交付し、ボランティア活動補償制度では8件を補償した。さらに、市民活動応援補助金として9団体にに対し計1,460千円を交付するとともに、市民提案型協働事業1件を実施した。	2,500	市内NPO法人数(団体)	87	80	92.0%	多様な主体の協力関係を構築し、市民と行政が協働しながら、地域課題の解決につなげていくためには、市民活動の活性化は不可欠なものであり、市民活動の推進に向けた調査研究や各種施策の実施は市の重要な役割である。市民活動の充実につながり、意図した目的が達成できている。	市民活動応援補助金について、市民の利便性向上及び申請促進のため、UMECOにおいて申請・相談の窓口を設置するとともに、交付事業への助言等を行っている。	市民活動団体の状況をよく把握するように努め、市民活動推進委員会の意見を参考にしながら、より効果的な市民活動推進ができるよう、事業を検討し継続していく。	② 見直し・改善
56	地域政策課	市民交流センター管理運営事業		市民の多様な活動を支援し、交流を促進することにより、市民の福祉の増進を図るため、おだわら市民交流センター(UMECO)を設置し、中間支援組織として市民活動の推進を図る。会議室や市民活動に使えるスペース等の貸出しを始め、市民活動に役立つ研修会やワークショップのほか、情報紙やホームページ等による情報収集・提供を行い、市民や市民活動団体、企業など、様々な主体の交流・連携を創出する。 令和4年度は、4月から活動エリアの一部を会議室に変更し、施設の更なる有効活用を図った。また、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、施設利用や各種事業を工夫して継続した。	62,448	市民交流センター登録団体数(団体)	394	405	102.8%	市民の多様な活動を支援し、交流を促進することにより、市民の福祉の増進を図るため、行政が実施すべき事業である。多くの利用、交流があり、意図した目的を達成できている。	指定管理者制度を導入し、効果的な運営を行っている。また、施設の更なる有効活用のため、活動エリアの一部を会議室に変更したことにより、結果として会議室利用料金が増収となり、指定管理料が縮減された。	中間支援組織としての更なる充実を目指し、継続する。	① 継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
57	地域安全課	地域防犯灯整備事業		防犯灯を整備し、夜間における明るさを確保することにより、犯罪を抑止し、安全・安心なまちづくりの実現を図ることを目的とした事業である。平成26年度までは地域の自治会が防犯灯を設置・管理し、市は各自治会に対し整備費補助金を交付するなど支援をしてきたが、平成26年10月から「防犯灯ESCO事業」を導入したことにより、防犯灯のLED化を実施し、その後の維持管理も市が行っている。令和4年度は、52灯の新設を行ったほか、防犯灯ポールの修繕や道路後退対応などに伴う移設等を計45か所行った。	66,571	防犯灯新設数(灯)	74	52	70.3%	夜間の明るさが確保されたことから、犯罪の抑止、安全・安心なまちづくりの実現につながっている。また、利益は広く市民に還元されている。	民間事業者と10年間の債務負担行為を設定し事業を推進しているため、毎年度の支出が平準化され、短期間でのLED化、市による一元管理ができています。	防犯灯ESCO事業については、令和6年度まで債務負担行為が継続するため、事業者と連携し、適正な維持管理を行う。また、新設も含め、老朽化している防犯灯設備の安全性を確保できるよう整備を進める。	①継続実施
58	地域安全課	地域防犯灯維持管理費補助事業		夜間における生活空間の明るさを確保することにより、犯罪を抑止し、安全・安心なまちづくりの実現を図るための補助事業である。従来自治会が設置・管理していた防犯灯を、平成26年度に防犯灯ESCO事業を実施し、市が管理することとしたが、諸事情により、一部維持管理を自治会が継続している箇所があり、その維持管理費の一部を市が助成するものである。令和4年度は、LED灯108灯、蛍光灯87灯、水銀灯等15灯、合計210灯分の維持管理経費として、523,380円の補助金を交付した。	524	防犯灯維持管理費補助灯数(灯)	213	210	98.6%	夜間における明るさが確保され、安全・安心なまちづくりの実現につながっている。また、補助事業については、利益は補助対象者だけでなく、広く市民に還元されている。	防犯灯を管理する自治会の費用負担を軽減し、防犯灯ESCO事業により市に移管した自治会との均衡を図ることができている。	防犯灯ESCO事業で対応できなかった防犯灯については、自治会の金銭的な負担を軽減するため、今後も補助を継続する。	①継続実施
59	地域安全課	地域防犯力強化事業		安全・安心なまちづくりを実現するためには、地域住民による防犯活動の推進が必要不可欠であることから、地域の防犯活動を支援し、更なる普及、充実を図ることを目的とした事業である。防犯指導員協議会小田原支部会への補助金を交付し、主に防犯意識の高揚を図る啓発広報活動を助成した。平成29年度に地域防犯カメラ整備費補助金を創設し、防犯カメラの設置を希望する自治会に補助金を交付しており、令和4年度は、1自治会に対し、計67,000円を交付した。令和4年度に特殊詐欺対策電話機器購入費補助制度を創設し、市内在住の70歳以上の方に対し、迷惑電話防止機能が付いた電話機の購入費用の一部を補助しており、令和4年度は22件、126,000円を交付した。	647	小田原市内刑法犯認知件数(件) ※年単位	1,065	685	155.5%	地域住民の防犯意識の向上は、地域防犯力の強化につながり犯罪抑止の効果が大きいことから、地域や関連団体と連携した取組は意義があるものとする。	防犯指導員協議会小田原支部会の活動を支援することにより、地域の実情に応じた防犯活動が期待できる。	地域防犯カメラ整備費補助金については、県の補助金を活用し、事業を継続していく。また、特殊詐欺対策電話機器購入費補助金については、県の補助金が終了となったが、市民の安全で安心な暮らしを守るためには必要な事業であるため、今後も継続していく。	①継続実施
60	地域安全課	交通安全運動推進事業		交通安全意識の高揚と交通安全思想の普及を図ることを目的に、交通安全教育指導員による交通安全教室の開催、小中学生を対象とした交通安全ポスターコンクールの実施、交通安全功労者表彰等を行う。また、交通安全に関する各関係機関や団体に対し補助金を交付することにより、各団体が行う交通安全に関する啓発事業を促進する。新型コロナウイルス感染症の影響で縮小していた交通安全対策協議会の活動も徐々に再開し、各季に実施している交通キャンペーン(年4回)についても、感染状況を考慮しながら従来同様、実施することができた。また、交通安全教育指導員による交通安全教室についても、205回開催し、受講者は7,953人であった。	12,908	交通安全教室受講人数(人)	7,000	7,953	113.6%	市民が安全に暮らすため、市の主導だけでなく、県や関連団体と連携して交通安全の普及啓発を行うことは、より多くの市民の意識の高揚に大きな効果がある。	交通安全教室については、幼稚園や保育所、小学校だけでなく、高齢者や外国人技能実習生など幅広い世代を対象として開催している。	今後も事業を継続する。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
61	地域安全課	自転車等 放置対策 事業		公道や公共施設に自転車等が放置されることを防止することにより、良好な生活環境を保持し、併せて非常時における緊急活動の場を確保することを目的に、放置禁止区域(鴨宮駅、下曽我駅、小田原駅西口、小田原駅東口、足柄駅の周辺)を指定するとともに、自転車駐車場の維持管理、放置自転車等に対する警告札の取り付け、保管場所への移動、所有者の特定、引取通知の送付、処分を行う。 令和4年度の市内の放置自転車等移動台数は、目標指数を上回った。これは市営無料自転車駐車場や市営住宅から移動した放置自転車を回収したものによる影響である。これらを差し引いた前年との比較は、令和3年度721台に対し、令和4年度は786台とほぼ例年どおりの状況であった。	34,745	市内の放置自転車等移動台数(台)	1,200	1,397	85.9%	放置自転車対策は、法に基づいた事務事業であり、安全・安心な市民生活に直結しているため、市の関与は必須である。	業務の委託や指定管理者制度の導入など、民間活力の活用により、最大限の効果を得ている。	今後も事業を継続する。	①継続実施
62	地域安全課	消費生活 相談事業		専門知識を有する消費生活相談員が、住民からの消費生活相談を受け付け、あっせんや適切な助言を行う。市町村による消費生活相談等の事務の実施については、消費者安全法第8条に明記されている。 消費生活相談は、次の5つの役割・機能を果たすために実施している。 ①消費者被害からの回復や問題解決に向けた助言等の消費者支援 ②行政処分等の行政監督制度の端緒としての機能 ③地域住民の消費生活の実情や起きている問題の把握等の消費者行政のためのセンサー機能 ④消費者庁による消費者事故等に関する情報の一元化のための機能 ⑤消費者保護や産業の健全化のための法律改正や制定等に関する分析・検討に寄与する機能 令和4年度の消費生活相談件数のうち、解決した件数、助言により消費者の自主的な交渉につなげた件数の割合(%)は85.7%であった。	7,231	消費生活相談件数のうち、解決した件数、助言により消費者の自主的な交渉につなげた件数の割合(%)	90.0	85.7	95.2%	市町村による消費生活相談等の事務の実施については、消費者安全法(第8条)に明記されているため、市の役割として取り組むべき事業である。	消費生活センターが関わることにより事案の解決、又は消費者の自主的な交渉につなげる件数を増加させるため、WEB研修を活用し、消費生活相談員の知識・技術・資質向上に努めた。	現在の市直営の形態が望ましい。 高齢化に加え、経済情勢の変化やネット環境の進展等により、消費者問題は高度化・多様化し、消費契約トラブルは増加が予想されるため、消費生活相談員の研修機会を充実させ専門性を高めるほか、福祉部局や民生委員等の関係機関団体と連携して、見守り体制の構築を図っていく。	①継続実施
63	地域安全課	消費生活 啓発事業		消費者被害の未然防止及び消費者の知識向上を図り、自立した消費者を育成するため、「くらしの講座」「消費生活出前講座」などの啓発事業を実施するほか、県等関係機関と連携しながら、消費者トラブルの注意喚起等、年齢層や事例に合わせて、市民へ適切な情報提供を行う。 令和4年度は、次のとおり啓発事業を実施した。 ①「くらしの講座」を「食の安全・安心」に関するテーマで1回実施した。 ②「消費生活出前講座」を社会福祉協議会、小学校、障がい者施設を対象に4回実施した。 ③「親子おこづかい教室」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、2年間で中止していたが、夏休みに1回実施した。 ④民生委員や地域包括支援センターなどの関係機関と連携を図り、消費者被害の未然防止のための啓発活動を行った。	6,636	啓発講座回数(回)	12	6	50.0%	消費者基本法(第4条)に地方公共団体の責務として、消費者の権利尊重、自立支援等の消費者政策を推進することが明記されている。また、消費者教育の推進に関する法律(第5条)に地方公共団体の責務として、消費者教育の施策の実施等が規定されているため、市の役割として取り組むべき事業である。	啓発事業は、そのほとんどを県補助金を財源に実施している。また、啓発講座(消費生活出前講座)の講師には、消費者団体に協力を依頼し、経費削減を図っている。	高齢者を中心に消費契約トラブルなどの増加が予想されるため、消費生活相談員を中心に、消費者団体や民生委員児童委員、地域包括支援センターなどの関係機関と情報共有し、消費者被害の未然防止のための啓発を図っていく。	①継続実施
64	地域安全課	市民相談 事業		一般相談及び専門家による特別相談により、市民の諸問題の相談に応じ、トラブルの解決を支援する。また、市民相談を通じて収集された諸問題を市政に反映させ、市民サービスと市民生活の向上を図る。 令和4年度の一般相談の件数は1,351件、特別相談の件数は542件、計1,893件となっている。	9,742	相談件数(件)	2,000	1,893	94.7%	無料で気軽に受けられる市民相談は、「安心して暮らせるまち」の実現のため、市の役割として必要不可欠な事業であると考えられる。 現状の相談体制で、おおむね相談者の要望に対応できており、一定の成果は出ている。	令和2年度から会計年度任用職員制度に移行したことに伴い、一般相談員が5人から3人となったが、1日2人体制を維持している。	市民の安全・安心を確保するため、相談者にとって問題解決の第一歩となる市民相談窓口を継続することは、必要不可欠である。 また、複雑化・多様化する相談に対して、専門家による特別相談のほか、一般相談についても相談員の資質や専門性を確保し、対応していく。	①継続実施



事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
65	人権・男女共同参画課	人権施策推進事業		<p>【目的】 人権施策の総合的かつ効果的な推進を図る。</p> <p>【内容】 ①市の人権施策の理念や方向性を示した「小田原市人権施策推進指針」について、社会情勢や新たな人権課題に対応するため、小田原市人権施策推進委員会を開催し、検討・協議を重ね、令和5年3月に改定した。 ②人権団体が実施する人権啓発活動事業に対し、補助金を交付した。 ③職員の人権意識向上のため、人権団体が主催する講演会・研修等に職員を派遣した。令和4年度は、計14件の研修に延べ144人の職員を派遣した。</p>	2,189	人権団体が主催する講演会・研修等の参加(人)	120	144	120.0%	第6次総合計画が目標とする多様性が尊重される社会の実現に向けて、誰もが人として大切にされ、共に生き、支え合うまちづくりを基本理念とした「小田原市人権施策推進指針」を定め、人権に関する施策を推進している。人権尊重は、市の施策の根幹であることから、市が実施すべき事業である。意識啓発事業は、切れ目なく継続実施することで徐々に成果を上げていくものであり、事業が意図する目的を達成できている。	講演会への職員派遣については、テーマに関する実務担当者等を所管課から推薦してもらい派遣している。また、参加者には庁内研修の際に講師を務めてもらうなど、情報共有に努めている。	引き続き現行事業を充実させていく。	①継続実施
66	人権・男女共同参画課	人権啓発事業	○	<p>【目的】 小田原市人権施策推進指針の基本理念である「誰もが人として大切にされ、共に生き、支え合うまちづくりの実現」を目指して、啓発事業を実施する。</p> <p>【内容】 ①「人権メッセージパネル展」の開催。12月1日～8日の期間、市民ロビーにスポーツ・文化・芸術等の各界で活躍している方々から寄せられた人権メッセージを掲載したパネルを展示し来庁者に人権の大切さを伝えた。 ②「人権を考える講演会」を11月9日、三の丸ホール小ホールで開催した。参加者は190人。令和4年度は、トークライブと講師のヴァイオリン演奏による2部構成で、障がいに対する理解をテーマとした。講師自身のハンディキャップをもつ体験談に加え、支える家族の心情等を聴取者に伝えた。</p>	362	-	-	-	-	人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき、各市町村ごとに議会の意見を聴いて首長が推薦し、法務大臣によって委嘱されるもので、市域における円滑な活動を支援することは、基礎自治体の本旨に資するものである。小田原市人権擁護委員会は、地域住民の人権相談、幼稚園・保育園や小学校等での人権教室の開催、街頭啓発活動など、啓発と相談を実施しており、意図した目的を達成できている。	パネル展で展示するパネルは、県から借用している。  講演会は、神奈川県の人権啓発活動地方委託事業を活用して実施しているので、事業コストが抑えられている。  人権を考える講演会の開催に当たり、小田原市人権擁護委員会の協力を得て、円滑なイベント運営を図った。	引き続き現行事業を充実させていく。	①継続実施
67	人権・男女共同参画課	人権擁護委員支援事業		<p>【目的】 小田原市人権擁護委員会の会員相互の研修及び職務遂行の促進を図り、もって人権擁護の目的達成に資するため、同委員会の職務遂行等の支援を行う。</p> <p>【内容】 ①人権擁護委員候補者の法務大臣への推薦。令和4年度は9人(更新5・新規4)を推薦した。 ②小田原市人権擁護委員会の事務局として、人権擁護委員活動の補助や法務局との連絡調整、各種資料作成等の支援を行った。</p>	285	特設相談の実施(回)	15	13	86.7%	人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき、各市町村ごとに議会の意見を聴いて首長が推薦し、法務大臣によって委嘱されるもので、市域における円滑な活動を支援することは、基礎自治体の本旨に資するものである。小田原市人権擁護委員会は、地域住民の人権相談、幼稚園・保育園や小学校等での人権教室の開催、街頭啓発活動など、啓発と相談を実施しており、意図した目的を達成できている。	組織の自立化促進を図るため、人的支援を最小限にとどめている。	現行事業を継続し、人権擁護委員会組織の自立化を支援する。	①継続実施
68	人権・男女共同参画課	自立・更生保護活動支援事業		<p>【目的】 犯罪や非行に陥った人の更生保護活動を支援するとともに、地域社会における犯罪非行防止活動を推進し、もって明るく住み良い社会づくりの実現に資するため、各種事業を実施する。</p> <p>【内容】 ①法務省が主唱する全国的な運動である「社会を明るくする運動」を実施した。小田原駅周辺で街頭キャンペーン(7月1日)、中学生作文コンテスト(夏休み)、各地区でのミニ集会の開催(通年、計10回)、各種広報活動(通年)等を実施した。また、環境美化活動として、東日本大震災の「復興のひまわり」の苗を市内中学校に配布した。 ②小田原地区保護司会、小田原市更生保護女性会、小田原地区BBS会の事務補助として、書面会議開催等の調整や資料作成等の支援を行った。</p>	793	ミニ集会参加(人)	600	601	100.2%	社会を明るくする運動は、法務省が提唱し、基礎自治体に協力を求めていることから、市が実施すべき事業である。また、保護司法には保護司及び保護司会に対する地方公共団体の協力が規定されていることから、市が保護司会に補助事務を行うことには妥当性がある。他の更生保護団体に関しても、保護司会と一体となって活動することで、より成果を上げるものなので、市の支援には有効性がある。	社会を明るくする運動の実施に関しては、地区保護司会や更生保護女性会、青少年団体等の地域団体に主体的に参加してもらうことで、草の根運動的な支援の輪を広げている。	現行事業を継続し、更生保護団体の自立化を支援する。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
69	人権・男女共同参画課	男女共同参画推進事業		<p>【目的】 第3次おだわら男女共同参画プランに基づき、男女共同参画社会の実現に向けて各種事業を実施する。</p> <p>【内容】 ①小田原市男女共同参画推進協議会(庁内組織)の開催(8月)。第3次おだわら男女共同参画プランにおける各課の取組事業及び審議会等への女性の参画率の報告等を行った。また、審議会等への女性参画推進について、各審議会の目標管理(10月)と女性委員等へのアンケート(2月)を実施した。 ②男女共同参画セミナーを2回開催した。 ・第1回7月29日「アンコンシャス・バイアス」(会場 小田原イノベーションラボ ハイブリッド開催 参加者36人) ・第2回12月15日「性暴力について」(オンライン開催 参加者16人)</p>	121		40.0	30.8	77.0%	<p>本事業は、男女共同参画社会基本法に基づく取組を、市町村が総合的かつ計画的に実施する取組であり、市が実施すべき事業である。 男女共同参画社会基本法第14条第4項に基づき定めた市町村基本計画に基づき体系的に目的を達成している。</p>	<p>啓発事業の実施に当たっては、課題ごとに体系化を図り、偏りがないよう配慮している。 男女共同参画推進サポーター登録団体の啓発イベントを後援する等、市が主催するのみでなく、団体の支援でエンパワメントを図った。</p>	<p>第3次おだわら男女共同参画プランに基づき着実な事業実施を図っていく。 また、審議会等への女性参画率の向上について、庁内推進組織を強化し、着実に進める。</p>	①継続実施
70	人権・男女共同参画課	女性活躍推進事業		<p>【目的】 第3次おだわら男女共同参画プラン(女性活躍推進法における市町村推進計画)に基づき、女性の職業生活における活躍の推進のために各種事業を実施する。</p> <p>【内容】 ①小田原市女性の活躍推進協議会の開催。令和4年度は「女性活躍に係る総合的な取組の推進について」検討・協議した。 ②小田原Lエール事業の推進。令和4年度は新規20社、更新33社を認定した。また認定企業の取組を市広報紙やホームページ、パネル展開催等により紹介した。 ③女性活躍推進講演会の開催(2月3日)。対象は企業のトップや管理職(オンライン、参加者61人) ④女性活躍推進アドバイザーの派遣。令和4年度は、小田原Lエール認定(更新を含む)を視野に、アドバイザーの助言を希望する企業2社に計4回派遣した。 ⑤女性のためのキャリア相談の設置。令和4年度の相談件数28件。</p>	5,557		20	20	100.0%	<p>女性の活躍推進協議会は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の第23条に基づく協議会として設置されるもので、市が実施することに妥当性がある。 また、市内企業等を対象とした具体的策を検討するためには、公と民がそれぞれの立場で役割を果たすことが重要であり、公民のメンバーで構成する協議会により協議・検討することは有効である。</p>	<p>令和4年度は国の地方創生推進交付金を活用することで、事業費の負担軽減を図った。</p>	<p>第3次おだわら男女共同参画プランに基づき着実な事業実施を図っていく。</p>	①継続実施
71	人権・男女共同参画課	女性相談事業		<p>【目的】 「売春防止法」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、DV被害者に対する相談体制の充実を図るとともにDV被害者支援に係る啓発活動を行う。</p> <p>【内容】 ①婦人相談員による女性相談実施。令和4年度の実績は257人。 ②DV被害者等の緊急一時保護対応。令和4年度は一時保護なし。 ③DV防止に関する意識啓発。4月「AV出演強要・JKビジネス被害防止月間啓発展示」(UMECO)、11月12日～25日「女性に対する暴力をなくす運動」期間中、DV防止啓発展示(UMECO)と関連書籍紹介(中央図書館、東口図書館)、バーブルリボンプロジェクト、小田原城天守閣のライトアップ等を実施した。また、市内大学に若年層向けチラシを配布した。</p>	7,495		200	257	128.5%	<p>女性相談は、「売春防止法」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、専門の相談員を配置して実施しており、行政が実施すべき事業である。 第3次おだわら男女共同参画プランに、暴力の防止及び被害者の保護に関する法律における市町村基本計画を位置付けており、体系的な事業実施により、目的が達成できている。</p>	<p>毎年DV対応関係機関連絡会議(庁内)を開催し、支援体制に遺漏が生じないように庁内関係課との連携を図っている。 県都市婦人相談員業務研究会に参加し、県内各市の相談員が相互に連携協力を図る体制を整えている。</p>	<p>引き続き現行事業を充実させていく。</p>	①継続実施
72	人権・男女共同参画課	外国籍住民支援事業		<p>【目的】 外国籍住民の言語によるハンディを軽減し、地域で安心して暮らせるように支援する。</p> <p>【内容】 ①「通訳・翻訳ボランティア」の登録及び派遣。令和4年度は派遣実績なし。 ②外国籍転入者等への「出入国在留管理庁監修多言語ガイドブック」の配布。 ③「かながわ医療通訳派遣システム」への参加。令和4年度の小田原市の利用は4件。 ④自動通訳機を各課窓口対応等の際に貸し出している。令和4年度は16件。 ⑤多文化共生情報発信事業の実施。12月に外国語によるラジオ放送を開始した。最近ベトナム人が急増していることから、ベトナム語で市からの生活・イベント・防犯情報や日本の文化や習慣に関する情報をFM小田原で放送している。毎週日曜日12時30分にオンエア。</p>	44		15	16	106.7%	<p>第6次総合計画が目標とする多様性が尊重される社会の実現に向けて、地域に住む外国籍住民との相互理解を深めるとともに暮らしやすい生活環境をつくることは、行政が実施すべき事業である。</p>	<p>国が作成した多言語生活情報誌の活用や、多言語対応のWEBサイトの案内等経費節減を図っている。 医療通訳については、神奈川県医療通訳派遣システム推進自治体協議会に加盟することで、経費の節減を図っている。また、通訳機の導入により、通訳ボランティアと利用者の日程調整に要する時間と経費の節減が図れるようになっていく。</p>	<p>引き続き現行事業を充実させていく。</p>	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
73	戸籍住民課	証明書コンビニ交付サービス事業		マイナンバーカードで利用できる利用者証明用電子証明書を活用し、コンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機や、住民窓口・市民窓口を設置されているかんたん窓口システムにより住民票の写しなどの証明書を取得できるサービスを提供する。	7,829	証明書発行件数(件)	18,000	24,919	138.4%	支所等の廃止に伴う証明書交付手段の代替として、マイナンバーカードを活用した便利・簡単・安心のコンビニ交付サービスを導入。住民サービスの向上、マイナンバーカードの普及促進及び証明窓口の混雑緩和を図る。	平成31年1月15日にサービスを開始して以降、マイナンバーカードが普及していることを受け、証明書発行件数が増えており、利便性の向上につながっている。	引き続き、本サービスの周知を図り、利用を促進する。	① 継続実施
74	戸籍住民課	証明書郵便局交付サービス事業		市域の10郵便局の窓口職員が住民票の写しなどの請求を専用のファクシミリを用いて市へ取り次ぎ、郵便局の窓口で各種証明書を交付するサービスを提供する。	405	証明書発行件数(件)	1,600	1,286	80.4%	支所等の廃止に伴う証明書交付の代替手段として、市民の身近にある郵便局10局において対面に対応する郵便局交付サービスを導入。住民サービスの向上及び窓口の混雑緩和を図る。	平成31年1月15日にサービスを開始して以降、一定の利用があることから、郵便局の利用について案内している。	引き続き、本サービスの周知を図り、利用を促進する。	① 継続実施
75	戸籍住民課	広域証明発行サービス事業		小田原市・南足柄市・大井町・松田町・箱根町内に住所地がある住民が、最寄りの行政窓口において、相互に住民票の写しや印鑑登録証明書、戸籍謄抄本(改製原戸籍、除籍謄抄本を除く)を取得できるサービスを提供する。広域サービスの提供により住民の利便性を向上させるとともに、市町間の広域連携の推進を図る。	287	証明書発行件数(件)	1,300	1,076	82.8%	各自治体における証明書発行は法令等に基づく事務であるが、広域での証明書取得を可能とするため、参加自治体間で協定を締結している。令和4年度は、他市町で交付した小田原市の証明が422件、小田原市で交付した他市町の証明が546件あり、需要に応えられている。	手数料については、すべて住所地、本籍地の自治体に納付され、事務委託経費として手数料の半額が、証明書を交付した自治体に支払われる。	当面は、現状のサービスを維持する。	① 継続実施
76	防災対策課	地震被害軽減化事業		大規模地震による人的被害を軽減するために、危険なブロック塀の撤去に対して助成を行う。地震に強い安全なまちづくりを推進することを目的とし、危険な塀等撤去促進事業においては、地震災害等による被害の軽減及び避難路の安全の確保を図るため実施している。また、地震による住宅の倒壊から自らの生命を守るための装置で国・地方公共団体等により一定の評価を受けた耐震シェルター又は耐震ベッドに対して助成を行ったが、利用がないため、令和4年度で終了とした。	1,990	ブロック塀等撤去費補助金申請数(件)	10	16	160.0%	大規模地震による人的被害を軽減するために、危険な塀の撤去に対して助成を行う。地震に強い安全なまちづくりを推進することを目的とし、危険な塀等撤去促進事業においては、地震災害等による被害の軽減及び避難路の安全の確保を図るため実施している。	補助により市民の防災力の向上が図れるほか、市民の意識啓発としての意味合いもあるため、時機に応じた補助制度を継続して行っている。	引き続きブロック塀等撤去費についての補助を行っていく。しかし、耐震シェルター設置費の補助は一度も利用実績がないため、令和4年度は、市内各施設へのチラシの配架、市役所2階ロビーへの展示や、Jcomで放送を実施し、周知に努めたが、問合せ等もなく、申請がなかったため、令和4年度で終了とした。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
77	防災対策課	防災拠点整備事業		災害時に水の供給は最重要であるが、広域避難所施設は給水管の耐震性が低く、大規模地震発生時に配水管が復旧しても、施設内での給水ができない可能性がある。災害時の飲料水を確保する手段の一つとして、重要給水施設水道管耐震化工事を行い、応急給水口を整備することや、耐震性貯水槽を整備している。令和3年度に20か所ある貯水槽のうち、市立病院に設置している1基が建て替えに伴い撤去したことで、地域に必要な同量の水(100m <sup>3</sup> )を確保する必要があるため、白山中学校に耐震性貯水槽を設置する工事を行う。	21,201	応急給水口整備数(基)	7	7	100.0%	大規模地震に伴う断水を想定し、水を供給するための拠点整備を行う。 地震に強い安全なまちづくりを推進することを目的に、応急給水口や耐震性貯水槽を上下水道局とともに整備している。	災害時において防災拠点となる施設等の整備は重要な事業であり、予算の範囲内で必要な整備の充実を図った。	引き続き、防災拠点となる災害対策本部や広域避難所等の施設の機能維持・強化に努めていく。	②見直し・改善
78	防災対策課	災害対策用資機材整備事業	○	災害時に必要となる応急用資機材や車両、防災服等の充実を図るとともに、防災倉庫の維持管理を行い、災害発生時に効果的な応急対策を実施し、被害を最小限に抑える。 令和3年度から、街頭消火器は計画的な更新や本数の見直しを行った。また、集中備蓄庫(2箇所)の棚卸を実施した。	23,065	-	-	-	-		資機材の整備により災害発生時に効果的な活用を期待されるが、予算の範囲内で必要な整備の充実を図った。	多様な状況に対応できるよう、必要な資機材の充実を図り、備蓄計画の策定を進める。	②見直し・改善
79	防災対策課	災害情報収集伝達体制整備事業		非常時通信システム基本計画に基づき、防災行政無線の更新について、検討が必要であるが、防災行政無線の依存度を下げ、デジタルを活用した情報伝達手段を導入した。令和4年度は防災アプリ「おだわら防災ナビ」を導入し、戸別受信機の代替とし、文字情報として避難情報等市民一人ひとりの手元に届けることで適切な避難誘導を行う。また、市管理河川等に危機管理型水位計、河川監視カメラ、海岸監視カメラ、土石流検知センサーを設置し、河川氾濫予測災害感知システムを構築し、6時間先の洪水・氾濫予測を行い、避難誘導を実施していく。	234,245	防災アプリ「おだわら防災ナビ」のダウンロード数(件)	1,000	10,000	1000.0%	防災行政無線の更新に合わせて、情報伝達手段の全体的な見直しにより、情報の共有、発信の効率化に資する防災のデジタル化を推進し、発災時に市民に漏らさず、情報提供できる体制を構築する。		防災行政無線が更新の時期を迎えているため、「非常時通信システム基本計画」に基づき、防災行政無線の依存度を下げたため、防災アプリ「おだわら防災ナビ」の普及を図るとともに、要配慮者やデジタルデバイス向け、防災ラジオの必要性等を検討する。	②見直し・改善
80	防災対策課	防災啓発事業	○	個人や家庭単位での災害時対応が円滑に行われるような防災知識の周知を図るため、地域防災計画や水防計画等の改訂にあわせ、各種ハザードマップ等を各世帯に配布した。 防災アプリ「おだわら防災ナビ」を令和5年2月から稼働させ、災害発生時に一人ひとりの手元に情報が届くことで、より自分に合った避難行動につなげられるように説明会等を行い、周知啓発を図っている。 また、防災教室や防災講演会により、マイ・タイムラインの作成や、発災時のリスクを正しく理解できる環境を整えた。	16,218	-	-	-	-		ハザードマップ等を防災アプリ「おだわら防災ナビ」に入れるなどデジタル技術を活用し、効率化を図った。	本市のハザード情報が概ね揃い、ハザードマップが一元化できたことから、防災講演会や防災教室、防災ナビ等で活用しながら、啓発を充実させていく。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性			
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①	
81	防災対策課	自主防災組織等活動支援事業		地域の防災力を向上させるために、自主防災組織自らが実施する地域の防災訓練や資機材の整備を支援する。 災害発生時の初動において、行政による公助だけでなく、自助・共助が非常に重要となることから、防災資機材の整備や貸し出し、防災訓練の実施など、地域による共助を高めることを目的としている。	8,963	防災資機材購入補助件数(件)	100	82	82.0%	災害時の被害を最小化するためには、地域ごとの自主防災組織の充実を図ることが必要であり、そのために市は支援を行うべきである。 各自主防災組織で防災資機材等の整備が進められているほか、全自治会連合会で防災訓練が実施され、地域防災力の向上が図られている。	助成制度により、各自主防災組織で効果的に資機材等整備が進められ、また、全自治会連合会で防災訓練が行われている。 【資機材補助実績】 82件(自治会数)	地域防災力を向上するには、地域が自ら防災訓練や資機材整備に継続して取り組むことが重要であることから、事業を継続する。 年次計画等により、自主防災組織が資機材購入補助金を効果的に利用していただけるよう、周知していく。	① 継続実施	
82	防災対策課	住民防災訓練事業		自主防災組織と、他の地域団体や地域内の事業所、学校、ボランティア等とが協力し、市や関係機関と連携して行う総合防災訓練を実施し、地域の総合的な防災力の向上を進める。 災害発生時に各地域の住民が相互に協力し、自らの手により適切な対応が取れるように、地域ごとに実施される防災訓練を支援する。 防災力向上のためには、自助・共助・公助の連携協力により、相乗的に効果を上げることができる。総合防災訓練では、この点を重視して実施し、市の防災を更に向上させることを目的とする。 新型コロナウイルスの影響により、いっせいで総合防災訓練は、令和2年度は中止、令和3年度は分散開催かつ規模縮小、令和4年度は地区の判断により規模を縮小して実施した。	3,499	総合防災訓練参加人数(人)	500	4,535	907.0%	災害時の被害を最小化するためには、地域ごとの自主防災組織の充実を図ることが必要であり、そのために市は支援を行うべきである。 各自主防災組織で防災資機材等の整備が進められているほか、全自治会連合会で防災訓練が実施され、地域防災力の向上が図られている。	助成制度により、各自主防災組織で効果的に資機材等整備が進められ、また、全自治会連合会で防災訓練が行われている。	地域防災力を向上するには、地域が自ら防災訓練や資機材整備に継続して取り組むことが重要であることから、事業を継続する。 年次計画等により、自治会連合会が訓練補助金を効果的に利用していただけるよう、周知していく。	② 見直し・改善	
83	防災対策課	危機管理諸計画整備事業		地域防災計画の改正を行い、地域防災計画と水防計画を統合した。また、危機管理体制の整備に必要な諸計画を適時改訂し、それぞれに応じて必要なマニュアルの充実を図るとともに、災害発生時における市の業務継続計画を策定する。 さまざまな危機の発生に対応できるよう、適時、市組織内及び関係機関との連携による訓練を実施する。 大規模な災害が発生した場合、市内に甚大な被害が及ぶ恐れがあり、こうした際に行政の機能を維持し、市民の生命・財産を守るために必要不可欠な業務を継続できるようにする。 災害対策は、地方公共団体の責務であり、市域内に相当規模の災害が発生したときに、対策活動を推進するための組織として、災害対策本部を設け、災害時に市を挙げて防災活動を行うこととなるため、市職員による訓練を行い、市組織、自治会及び企業等関係機関との連携体制の確立を図り、災害応急対策活動の技能向上を図る。	189	-	-	-	-				さまざまな災害に対応できるよう、引き続き、国や県の計画との整合を図りながら、本市における各種計画等の修正等を進めていく。 さまざまな災害に迅速かつ的確に対応でき、そのための諸計画やマニュアル等を検証するため、今後もより実践的な訓練を実施していく。	① 継続実施
84	防災対策課	災害時応援連携事業		災害時相互応援体制の確立のため、各種協議会等(県西部広域行政協議会防災部会、S.K.Y.圏防災部会、中越大震災ネットワークおぢや、富士山火山防災協議会、箱根山火山防災協議会、相模湾排出油防除協議会、東海道五十三次市区町災害時相互応援協定、湘南七市四町防災事務連絡協議会等)による連携活動を行う。 防災関係機関(県、自衛隊、警察等)や市内関係団体(医師会、歯科医師会、薬剤師会等)との連絡調整を行う。 市町村、民間事業者等と災害発生時の対応について、自治体間相互、民間事業者等と連携を進めていく。	57	市内事業者(商工会議所会員)と自治会との災害協定締結数(件)	3	3	100.0%	災害発生時の応援連携は、市が関与して取り組まなければならない事業である。 災害時に相互に対応できる状態を維持することができた。	災害時相互応援体制の確立のための必要最小限の事業費であり、これ以上の削減は難しい。	今後も、平時からの結びつきに基づき強化していく。	① 継続実施	

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
85	文化政策課	職人育成研修等推進事業		本事業は、本市の歴史的景観や固有の情緒等を構成する歴史的建造物の保全・有効活用に必要な伝統工法に通じた職人を育成する事業等である。伝統工法の習得に意欲をもつ職人(大工等)・設計関係者(建築士・設計士)・職人志望の学生等を対象として実施。公有物件や景観形成等の面で重要な歴史的風致形成建造物等を教材として選定し、職人育成と景観向上とを一体的に進めている(実践型研修)。 令和4年度は、NPO法人おだわら名工舎に業務委託し、歴史的建造物を教材とした研修を実施した(4回)。(旧保健所跡地板塀の修復及び出入り口簡易門柱設置、旧松本剛吉別邸南側塀基礎部分修繕、豊島邸障子及び襖張替等) 教材物件選定等の過程で候補物件所有者から歴史的建造物としての価値や修理方法等に関する相談にも応じている。	2,000	政策型、実践型研修等の実施回数(回)	4	4	100.0%	伝工法に関わる技術等については、地域資源であり、固有の歴史的景観等を構成している歴史的建造物を保全、活用していくため継承していく必要がある。 本市では国土交通省の委託調査等を踏まえ、独自の研修手法を採用しており、技術継承等に加え景観等の向上にも寄与している。	公有の歴史的建造物の管理・活用所管課及び景観所管課と連携して、公有物件を教材に選定し、研修による修繕を実施して、効率的な財源の運用を図った。	受託者が蓄積した歴史的建造物の保全等に関するノウハウを活用し、歴史的建造物の定期的な維持修繕において職人の活用を図る。	②見直し・改善
86	文化政策課	歴史的建造物整備活用事業		本市の所有する歴史的建造物の維持保全を行いつつ利活用を推進し、認知度と回遊性を高める取組を進め、小田原城周辺及び南町・板橋の歴史的風致の維持向上を図る。 ①清閑亭 飲食店としての利活用に向けた手続きについて関係機関との調整を進めた。 ②旧松本剛吉別邸及び皆春荘 民間事業者による活用促進業務委託を開始し、開館時間・場所の拡大やイベント実施を通じて来館者の増大につなげた。 ③豊島邸 令和5年2月に飲食店として利活用を開始した。ギャラリーの一般開放を行い、豊島邸の認知度の向上につなげた。 ④旧内野醤油店 劣化状況及び耐震診断調査を行い、利活用に向けた必要な整備の課題を整理した。	44,416	歴史的建造物(旧松本剛吉別邸、皆春荘)の入場者数(人)	11,000	10,645	96.8%	本市に残る歴史的建造物を着実に維持保全し、将来へ引き継ぐとともに、各エリアに点在する建造物の回遊性を高め、地域資源の価値を高めるために、利活用等を通じて認知度向上を図る必要があるため、行政が実施すべき事業である。	旧松本剛吉別邸及び皆春荘については、民間事業者のノウハウを活かした管理運営・活用となることで、来館機会・活用可能性の拡大や認知度の向上を図った。 豊島邸については、民間事業者による利活用につなげ、認知度の向上を図るとともに、民間貸付を行うことで維持保全経費の削減を図った。	清閑亭、旧内野醤油店など、民間事業者による利活用として民間貸付を行い、地域資産として魅力発信とともに、地域の活性化と維持修繕費の削減につなげる。	②見直し・改善
87	文化政策課	文化振興推進事業		平成23年度に策定した「小田原市文化振興ビジョン」に基づき、小田原の文化情報発信を行う。 令和4年度は、引き続きメールマガジン、及び文化レポーターによる情報発信を実施した。また、「小田原市文化によるまちづくり条例」の施行に伴い、策定した「小田原ならではの文化によるまちづくり基本計画」の施策の進捗について文化振興審議会にて評価を行った。	255	メールマガジンの登録者数(人)	1,600	1,532	95.8%	市民が文化に親しむこと、文化を継承、創造、発信する環境整備と支援をしていく事業であることから、行政が実施すべき事業である。	文化・芸術情報を掲載したメールマガジンを週1回配信した。また、市民10人に小田原文化レポーターとして活動していただき、小田原の文化情報や小田原三の丸ホール現地見学などフェイスブックで配信するほか、文化レポーターブログでの情報発信も行った。	令和3年度に策定した「小田原ならではの文化によるまちづくり基本計画」に沿って、文化によるまちづくりを推進する。令和5年度からは、文化によるまちづくりを推進する具体的な支援策として「小田原市民文化アワード」を実施する。	①継続実施
88	文化政策課	市民文化活動支援事業		市民の芸術文化活動の発表の場、鑑賞の場として、市美術展覧会及びストリートピアノ設置を行い、文化活動を支援する。 ①市美術展覧会 市民から美術作品(洋画、日本画、彫塑、工芸、書道、写真)を公募し、市内の芸術文化団体の関係者等が作品審査を行い、優秀な作品の表彰を行う。 これまで生涯学習センターけやきを会場に実施してきたが、令和4年度から小田原三の丸ホールに会場を移し開催した。入場者数は1,553人となった。 ②ストリートピアノ 誰でも気軽にピアノ演奏ができるよう街中に一定期間ピアノを設置し、まちのにぎわい創出、音楽を通じた演奏者と鑑賞者の交流が図られるよう環境を設定する。 1/14~1/26の期間にハルネ小田原のうめまる広場にピアノを設置し、演奏者約450人、鑑賞者約1,200人が集まった。	1,030	市美術展覧会来場者数(人)	1,600	1,553	97.1%	各芸術文化団体主催の展覧会等は既にあるが、芸術分野や参加資格等を広く設定し、多くの市民が芸術文化活動に参加できる機会は限られるため、行政が実施する必要がある。	市と市民との実行委員会が事業を実施しており、適切な役割分担や実施内容等について継続的に見直しを行っている。	芸術文化の新たな担い手の育成を図るとともに、多くの来場者が気軽に文化・芸術に触れる機会を増加させるため引き続き小田原三の丸ホールで開催し、展示期間など効果的な実施について検証をしていく。	②見直し・改善

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
89	文化政策課	文化活動担い手育成事業		小田原の芸術文化を支える新たな担い手、鑑賞者を育成するため、各種事業を行う。 ①アウトリーチ事業 音楽、美術、伝統芸能等の芸術家を小学校や市立病院等へ派遣し、質の高い芸術文化に触れる機会を提供する事業。令和4年度は23箇所39回実施し、参加者数は3,326人となった。また、定量的、定性的評価を行うため、参加児童全員と教員にアンケート調査を実施し、児童生徒の満足度(5点満点)の平均は4.7点であった。 ②三の丸ホール鑑賞事業 小田原三の丸ホールの質の高い舞台環境で芸術を鑑賞する体験を通じて、地域の文化資源の認知と誇りを醸成し、出演者は若手芸術家とすることで活動支援を行う。令和4年度から新規事業として開始し、市内全25校の4年生を対象に開催し、参加者数は1,566人となった。また、定量的、定性的評価を行うため、参加児童全員と教員にアンケート調査を実施し、児童生徒の満足度(5点満点)の平均は4.6点であった。 ③小田原三の丸ホール開館記念事業 官民共同で組織した実行委員会とともに鑑賞事業等の自主事業を実施した。	4,071	アウトリーチ事業の参加児童数の満足度(5点満点)	4.7	4.7	100.0%	令和3年度に策定した「小田原ならではの文化によるまちづくり基本計画」では「文化と触れあう機会をつくる」、「未来のまちを創造する」目標が定められている。各事業はこの計画に基づき実施し、公益性が高い事業であることから、行政が主導していく。	学校にアーティストを派遣するだけでなく、開館した小田原三の丸ホールを会場として市内全小学4年生を招いて、鑑賞の機会を提供することで、義務教育期間内に、全ての児童に三の丸ホール訪問と、芸術鑑賞の機会を提供を行い、アウトリーチとの差別化を図った。また、統一フォーマットによるアンケートを実施し、参加児童全員の効果を把握することとした。	令和3年度に策定した「小田原ならではの文化によるまちづくり基本計画」に沿って引き続き事業の実施を行う。 小田原三の丸ホールでの芸術鑑賞の機会を提供するため、小学生を対象としたコンサート等を開催する。	① 継続実施
90	文化政策課	市民ホール管理運営事業		市民が文化・芸術活動を行う拠点として、安心・安全にご使用いただくため、小田原三の丸ホールの管理運営、維持管理を行うとともに、本市の文化振興を促進するために、官民共同で組織した実行委員会とともに観賞事業等の自主事業を実施する。 ①小田原三の丸ホール施設の賃出 ②小田原三の丸ホールの維持管理 ③開館1周年記念事業の実施	205,731	小田原三の丸ホールの来館者数(人)	300,000	324,792	108.3%	小田原三の丸ホールは、市民の文化・芸術活動の発表の場として、また、市民が気軽に音楽や演劇等を鑑賞する場として整備し、開館以来多くの方にご利用いただいている本市の文化・芸術の拠点である。したがって、市が常に安心・安全な環境を整え、質の良いサービスを提供できるよう適切に管理運営・維持管理を行う必要がある。	利用者からの意見・要望を踏まえ、小ホールに手摺を設置したほか、音響設備の調整や館内サインを増やすなど、来館者が利用しやすい環境を整えるために、改善を行った。	今後の管理運営について、指定管理者制度への移行を視野に、準備を進める。	② 見直し・改善
91	文化政策課	姉妹都市等交流事業		1 国外姉妹都市及び友好都市との交流 ①姉妹都市青年交流事業/小田原海外市民交流会 小田原海外市民交流会と協働で、アメリカ合衆国テュラピスタ市との青年相互交流事業を始めとする国際交流事業を実施する。 令和4年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から、青年交流事業は相互の市で検討し中止としたが、オンラインによる交流事業や高校との交流を推進した。 ②ときめき国際学校開催事業 国際感覚や問題意識を持つ青少年を育成するオーストラリアノーザンビチーズ市との相互交流事業であるが、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から相互の市で検討し中止とした。 2 国内姉妹都市及び友好都市との交流 国内の姉妹都市や友好都市とは、相互のイベントによる交流や名産物を活用した給食メニューの提供といった交流を実施した。	228	姉妹都市・友好都市との文化交流事業実施回数(回)	6	7	116.7%	本事業は、市が締結に関係し、姉妹都市等との都市間交流事業であるため、行政が関与して取り組む必要がある。 また、民間団体と行政、市民と行政が連携・協力することにより、本市の国際化を効果的に、継続的に推進することができる。	経常的なイベントなどによる交流事業のほかに改善を図り、名産物を活用した交流や、オンラインによる交流など新たな交流が生まれ始めている。	国内の姉妹都市等とは、新型コロナウイルス感染症の収まりに伴い、通常の交流へと戻りつつあるもので、引き続き、交流を推進するとともに新たな交流も推進していきたい。国外の姉妹都市等との交流については、相手側との調整を重ね、交流再開に向けて事業を進めていきたい。	① 継続実施
92	文化政策課	地域大学連携事業		平成23年度から小田原大学連携連絡協議会を設置し、定期的な情報交換や意見交換を行っている。 また、大学施設の活用により、災害協定やグラウンドの開放などの取組も実施しているほか、市民公開講座や市のイベントへの学生の参加、大学の講義への職員などの講師派遣といった連携事業を実施した。	48	市と大学の連携事業数(本)	10	13	130.0%	地域の高等教育の発展や市民などが大学が提供する優れた機会に触れられるようにするためには、行政・大学間での連携は重要と考えている。 また、大学が学部の特性を活かした地域貢献は本市にとって大きな価値がある。	大学に委託して実施していた市民公開講座は、大学の自主事業として事業が継続されるようになった。	市及び大学がメリットを感じることができる連携事業へと推進する。	① 継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
93	生涯学習課	おだわら 市民学校 事業		地域の課題解決の担い手育成のため、各分野の実践者を講師に招き、官民協働で実施する2年制の学びの場「おだわら市民学校」を運営する。 1年目として、様々な分野の魅力や課題を知り、郷土愛を育む基礎課程「おだわら学講座」を実施。【全15回連続講座、43人が受講】 2年目として、各分野の学びを深め、実践活動へつなげる専門課程を実施【全6課程、51人(内4期生38人)が受講】。 併せて、深く小田原の魅力や学びを教養を高める教養課程を実施【全2課程、38人(内4期生14人)が受講】。 また、活動団体向けに「人づくり課題解決ゼミ」を実施した【全2回連続講座、12人が受講】。	11,327	受講者人数(人)	126	132	104.8%	地域の課題解決の担い手の育成は、各部署をまたがる課題である。 潜在的な担い手を発掘し、官民様々な人材育成をつないで体系的に取り組む本事業は、第6次総合計画の詳細施策にも「まちづくりの担い手育成」として唯一挙げられている。 また、SDGs推進の中心的な取り組みに位置付けられているため、市の関与が必要である。	当事業費のほか、関係各課も含め年間約120回の講座を実施する職員の人手がかかる。 改善点として、募集媒体のデザインやSNS活用等を工夫し、コロナ禍ながら定員を上回る第5期生を確保したほか、卒業生への担い手募集情報を積極的に提供した。	第6次小田原市総合計画に基づく担い手ニーズを反映させるための分野構成や実施方法なども含めた事業の見直しを進め、令和6年度から専門課程を6分野から4分野に再編予定。	②見直し・改善
94	生涯学習課	家庭教育 学級事業		心身ともに健全な子どもを育成するために必要な家庭教育に関する知識や技能を講話や話し合いを通じて学習するほか、子育てをともに相談しあえる仲間づくりを支援するため、子育て期の養育者を対象に、PTA等で実施される学習会のほか、幼稚園や保育園、小中学校で行われる入園、入学前説明会の機会に、専門家を講師に招いた家庭教育講座や、子育て世代の交流を生み出すような事業を開催する。 令和4年度も、令和3年度と同様に、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、多くの小中学校において家庭教育学級が中止となった。家庭教育講演会についても上記ウイルスの感染拡大防止を考慮し、定員数を制限して小規模での開催となった。	148	家庭教育学級参加者数(人)	800	412	51.5%	社会教育法において家庭教育支援は教育委員会の事務として位置付けられている。本事業は家庭教育支援に位置付けられる事業であり、行政の関与が必要である。事業を通じて、家庭教育に関する知識や技能を学ぶほか、子育てについて相談しあえる場が設けられている。	研修の形態を、外部講師への依存から協議を主体としたもの、内部講師(校内・園内の教師等)の採用、小田原市の生涯学習システム(市職員の出向)の活用へと改善を図っており、少しずつではあるがコスト削減に結びつきつつある。	家庭教育力の向上を図るために、今後も支援が必要であるため、引き続き支援を続けていく。	①継続実施
95	生涯学習課	PTA研修 事業		PTA活動の充実発展及び家庭教育力の向上を図るため、子育て世代の中心となる団体であるPTAに対して、各家庭、地域に共通する問題の解決方法を研究したり、情報交換の機会を創出する研究集会やPTA役員に対する研修会を行う。 令和4年度のPTA研究集会は、集合開催としたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、努めて小規模の開催とした。	144	研究集会参加者数(人)	200	156	78.0%	社会教育法において家庭教育支援は教育委員会の事務として位置付けられている。本事業は家庭教育支援・社会教育支援に位置付けられる事業であり、行政の関与が必要である。事業を通じてPTA活動の充実発展が図られている。	研究集会の実施については、市PTA連絡協議会への委託にて位置付けられている。	PTA活動の充実発展のために、研修の機会提供が必要であるため継続して支援していく。	①継続実施
96	生涯学習課	郷土文化 館本館管理 運営事業		本市の博物館相当施設である郷土文化館について、施設利用者に対する利便性や安全性に配慮して学習環境を整えるとともに、収蔵資料の適切な保管や展示に留意した施設の維持管理を行い、郷土文化館で行う諸事業の円滑な実施に資することを目的とする事業。 郷土文化館本館施設を対象に、適切な管理運営・維持修繕や貸館業務を行うとともに、国史跡指定地外への施設移転が完了するまでの間、老朽化が進んだ施設の機能維持のための整備を図る。 令和4年度は、引き続き施設の維持管理を行うとともに、正面玄関前のクスノキの枯枝等の整枝業務を行った。	8,312	郷土文化館入館者数(人)	38,000	22,997	60.5%	地域の歴史資産を収蔵し、広く市民や学校等の利用に供する施設の管理運営事業であり、信頼性の観点からも市の関与が必要である。	光熱水費の抑制に努め、可能な限りの事業費縮減に取り組んでいる。 令和4年度は、来館者の安全を確保するため、正面玄関前のクスノキの枯枝等の整枝業務を行った。 清掃、警備等については、既に委託を実施済み。	現状の施設は建築後75年以上を経て老朽化が著しく、国指定史跡地内に立地するため、現在地での建替えや大規模な整備が行えないことから、史跡外へ移転することとなっている。移転に至るまでの間は、必要な維持修繕や改修等を継続する必要がある。また収蔵スペースの不足も喫緊の課題となっており、収蔵施設の整備の検討を急ぐ必要がある。	②見直し・改善



事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
97	生涯学習課	郷土文化館本館資料収集・保管・活用事業		博物館相当施設として、郷土小田原に関する資料の収集や調査研究活動等を通じて蓄積した成果を還元し、郷土文化の向上等に資することを目的に、特別講演会、郷土研究会(歴史探究会・自然探究会・郷土研究講座・体験学習会・施設見学会)などを開催するほか、郷土文化の研究成果の発表の場として、郷土文化館研究報告を刊行する。 令和4年度は、自然探究会「磯の生物を観察しよう」(7/2)を開催したほか、県立生命の星・地球博物館主催のミュージズフェスタ2023に参加し、ブースを出展した(3/11-12)。また、郷土文化館研究報告第59号を刊行した。	891	事業の参加人数(人)	200	175	87.5%	小田原の豊かな自然や歴史・文化に関して蓄積した情報を市民に還元する公立の博物館施設の特性を活かした事業である。 事業を通じて市民が自ら学習を進めるきっかけをつくり、小田原の歴史資産に理解を深め、郷土に対する誇りや愛着を涵養するとともに、生涯学習の振興に寄与している。	市民の学習ニーズをふまえた適切なメニューと事業数を設定するとともに、事業のメニューに応じ、外部講師等の活用や他館・地域の研究会との連携、博物館実習生の活用など、効率化を図って実施している。	引き続き、市民の学習ニーズをふまえた事業を展開する。	②見直し・改善
98	生涯学習課	郷土文化館分館松永記念館管理運営事業		松永記念館について、点在する茶室等の歴史的建造物や収蔵資料の適切な保管・展示に留意した施設の維持管理を行い、松永記念館で行う諸事業の円滑な実施に資することを目的とする事業。 松永記念館の諸施設(本館・別館・収蔵庫・烏葉亭・葉雨庵・老樺荘・無住庵・庭園)を対象に、その文化財的特性を生かした適切な管理運営・維持修繕や貸館業務を継続。 令和4年度は、庭園の植木選定等の景観維持や、照明器具の一部LED化等を行った。	18,041	松永記念館の入館者数(人)	18,000	14,266	79.3%	土地建物を財団法人から市が譲り受けるとともに、市民から寄託・寄贈された博物館資料を収蔵し、広く市民や学校等の利用に供する施設の管理運営事業であり、信頼性の観点からも市の関与が必要である。	日常的には再任用職員・会計年度任用職員のみで配置で管理するとともに、光熱水費の抑制に努め、可能な限りの事業費削減に取り組んでいる。 清掃、警備、庭園管理(樹木剪定)業務等については、既に委託を実施済み。	今後は、整備改修した歴史的建造物や庭園を適切に管理していきながら、利活用を推進していく必要がある。	②見直し・改善
99	生涯学習課	郷土文化館分館松永記念館資料収集・保管・活用事業		松永耳庵・益田鈍翁・野崎幻庵の近代小田原三茶人等の事績を顕彰し、これを小田原固有の文化資産として活用するための基盤を固めるとともに、松永耳庵の創立した松永記念館を活用し、地域文化の一層の振興を図ることを目的に事業を実施する。 令和4年度は、常設展「松永耳庵と老樺荘」、収蔵資料展「収蔵洋画展」を開催したほか、市民ボランティア団体等による呈茶(15回)、並びに板橋秋の交流会実行委員会の主催による観月茶会(10/10)を実施した。また、文化財課主催の「文化財建造物秋の観覧会」に合わせ施設見学会を実施するなど、イベント数だけでなく参加者数もコロナ禍前の賑わいが戻りつつあった。	254	事業参加者数(人)	2,000	1,110	55.5%	小田原固有の歴史・文化資産を活用したまちづくり推進の一環として実施する事業であり、また、行政と地元自治会・商店会等との連携や円滑な連絡調整を図って効果的に事業を推進するため、市の関与が必要。	令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、制約がある中での開催となった。	引き続き、自主事業を開催するとともに、「板橋秋の交流会実行委員会」などの地域団体や、茶道や美術等の文化芸術関連の団体などと連携を図り、事業を継続していく。	②見直し・改善
100	生涯学習課	特別展開催事業		郷土の文化芸術や歴史資産を時宜に合ったテーマで、市民に広く紹介する特別展を開催するほか、関連講座等の開催、図録等の出版を行う。 令和4年度は、市内中里で、弥生時代の土器が発見されてから70年目に当たることから、「弥生の大集落中里遺跡―くらしを変えた東西の出会い―」(10/22-12/11)を松永記念館で開催し、図録を刊行した。	1,609	特別展入場者数+関連事業参加者数(人)	1,300	1,552	119.4%	小田原の豊かな自然や歴史・文化に関して蓄積した情報を市民に還元する公立の博物館施設の特性を活かした事業である。 事業を通じて市民が自ら学習を進めるきっかけをつくり、小田原の歴史資産に理解を深め、郷土に対する誇りや愛着を涵養するとともに、生涯学習の振興に寄与している。	受益と負担の観点から、特別展の開催にあたっては入場料を徴収するとともに、図録については実費相当額で販売している。	今後も時宜に合ったテーマで開催を継続していく。	②見直し・改善

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
101	生涯学習課	尊徳記念館管理運営事業		尊徳記念館の管理運営を適切に行うことにより、市民の生涯学習の場として、かつ二宮尊徳翁の事績を顕彰する場として、来館者が安全快適に過ごせる施設を提供する。 貸館(含宿泊)、図書室運営及び展示室公開を行っている。 令和4年度の宿泊業務は、新型コロナウイルス感染症対策として発出されたまん延防止等重点措置及び緊急事態宣言を受け、定員を半減し実施した。 令和4年度は来館者用コピー機の入力替えを行った。	61,657	尊徳記念館来館者数(展示室+研修室)(人)	62,000	42,370	68.3%	二宮尊徳翁の事績を顕彰する中核施設として、また、社会教育法における社会教育に関する地方公共団体の任務を遂行するため、市民の生涯学習活動等の拠点である施設の管理運営に市の関与は必須である。	清掃管理、警備保安や設備運転保守については、外部委託により効率化を図っている。 コロナ禍においても、市民の学習活動や文化活動の拠点として安心して使用ができるよう、検温、消毒や人数制限等を行い、感染症拡大防止に努めた。	建物や設備等の老朽化に対し、公共建築マネジメント基本計画及び市有建築物維持修繕計画の方針に則り、修繕や更新を計画的に実施し、長寿命化に取り組んでいく。	②見直し・改善
102	生涯学習課	尊徳資料収集・保管・活用事業		二宮尊徳翁の教えや事績を後世に伝えるために、尊徳翁が残した遺品や関係する当時の資料を収集し、保全を図り、これらのデータを整備し、一般への公開を進める。また、県指定重要文化財である二宮尊徳生家を保存し、公開する。 尊徳生家を良好に管理するため、二宮尊徳いろりクラブによる煙燻蒸、火焚きを月2回、すず払いを年1回実施している。 令和4年度は二宮尊徳生家の茅葺屋根葺き替え事業、デジタルミュージアムサイトでの資料等の公開を行った。	16,766	尊徳記念館展示室入場者数(人)	10,000	7,158	71.6%	郷土の偉人である二宮尊徳翁の教えや事績は本市の貴重な財産であり、市民全体が受益者になり得るものである。生家の保存を含め、資料等を継承することについては、市として取り組む必要がある。	おだわら市民学校教養課程「二宮尊徳の教えを継承する」コースやその前身である報徳塾卒業生からなる二宮尊徳いろりクラブに定期的な煙燻蒸等を委託することにより、市民による文化の継承の取組や業務の効率化を図っている。	展示室の大規模更新に向けて、国等補助金の活用を視野に入れながら検討していく。	②見直し・改善
103	生涯学習課	尊徳学習・顕彰事業		二宮尊徳翁の教えや事績を学び、実践し、市内外の人々に発信することを目的とする。 尊徳翁の教えや報徳の考え方を学芸員が市民に伝える「金次郎を学ぶ会」や、関係団体、地元桜井地区の市民の方々と尊徳翁の事績を顕彰する「尊徳祭」ほか自主事業の開催を行っている。 また、市内小学校5・6年生を対象にした「二宮金次郎とわたし」を主なテーマとする作文募集、展示観覧者への解説を始め学校や団体への派遣を行うボランティア解説員の配置、尊徳翁の教えや事績をまとめた冊子「二宮金次郎物語」「二宮金次郎を学ぶ」の刊行販売を行っている。 【令和4年度開催事業】 令和4年7月10日 金次郎を学ぶ会 令和4年10月16日 尊徳祭(作文発表会・表彰式)	1,668	尊徳記念館展示室総入場者数(人)・・・(参考:現記念館建設以降)	643,200	608,497	94.6%	郷土の偉人である二宮尊徳翁の教えや事績は本市の貴重な財産である。これを学び、実践し、後世に伝えるための事業であることから、市の関与が必要である。	「金次郎を学ぶ会」は平成28年度からゼロ予算で開催している。 作文募集は市内各小学校4年次で取り組む尊徳学習を、高学年以降にも継続する効果がある期待できる。 知識、経験や意欲のある元教員等を中心にボランティア解説員として配置することで、人件費を抑制しながら、シニア世代の活躍の場を提供するとともに、事業の充実を図っている。	ボランティア解説員の確保・育成に取り組むとともに、小田原ガイド協会など関係団体とも連携しながら、事業の推進を図っていく。	②見直し・改善
104	生涯学習課	博物館構想推進事業		郷土の重要資料を未来に伝え、地域固有の資産として保存・活用するための拠点となる施設の整備に向け、博物館の整備構想(基本計画)を策定し、推進する事業。当面は平成28年度に策定した博物館基本構想の理念を具現化するための博物館基本計画の策定に向けた前提条件の整理、基本構想に示された施設間の連携や地域資源の活用を先行して進めるための手法を検討する。 令和4年度は、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金等を活用し、博物館基本構想でも触れている郷土文化館を始めとする市が収蔵する貴重な資料をデジタル化し、一つのホームページに集約した「おだわらデジタルミュージアム」を創設した。また、郷土文化館所蔵古写真について、市民ボランティアとの協働で整理を実施した。	159,313	事業参加者数(人)	150	54	36.0%	建築後75年以上を経過し、老朽化や機能拡充に関する課題が深刻化している郷土文化館の代替施設の整備、及び市民の共有財産である博物館資料や地域に点在する歴史資産の保存・活用等の中核となる拠点施設整備に係る構想であり、「世界が憧れるまち」小田原」の推進のためにも市が取り組むべき事業である。	令和4年度も、コロナ禍によりさまざまな活動が制約を受ける状況ではあったが、古写真の整理を市民ボランティア団体との協働で実施するとともに、「おだわらデジタルミュージアム」を創設し、多くの貴重な郷土資料のデジタル化を行い、ホームページ上で公開した。	博物館整備に向けた検討を確実に進め、市民の間での博物館建設の機運を高める講演会等の事業を開催するとともに、市民ボランティア団体との協働を進める。また、資料のデジタル化を推進し、デジタルミュージアムのコンテンツの更なる充実を図る。	②見直し・改善

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
105	生涯学習課	キャンパス おだわら 事業		誰もが気軽に生涯学習に取り組むことができるよう「学習講座の提供」、「人材バンクの運営及び活用」、「学習情報の収集及び発信」、「学習相談」を市民主体で運営することで、より市民ニーズにあった学習講座を提供するとともに、学んだ成果を活かす機会を提供するなど、市民の生涯学習を推進してきた。平成30年度からは、学習講座の提供、人材バンクの運営及び活用、学習情報の収集及び発信などの事業をNPO法人との協働事業として実施したが、令和2年度からは、市直営に変更した。令和4年度は、「自分時間手帖」の発行、年4回の情報誌等により、生涯学習情報を広く発信するとともに、人材バンク事業「夏休み子どもおもしろ学校」、広報・宣伝力のスキルアップを目指し、主にちらし作成のコツとポイントを学ぶキャンパス講師研修講座等を、新型コロナウイルス感染症拡大防止等に配慮しながら開催した。	4,186	講座受講 者数(人)	20,000	27,744	138.7%	社会的課題の解決のためには社会教育的な視点が必要であり、市民主体のより良い生涯学習を実現するためにも、市の関与が必要である。	令和2年度から市直営に変更したことにより、事業が迅速かつ円滑に進められ、費用面でも効率化が図れている。また、広報・宣伝力のスキルアップを目指し、主にちらしの作成のコツとポイントを学ぶ講座を開催し、人材バンク(キャンパス講師)の活動を更に広げていくことにも対応した。	本市が直接運営することとしたが、今後もこれまでの理念や目的を継承しながら、市民主体の生涯学習の更なる推進を図る。	① 継続実施
106	生涯学習課	生涯学習 センター本 館管理運 営事業		誰もが生涯学習活動を通じ、知識や技能を身に付けることにより、生活の中で楽しみや生きがいを見つけ心豊かになることで、生活の質の向上を実感できるようにすることを目的とし、生涯学習センター本館の施設管理及び運営を行い、開館後40年以上経過した建物本体及び設備の更新を実施する。令和4年度は、空調の集中管理等を行う中央監視装置等の更新やダクトの修繕など施設の基礎的な部分に関する部分を修繕等するとともに、鍵が掛けにくい箇所のドアノブの更新や けやき全館の照明をLED化するなど、利用者の利便性を上げる修繕等を実施した。	99,465	施設利用 者数(人)	95,000	87,254	91.8%	社会教育法において、社会教育に関する地方公共団体の任務が示されており、生涯学習の振興に寄与することに努めることとされ、市民の生涯学習活動等の拠点である施設の管理運営に市の関与は必須である。	コロナ禍においても、市民の学習活動や文化活動の拠点として安心・安全にご利用いただけるよう、感染症対策への協力を要請し、感染拡大防止に努めた。また、館内照明器具をLED化し、照度を上げるとともに、省電力化を図った。さらに、図書室利用者等もWi-Fiが利用できるよう、図書室にも無料Wi-Fiを設置するなど、利用者の利便性を図った。	生涯学習活動の拠点施設として、活用促進を図るとともに、施設の適正利用と管理運営に努める。	② 見直し・改善
107	生涯学習課	生涯学習 センター国 府津学習 館管理運 営事業		誰もが生涯学習活動を通じ、知識や技能を身に付けることにより、生活の中で楽しみや生きがいを見つけ心豊かになることで、生活の質の向上を実感できるようにすることを目的とし、生涯学習センター分館国府津学習館の施設管理及び運営を行い、開館後40年以上経過した建物本体及び設備の更新を実施する。令和4年度は、屋根等の漏水箇所の修繕など施設の基礎的な部分に関する修繕等を行うとともに、国府津学習館全館のLED化をし、利用者の利便性を向上させる修繕を実施した。	11,726	施設利用 者数(人)	16,000	15,881	99.3%	社会教育法において、社会教育に関する地方公共団体の任務が示されており、生涯学習の振興に寄与することに努めることとされ、市民の生涯学習活動等の拠点である施設の管理運営に市の関与は必須である。	コロナ禍においても、市民の学習活動や文化活動の拠点として安心・安全にご利用いただけるよう、感染症対策への協力を要請し、感染拡大防止に努めた。また、館内照明器具をLED化し、照度を上げるとともに、省電力化を図った。	生涯学習活動の拠点施設として、活用促進を図るとともに、施設の適正利用と管理運営に努める。	② 見直し・改善
108	生涯学習課	学校施設 等開放事 業	○	社会教育の振興を図るため、身近にある小中学校の施設・設備を市民等に開放することで、気軽に生涯学習活動を行うことができ、また、身近な生涯学習活動の場の提供を行うことで、市民生活の質の向上に資することを目的とし、市内小中学校の施設、設備を学校教育上支障のない範囲内で、社会教育活動の利用に供する。	0	-	-	-	-	団体の登録手続きのみを行っている。	課題を検討しつつ、現状どおりのサービス提供を続ける。	① 継続実施	

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
109	生涯学習課	生涯学習支援事業		生涯学習に関する市主催事業等に参加を希望する幼児等の保護者が安心して参加できるよう託児による支援を行う。 令和3年度までは生涯学習支援者育成事業という名称で、主に託児ボランティアグループの育成・支援を行っていたが、令和2年度末に当該グループが解散したことを受け、民間事業者による託児の機会を提供することで、保護者の生涯学習を支援する事業として位置付け直し、令和4年度から名称も生涯学習支援事業と改めた。 令和4年度は、コロナ禍の影響なのか、託児のニーズも少なく、家庭教育講演会、PTA研修会での数件の利用のみであった。	10	支援者数(人)	10	3	30.0%	育児中の保護者の生涯学習事業への参加を促進するため、託児は不可欠である。	託児を行うことにより、子どもがいる参加希望者の生涯学習の機会の創出が図られ、生涯学習活動の振興に効果がある。	引き続き、出張託児を行う民間事業者を活用しながら、安定した託児の機会を提供することで、生涯学習事業に参加しやすい体制を維持していく。	① 継続実施
110	生涯学習課	生涯学習フェスティバル開催事業		市内における生涯学習活動への取組や生涯学習団体の活動を広く一般に紹介することで、会員の拡大や団体活動の充実発展につながる場を提供し、団体間の相互交流や市民の自発的な生涯学習活動を支援、推進することを目的としている。 生涯学習活動を行っている団体が実行委員会を組織し、音楽・舞踏などの発表、美術・工芸品の展示、ミニ講座などを自ら企画し、生涯学習フェスティバルを開催する。 令和4年度は、令和2年度及び令和3年度同様に、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業を中止した。	0	生涯学習フェスティバルの参加団体数(団体)	30	0	0.0%	生涯学習活動団体が一堂に会し、ひとつの事業を行うことで、参加団体間の交流が生まれ、併せてそれぞれの活動成果を発表することにより更なる生涯学習の推進が図られている。	市民団体が組織する実行委員会により、市民力を生かし事業費を見直すことで、低予算で開催することができている。(平成24年度から)	成果発表の場としてより多くの市民の参加を得るため、参加団体のネットワークを生かした新たな広報手段を検討していく。 コロナ禍において、3年連続で開催中止となっている。本来の参加団体の活動も削減が余儀なくされていることから、そもそも成果の発表が難しい団体が多い。	② 見直し・改善
111	生涯学習課	地区公民館支援事業		地域住民の社会教育の振興を図るため、身近にある地区公民館へ補助を行うことで、地域における生涯学習活動の活性化を図り、市民生活の質の向上に資することを目的としている。 地区公民館における生涯学習活動を支援するとともに、公民館の老朽化に伴う新築、建替え、回収、修繕などの工事費に対する補助を行う。また、地区公民館を活動の場としている文化・学習サークルの日頃の成果の発表と交流、相互理解の場として、地区公民館いきいきフェスタを開催する。 令和4年度は、令和2、3年度同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、公民館長等研究会及び地区公民館いきいきフェスタは中止としたが、公民館大会については感染拡大防止に留意し、規模を縮小し実施した。	19,947	地区公民館いきいきフェスタの参加団体数(団体)	50	0	0.0%	地区公民館は、地域住民にとって最も身近な“学びの場”であり、事業の目的はおおむね達成できている。 地区公民館は、地域の渉外活動の拠点であるため、活動や施設の維持に対して市が支援する必要がある。	自治会等による運営の下で、地域の生涯学習活動の拠点として、大きな効果が得られている。 平成28年度から地区公民館修繕費補助金の下限を100万円から50万円に引き下げ、小規模な修繕にも対応できるようにした。令和4年度は地区公民館9館の修繕要望があり、令和5年度9館4,500,000円の修繕費補助金を執行する。	地区公民館の老朽化が進み、建替えや耐震化、修繕等の要望が増えるとともに、その費用も高額となることから、令和4年度の補助金から補助率を従来の30%から40%に増額するとともに、補助対象メニューも、家庭用クーラーやWi-Fi機器等の設置工事にも対応できるようにした。	② 見直し・改善
112	生涯学習課	集会所管理運営事業		市民の人権問題に対する理解と認識を深めるとともに、市域の社会教育の振興を図ることを目的としている。地域改善対策特別措置法に基づき、小田原市集会所を設置し、生涯学習活動、自治会活動、子ども食堂など地域住民に開放する。	537	施設利用者数(件)	1,000	842	84.2%	市が特定の目的をもって設置した施設であり、地域に管理運営を委託することで、有効活用が図られている。	地元自治会に管理運営を委託することにより、効率化を図っている	現状の運営形態で継続。	① 継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
113	文化財課	史跡小田原城跡保存活用整備事業		史跡小田原城跡の保存と活用を図るため、令和2年度に策定した「史跡小田原城跡保存活用計画」に基づき史跡整備を進めている。 遺構の保護や来訪者の安全確保のための環境整備は継続的に実施しており、令和4年度は特に本丸・三の丸周辺の危険樹木等の伐採・選定を行ったほか、平成22年度から修景整備を行っている御用米曲輪においては、北西土塁の土層断面表示と瓦積塀の遺構複製展示を完成させた。それと並行して「御用米曲輪戦国期整備検討部会」を立ち上げ、基礎調査、環境調査、地中レーダー探査を実施し、今後の整備について検討を進めている。 そのほか、小田原城跡の回遊性を高めるため令和2年度に整備した天神山回遊路の維持管理も行っている。	127,231	整備面積 (㎡)※年 毎	500	300	60.0%	国指定史跡の保存と活用は管理団体(小田原市)が行うものと文化財保護法に定められている。	整備が完了した場所は一般開放し市民や観光客に親しまれており、誘客(観光入込客数の増加)に寄与している。整備途中の場所も現地見学会を実施するなど、史跡への関心を高める取組を実施している。	「史跡小田原城跡調査・整備委員会」及び「御用米曲輪戦国期整備検討部会」の議論を踏まえ、史跡の価値を高めその魅力を効果的に伝えられるように整備を進めていく。	①継続実施
114	文化財課	史跡等用地取得事業		遺構の保護等の目的で必要がある土地については、地権者の理解を得ながら公有化を行ってきた。 令和4年度は史跡小田原城跡の山ノ神堀切(約2,092㎡)と城山四丁目(約201㎡)を公有化した。	107,228	公有化面積 (㎡)※年 毎	200	2,293	1146.5%	国指定史跡の保存と活用は管理団体(小田原市)が行うものと文化財保護法に定められており、そのための公有化は必要である。	公有化は8割の国庫と1割の県費を用いて実施している。	財政状況を勘案しながらも臨機応変な対応を行う必要がある。	①継続実施
115	文化財課	史跡石垣山保全対策事業		史跡石垣山には落石の危険性がある場所が点在していることから、市民や観光客の安全を確保するための保全対策事業を進めている。 国・県と工法等に係る協議を行い、個別の箇所ごとに実施設計を策定の上、工事を実施してきた。令和4年度は井戸曲輪内の石垣について保全対策工事を行った。	16,965	保全完了面積 (㎡)※年毎の 設計又は 保全工事 面積	30	126	420.0%	国指定史跡の保存と活用は管理団体(小田原市)が行うものと文化財保護法に定められている。 また、保全対策を行う義務がある。	史跡の価値や安全性に関わる工事内容であるが、効率性を踏まえた実施設計に基づき施工している。	優先順位を付け保全対策を行うとともに、全体測量を順次実施していく。 また、「保存活用計画」を策定するための準備を行う。	①継続実施
116	文化財課	史跡江戸城石垣石丁場跡整備事業		江戸城築城に使われた石垣を切り出した早川石丁場群は、分布調査、散策路・説明板整備、暫定的な一般公開、測量調査及び分布調査報告書の刊行などを行い、また、文化庁、神奈川県のほか、同様の石丁場を有する静岡県及び熱海市・伊東市との協議を経て、平成27年度に「江戸城石垣石丁場跡」として国史跡に指定された。 近年(平成28年度)は、文化財公開事業としてシンポジウムを開催したほか、文化庁や関係自治体と連絡調整を行ってきた。	0	※事業の 性質上、指 標設定自 体が困難。	-	-	-	国指定史跡の保存と活用は管理団体(小田原市)が行うものと文化財保護法に定められている。 具体には、文化庁や神奈川県のほか「江戸城石垣石丁場跡」の史跡を有する静岡県及び熱海市・伊東市と協議しながら進める必要がある。	神奈川県、静岡県、熱海市、伊東市との協議では、小田原市に具体的な整備計画がないため、近年、会議の開催を静岡県側自治体主体でお願いしており、必要に応じてそれへ出席することで経費の軽減をしている。	史跡として適切に保存・活用するための「保存活用計画」を策定に向け、文化庁、神奈川県、静岡県、熱海市、伊東市と調整していく。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
117	文化財課	文化財保護委員会運営事業		文化財の保存及び活用について、調査・研究あるいは意見具申をするため開催する審議会。令和4年度は3回開催した。令和3年度からの2年間の任期の中で文化財の修繕に係る手法について議論したほか、文化財調査等の報告、2件の市指定文化財候補の諮問に対する答申等を行った。	264	開催回数(回)	3	3	100.0%	文化財保護法に定めのある「地方文化財保護審議会」として条例設置しているものであり、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議するために必須な組織である。	「市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例」に基づいて報酬を支給している。	必要な案件について専門的な見地から議論いただくとともに、教育委員会からの諮問に答申をいただく。	① 継続実施
118	文化財課	指定文化財等保存管理事業		史跡や歴史的建造物、天然記念物など市所有の指定文化財等を適切に管理保存するため、見回り監視や草刈業務等を行っているほか、国登録有形文化財「清閑亭」の機械警備や設備点検、老朽化している説明板の更新などを実施している。また、手続きとして現状変更に伴う関係書類の作成や台帳類の管理も行っている。	7,841	説明版の更新件数(件)	2	2	100.0%	文化財保護法の趣旨に照らし、国民・市民の共有の財産である貴重な文化財を後世に引き継いでいくためにも、今後も実施する必要がある。	明治天皇行在所など、一部史跡の日常管理を自治会に託すなどしている。説明板の維持管理については、観光課と相互に老朽箇所の情報提供を行うなど、連携しながら実施している。	市所有文化財の適切な管理の一環として除草や樹木剪定等を行う。また、説明板の管理・更新を行う。	① 継続実施
119	文化財課	文化財保存修理等助成事業		民間所有者が指定文化財を適正に保存管理できるよう管理奨励金を支払い、その過程で現況や修繕の必要性などの把握に務めている。修繕が必要な有形文化財所有者や継続的な後継者育成支援が必要な無形民俗文化財保存団体に対し補助金を交付している。このほか、市所有文化財の日常的な管理をお願いしている自治会に謝礼を支払っている。令和4年度は、6件について補助金を交付した。	6,375	管理奨励金交付件数(件)	86	86	100.0%	文化財の適正な維持・修繕には多額の費用が掛かるため、奨励金・補助金制度は必要である。	修繕内容と見積書のチェックはもちろんのこと、作業前後の現況確認や必要に応じて事業者とのヒアリングも行っている。	所有者の修繕要望に応じて支援を検討する。	① 継続実施
120	文化財課	文化財公開事業		市民や来訪者に小田原の歴史資産についての理解を深めてもらうとともに、埋蔵文化財保護意識の醸成を図るため、発掘調査の成果を報告書にまとめて刊行するほか、遺跡調査発表会、最新出土品展、遺跡見学会、シンポジウム・遺跡講演会の開催を通じて啓発している。また、紅葉の時期に合わせ、民間所有者にも御協力をいただきながら文化財建造物の見学会・観覧会を開催している。令和4年度はコロナ禍の影響が残りながらも感染症予防対策に万全を期した上ですべての催しを開催し好評を得た。	3,374	公開事業来訪者数(人)	6,200	7,571	122.1%	小田原の文化財の重要性を普及・啓発する上で重要な事業であり、発掘調査の成果を公開活用できるのは、調査主体者である小田原市だけである。参加者や来訪者の関心も高く毎回一定の集客があることから、今後も継続が必要である。	最新出土品展は、郷土文化館の展示事業と連携を図り、告知効果を高めた。文化財建造物の公開事業は、従来の春秋開催を集客力の高い秋(紅葉の時期)に一本化した。また、現地案内は建物・歴史に造詣の深いNPO法人小田原ガイド協会にお願いし公民連携で実施している。	埋蔵文化財の公開事業は、直近の発掘調査の実績によりテーマを設定し開催する。文化財建造物の公開事業は民間所有者に協力を求めながら開催する。	① 継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
121	文化財課	緊急発掘調査事業		市内に所在する281か所の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)において開発行為等が計画された場合は、事前協議を行い、遺跡に影響を及ぼす可能性のある計画に対して試掘調査を実施している。 その結果等を受けて実施することとなった本格調査のうち、個人住宅及び併用住宅等の場合は、市民の金銭的負担が大きいため国の補助金を活用して市直営で発掘調査を行い、それ以外の営利を伴う開発については、事業者に対して本格調査の調整・指導を行う。 また、発掘調査の成果を記録し、公開・活用するため報告書を刊行する。 令和4年度は試掘調査を44件、本格調査を14件実施し、13地点の調査報告書を刊行した。	98,615	試掘・本格調査件数(件)	50	58	116.0%	個人住宅等の開発に伴う本格調査については、市民の金銭的な負担が大きいため、引き続き国の補助金を活用した市直営の記録保存が必要である。その上で、報告書の刊行や埋蔵文化財の公開・活用も進めていかなければならない。	発掘調査を効率的に進めて期間の短縮に努めた。発掘調査を迅速に行ったことで施主の負担を減らしつつ、適切に埋蔵文化財包蔵地の記録保存が達成できた。	国の補助金を活用するためには、市直営による発掘調査が条件となることから、引き続き市直営で実施する。	①継続実施
122	文化財課	遺物保存管理事業		出土した木製品・金属製品の腐食を防止する保存処理を行っている。 また、報告書の執筆・刊行、記録図面類の整理、出土遺物等の整理(洗浄、注記、接合など)・保存処理などを行っている文化財整理室や出土品を保管するための収蔵庫を管理・運営している。	2,496	展示等で公開した調査地点数(地点)	15	15	100.0%	発掘調査の成果を広く公開することは小田原市の実施事業であり、そのための報告書の作成、その準備に至るまでが全て必須である。 また、民間発掘調査組織が発掘調査を実施した遺跡についても、報告書刊行後には出土品が市へ移管されるため、適切な収蔵場所の確保と活用を図らなければならない。	発掘調査で出土した文化財には、そのままでは劣化し朽ち果ててしまうものがあるため、保存処理を行うことで適切に保管・活用ができるようになる。	文化財の保存と活用のため、出土遺物を整理・保管し、公開・活用が可能となるよう進めていく。	①継続実施
123	図書館	小田原文学館管理運営事業		小田原出身・ゆかりの文学者の事跡等について、彼らの創作活動を育んだ本市固有の風土・文化とともに紹介するため、旧田中光顕伯爵別邸である本館(昭和12年建築)、白秋童謡館(大正13年建築)及び市内曾我谷津から移築した尾崎一雄邸書斎の三施設からなる小田原文学館を設置し、関係資料の公開・展示等を行う。 令和4年度は、北原白秋没後80周年記念事業を実施した。	28,006	来館者数(人)	10,000	5,312	53.1%	本市固有の価値を持つ文学資料を収集保存し、広く公開に努めることにより、本市の文化を育み広めることは市(行政)の責務である。文学館は常設展や特別展の開催などを通じ、普段は目には見えない文学資料を一般に展覧する場として機能している。また、周辺の文学遺跡や歴史的建造物等の散策拠点としても有効である。 新型コロナウイルス感染症の影響で、来館者数は依然低水準にとどまった。	常設展の見直し等に合わせ、作家紹介パネル・文学年表の更新等により展示解説を拡充させた。	継続して社会資本整備総合交付金を活用し、小田原ゆかり文学の情報発信拠点として整備を進める。また隣接する旧松本剛吉別邸等と連携するかたちで、周辺の歴史的風致の面的な向上が図れるよう、旧保健所跡地と合わせて、より効果的で持続可能な利活用の在り方を検討していく。	①継続実施
124	図書館	旧保健福祉事務所跡地活用事業		西海子エリアの小田原文学館や旧松本剛吉邸などの歴史的建造物に隣接した旧保健福祉事務所跡地に関する住宅環境と調和した交流の場となる空間を創出し、小田原駅からかまぼこ通り、板橋地区、早川地区への回遊性を高めるため、将来的に地域文化発信拠点施設を整備し、歴史や文化の薫るまちづくりを推進する。 令和4年度は、当該地が第一種低層住居専用地域であり、商業的利活用の幅に限界があるため、各種法令の緩和策の活用が可能や、地域文化発信拠点施設整備についての必要な機能や役割、行政機能などについて検討を行った。	933	指標設定が適さない事業であるため、対象外	-	-	-	西海子エリアは、江戸時代は武家屋敷が集積し、明治以降、北原白秋、谷崎潤一郎らの文豪の居宅や政財界人が別邸を構え、桜並木と歴史的な佇まいが残されている。 これらの歴史的景観と閑静な住環境を保全しつつ、静かなる交流の場を創出し、歴史や文学と、その風情を肌感じられるまちづくりを推進することは市が取り組むべき事業である。	当該地の取得目的が「文化・生涯学習施設建設用地」であるため、短期間の使用でかつ行政財産としての目的を害しない範囲での使用については行政財産目的外使用許可を行っており、その使用料は、草刈りなどの維持管理費に充当している。	地域文化発信拠点施設整備の方向性の検討	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
125	図書館	中央図書館管理運営事業		市民及び利用者の学習や余暇時間の充実及び読書活動の推進を目的として、広範な分野の資料の収集と提供を行った。 令和4年度は、利用者に安全な環境を提供するため防火シャッターの改修等を行った。	163,825	市民一人当たりの貸出冊数(冊)	3	2.73	91.0%	住民に対し、情報や学習の場を提供し、文化的な営みに寄与するとともに、住民の「知る権利」を保障することは、公立図書館の重要な責務であり、図書館法に基づき、図書館を設置し図書館サービスを実施することは、地方公共団体の責務である。	中央図書館は開館後25年以上が経過し、機械設備等の老朽化が著しいことから、施設を健全に維持するため、継続的に効果的な老朽化施設の更新を行っている。	中央図書館として本市図書館事業の総合的な企画運営を行うとともに、日常的な図書館利用の促進に向けた情報発信とニーズに沿った図書資料の提供に努め、運営方針に基づくサービスを展開していく。 また、電子図書サービスなど非来館とDXによる利便性向上を踏まえたサービスについても検討をしている。	②見直し・改善
126	図書館	小田原駅東口図書館管理運営事業		平成27年2月に策定された「小田原市図書館施設・機能整備等基本方針」に基づき、小田原駅東口お城通り地区再開発事業広域交流施設「ミナカ小田原」の6階フロアに令和2年10月19日、「まちの活性化」、「次世代育成」、「利用者層の拡大」をコンセプトに新たに小田原駅東口図書館を開館。 指定管理者制度を導入し、併設する子育て支援センターとの連携強化及びフロア管理に係る責任の明確化、柔軟な運営のため、ゆうりん・おだたんグループにより2施設一括の管理運営を実施。 コロナ禍の影響により、自粛する事業もあったが、新規利用者、リピーターが多く集まる魅力ある図書館づくりのため、おはなし会を中心とした幼児・児童向けイベント、「今日は何の日カレンダー」、「スタッフおすすめ本」などの企画展示、小田原のさまざまなコンテンツを紹介し、街、人を応援するためのイベント、展示を実施した。また、これらについてホームページ、広報、Twitterなどの媒体を介して、東口図書館を市民に広く周知した。	176,009	貸出者数(人)	100,000	82,717	82.7%	住民に対し、情報や学習の場を提供し、文化的な営みに寄与するとともに、住民の「知る権利」を保障することは、公立図書館の重要な責務であり、図書館法に基づき、図書館を設置し図書館サービスを実施することは、地方公共団体の責務である。	「利用者層の拡大」、「次世代育成」、「まちの活性化」をコンセプトとし、令和2年10月19日の開館以来、コンセプト実現のためのさまざまなイベント等の実施により、来館者等の増加につながっている。 また、民間のノウハウを活用した図書館サービスの充実が図られている。	利便性が高く、多様な層に図書館利用を訴求しやすい立地を生かし「利用者層の拡大」、「次世代育成」、「まちの活性化」の実現を指定管理者の迅速かつ柔軟な対応により図っていく。 民間のノウハウを図書館業務へフィードバックすることで図書館サービス全体の底上げしていく。	①継続実施
127	図書館	図書館郷土資料整理・保存・公開事業		図書館が開館以来収集してきた地域固有の貴重資料(古文書・記録等。市史編さん事業における収集資料を含む)を、中央図書館の地域資料コーナーにおいて保存・公開している。 対象資料は図書館で扱う一般図書とは大きく性格を異にするため、事業推進に当たっては、専門知識を有する専門家を嘱託員として雇用するなどして、適正な整理・保全に当たり、専門性の高いレファレンス等に対応するとともに、令和3年度以降は貴重資料の普及・活用促進等のため、分かりやすい解説を付してその一部を一般に展覧する「図書館の宝もの」等の事業を実施している。 令和4年度には、貴重資料の着実な保全と利活用の促進の両立に向け従来から進めてきたデジタル化について、生涯学習課で所管する「デジタルミュージアム創設事業」に協力し、図書館を含む貴重資料取扱所管による横断的なデジタルデータ公開体制を構築した。	8,020	入室者数(人)	2,000	1,599	80.0%	対象資料の主体は市(図書館)の所蔵品である。他に個人等が所有する寄託・借用資料もあるが、前者とともに本市の歴史や文化を表す重要資料であり公共性・公益性が高い。 これら資料を着実に保存し公開活用を図ることにより、人々の暮らしや様々な営みにおいて先人が残したメッセージを伝えることができ、郷土愛を高め、「まちの記憶」として今後のまちづくりに役立てることができる。	従来から貴重資料を保全し、これに関する情報を広く発信し、その市民等による活用の利便性を高めるため、従来から貴重資料のデジタル化を進めてきたが、令和4年度には生涯学習課ほか関係所管と連携し、横断的なデジタル化貴重資料公開体制等を構築した(前記)。 修復保存においては、保全と利用促進の整合的推進のため、利用度の高い資料を優先した。	貴重資料原本の着実な保全のための環境(保存空間・設備等)及び体制を整備する一方、それらのデジタル化の継続的推進により「デジタル・ミュージアム(以下DM)」の機能を拡充するとともに、既存のデジタル化データをDMに統合し、他の関連所管を含む市所蔵の貴重資料の統一的な公開体制を整える。寄託・借用資料についても、DMでの公開に向けた協議を進める。	②見直し・改善
128	図書館	読書推進・図書館利活用促進事業		図書館所蔵の図書、視聴覚資料、地域資料の活用を通じて読書に親しみ郷土の歴史文化への理解を高め、図書館利用の向上を図るためさまざまなイベントを開催した。 令和4年度は、例年開催している読み聞かせや図書館を使った調べる学習コンクール関連のイベント、読書活動推進講演会のほか、特別イベントとして、小田原北条キッチンカー組合、神奈川トヨタ自動車株式会社、株式会社丸江＝おだわらSDGsパートナーとのコラボイベントの図書館おたのしみデイを開催した。 なお、人数制限やイベント自体の中止などの新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じたことから指標達成割合が減少している。	218	参加者数(人)	5,500	984	17.9%	図書館はさまざまな知識や情報を手軽に得られる場である。 学習イベントに参加することで新たな知識を得つつ図書館や図書資料についての理解を広げることができ、参加者が自分に見合った新たな図書館の価値を創造していくことができる点で有効性が高い。	イベントの開催日数や参加募集人数を減らすなど、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策をとることで開催可能なイベントを実施した。	絵本の読み聞かせなど継続して実施する必要があるイベントは今後も引き続き実施し、図書館利用が少ない世代や市民向けの新たなイベントの実施を検討する。	②見直し・改善



事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
129	図書館	図書館ネットワーク等運営事業		2図書館(中央、東口)、6ネットワーク施設(生涯学習センターけやき、尊徳記念館、国府津学習館、川東タウンセンターマロニエ、城北タウンセンターいずみ、橋タウンセンターこゆるぎ)をオンラインシステムで結び、資料検索、貸出や予約業務が可能となっている。 また、自動車文庫として、各小学校の放課後児童クラブ等に図書を配本し、学校図書館以外で読書に親しむ機会を拡大している。 令和4年度は、システム事業者との定例会を開催し、オンラインシステムの運用を行うとともに、自動車文庫の配本業務を実施した。	39,820	インターネットでの予約サービス利用件数(件)	100,000	100,594	100.6%	広範囲に市域が広がる本市においては、図書館と市内の地域センターや生涯学習施設の図書室を結ぶことにより各施設利用者の読書機会を拡大するとともに、各施設の蔵書を有効活用することができる。	システム事業者との定例会を行い、システムの安定稼働に努めた。 また、自動車文庫の配本箇所と配本冊数の見直しを行った。	図書館システムの安定的な運用のため、システム障害時等のマニュアルの見直しを行う。	①継続実施
130	図書館	デジタル図書館事業		情報技術の進展や生活様式の変化を背景に多様なサービスが求められる中、読書や情報取得に対する利便性の向上を図るため、令和4年10月27日から、インターネットに接続したパソコン、タブレット、スマートフォンで利用できる電子書籍の貸出サービスを実施した。	5,844	貸出冊数(冊)	5,000	3,298	66.0%	電子書籍は24時間365日利用可能であるため、図書館の開館時間内に来館できない方も読書機会を提供することが可能となる。また、音声読み上げ機能や文字サイズ拡大機能を持つ電子書籍を通じて、ハンディキャップのある方へ読書機会を提供することが可能となる。	仕事や育児などにより来館が困難な利用者を想定した書籍(ビジネス、育児書、料理本等)やティーンズ世代と小中学生の読書意欲を向上させ、図書館利用につながるような書籍を購入した。	電子書籍の購入を継続し、デジタル図書館サービスの拡充を図る。 市内小中学校と図書館の連携のもと、学習用端末を活用した電子図書館の利用環境を整え、児童生徒の読書活動を推進する。	①継続実施
131	スポーツ課	ウォーキング啓発事業		日常生活にウォーキングを定着させるため、各地域にコースを設定し、ウォーキング啓発事業を実施するものである。 令和4年度は、子どもや保護者を対象にウォーキングを通じて子どもたちへの豊かな心を育む歩育啓発事業を開催した。	90	イベント等参加者数(人)	100	823	823.0%	小田原市スポーツ振興基本指針ではスポーツ実施率の向上を目標に掲げているが、スポーツ実施状況等市民アンケートにおいて「Q.今後実施してみたい運動・スポーツ」で最も回答が多かったウォーキングを啓発していく。	(公財)小田原市体育協会と連携して実施することで、効果的・効率的な集客を行った。	市民のスポーツ実施のきっかけとなる事業展開を、市民ニーズ等を踏まえ、検討していく。	①継続実施
132	スポーツ課	城下町おだわらツデー開催事業		市民及び全国のウォーカーが、西さがみを舞台に、歩くことを通じて自然に親しみ、心と体の健康づくりを図るとともに交流を深めてもらう。また、ウォーキングを通じて、参加者の心と体の健康づくりに寄与するとともに、小田原を始め箱根・真鶴・湯河原(西さがみ)の魅力を全国に発信することを目的とする。 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度及び令和3年度は開催できなかったが、令和4年度は規模を縮小し、1日開催として実施した。	5,000	参加者数(人)	10,000	2,576	25.8%	全国的な規模を視野に入れたイベントであり、小田原の魅力の発信、市民の健康づくり、参加者同士の交流の場となっている。また、市民と行政が一体となって事業を成し遂げてきており、今後も全市のイベントとして発展させていくために、市の関与は必要と考える。	当日受付をなくすことや給水所等の設置場所やサービスを見直すことで、イベント従事者(ボランティアスタッフ)を大幅に削減した。	様々な関係団体と連携することで老若男女が楽しめる魅力ある大会を目指す。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
133	スポーツ課	市体育協会補助事業		各種スポーツ教室の開催、市からの移管事業(おだわら駅伝競走大会開催事業、かながわ駅伝競走大会派遣事業、市民総合体育大会開催事業、スポーツ少年団姉妹都市交流事業、ニュースポーツ普及・促進事業)を含むスポーツ大会の開催、地区体育振興会・種目協会の支援を通じて、市内のスポーツ振興を推進している(公財)小田原市体育協会へ助成を行った。	69,148	参加者数 (人)	26,800	13,439	50.1%	行政では開催が難しい各種スポーツ教室や、大会を開催することにより、市民の健康増進とスポーツの普及・発展、競技力の向上等を図ることが可能なので妥当である。	各競技団体等で構成される(公財)小田原市体育協会の特性を活かして、大会等を開催することができ、参加者のニーズに合ったイベントが開催されている。また、新型コロナウイルス感染症の影響で実施できなかった補助事業については、補助金の返還を受けた。	各種スポーツイベント等において、競技という側面のみでなく、レクリエーションや普及という側面も視野にいたれたイベント運営等を促進していく。	①継続実施
134	スポーツ課	柔・剣道錬成事業		小田原スポーツ会館を会場として、柔道・剣道錬成教室を開催した。委託して事業実施しており、錬成教室の開催、館内大会の開催、暑中及び寒稽古の実施、各種大会への派遣等を行っている。	4,077	参加者数 (人)	5,000	4,107	82.1%	小田原市内に柔道教室はなく、日本古来の武道の普及・振興に多くの市民の体力向上・健康増進を図るためにも民間の教室だけでは不足しており、市の関与は妥当である。日本古来の武道(柔道・剣道)の普及・振興を図るとともに、柔道・剣道を通じて青少年の体力の増強、精神力の養成、健全育成に概ね寄与できている。	新型コロナウイルス感染症対策方法を受託者とも協議し、教室を開催することができた。	市民が参加しやすい仕組みづくりについて、参加者や関係団体等の意見を聴きながら改善を進めていく。	①継続実施
135	スポーツ課	地域スポーツ活性化事業		各地区の体育振興会などと連携して地域住民がスポーツ実施できる場の創出や障がいをお持ちの方などのスポーツ実施を促すことで、市民のスポーツ実施率の向上を目指すことを目的としている。令和4年度は福祉部局と連携して、城下町おだわらツアーデーマーチの特別企画として、主会場近くで「バラスポーツ体験会」を実施した。	0	地区ブロック数(ブロック)	1	1	100.0%	地域にスポーツを振興させていくためには、地域や各スポーツ団体等の連携が肝となるため、市も積極的に関与していくことが重要である。	市内で活動している総合型地域スポーツクラブや湘南ベルマーレフィットサルクラブなど、さまざまな団体と連携することで、効果的に本事業を実施することができている。	スポーツ競技団体とも連携し、市民のスポーツを“する”“みる”の振興を図っていく。	①継続実施
136	スポーツ課	総合型地域スポーツクラブ推進事業		総合型地域スポーツクラブについて市民へ周知するとともに、当クラブ事業に参加を促すことで市民が主体となったスポーツ振興を図るものである。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、イベントは実施しなかったが、市内で活動する総合型地域スポーツクラブの体験会のチラシを市内の小中学校に配布することで、同クラブの周知及び支援を行った。	0	講師派遣をしたイベント等の参加者数(人)	60	0	0.0%	総合型地域スポーツクラブの活動支援は、地域スポーツの推進に必要であり、今後はイベント形式だけでなく、その活動を地域とつなげていく必要があるため、妥当と考える。	市内の総合型地域スポーツクラブと協力して、実施することで、市内同クラブの周知や強化を図っている。	神奈川県の実施型地域スポーツクラブへの支援の方向性を考慮しつつ、地域などへ講師を派遣する形でクラブの活動を支援していく。また、体験会等の案内チラシを配布し、会員数の増加を図る。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
137	スポーツ課	スポーツ推進委員活動促進事業		市民が行うスポーツ活動の指導・助言や小田原市のスポーツイベントに関する運営協力を行っているスポーツ推進委員を委嘱し、スポーツ推進委員協議会に活動費を助成した。	2,969	イベント参加者及び従事者人数(人)	235	129	54.9%	スポーツ推進委員の活動に対し支援・助成することにより、スポーツ推進の体制を整備し、市民のスポーツ活動の推進を図る。	スポーツ課とスポーツ推進委員協議会との連携を密にするため、スポーツ推進委員協議会における常任委員会を開催した。また、新型コロナウイルス感染症の感染対策を行った上で、実技研修や他市の推進委員との研修を行った。新型コロナウイルス感染症により、市民ハイキングは中止した。	スポーツのコーディネーターとして地域スポーツの推進を図るため、市と密接に連携しながら人材育成ができるよう支援を行っていく。	①継続実施
138	スポーツ課	小田原アリーナ等管理運営事業		小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ、小田原テニスガーデン、城山陸上競技場及び小峰庭球場を安全・快適に利用できるようにし、経年等に起因する劣化や不具合について、その規模や緊急性を考慮した中で維持修繕した。また、利用者サービスの向上を念頭に置いて経費節減を図り、効率的な管理を行った。	143,295	利用者数(人)	577,000	533,341	92.4%	スポーツ振興を図るため、身近にスポーツのできる環境を整える必要があることから、市としてスポーツ施設を維持管理していく。	指定管理者制度の導入により、適切な管理・修繕を行い、サービス向上・コストの削減を図っている。	小田原アリーナ、小田原テニスガーデン、城山陸上競技場、小峰庭球場の管理運営。今後の各施設の在り方について、スポーツ施設あり方検討事業の中で検討していく。	①継続実施
139	スポーツ課	城山庭球場管理運営事業		城山庭球場を安全・快適に利用できるようにし、経年等に起因する劣化や不具合について、その規模や緊急性を考慮した中で維持修繕した。また、利用者サービスの向上を念頭に置いて経費節減を図り、効率的な管理を行った。	998	利用者数(人)	13,000	13,610	104.7%	スポーツ振興を図るため、身近にスポーツのできる環境を整える必要があることから、市としてスポーツ施設を維持管理していく。	会計年度任用職員3人を交代で常駐させ、適切な管理を行っている。コート整備は近隣高校にも協力してもらっている。	城山庭球場の管理運営。今後の施設の在り方について、スポーツ施設あり方検討事業の中で検討していく。	①継続実施
140	スポーツ課	市営プール管理運営事業		御幸の浜プールを、安全・快適に利用できるようにし、経年等に起因する劣化や不具合について、その規模や緊急性を考慮した中で維持修繕した。	17,234	利用者数(人)	5,300	8,036	151.6%	スポーツ振興を図るため、身近にスポーツのできる環境を整える必要があることから、市としてスポーツ施設を維持管理していく。	プール監視及び入場券販売等業務を民間に委託しており、安全の確保に努めている。	御幸の浜プールの管理運営。今後の施設の在り方について、スポーツ施設あり方検討事業の中で検討していく。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
141	スポーツ課	城内弓道場管理運営事業		城内弓道場を安全・快適に利用できるようにし、経年等に起因する劣化や不具合について、その規模や緊急性、指定史跡内での制約等を考慮した中で維持修繕した。	1,738	利用者数 (人)	7,400	4,366	59.0%	スポーツ振興を図るため、身近にスポーツのできる環境を整える必要があることから、市としてスポーツ施設を維持管理していく。	施設管理に弓道協会の協力を得ることで、職員等を常駐させることなく効率的な管理を行っている。	城内弓道場の管理運営。今後の各施設の在り方について、スポーツ施設あり方検討事業の中で検討していく。	① 継続実施
142	スポーツ課	スポーツ広場管理運営事業		酒匂川スポーツ広場、鴨宮運動広場を安全・快適に利用できるようにし、経年や気候条件等に起因する不具合や器具の劣化等について、その規模や緊急性を考慮した中で維持修繕した。	8,774	利用者数 (人)	132,000	204,822	155.2%	スポーツ振興を図るため、身近にスポーツのできる環境を整える必要があることから、市としてスポーツ施設を維持管理していく。	会計年度任用職員の採用、関係競技団体の協力を得る等、事業コストの削減を図っている。	酒匂川スポーツ広場、鴨宮運動広場の管理運営。今後の各施設の在り方について、スポーツ施設あり方検討事業の中で検討していく。	① 継続実施
143	スポーツ課	酒匂川左岸サイクリング場管理運営事業		安全に自転車に親しむことができる施設を広く市民に開放し、自転車の貸出しを通して自転車の乗り方や交通ルールを身に付けるとともに、市民の健康増進を図り、いつまでも健康で暮らせるための環境づくりを進めた。	6,248	貸出自転車利用者数 (人)	11,000	13,867	126.1%	安全に自転車の乗り方や交通ルールを身に付ける場を提供することで、スポーツ振興や市民の交通安全に寄与する。	管理運営業務を一般財団法人小田原市事業協会に委託し、経費の削減を図っている。	酒匂川左岸サイクリング場の管理運営。今後の施設の在り方について、スポーツ施設あり方検討事業の中で検討していく。	① 継続実施
144	スポーツ課	酒匂川サイクリングコース管理事業		市民が酒匂川の自然に親しみながらサイクリングを楽しめるよう、小田原市酒匂川サイクリングコースを管理した。	778	整備総延長 (m)	5,133	5,133	100.0%	サイクリングやウォーキング・ランニングをする場を提供し、身近に運動できる環境を整えることで、スポーツ振興・健康増進に寄与する。	維持管理に係る直営と業務委託を使い分けながら、事業コストの削減を図っている。	酒匂川サイクリングコースの管理。今後の施設の在り方について、スポーツ施設あり方検討事業の中で検討していく。	① 継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
145	スポーツ課	学校体育施設開放事業		学校体育施設開放事業は、学校施設開放事業、夜間照明開放事業、学校プール開放事業の三つの事業がある。 学校施設開放事業については、市民がスポーツに親しむ機会を提供し、健康の増進とスポーツの振興を図るため、早川小学校を除く市内小学校24校、中学校11校の体育館及び運動場を学校教育に支障のない範囲で利用登録団体に開放している。 夜間照明開放事業については、酒匂中学校、国府津小学校及び豊川小学校のグラウンドに照明設備を設置し、夜間の時間帯に利用登録団体に開放している。 学校プール開放事業については、PTAが主体となって実施しており、夏休み期間の学校プール開放事業運営費の一部を支援している。 令和4年度の学校プール開放は、新型コロナウイルス感染症の影響により、国府津小学校及び富士見小学校以外は実施しなかった。	2,507	利用者数(人)	212,000	157,490	74.3%	学校教育に支障のない範囲で学校施設を開放し、地域のスポーツ活動・交流の場を提供することで、スポーツ振興を図る。	学校の体育施設を地域住民に開放することにより、施設の効率的利用を進めるとともに、市民がスポーツに親しむ機会を提供し、健康の増進とスポーツの振興を図っている。	学校施設開放事業、夜間照明開放事業、学校プール開放事業の実施。 今後の事業の在り方について、スポーツ施設あり方検討事業の中で検討していく。	①継続実施
146	スポーツ課	スポーツ施設あり方検討事業		本市におけるスポーツ施設の在り方を検討するため、諮問機関として「小田原市スポーツ施設整備基本計画策定検討委員会」を設置するほか、本市のスポーツ推進に関する重要事項を調査審議しているスポーツ推進審議会やその他関係団体にも意見を聞きながら、新たな施設整備や公民連携の手法のほか、既存公共施設や民間資産の活用なども踏まえて検討し、「小田原市スポーツ施設整備基本計画」を策定する。 令和4年度は、検討内容や検討機関の設置や構成員、民間事業者への委託内容、スケジュール等について検討を行った。	0	スポーツ推進審議会等の開催数(回)	2	2	100.0%	本市のスポーツ施設においては、経年による老朽化や大雨による冠水被害といった課題があるとともに、スポーツを取り巻く環境や市民ニーズが変化してきていることから、既存スポーツ施設や新たなスポーツ施設の在り方を検討し、市民が身近にスポーツができる環境の整備につなげる。	計画の策定に関する総合的な支援を民間事業者に委託していく。	既存スポーツ施設や新たなスポーツ施設の在り方を検討し、令和5年度から6年度の2か年で「小田原市スポーツ施設整備基本計画」を策定する。	①継続実施
147	環境政策課	地域循環共生圏構築事業		地域循環共生圏の構築に向け、荒廃竹林や獣害対策など先導的な取組を創出する。あわせて環境保全活動に係るプラットフォーム機能を担う「おだわら環境志民ネットワーク」の機能強化等を図る。  令和4年度は、「おだわら環境志民ネットワーク」の機能強化を図るため、専門的なコーディネート業務を委託し事務局機能を強化するとともに、組織体制を見直し、「豊かな森里川海を次世代に」をビジョンに掲げ、「次世代の人材育成(そだてる)」、「相談支援体制の構築(つながる)」、「環境と経済の好循環(うみだす)」の3事業体制として取組を推進することで、地域循環共生圏の構築に資する取組を生み出す土壌を醸成した。 特に、会員連携の新たな取組をする8団体へ活動資金を交付し、「小田原産メンマ」の開発や「くくり罫通報システム」など先進的な取組の支援となっている。 ※令和4年度実績は、公民連携による小田急電鉄株とのハンターバンク事業(1件)	3,426	地域循環共生圏の構築に向けた取組数(累計)	1	1	100.0%	地域循環共生圏の構築に向けては、公民連携による取組が必要であり、課題解決に向けた市の役割は大きい。	市への寄附金(平成30年度)の充当や国の地方創生推進交付金(1/2)の活用により、市の財源負担を軽減した。	引き続き「おだわら環境志民ネットワーク」の機能強化を図り、自立的運営に向けた支援を行う。 また、各事業を展開し、課題解決の方法と資金が循環する仕組みを兼ね備えた先進的な取組を生み出していく。	①継続実施
148	環境政策課	環境基本計画推進事業		小田原市環境基本計画の策定及び改定、進行管理を行うとともに、計画策定等に必要自然環境調査を行う。また、専門的な知見や市民意見を反映するため、小田原市環境審議会を運営する。  令和4年度は、市総合計画の策定に合わせ、令和4年7月「第3次小田原市環境基本計画」を策定した。また、本計画を庁内横断的に推進するため、「ゼロカーボン・環境共生推進本部」を設置し、本部会議や研修会など実施し計画の推進を図った。環境審議会では、環境基本計画や「小田原市気候変動対策推進計画」の策定に関する審議等を行った。次年度以降、効率的に進行管理・評価する実施要領を作成した。 ＜主な実績＞ ・環境審議会 3回 ・ゼロカーボン・環境共生推進本部 会議3回、本部員向け講演会1回、職員研修2回	1,546	-	-	-	-	前計画の終了期間が令和4年度末までであったが、新たな総合計画の策定に合わせ、前倒して計画を策定することで、総合計画と同年度からスタートすることができ、効率的に施策を進めることが出来た。また、策定した計画を着実に推進するため、庁内全部局長を本部長とした推進本部を設置し、情報提供や調整事項の協議、職員向け研修など実施することで、庁内横断的な取組を図ることができた。	前計画の終了期間が令和4年度末までであったが、新たな総合計画の策定に合わせ、前倒して計画を策定することで、総合計画と同年度からスタートすることができ、効率的に施策を進めることが出来た。また、策定した計画を着実に推進するため、庁内全部局長を本部長とした推進本部を設置し、情報提供や調整事項の協議、職員向け研修など実施することで、庁内横断的な取組を図ることができた。	着実な計画の推進を図るため、進行管理・評価を実施していく。 また、推進本部により庁内横断的な取組として進めていく。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
149	環境政策課	環境活動推進事業		市民の環境意識の向上を図るため、将来を担う子どもたちに対する環境学習を行うとともに、市民による環境活動の促進を図る。  令和4年度は、市内小学校の夏休み期間を活用し、様々な環境分野について、実際に環境活動を実践している団体のかたを講師とし、自由研究のテーマ選びにもなる環境教室(テーマ別9回)を開催した。ほかに、里山を活用した自然観察会(2回)や春休み環境教室(1回)を実施した。環境施策を学べる環境学習用のアニメーション動画を作成し今後の環境学習に活用するものとした。  <主な実績> 延べ参加者数:113人 ・夏休み子ども環境教室(9回) 参加者数:88人 ・自然観察会(2回夏、秋) 参加者数:12人 ・春休み環境教室(1回、省エネ講座) 参加者数:13人 ・環境学習用アニメーション動画(環境基本計画の概要を紹介、5分程度)	285	市で実施している環境学習や講座の実施件数(件)	20	12	60.0%	多様な主体の育成・活躍の推進をするため、次世代を担う子どもたちへ継続的に環境学習の機会を増やしていく必要がある。様々な環境分野をバランスよく学べる講座とするために、市が中心となり企画運営していく必要がある。	これまでバラバラに実施されていた一部の環境教室をパッケージ化し、周知や受付を一元化することで利便性の向上を図った。また、既存の電子申請システムを活用することで、申込対応も効率的に実施することができた。また、今後の環境活動団体等の担い手確保にもつながるよう、環境団体へ講師を依頼することで、実践的な学びが得られるよう工夫した。	更なる環境学習の機会を創出するため、夏休み環境教室を充実させるとともに、1日で学べる環境学習イベント(仮称 環境学習フェア)の開催などを検討していく。また、1講座当たりの参加者数を増やすため小学校への周知方法など工夫していく。あわせて、公民連携やデジタルを活用した環境学習も推進していく。	①継続実施
150	環境政策課	ごみ減量意識啓発事業		ごみに関する情報を市民に提供し、ごみの減量意識啓発を図る事業である。環境情報誌「ゴミダス」等の冊子類や自治会回覧、ホームページなどを活用し、ごみの分別方法や、ごみの減量化・資源化、処理に関する情報を提供し、市民のごみ減量意識の啓発を図る。ゴミダスの発行、ごみと資源の分け方出し方ガイドの発行、環境メールニュースなど、冊子やインターネットを活用するとともに、自治会や小学校等での啓発活動に努める。 市施設にウォーターサーバーを設置し、プラスチックごみ削減やマイボトルの持ち歩きの促進を行った。また、マイボトルの作成、配布も行った。 ・生ごみサロン16回 ・段ボールコンポスト店頭実演24回 ・出前講座5回 ・ごみに関する授業10回 ・夏休み子ども環境教室3回	1,194	啓発回数(回)	50	58	116.0%	ごみの分別方法の情報提供、ごみ減量の意識啓発を図ることは、市が取り組むべき事業である。	マイボトル携帯の促進のため、市施設に給水ができるウォーターサーバーを民間企業と協定を結び無償設置を行った。また、プラスチックごみ削減のため、マイボトルを作成し、環境イベントでの配布を行った。	ごみの分別方法、ごみの減量化・資源化、処理に関する情報を提供し、市民のごみの減量意識の啓発を図ることは重要であり、今後も継続して実施していく。	①継続実施
151	環境政策課	指定ごみ袋販売事業		「燃せるごみ」用指定袋を作成し、販売する。 市民が「燃せるごみ」を排出する際、市の指定袋を使用することで、ごみの減量意識の啓発、正しい分別の促進、市外からのごみの搬入を防ぐ。 なお、令和3年度からはカーボンニュートラルの考え方からバイオマスプラスチック含有率10%のごみ袋に切り替えを行った。	64,360	準義務的 事業であり、指標設定が困難なため、指標を設定しない。	-	-	-	ごみの減量意識の啓発、正しい分別の促進、市外からのごみの搬入防止のため、指定ごみ袋を作成、販売することは有効である。	指定ごみ袋の作成は入札により執行しており、人件費も含め最小限の費用で実施している。	引き続き、適切に事業を実施する。また、今後は販売店からの受注方法の見直しや導入したバイオマスプラスチックの含有量増加を検討していく。	①継続実施
152	環境政策課	事業系ごみ減量強化事業		事業系一般廃棄物の減量化と資源化を目的に、排出事業者や収集運搬業者に対して検査・指導を実施している。 また、多量排出事業者に対しては、毎年度「減量化及び資源化計画書」の提出を求めるとともに、必要に応じてヒアリング調査を実施している。 また、公園、学校、農道から出る剪定枝の資源化に取り組んでいる。令和4年度は、約42tを資源化した。	1,083	排出計画提出率(事業所)	100	97	97.0%	事業系一般廃棄物の減量化や分別徹底の指導は市が取り組むべき事業である。	多量排出事業者に対し、計画書の内容を確認した上で、必要に応じてごみの減量に取り組むよう指導した。 また、計画書の提出がない事業者に対しては督促を行った。	事業系一般廃棄物の減量化と資源化は、燃せるごみの減量化に向けて取り組む必要があり、今後もヒアリング等を行い、減量・資源化に向け協力を仰いでいく。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
153	環境政策課	生ごみ減量・資源化推進事業		燃せるごみの約30%を占める生ごみの減量化を目的に、段ボールコンポストを活用した家庭での生ごみ堆肥化事業を推進している。新規参加者には初期セットを無料で配布しており、出前講座等で積極的にPRを行っている。市内各地域で生ごみサロンを開催しているほか、市内各所のスーパーマーケットにおいて店頭実演を行っている。また、夏休み期間中には小学生を対象とした環境教室を行っている。食品ロスの削減に関しては、食材を捨てずに使う料理教室や講演会を実施し、事業系食品ロス削減のため、食べきり協力店制度を実施している。	1,977	生ごみ堆肥化推進事業新規加入世帯数(世帯)	200	172	86.0%	市民の力で生ごみの減量に取り組む事業であり、燃せるごみの減量につながることから、市が推進することは妥当である。食品ロスに対する意識啓発の観点からも有効な事業である。	段ボールコンポスト新規参加世帯の増加及び参加者の継続率向上のため、イトヨーカドー小田原店、小田原百貨店、しまむらストア店頭で実演を行った。夏季には小学生向けに環境教室を実施し、段ボールコンポストを通じて自然の仕組みとごみ減量の必要性を説明した。食品ロスに関しては、食材を使い切るための料理教室や、民間企業の食品ロス削減への取組の講演を行った。	段ボールコンポスト参加世帯の拡大を目指すとともに、継続率向上に向けた取組を検討し、普及と定着に努める。食品ロス削減に向け普及啓発等に取り組む。	① 継続実施
154	環境政策課	焼却灰等資源化事業		市内で排出される廃棄物を安全かつ適正に処理し、併せて循環型社会の構築に向け資源化処理の推進を目指す。本市最終処分施設の残容量が逼迫する中、ごみの焼却により発生する焼却灰や、不燃物の処理により発生する不燃残渣、可燃残渣、ガラス残渣等について、リスク分散を考慮しながら最終処分先を確保するとともに、最終処分業者による資源化を推進している。	1,919,276	焼却灰資源化率(%)	12.8	12.4	96.9%	廃棄物の適正処理と資源化は市の責務である。	外部委託により効率的に実施している。	焼却灰については、地域的リスク分散も含めた最終処分先の確保に努めるとともに、資源化率の向上を目指す。有価物については、売却品目の細分化を図るなど歳入増を目指す。	② 見直し・改善
155	環境政策課	容器等再資源化事業		循環型社会の構築を目的に、トレー類、プラスチック容器、ペットボトルを分別収集し、引取り品質ガイドラインに沿った破袋や異物除去等の中間処理を行った後、(公財)日本容器包装リサイクル協会へ再商品化委託を行う事業。	53,052	容器包装比率(容リ協会検査結果)(%)	95.0	94.12	99.1%	分別の徹底と容器等の再資源化は市が取り組むべき事業である。	外部委託により効率的に実施している。	(公財)日本容器包装リサイクル協会では、市町村が引き渡した資源物の品質調査を行っており、低品質の場合引き取り拒否となる場合があること、また、高品質であれば合理化拠出金が分配される場合があることから、分別の徹底を図り、資源物の品質確保に努める。	① 継続実施
156	環境政策課	古紙リサイクル事業		紙類を確実かつ安定的に分別収集し資源化することを目的に、自治会、古紙リサイクル事業組合、市の協働により取り組んでいる事業。収集経費から紙・布類の売却益を差し引いた不足分を賄う協力金を古紙リサイクル事業組合に支出している。燃せるごみに混入している紙類の分別の徹底を図るため、「その他紙」用袋を必要に応じて配布するとともに、高齢者や障がい者のみの世帯を対象に紙・布類の登録制戸別収集を実施している。平成31年1月に、高齢者の年齢要件を65歳以上に引き下げた。 ・出前講座5回 ・ごみに関する授業10回	40,000	古紙リサイクル推進啓発回数(回)	12	15	125.0%	廃棄物の適正処理と資源化は市の責務である。	他の自治体と比較して費用を低減できている。平成27年度から開始した高齢者や障がい者のみの世帯を対象とした紙・布類の登録制戸別収集について、平成31年1月に、高齢者の年齢要件を65歳以上に引き下げた。	引き続き、自治会、古紙リサイクル事業組合、市の協働により紙類の収集・資源化を行う。燃せるごみの減量化を図るため、今後も紙類の分別の徹底について周知・啓発を行う。	① 継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属 (旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
157	環境政策課	小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化推進事業		<p>【目的】 小田原市と足柄下郡3町(箱根町・真鶴町・湯河原町)が、各市町の地域特性や、将来の計画などを踏まえ、施設の老朽化、新たな施設整備の必要性、ごみの資源化・減量化などの課題を解決するため、今後、相互に協力していくことが望ましい事項について、1市3町を枠組みとした広域的なごみ処理を実施する計画を策定し、その方法等について検討することを目的とする。</p> <p>【対象】 小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町</p> <p>【実施手法】 合議制による検討</p> <p>【内容】 (1)協議会の運営 (2)広域的なごみ処理体制の検討 (3)国交付金を受けるための事務手続き等の調整</p>	25					<p>本市が単独で施設整備や資源循環型社会に向けた取組等を行うよりも、複数の市町で共同で取り組むことが、経費削減など、効率的なごみ処理事業の運営に有効である。</p>	<p>小田原市と足柄下郡3町のエリア内でのごみの分別区分や収集方法の統一を目指すとともに、各市町の地域特性に応じた効率的な広域処理システムの実現について検討している。</p>	<p>本市と足柄下郡3町による広域事業であり、次期広域処理システムの実現に向け、構成市町の意見集約を図っていく。 【小田原市系統】 次期広域処理システムの実現に向けた検討を行う。 【足柄下郡系統】 箱根町と湯河原町真鶴町衛生組合の焼却施設の集約化等、3町共同処理に向けた整備事業を進めていく。</p>	① 継続実施
158	ゼロカーボン推進課	地域温暖化対策推進計画・エネルギー計画推進事業	○	<p>地球温暖化対策推進計画・エネルギー計画の策定及び進捗管理を行う。 令和4年度は地球温暖化対策推進計画とエネルギー計画を統合し、気候変動への対策を総合的・効果的に取り組むため、新たに「気候変動対策推進計画」を10月に策定した。</p>	0	-	-	-	-		<p>地球温暖化対策推進計画とエネルギー計画は、計画に位置付ける対策・施策が相互に密接に関係しており、重複する施策や目標も多いことから、二つの計画を統合により、効率的な運用・評価が可能となり、最も効果的に気候変動対策に取り組むことができる。</p>	<p>計画に基づく事業は、気候変動対策に資する全ての事務事業により展開されるため、計画策定をもって本事務事業項目は削除</p>	③ 完了・休止・廃止
159	ゼロカーボン推進課	地球温暖化意識啓発事業		<p>温室効果ガス排出量を削減し、地球温暖化対策を推進するため、家庭及び事業者に対し、地球温暖化対策に資する設備導入の支援を行うとともに、普及啓発活動を行う。 令和4年度は、太陽光発電設備の更なる普及による再生可能エネルギーの利用拡大等を図るため、地球温暖化対策推進事業費補助金の補助対象に太陽光発電設備を追加するとともに、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)を活用した補助事業を実施し、太陽光発電設備、高効率空調、高効率照明及びソーラーシェアリングの導入に対する補助を行った。また、市、事業者、市民協働による「おだわらスマートシティプロジェクト」の名称を「おだわらゼロカーボン推進会議」に変更し、「おだゼロフェア」を始めとしたゼロカーボンに資する事業を展開した。</p>	18,750	補助金交付件数(件)	286	62	21.7%	<p>地球温暖化対策として、温室効果ガス排出量を削減するためには、家庭部門における省エネルギー性能に優れた住宅等の導入に対し、効率よく補助を行い効果を高めるとともに、国県の施策との連動や事業者等との協働により相乗効果を得る必要があり、行政が関与すべき取組である。</p>	<p>国の交付金活用により対象設備の拡大や件数を増やすことができ、地域の再生可能エネルギー導入の拡大、省エネルギー化の促進につながった。令和4年度は10月から半年の実施であったが、ソーラーシェアリングや自家消費型太陽光発電設備、高効率空調・高効率照明の導入補助を行うことができ、地域の脱炭素化を進めることができた。</p>	<p>FIT後における国の政策動向等を見据え、引き続き、温室効果ガス排出量の削減に寄与する機器などへの導入費用を助成することで、地球温暖化対策を更に一層促進する。「おだわらゼロカーボン推進会議」など公民連携した普及啓発活動に継続して取り組んでいく。</p>	① 継続実施
160	ゼロカーボン推進課	再生可能エネルギー導入促進事業		<p>エネルギーを地域で自給する持続可能なまちの実現を目指し、小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例及び小田原市エネルギー計画に基づき、再生可能エネルギーの利用を促進するため各種事業を実施する。 令和4年度は、事業用太陽光発電設備に対して奨励金(10件)を交付した。</p>	4,083	奨励金交付対象設備総出力量(kW)	2,503	1,302	52.0%	<p>2030年のカーボンニュートラル達成に向けた再生可能エネルギー導入促進施策であるが、脱炭素に限らずエネルギーの地産地消による地域経済対策の側面もあり、引き続き行政が関与して取り組む必要がある。</p>	<p>地球温暖化意識啓発事業における重点対策加速化事業補助金の創設によって再生可能エネルギー発電設備に対するイニシャルコストの支援が可能となり、従来の奨励金によるランニングコストの支援と合わせて支援方法の拡充が図られた。</p>	<p>引き続き、奨励金の交付による再生可能エネルギー利用を促進するとともに、エネルギーの地域自給の促進に向けた事業を公民連携により取り組んでいく。</p>	① 継続実施



事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
161	ゼロカー ボン推 進課	市役所脱 炭素化推 進事業		市有施設の脱炭素化を図るべく、再生可能エネルギー発電設備や省エネ機器を導入するもの。令和4年5月に環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金のうち重点対策加速化事業に採択されたことに伴い、令和8年度までの5年間で20億円の財源を確保した。令和4年度はこの交付金を財源に7施設8事業の再エネ・省エネ改修を行った。	16,860	市有施設の再エネ・省エネ改修施工数(件)	7	8	114.3%	脱炭素化を進めていくに当たり、行政機関としての小田原市はCO2を多く排出する事業者でもある。2030年カーボンニュートラル、2050年カーボンハーフに向けた取り組みを進めるに当たり、自ら率先して範を示す必要がある。	市有施設の改修には多額の費用が必要となる。国交付金といった財源確保をはじめ、建物のライフサイクルコストを踏まえた改修計画及び改修効果としての光熱水費等などのランニングコストの低減等、本市財政への影響を低減させるよう取組を進めた。	国交付金を有効に活用すべく、重点対策加速化事業の事業採択期間である令和8年度までに集中的に取組を進める。	① 継続実施
162	ゼロカー ボン推 進課	分散型エ ネルギー システム先 行モデル 構築事業		2050年の脱炭素社会の実現に向けて、その基盤となる仕組みを作るため、公民連携により再生可能エネルギーの導入促進に資する先行的なモデル事業を構築する。令和4年度は、引き続きEVを活用したエネルギーマネジメント事業や小中学校におけるVPP事業等の公民連携による事業に取り組んだほか、構築を進めていた地域マイクログリッド運用開始に伴う発動試験や金融面からの脱炭素アプローチとなるインパクトレポートを作成するなど多岐に渡る事業を実施するとともに、脱炭素・エネルギーイノベーション総合展に出展し、本市の取組を来場した民間企業や他の出展企業に売り込むことにより、新たな公民連携事業の端緒とした。また、東京電力パワーグリッドと共同提案した本市の取組が脱炭素先行地域に採択され、令和5年度からの概ね5年間で50億円の財源を確保するとともに、2月にキックオフイベントを開催する等、事業が本格化する令和5年度に向けた準備を進めた。	300	公民連携による新規立ち上げ事業数(件)	1	1	100.0%	脱炭素化領域は、新技術の開発や新たなイノベーションが多数発生する領域であり、公民連携により民間事業者による脱炭素ビジネスを本市域内で展開・拡充させていくことは、本市脱炭素施策において極めて重要である。そのためにも本市が脱炭素におけるトップランナーであり続ける必要があり、行政として施策を強力に推進していく必要がある。	公民連携を主眼にして、民間資本による脱炭素ビジネスの市内展開に務めたことにより、市財政に負担を掛けることなく各種施策を展開することができた。また、市主体の事業においても脱炭素先行地域づくり事業のように国交付金を確保するなど、本市脱炭素施策の持続可能性を確保することができた。	従来の公民連携事業を継続するとともに新規事業開拓に努める。また令和5年度から本格化する脱炭素先行地域づくり事業に注力していく。	① 継続実施
163	環境保 護課	コアシサ シの保護 事業		環境省のレッドリストにおいて絶滅危惧Ⅱ類に分類され、世界的に生息数が減少している市の鳥コアシサシを保護する活動を行うとともに、その活動を通して、市民の環境保全意識の醸成・向上を図ることを目的に、飛来及び営巣したコアシサシを観察する事業を実施した。	50	コアシサシの飛来数(羽)	100	110	110.0%	コアシサシは市の鳥であり、絶滅のおそれのある野生動物の種の保存は、地方公共団体として市が施策の策定・実施に努めるべきものである。また、類似事業が存在しない。	経費は、コアシサシの保護事業の開催費に充てているもののみであり、事業そのものの実施に当たっては、環境保護団体等との協働により実施している。	当面はコアシサシの営巣場所付近での観察会実施により、環境保全意識の醸成・向上を図る。	① 継続実施
164	環境保 護課	メダカ の保護 事業		環境省の汽水・淡水魚類レッドリストにおいて絶滅危惧Ⅱ類に分類され、地域固有の遺伝子を有する市の魚メダカを保全する活動を行うとともに、その活動を通して市民の環境保全意識の醸成・向上を図る。「酒匂川水系のメダカ」の保全啓発のため、メダカを配布して大切に育てていただく制度である、「メダカのお父さん・お母さん制度」の実施や、市民、行政、地元自治会、環境保護団体等で構成される市民メダカ会議を開催し、保全・啓発活動の推進、情報共有を図るとともに、環境保護団体と連携して生息域の保全活動などを行うことで、市民の自然環境保全意識の向上を図った。	395	メダカのお父さん・お母さん新規登録者数(人)	80	80	100.0%	メダカは市の魚である。また、絶滅のおそれのある野生動物の種の保存については、地方公共団体として施策の策定・実施に努めるべきものである。メダカのお父さんお母さんの登録者数が順調に増加していること、また市民の有志によるメダカの保護団体が結成され、メダカの生息地における草刈りやパトロールなど、ボランティア活動を活発に行っていることなど、事業の成果が得られている。	メダカの生息地における草刈りやパトロールなどの維持管理活動は「めだかサポーターの会」等のメダカの保護団体や市民と協働することによって、メダカの生息環境の保全がなされている。また、平成28年度から、神奈川県水産技術センター内水面試験場に委託を継続し、ビオトープの環境変化等の調査や、外来種の駆除を合わせて実施しており、メダカを始めとする水生生物が安定して生息できる環境を管理維持し、包括的な保全を行うことができた。	めだかサポーターの会等との連携により、市民への啓発活動の更なる充実を図りつつ、企業や学校、団体等を中心にメダカの配布事業を展開していく。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
165	環境保護課	野猿等対策事業		「神奈川県二ホンザル管理計画」に基づき、市や小田原市鳥獣被害防止対策協議会等の関係機関が連携し、追い払いや加害個体の捕獲等を実施することにより、野猿による被害を防ぐ。 猟友会へ野猿監視、追い払いの委託、小田原市鳥獣被害防止対策協議会(農家による追い払いを実施している)への補助金の支出、S群・H群の加害個体捕獲、個体数調整を実施。令和2年12月9日にS群の現認される最後の1頭を捕獲し、群れの除去を完了した。 また、ハクビシンなどの有害鳥獣による生活被害(住居の汚損等)を軽減することにより、良好な生活環境を形成することを目的に、適正な捕獲の許可を行い、捕獲檻の貸出し及び処分等の支援により、有害鳥獣等による被害を防止した。	14,291	野猿捕獲数(頭)	7	1	14.3%	「神奈川県二ホンザル管理計画」では、野猿対策のうち、被害防除対策や捕獲に関しては市が取り組まなければならない事業と規定されている。 また、ハクビシン等の有害鳥獣対策の推進は、良好な生活環境形成のためにも、積極的に取り組むべき事業である。	野猿対策として、猟友会に委託することで通年365日の監視・追い払いを実施しており、住民からの通報に対しても迅速な対応を行っている。	第5次度神奈川県二ホンザル管理計画に基づき、「管理困難な群れ」とされているH群の、全頭捕獲を行っている。また、イノシン、ハクビシン等の有害鳥獣については、引き続き捕獲時の許可及び捕獲用箱わなの貸し出しを実施し、良好な生活環境の確保を図る。	①継続実施
166	環境保護課	水質保全事業		【事業概要】 河川や海域の水質調査監視体制を強化するとともに、排水事業者と協働による取組や生活排水対策を進め、良好な水環境の保全に努める。 【目的】 市民の良好な健康保持と快適な生活環境を維持し、良好な水環境を保全するため。 【実施内容】 公共用水域水質常時監視調査、河川定点水質調査、水浴場水質調査、工場・事業場排水立入検査、合併処理浄化槽補助金に係る事務、法に基づく届出受理事務、県条例に基づく申請・届出の経由事務	42,065	公共用水域水質常時監視延べ地点数(地点)	132	132	100.0%	法令、条例等に基づく義務的な事業事務の業務量の占める割合が約9割である。 合併処理浄化槽整備事業補助金については、国及び県の補助金制度を利用しながら、神奈川県生活排水処理構想に基づき、浄化槽区域の単独処理浄化槽等を合併処理浄化槽へ転換を促進していくことで、河川等の水質汚濁の防止に努める。		法令、条例等に基づく義務的な事業事務の業務量の占める割合が約9割であるため、現状維持。 合併処理浄化槽整備費補助金については、補助制度の在り方も含め、検討を行っている。	①継続実施
167	環境保護課	地下水・土壌保全事業		【事業概要】 豊かで良好な地下水資源を将来に残すため、地下水・土壌に関する調査や指導を実施し、将来に向けて地下水・土壌を保全する。 【目的】 市民の良好な健康保持と快適な生活環境を維持し、良好な地下水、土壌環境を保全するため。 【実施内容】 公共用水域水質常時監視調査、地下水汚染追跡調査、地下水水位調査、地下水塩化調査、開発事業者等への土壌汚染対策法に基づく指導・監視、市条例に基づく届出受理事務。	2,767	公共用水域水質常時監視(地下水)地点数(地点)	8	8	100.0%	法令、条例等に基づく義務的な事業事務の業務量の占める割合が約9割である。 地下水汚染追跡調査については、地下水汚染が確認された事業所の周辺地域に対し、継続的な水質調査を実施することで、市民の安心・安全へつながるために必要な調査である。		法令、条例等に基づく義務的な事業事務の業務量の占める割合が約9割であるため、現状維持。 地下水汚染追跡調査については、その結果も含め今後の調査地点数や頻度等、必要に応じて検討を行っている。	①継続実施
168	環境保護課	大気保全事業		【事業概要】 市民の良好な健康保持のため、大気環境を的確に把握し、良好な大気環境の保全に努める。 【目的】 市民の良好な健康保持と快適な生活環境を維持し、良好な大気環境を保全するため。 【実施内容】 ダイオキシン類大気環境調査、自動測定器による大気環境調査(NO、NO2、SO2、SPM)、窒素酸化物簡易調査(PTIO法)、酸性雨調査、空間放射線量率調査、法に基づく届出受理事務、県条例に基づく申請・届出の経由事務	969	自動測定器による大気調査(NO、NO2、SO2、SPM)延べ地点数(地点)	4	4	100.0%	法令、条例等に基づく義務的な事業事務の業務量の占める割合が約4割である。 大気環境調査においては、交通量の多い主要交差点や、開発が進み交通量が多くなっている川東南部地域周辺の窒素酸化物簡易調査を実施することで、周辺環境への影響の有無について調査を行う。		現状維持であるが、法令、条例に基づかない大気環境調査においては、調査地点の選定や頻度の検討を行い、業務の効率化や調査の必要性の検討を行う。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
169	環境保護課	騒音振動対策事業		<p>【事業概要】 自動車騒音常時監視調査、環境騒音調査及び工場・事業所の騒音・振動防止対策指導を行い、市民の快適な生活環境の維持に努める。 【目的】 市民の良好な健康保持と快適な生活環境を維持し、良好な環境を保全するため。 【実施内容】 自動車騒音常時監視調査、環境騒音調査、新幹線騒音・振動調査、工場・事業所の騒音・振動防止対策指導、法令に基づく届出受理事務、県条例に基づく申請・届出の受理・副申事務。</p>	337	自動車騒音常時監視地点数(地点)	9	9	100.0%	法令、条例等に基づく義務的な事業事務の業務量の占める割合が約9割である。		法令、条例等に基づく義務的な事業事務の業務量の占める割合が約9割であるため、現状維持。環境騒音振動調査においては、現状の周辺環境を考慮し、調査に適する地点の選定を行う。	①継続実施
170	環境保護課	公害防止対策事業		<p>【事業概要】 ・公害発生源への立入調査、監視を行い、市民が快適で健康に生活が送れるよう、指導体制の強化を図る。 ・安全で衛生的な飲料水の確保を図るため、各種届出の手続きや、立入検査を実施する。 【目的】 ・市民の良好な健康保持と快適な生活環境を保持し、法令改正、防止対策等に対応し、公害問題に対応するため。 ・飲料水利用者の健康を保護し、公衆衛生の向上に寄与する。 【実施内容】 ・新しいタイプの公害問題、法令改正、分析方法、防止対策等について、環境省主催の研修会・説明会等で習得する。神奈川県環境保全事務連絡協議会、西湘地区公害行政研究会等へ参加し、情報交換を行う。 ・水道法関連の法令・条例に基づく確認・受理事務、立入検査業務。</p>	1,109	水道法に係る立入調査数(件)	20	18	90.0%	法令、条例等に基づく義務的な事業事務の業務量の占める割合が約9割である。環境関連の協議会や研究会へ参加することで、公害苦情に関する対応への知見を習得することが、実際の苦情対応に生かすことができる。	公害苦情発生未然防止の観点から、比較的苦情の多い、解体工事に伴う騒音・振動・粉じんについては、実施事業者への啓発を行うことで、苦情発生の抑制を図った。また野焼きに関しても、農協等を通じて農家の方へ注意喚起のチラシ配布を行った。	事務処理の合理化とさまざまな苦情に対応できる人材を育成する。公害苦情発生未然防止について、継続して実施していく。	①継続実施
171	環境保護課	酒匂川水系保全事業		酒匂川水系の環境及び水質の保全、そして、酒匂川水系の豊かな環境を将来の世代に引き継ぐことを目的とし、酒匂川水系保全協議会の事務局として、水質保全及び環境の維持向上に資する諸事業を支援。(協議会は、昭和35年に発足。令和5年3月末現在の会員数は78会員。)	200	事業参加人数(人)	330	91	27.6%	酒匂川水系保全協議会は、昭和35年に設立された歴史ある団体であり、酒匂川水系を保全する団体として、流域市町及び流域の企業の信頼と参加を得ており、酒匂川の保全に欠かすことのできない団体であるとともに、他に変わる組織がない。	令和4年度は、新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、一部の会議において、オンラインと対面での併用開催とした。また、天候不良等に伴い、中止となったイベントもあったため、設定目標は達成できなかった。	本協議会の活動を通じて流域事業場への加入を働きかけるとともに、酒匂川の水の利水域の住民等にも酒匂川のすばらしさを積極的に周知していく。また、協議会で実施するイベントの参加者数を増加させていくため、イベント内容の見直しを図っていく。	②見直し・改善
172	環境保護課	地域美化促進事業		きれいなまちをつくるため、市民、事業者、行政との協働により、まちの美化を推進するとともに、身近な地域環境を快適に維持するため、自治会、ボランティア団体等の活動を支援し、美化促進の啓発をすることを目的とする。環境美化推進員を各自治会から1人推薦していただき、ごみステーションでゴミの捨て方を指導するなど、地域美化のリーダーとして活動していただいている。また、美化活動が顕著な方(個人、団体)を環境美化活動表彰において表彰するなど、地域美化意識の向上を図っている。自治会清掃、ボランティア清掃時に、ごみ収集袋を提供し活動を支援した。	2,068	美化清掃実施回数(回)	600	563	93.8%	平成7年度に施行した「小田原市きれいなまちと良好な生活環境をつくる条例」の実効性を高めるため、ボランティア団体と協働し、小田原市の美化推進と美観の保護に今後も務めていくために必要な事業である。	落書き消去活動においては、ボランティア団体と「落書き消去活動支援事業に関する協定」を締結し、事業目的を共有し、成果を得るために役割分担を行い、効率的な活動を行った結果、落書きの消去が図られた。環境美化推進員に対しては、年一回研修会を開催している。	ボランティア団体や環境美化推進員の高齢化や担い手不足が進んでいる状況から、事業を再度見直し、幅広い世代に美化啓発を呼びかける。	②見直し・改善

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
173	環境保護課	環境美化促進重点地区美化事業		きれいなまち「小田原」をつくるため、小田原駅周辺を指定した環境美化促進重点地区内における美化及び市民の意識の向上を図ることを目的とする。環境美化促進重点地区内の清掃、ポイ捨て禁止を呼びかけるポイ捨て防止キャンペーン、喫煙場所の設置を実施してきたが、協働団体である「まちをきれいにする会」の参加者が減少したことから現在の実施方法を取りやめることとし、小田原駅前のデジタルサイネージを使い啓発を行うことにより、重点地区内の美化が図られた。	1,687	ごみ収集量(キログラム)	1,000	1,152	115.2%	「小田原市きれいなまちと良好な生活環境をつくる条例」により屋外の公共の場所における喫煙を規制したことによる効果の検証と今後の啓発活動等施策の検討のため、また小田原駅周辺環境美化促進重点地区のポイ捨ての実態を調査し、デジタルサイネージ等で環境美化を啓発するために必要な事業である。	これまで啓発事業として実施してきた「ポイ捨てキャンペーン」に代わる、より効果的なものとしてデジタルサイネージによる啓発を実施した。環境美化促進重点地区内については、シルバー人材センターにより清掃を実施した。また、西口の喫煙所については、喫煙所エリア内で喫煙するよう、指導を行ったが、一時的なものであり、夜間や雨天時には喫煙エリア外での喫煙が目立っている。	引き続き小田原駅前のデジタルサイネージを使い啓発を行う。喫煙場所の在り方についても検討を行い、誰もが快適に過ごせる環境づくりに取り組んでいきたい。	②見直し・改善
174	環境保護課	海岸美化推進事業		美しい海岸の姿を保ち、自然環境保全と快適な利用環境を創造することを目的とする。	1,840	(公財)かながわ海岸美化財団によるごみ回収量(トン)	100	55	55.0%	海岸漂着ゴミの清掃は市及び県が行うものであるが、神奈川県では、県及び海岸を有する13市町が出資して設立された(公財)かながわ海岸美化財団が清掃を行っており、当該財団に負担金を交付することは必要な事業である。	この事業を、本市単独で実施する場合は、人的にも費用的にも負担が大きくなるため、(公財)かながわ海岸美化財団への費用負担を通じて、海岸美化の推進に努めていく。	今後も地域ボランティアへの回収袋の無料配布の支援及び(公財)かながわ海岸美化財団への費用負担を通じて、海岸美化の推進に努めていく。	②見直し・改善
175	環境保護課	害虫駆除事業		不快害虫であるユスリカや、生命に危険を及ぼすスズメバチなどを駆除することで、良好な生活環境を保ち、市民の健康増進、安全を確保することを目的とする。不快害虫が発生しやすい指定水路を定期的に消毒を行うほか、その他の水路については、発生状況によって随時消毒を実施し、スズメバチ、茶毒蛾について、市民からの連絡等に基づき現場を確認して駆除を実施した結果、市民生活の安心・安全の確保が図られた。	16,956	スズメバチの駆除件数(件)	200	333	166.5%	スズメバチ、茶毒蛾については、発生場所によっては、通学路等、不特定多数が被害にあうことが想定され、迅速な対応を行うために必要な事業である。ユスリカについては、不快害虫の中でも市民からの要望も多いことから、良好な生活環境を保持するため、必要な事業である。	スズメバチの駆除は基本的に直営で行っているが、直営で行うことができない場合は、入札により単価契約を行った専門の業者に委託している。ユスリカ駆除は、専門の業者への年間委託契約により実施しているが、実施する水路については、発生状況から見直しを行っている。	実施方法や内容の見直しについては今後も検討していくが、当面の間は現状を維持する。	②見直し・改善
176	環境保護課	公衆便所管理事業		廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、市町村は必要と認める場所に公衆便所を設け、衛生的に維持・管理しなければならないと規定されている。これより、市で設置した公衆便所を、市民等がいつでも清潔・快適に利用できるよう維持管理することを目的とし、市内に設置の公衆便所について、衛生面の保持、施設の維持・整備を行う。市内6か所の公衆便所及び2か所の準公衆便所の維持管理や整備を実施した。なお、これまで便所の洋式化を推進している中で、本市が管理する公衆便所(準公衆便所含む。)8か所における大便器は27基あるが、御幸の浜公衆便所分5基を除く22基を洋式化する計画である。年1基の洋式化を今後も実施する考えであるが、令和3年度までに19基、洋式化している(洋式化率(19基/27基)=70%)。令和4年度においても1基を洋式化した。	7,662	洋式化率(%)	74	74	100.0%	市内8か所に設置されている公衆便所の衛生面の確保を行うために必要な事業である。	老朽化に伴う部品交換のほか、いたずら等による破損部分の修繕を迅速に実施した。老朽化した部品について、同一部品を使用しているものは同時に交換するなど、故障を未然に防ぐほか、工事対応及び費用の縮減を図っている。	事業は継続していくが、公衆便所の在り方について今後も検討する。	②見直し・改善

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
177	環境保護課	公衆浴場補助事業		自家風呂を持たない人や、災害時の入浴支援など、市民等の衛生面を確保し、また、地域コミュニティーの場ともなる公衆浴場の利用が促進され、公衆浴場が維持されることを目的とする。 小田原公衆浴場組合へ、公衆浴場利用促進の一環として、補助金を交付した。 季節イベントや無料入浴デーが実施され、利用促進が図られた。	125	無料入浴実施時の利用者数(人)	40	5	12.5%	公衆浴場の経営の安定化のための利用促進と市民等の衛生面の確保を図るため、必要な事業である。	公衆浴場利用促進補助金等の交付により市民等の利用の機会の確保が図られている。公衆浴場経営者においても、ゆず湯等の季節イベント及び無料入浴デーが実施され、利用促進が図られた。 ※新型コロナウイルス感染防止のため、営業日数が例年より減少。	当面の間は現状を維持する。	① 継続実施
178	環境保護課	し尿収集事業	○	汲取り便所、浄化槽及び仮設便所から生し尿等を収集し、処理を適切に行い、良好な生活環境をつくることを目的とする。 生し尿、浄化槽汚泥の収集、運搬を実施した結果、生活環境の保全が図られた。	286,919	-	-	-	-	本業務においては、台帳管理から料金賦課・収納管理を行っているとともに、収集運搬業者とも連携をとっている。 仮設トイレ設置やマンホールトイレの整備についても関係部署と協議検証をし、災害時における対応に向け協議検証を行った。	現状を維持しつつ、料金設定の必要性を引き続き検討する。 災害時における具体的な対応の検討を行う必要がある。	② 見直し・改善	
179	環境保護課	扇町クリーンセンター管理運営事業		市内の生し尿、浄化槽汚泥等について、適正に希釈し公共下水道へ放流することにより、生活環境の保全を図ることを目的とする。 小田原衛生公社への委託により施設を管理し、生活環境の保全が図られた。 令和4年度は下水道使用料を定額制から従量制に見直すことにより大幅な削減となった。また、ゼロカーボン化を推進するため屋上に太陽光発電設備を設置した。	138,438	光熱水費(千円)	182,041	132,750	137.1%	公共下水道の整備が進んだことや人口の減少によって、し尿収集量は減少傾向にあるが、市内の全世帯に下水道を整備することは不可能であり、今後も安定的な処理の継続が求められるため、必要な事業である。	平成26年度扇町クリーンセンター施設機能診断業務を委託し、調査を行った。 この調査結果に基づき、今後の施設の長寿命化計画を作成し、平成29年度から長寿命化工事を実施し、機能の維持を図っている。令和4年度は下水道使用料を定額制から従量制に見直すことにより大幅な削減となった。また、ゼロカーボン推進のため太陽光発電設備を設置したことにより、電気料金の削減を図った。	令和5年度に長寿命化計画工事が終了する予定。 今後は部品交換等を定期的に行い長期的・継続的に維持管理を行っていく。	① 継続実施
180	環境保護課	犬・猫飼育方マナー啓発事業		犬や猫の飼い主や餌やりをする人に対して、飼育マナー等の啓発を行うことにより、糞尿の被害等の減少を図り、糞の不始末等の迷惑行為のない快適な生活環境をつくる。 広報小田原、市HP等への飼い主のモラル向上を図る記事の掲載や、愛犬手帳でのマナーの周知、糞放置禁止等のモラル向上看板の貸与を実施した。 また、犬の飼育方マナーの向上させる施策の一環として、上府中公園において試行としてドッグランを開催した。	2,952	啓発看板の配布枚数(枚)	100	93	107.5%	人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目的とする神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例の規定に則り、飼育マナー等の啓発を行うことは市が行うべきことである。犬猫のふん尿のにおいや放置に悩む市民に、啓発看板の貸し出しを行っており、貸し出し以降に苦情が寄せられることは少ないことから、少しずつではあるが啓発効果が得られている。	公益財団法人どうぶつ基金が実施するさくらねこ無料不妊手術事業に参加し、ボランティア活動者とともにTNR活動を行っている。また、野良猫の去勢・不妊手術費補助金を交付し、野良猫の削減に取り組んでいる。	野良猫対策は、根本的な解決策がないため、TNR事業や、野良猫の去勢・不妊手術費補助金の交付に加え、ボランティア団体が実施する飼い主のいない猫の譲渡会に協力するなど、既存の事業を継続するとともに、改善策を検討しながら、野良猫の削減に努める。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性	
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開
181	環境保護課	畜犬登録・ 狂犬病予防注射事業		公衆衛生の向上を図り、狂犬病予防法に基づき集合注射の実施及び飼い犬の登録事務を実施する。なお、令和4年度末現在での犬の登録数は9,659頭である。 狂犬病予防集合注射の実施や、犬の登録申請書、犬の死亡届出書、犬の登録事項変更届出書、犬の鑑札・注射済票再交付申請書を受理し、犬の鑑札の交付又は再交付、注射済票の交付又は再交付を実施。	2,500	狂犬病予防注射の実施頭数(頭)	8,550	8,151	95.3%	狂犬病予防法等により、犬の登録申請書受理、犬の鑑札交付などは市の事務となっていることから、市が関与して取り組むべき事業であり、現在のところ本市内で狂犬病は発生していない。  令和4年度においては、集合注射会場での実施頭数が減少傾向にあることから会場数を述べ17会場へ見直した。 令和5年度以降は、狂犬病予防注射の接種率等を踏まえ、さらに集合注射会場の見直しを検討していく。	犬の登録事務については、引き続き法令に基づき、事業を実施するとともに、狂犬病予防集合注射については、会場数の見直しを図っていく。	②見直し・改善
182	環境保護課	斎場管理 運営事業		公衆衛生に寄与することを目的とし、火葬需要に対して安定した火葬を提供する。 小田原市が事業主体となり南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町の2市5町でPFI事業として新斎場を運営している。(令和元年7月供用開始) 令和4年度は、301日間運営し、4,349件の火葬を行った。 総火葬件数のうち2市5町居住者4,005件(うち小田原市居住者2,605件)、管外居住者344件	181,797	利用者満足度(%)	95	96	101.1%	小田原市墓地等の経営の許可等に関する条例では、墓地等(火葬場含む)の経営の主体は、地方公共団体、宗教法人、公益社団法人とされており、民間による経営は困難であるため、市が取り組むべき事業である。 また、近隣で斎場を所有している自治体は、秦野市、平塚市、真鶴町であるため、西湘地域において極めて重要な施設である。  令和元年7月から現斎場の供用を開始し、指定管理者が維持管理を行っている。 令和4年度は電気料金が高騰したため、補正予算で対応した。 また、太陽光発電設備設置について検討した。	PFI事業により令和15年度まで指定管理者が維持管理運営を行う。 事業の要求水準及び事業者提案が達成されているか市のモニタリングにより適正な事業運営を監督していく。また、火葬需要の増大に対応し、火葬炉の改修や火葬受入体制を検討する。 太陽光発電設備を設置する。	②見直し・改善
183	環境保護課	保存樹・保存樹林奨励金交付事業		樹容が特に優れている樹木及びその集団の樹容が特に優れている樹木の保全を図ることで、美観風致を維持することを目的とし、健全で美観上優れる樹木・樹林を保存樹・保存樹林に指定し、奨励金を交付する。 保存樹については1本当たり3千円、保存樹林については100㎡あたり800円及び固定資産税・都市計画税相当の奨励金を、所有者に交付した。	705	保存樹・保存樹林の指定数(件)	161	161	100.0%	優れた樹木等の保全に資することで美観風致を維持することができている。	現状を維持する。	①継続実施
184	環境事業センター	分別排出 奨励事業		ごみを排出する市民自らが、地域住民との協力の中でごみを分別し適正に排出することにより、ごみの減量化、資源化を図ることを目的とし、ごみ集積場所を管理する自治会を対象に、謝礼金を交付する。	5,685	資源化率(%)	24.7	24.2	98.0%	排出者である市民(自治会)自らがごみ集積場所の管理を行うことで、ごみの分別等について実効性を持たせることができる。  ごみは各家庭からごみ集積場所へと排出されるものごみ集積場所の管理を個々に委ねることは非常に困難である。 さらに市から分別指導を行う場合には、自治会が窓口となるほうが業務の執行には効率的である。	現在のごみの分別、排出及び収集方法が続く限りは、現在の事業を継続していく。 ただし、総連合環境福祉部会とも協議を続け、将来的に分別、排出方法等の見直しや自治会加入率の変化に合わせて、見直しを行う必要がある。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
185	環境事業センター	ごみ分別指導事業		一般廃棄物の分別排出を徹底し、資源化を推進することによる減量化を図るため、啓発及び指導を行う。	19,266	資源化率(%)	24.7	24.2	98.0%	一般廃棄物の処理は法において市町村の責務とされている。また、廃棄物の減量化は、環境負荷の軽減を図るために不可欠である。さらには、減量化を図ることで、行政の経費負担の軽減も図れる。	家庭からごみ集積場所に出されるごみの分別の啓発や指導を図るとともに、一層の資源化・減量化を図るためには、事業系一般廃棄物の指導を徹底することが効果的であるとの考えのもと、「事業系廃棄物のパンフレット」を作成し、一般廃棄物収集運搬許可事業者に配布するとともに、市ホームページに掲載した。	さらに、市民(自治会)の自主性を促し、適正な排出方法や分別の徹底によるごみの減量化に努める。	②見直し・改善
186	環境事業センター	ごみ収集運搬事業	○	法令上の実施義務に基づき、家庭から出される一般廃棄物等を収集し、清掃工場に運搬する。	627,264	-	-	-	-		全収集業務の70%程度を委託しており、他自治体と比べても高い水準である。	人口減少が続く中、ごみ集積場所の数は増加傾向にある。さらに高齢化の進展等、社会環境が大きく変わる中ごみ収集についても、一層の効率化を図り、安定的かつ継続的な業務執行体制を目指すとともに、市民サービスの向上を図る。	②見直し・改善
187	環境事業センター	リサイクル施設等管理運営事業	○	市内に発生する一般廃棄物のうち、「燃せないごみ」と「資源ごみ」について、リサイクルセンター及びペットボトル減容施設において適正に中間処理し、再資源化できるようにする。また、その施設や付帯設備について、計画的な修繕等をするほか、適正な施設の運営、維持管理を行う事業。	180,215	-	-	-	-		1トン当たりの処理単価が県内自治体の中で低い水準にある。場内運搬業務等を委託し、令和3年度より長期契約となるように、令和2年度中に習熟期間を設けた契約をした。計画的に設備の補修を行うことで、施設の継続的な運営と品質の高い資源化が可能となっている。	事故・故障等による長期の処理停止が起こらないように、適切な修繕と適正な運営を行う。また、市民サービスの向上を図るため、不燃物の降ろし場を管理棟前に新たに整備する。	②見直し・改善
188	環境事業センター	焼却施設管理運営事業	○	市内に発生する一般廃棄物のうち、「燃せるごみ」について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正にかつ効率的に焼却処理する。また、その焼却施設や付帯施設について、計画的に修繕等することにより、適正な施設の運営、維持管理を行う。	618,722	-	-	-	-		1トン当たりの処理単価が県内自治体のなかで低い水準にある。24時間勤務体制である焼却炉とクレーン運転操作業務を委託している。	次期清掃工場稼働まで、事故・故障等ないよう、適正な維持管理に努める。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
189	環境事業センター	埋立処分場管理運営事業	○	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、堀ヶ窪埋立処分場と中村原埋立処分場の適正な施設の運営、維持管理を行う。</p> <p>堀ヶ窪埋立処分場については、浸出水処理施設で浸出水を適正に処理するほか、焼却灰の搬入・搬出状況の管理や薬剤等を用いて周辺への飛散防止を行う。</p> <p>中村原埋立処分場については、施設の廃止に向けたモニタリングを継続して行うほか、地元住民の憩いの場として利用できるように適切に維持管理を行う。</p>	16,611	-	-	-	-		<p>出先の施設で、現場作業があるにもかかわらず、職員2人で焼却灰の積込と水処理等を管理しており、職員数はぎりぎりである。</p> <p>堀ヶ窪埋立処分場は、市内唯一の一般廃棄物の最終処分場であり、複数の処分場を管理していない。</p>	<p>焼却灰の搬出入について、引き続き適正に管理する。</p> <p>また、灰の搬入が終了しても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、施設廃止までの間、適正に維持管理する。</p>	① 継続実施
190	環境事業センター	不法投棄防止対策事業	○	<p>良好な生活環境の保全を図るため、廃棄物の不法投棄の防止対策に取り組む。市民一人ひとりの意識を高めるとともに、警察、県や地域住民等、関係機関との連携のもと、パトロールの実施や防止看板の貸出し等による未然防止策や不法投棄させない環境づくりを推進する。</p> <p>また、再投棄防止のため、早期発見・処分に努める。</p>	588	-	-	-	-		<p>不法投棄は悪質な犯罪であることから、警察への通報を徹底することで、不法投棄の再犯防止等、未然防止に努めた。</p>	<p>現在の事業を継続しつつ、今後は必要に応じ、不法投棄された土地の管理者等に対し、不法投棄されにくい環境づくりへの協力を求める。</p>	① 継続実施
191	福祉政策課	重層的支援体制整備事業		<p>地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法などに基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民やその世帯に対する支援等を一体的に推進する。</p> <p>令和4年度は、「福祉まるごと相談」として多機関協働事業に取り組んだほか、アウトリーチ等を通じた継続的支援を行う「地域福祉相談支援」の支援員を1人増員し3人体制とした。</p>	30,393	多機関連携による支援件数(支援会議又は重層的支援会議で扱った事例数に限る。)(件)	5	1	20.0%	<p>従来の分野別の制度では想定していなかった制度の狭間、複雑・複合ケースに対し、生活課題の本質を捉えた支援をするため、福祉行政においては、包括的な支援を実現することが求められている。本事業は、その包括的支援を実現するための一手段である。</p>	<p>重層的支援体制整備事業の多機関協働事業とアウトリーチ等を通じた継続的支援は関係性の深い事業であるため、連携した支援が円滑に行えるよう「福祉まるごと相談」と「地域福祉相談支援」として、同一法人に委託して実施している。</p>	<p>庁内関係課及び関係支援機関の連携した支援が行えるよう、重層的支援体制整備事業の枠組みのもと、包括的な支援体制を整える。</p>	② 見直し・改善
192	福祉政策課	成年後見制度利用促進事業	○	<p>権利擁護支援を目的に、成年後見制度の利用の促進に関する法律等に基づき、成年後見制度に関する中核機関として「おだわら成年後見支援センター」を設置し、制度に関する相談や普及啓発、市民後見人の養成講座を実施するほか、小田原市成年後見制度利用審議会を運営する。</p> <p>令和4年度は、10月に「おだわら成年後見支援センター」を開設し、相談業務を開始したほか、成年後見制度に関する講演会や市民後見人の養成研修(第1期生の実践研修・実務実習、第2期生の基礎研修)を実施した。また、小田原市成年後見制度利用促進審議会を2回開催して、本市の取組の現状報告等を行った。</p>	11,776	-	-	-	-		<p>中核機関の運営は、法人後見などの権利擁護事業を実施している小田原市社会福祉協議会へ委託して実施している。</p>	<p>高齢化社会の進展により、今後成年後見制度の利用を必要とする方の増加が見込まれることから、制度の普及啓発に努める。</p>	① 継続実施



事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
193	福祉政策課	福祉監査指導事業	○	社会福祉事業の担い手として、社会福祉法人の適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るため、法人に対し必要な指導・監査を行う。	78	-	-	-	-			現状どおりの事業を実施しつつも、事業の効率化を検討していく。	②見直し・改善
194	福祉政策課	民生委員児童委員事業		地域福祉のキーステーションである民生委員・児童委員の活動に対する積極的な支援を通じて地域福祉基盤の充実を図る。	50,463	民生委員・児童委員の相談支援件数(件)	5,000	5,041	100.8%	民生委員・児童委員活動が充実することで地域福祉の向上が図られるが、民生委員・児童委員が地域で十分に活動していくためには市との連携協力が必要である。	民生委員・児童委員の活動経費は、行政が一定程度負担する必要がある。また、継続して専属の担当職員を配置し、円滑な協議会運営に努めた。	引き続き実施する。	①継続実施
195	福祉政策課	市社会福祉協議会補助事業		市社会福祉協議会の運営費(人件費)及び地域福祉推進事業費に対する助成事業。	92,710	補助金額(千円)	94,784	92,710	97.8%	社会福祉協議会の事業として、地区社会福祉協議会の活動の充実を図り、高齢者等の見守りなど「すべての人が安心して暮らせるまちづくり」の実現に向けた取組を行っている。市内全域に活動を展開する上で、必要不可欠な組織である。	地区社会福祉協議会の担当者のみならず、地域の方と協力し、現在の事業を実施することができている。市の福祉部門、市民部門との十分な連携を図り、市の施策の推進の一翼を担っている。	社会福祉協議会が地域に根ざした地域福祉の中核組織となり、また、地域共生社会の実現に向けた地域福祉に必要な事業の実施を適切に行うことができるよう、効果的、効率的な助成を随時検討していく必要がある。	②見直し・改善
196	福祉政策課	地域共生社会推進事業		高齢者、障がい者、子育て家庭など支援を必要とする方々を市民、事業者、行政等が一体となって支える仕組みづくりに向け、市内各地区を対象に各種事業を実施する。 コロナ禍において、生活に困窮する家庭への食糧支援が安定的に行われるよう、フードバンク活動団体を支援する。	3,601	生活応援隊事業及び担い手育成事業の実施地区数(地区)	9	9	100.0%	地域福祉活動の支援や新たな仕組みづくりのためには、行政も協働して取り組む必要がある。	地域の取組に対し、事業が適正に実施されるよう地域へ出向き、サロン等地域での活動状況の把握をするほか、会議等へ出席し必要に応じて助言等を行った。また、本事業の実施が将来的には、地域コミュニティ組織での取組に取り込めるよう、関係課と連携を密に図った。また、フードバンク事業等への補助を実施し、生活困窮者への支援につなげた。	現在、実施されている地域の取組が継続されていくよう、必要に応じ関与していくとともに、新規事業を実施する地区を支援していく。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属 (旧名)	事務事業名	事務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
197	福祉政策課	避難行動要支援者支援事業		高齢者や障がい者等のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難で特に支援を要する「避難行動要支援者」について、名簿の整備を進めるとともに、個々の状況に合わせた具体的な避難方法等を定めた「個別避難計画」の作成に取り組むことで、災害時の円滑かつ迅速な避難を図る。	0	個別避難計画の作成件数(件)	-	-	-	災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿が義務付けられており、個別避難計画の作成については努力義務と規定されているため。		自治会、民生委員、福祉事業者等との協議を進め、令和5年度中に個別避難計画の作成事例を作る。	①継続実施
198	福祉政策課	社会福祉センター管理運営事業		福祉団体・関係者が活動の拠点として活用している社会福祉センターの管理運営事業。	15,563	会議室の利用者数(人)	10,000	17,466	174.7%	市民の福祉の向上のためには、福祉団体の研修及びボランティア活動の場並びに高齢者の健康増進、相談、教養の向上及び娯楽のための施設を確保する必要がある。このため、市が関与して取り組むべき事業である。	おだわら総合医療福祉会館に機能移転したことにより、維持管理経費は低くなり、貸館業務を市社会福祉協議会に委託し、人件費削減を図っている。	引き続き実施する。	①継続実施
199	福祉政策課	ふらっと城山管理事業		平成24年に当時の所有者から高齢者の憩いの場として活用してほしいと土地及び建物の寄付を受けたもの。平成26年度からは、市社会福祉協議会が運営している。	0	延利用者数(人)	680	793	116.6%	平成26年度から、施設を市社会福祉協議会に貸し付けており、地域福祉を推進する拠点とすることで、事業の内容の充実と市社会福祉協議会の活動の充実を図っている。		引き続き実施しながら在り方を検討する。	①継続実施
200	福祉政策課	生活困窮者自立支援事業	○	生活困窮者の自立の促進を図ることを目的に生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援を行う。 令和4年度は、自立相談支援、住居確保給付金の支給のほか、引き続き、就労準備支援、家計改善支援、子どもの学習・生活支援の各任意事業を実施した。 また、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給を行った。	92,899	-	-	-	-		生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関を直営で運営することにより、他機関(他課)との連携が迅速かつ円滑に行うことができている。	令和5年度から自立相談支援については、重層的支援体制整備事業の一部として一体的に支援を行う。また、複雑化する相談に対応するため、社会福祉士や保健師といった専門職の配置に努める。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
201	福祉政策課	中間的就労運営事業		生活困窮者自立支援制度、生活保護制度の就労支援のプログラムと連携し、長期間就労していない方などを対象に、個々の状況に応じて、清掃作業などの就労体験の場を提供し、一般就労に向けた支援を行う。	3,794	年間利用者実人数(人)	20	16	80.0%	直ちに一般就労することが困難な支援対象者が就労体験を積むことができる場を提供する事業として必要なものである。	本事業は、市内事業者に委託して実施しているが、必要最低限の人員配置となっている。	就労体験を行う場が、受託者が請け負う公園清掃などに固定化した状況にあるため、個々の状況に応じた多様な場を提供できるよう改善を図る。	②見直し・改善
202	福祉政策課	中国在留邦人等支援事業	○	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付の実施	1,996	-	-	-	-			法令に基づき支援を実施する。	①継続実施
203	福祉政策課	行旅病人・死亡人援護事業	○	行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づく旅行中の病人の救護並びに旅行中死亡した引取者のない者及び身元不明の死亡者の火葬等事務 墓地、埋葬等に関する法律に基づく死体の火葬を行う者がいない又は判明しないときの火葬等事務	4,479	-	-	-	-			法令に基づき事務を実施する。	①継続実施
204	福祉政策課	被災者支援事業		小田原市災害見舞金等交付要綱に基づく小規模災害に対する見舞金等の支給 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害見舞金の支給並びに災害援護資金貸付の実施	130	【対象外】 火災等の被災者に対する見舞金等のため	-	-	-	災害にあった者の精神的被害の回復及び緊急の生活資金等のための災害見舞金の支給は必要である。	被災状況の確認や見舞金等の給付に係る職員人工を最小限の人数で実施しており、効率性の確保に努めている。	引き続き実施する。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属 (旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
205	福祉政策課	遺族援護等事業		先の大戦における戦没者に対し市を挙げて追悼を行うとともに、遺族等に対する援護を行う。小田原市戦没者慰霊祭の実施及び遺族会等に対する助成事業。	1,244	助成団体数(団体)	2	2	100.0%	先の大戦の犠牲者に対する追悼とその遺族に対する支援は、市を挙げて継続的に実施する必要がある。	遺族会の活動経費は、行政が一定程度負担する必要があるとともに、専属の担当職員の配置が円滑な運営のために必要である。また、遺族会との信頼関係の構築及び情報共有、協力体制の充実が事業の大きな目的の一つである。	引き続き実施する。	①継続実施
206	福祉政策課	外国籍高齢者・障がい者等福祉給付事業		国民年金法施行時(昭和36年4月1日)における国籍条項により国民年金制度への加入が認められず、その後の法改正によっても、なお公的年金を受給することができない外国籍市民等の高齢者、障がい者に対する福祉給付金の給付事業。 【給付額】 外国籍高齢者 月額20,000円 外国籍障がい者 月額38,000円	185	給付対象者数(人)	6	2	33.3%	公的年金の受給要件を制度上満たすことができない外国籍高齢者等の福祉の向上のため、支給は必要である。	制度の趣旨及び対象者の数その他の実績を踏まえ、職員人工を最小限で実施するとともに、事業費は県補助金等を活用しており、事業コストは適切であると考えている。	引き続き実施する。	①継続実施
207	福祉政策課	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	○	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い所得が減少し生活が困窮している低所得世帯を対象に、1世帯当たり10万円の臨時特別給付金を給付し、経済的負担の軽減を図った。	572,823	-	-	-	-				③完了・休止・廃止
208	福祉政策課	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業(電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金分)	○	エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担が大きい低所得世帯を対象に、1世帯当たり5万円を給付し、負担の軽減を図った。	1,048,067	-	-	-	-				③完了・休止・廃止

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
209	福祉政策課・健康づくり課	生きがいふれあいフェスティバル開催事業		明るい長寿社会の実現をテーマに、市民と関係諸団体の協力のもとに、世代を越えて市民がふれあうイベントを開催し、高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進を図る。	0	来場者数 (人)	3,000	0	0.0%	高齢者がいきいきと健康的に生活するため、普段の活動の成果を発表するなどの場を提供は、必要ではあるが同様の事業もあることから事業の主旨を含め内容及び運営方法について再考する時期にきている。	新型コロナウイルス感染症のまん延により事業を中止した。	他施設で行っているイベントと類似しており、参加団体が重なっている場合があるため、今後検討していく必要はあるが、毎年50近い団体が参加しており、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進に役立っている。コロナ禍で3年間中止されてきたこともあり、その内容や運営方法について改めて検討を進めていくこととする。	②見直し・改善
210	福祉政策課	生きがいふれあいセンター管理運営事業		高齢者の生きがいづくり及び健康づくりに関する活動の推進を図ることを目的として設置された「生きがいふれあいセンターいそぎ」の管理運営を行う。	65,162	利用者数 (人)	70,731	57,441	81.2%	高齢者の生きがいづくりや健康づくりに関する活動の推進を図るためには、活動するための施設が必要である。また、仲間づくりの場として提供するには、一定以上の規模を持った施設が必要であり、市が施設を提供しなければ活動の推進は難しい。	新型コロナウイルス感染症の拡大によるまん延防止等の措置として施設利用時間を短縮する等したことや、感染拡大時に利用を控えるなどの動きもあり、昨年度の8割程度の利用があった。施設や設備の老朽化が進む中、昨年度は施設内の樹木伐採や自動火災報知器の更新や駐車場入口照明を増設するなど、利用者の利便を図ることができた。	引き続き実施する。	①継続実施
211	福祉政策課	前羽福祉館管理運営事業		市民の福祉増進を図ることを目的として設置された「前羽福祉館」の管理運営を行う。	2,899	利用者数 (人)	7,500	2,154	28.7%	各種福祉団体の連絡、活動のほか、市民の健康増進、教養の向上、レクリエーションの便宜を図る場として存置が望まれるが、特定地域の住民のための集会施設としての色合いが濃くなっており、妥当性は薄れている。	新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、利用を控える動きがあったため、利用者数は大きく落ち込んだ。建物維持のため、1階屋上防水修繕を実施した。	引き続き実施しながら在り方を検討する。	①継続実施
212	福祉政策課	下中老人憩の家管理運営事業		老人福祉の増進を図ることを目的として設置された「下中老人憩の家」の管理運営を行う。	1,780	利用者数 (人)	9,000	4,158	46.2%	高齢者の教養の向上、レクリエーションの便宜を図ることにより、高齢者の健康増進を図る。高齢者福祉事業を促進する上で存置が望まれるが、特定地域の住民のための集会施設としての色合いが濃くなっており、妥当性は薄れている。	新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、利用を控える動きがあったため、利用者数は大きく落ち込んだ。利用者の利便性を考慮し、駐車場を新たに4台分確保した。	引き続き実施しながら在り方を検討する。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
213	福祉政策課	鴨宮ケアセンター管理運営事業		居宅において援護を要する高齢者に対し、通所による各種サービスを提供することにより高齢者の居宅生活を支援する。	1,247	延利用者数(人)	8,000	7,317	91.5%	要介護者、要支援者その他居宅において援護を要する高齢者に対し、通所による各種サービスを提供することにより、居宅生活の支援を図る施設として設置されたが、介護保険制度が定着し、多くの民間事業所が同種のサービスを提供するようになっており、市が実施すべき必要性は薄れている。		引き続き実施しながら在り方を検討する。	① 継続実施
214	生活保護課	生活保護事業	○	生活保護法に基づく保護を実施する。	5,890,053	-	-	-	-	稼働年齢層(16歳～64歳)で就労可能と判断された生活保護利用者に対し、就労支援員による自立に向けた指導や助言を行い、結果、対象者154人中51人の就労が決まった。長期入院中の利用者に対し、退院促進員が働き掛けを行い、対象者12人中8人が退院となり、長期入院患者の社会的自立を促進した。介護事務支援員による介護扶助利用者の計画票点検を実施し、計画量・サービス料が適正であることが確認できた。また、みなし2号保険者の介護利用が適正であるか見直しして随時障害サービスへの移行を進めている。		現状どおり事業を実施していく。	① 継続実施
215	高齢介護課	アクティブシニア応援ポイント事業		高齢者の社会参加や生きがいがづくりを推進するため、市内在住の60歳以上の高齢者が、市指定の介護保険施設等においてボランティア活動を行った場合、その活動実績をポイントとして評価し、ポイント数に応じた商品を交付する。	141	参加延べ人数(人)	3,100	1,455	46.9%	高齢者の生きがいがづくりや社会参加の推進として、またプロダクティブ・エイジングの視点から、豊かな経験や知識を持った高齢者が積極的に社会参加していくことは、地域社会に活力を与えるだけでなく、介護予防や認知症予防にもつながるものであり、市として推進していくべき事業である。	ボランティアのコーディネートや支援を実施している社会福祉協議会に委託することで、ボランティアに対する知識やネットワークを活用することができ、より効果的に事業を展開している。	引き続き社会参加のきっかけとして、活動しやすい環境づくりを進め、登録者数を増やしていけるよう周知等に努める。	② 見直し・改善
216	高齢介護課	シルバー人材センター運営補助事業		高齢者が長年培ってきた知識や経験を活かして就業等の機会を得ることは積極的な社会参加を促すとともに、高齢者の生きがいがづくりにつながることから、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第5条の趣旨に則り、高齢者の意欲及び能力に応じた雇用の機会その他多様な就業の機会の確保等に努めているシルバー人材センターに対し運営費を補助する。	14,839	指標設定が適さない事業であるため、対象外	-	-	-	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第5条の趣旨に則り、高齢者の雇用及び就業の機会を確保する団体に対し支援することは、市が行うべき事業である。	シルバー人材センターの理事の一人として、就業開拓を始め、センターの効率的・効果的な運営等について検討した。	国の示すシルバー人材センター事業執行方針等も踏まえ、シルバー人材センターの運営に対する補助を行っていく。	① 継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
217	高齢介護課	老人クラブ活動補助事業		高齢者の社会参加や生きがいづくりを推進するため、老人福祉法第13条の趣旨に則り、健康増進の活動や友愛活動を行っている老人クラブの活動に対し、神奈川県高齢者在宅福祉費補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	5,239	老人クラブ数(団体)	116	108	93.1%	老人福祉法第13条の趣旨に則り、老人福祉の増進のための事業を支援することは、市が行うべき事業である。	職員人工を最小限で実施している。	生きがいづくりや健康づくりなど各種活動を行っている老人クラブの活動は、閉じこもり防止や介護予防の観点からも重要であり、引き続き老人クラブに対する補助を行っていく。	① 継続実施
218	高齢介護課	福寿カード交付事業		60歳以上の方を対象に市と協定を締結している旅館に協定料金で宿泊できるほか、市内各公共施設を無料で利用できるカードを交付し、高齢者の外出を促進する。	0	優待施設数(箇所)	17	12	70.6%	高齢者の心身の健康増進と介護予防のために外出を促進することは市が行うべき事業である。	職員人工を最小限で実施するとともに、老人クラブでの周知や高齢者のためのガイドブック等への掲載により周知を行った。	引き続き、適切に事業を実施していく。また、対象者の年齢要件等、本事業の在り方について検討していく。	② 見直し・改善
219	高齢介護課	高齢者はりきゅう・マッサージ等施術費助成事業		高齢者の心身の健康増進を図るため、市内在住の74歳以上の方が、はり・きゅう等の施術を受ける場合に、施術費の一部を助成する。助成内容は、1回につき1,000円分×3枚の助成券の綴りを、1人当たり年1回交付する。助成券の交付申請は、高齢介護課窓口のほか、支所等の窓口でも受け付けている。	2,882	利用延べ人数(人)	3,000	2,882	96.1%	高齢者がいきいきと健康的に生活することを支援することは、市が行うべき事業である。	職員人工を最小限で実施するとともに、窓口交付の際に封筒を使用しないなど、コスト削減に努めている。	令和元年度から対象年齢を1歳ずつ引き上げ、令和5年度から75歳以上となった。事業の周知などに努めていく。	① 継続実施
220	高齢介護課	敬老行事・長寿祝事業		高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って自立した生活を続けられるよう、老人福祉法第5条の趣旨及び国民の祝日に関する法律第2条の趣旨に則り、多年にわたり社会に尽くしてこられた高齢者を敬愛し、長寿を祝う。【敬老行事】地区敬老行事実施団体を通じて、敬老行事の開催を行う。【長寿祝】満100歳の長寿を祝うため、市長が訪問し祝状・祝金を贈呈する。	38,723	地区敬老行事対象者数(人)	28,000	26,629	95.1%	老人福祉法第5条及び国民の祝日に関する法律第2条の趣旨に則り、市民の長寿を祝うことは、市が行うべき事業である。	令和3・4年度に実施した敬老行事あり方検討会において、高齢者人口の増加に伴う市の財政負担増など諸課題に対応するため、検討し、令和4年度から敬老祝金を88歳は、祝品を市が一斉郵送、100歳は、市が実施している長寿祝に事業統合し、市長又は職員から祝金を手渡す形に変更した。併せて他の祝品の内容や贈呈方法の見直しも行った。	対象者数の増加による、担い手の不足や、負担の増加、高齢者を取り巻く環境の変化等の諸課題に対応するため、敬老行事のあり方検討委員会を設置し、今後の事業の在り方について検討していく。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
221	高齢介護課	ねんりんピック開催事業		全国健康福祉祭(ねんりんピック)は、健康及び福祉に関する積極的かつ総合的な普及啓発活動の展開を通じ、高齢者を中心とする国民の健康の保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与することを目的に開催される事業である。 令和4年度に神奈川県で開催された第34回全国健康福祉祭神奈川・横浜・川崎・相模原大会(ねんりんピックかながわ2022)において、本市で実施する種目の交流大会等を開催するに当たり、市実行委員会を設立し円滑な大会運営を図った。	21,871	指標設定が適さない事業であるため、対象外	-	-	-	交流大会等に参加するため、全国から集う方々に小田原の地域資源の魅力や地域の温かいおもてなしに触れていただき、誰もが笑顔あふれる思い出しに残る大会を目指すためには、行政も市民と一体となって取り組む必要がある。	令和4年度に実行委員会設立するなど、準備を進め、11月に大会を開催した。	後継会への情報提供を行う。大会を開催したことで事業終了。	③完了・休止・廃止
222	高齢介護課	地域包括支援センター運営事業		高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう、高齢者の心身の健康の維持、保健、医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行なう中核機関として地域包括支援センターを設置・運営する。センターの主な業務(介護保険法に基づく「包括的支援事業」)は次のとおり。 【総合相談支援業務】高齢者の抱える生活全般の悩み・相談に対して、適切なサービスの紹介や、解決のための支援を行う。 【権利擁護業務】高齢者虐待の防止・早期発見や、消費者被害の防止のため、関係機関と連携して支援を行う。 【包括的・継続的ケアマネジメント業務】適切なサービスが提供されるように、地域における関係機関等との連携・協働の体制づくりやケアマネジャーに対する支援等を行う。 【介護予防マネジメント業務】介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント。要介護状態を予防するため、心身の状態に応じた適切なサービスを受けることができるよう必要な支援を行う。	268,046	相談件数(件)	8,680	12,181	140.3%	市は、介護保険法に基づき地域支援事業のうち包括的支援事業を実施することとされている。地域包括支援センターは当該事業を実施するための施設として設置されるものだが、その職員として条例で定める専門職の配置が必要であり、事業の効果的な実施のため、委託により行っている。 市内12の日常生活圏域ごとにセンターを設置することで、高齢者やその家族にとって身近な総合相談窓口としての機能を担っており、極めて有効な事業である。	大規模な自然災害が発生した場合に地域の高齢者やその家族に対して安定的・継続的に支援を提供するため、業務継続計画(BCP)の策定を進めた。センターの機能強化を図るため、民生委員による外部評価を実施した。	介護業界の人材不足は地域包括支援センターにも及んでおり、職員体制の維持が困難なセンターがあり、地域づくり等に支障をきたす場合がある。事業の達成割合が140%となっていることから、センターの業務負担は増加しているといえるため、センター運営に関する負担軽減やサポートを展開し、持続可能な運営体制を整備する。	①継続実施
223	高齢介護課	地域ケア会議開催事業		地域の保健・医療・介護サービス等の社会的基盤が有機的に連携することができるような環境整備を行うとともに、高齢者及びその家族が、住み慣れた地域で生活し続けられるよう支援するために、地域包括支援センターが主体となって、個別ケア会議と圏域ケア会議を開催する。 個別ケア会議では支援が必要な高齢者等の個別課題の解決と個別事例からの地域課題を明らかにする。圏域ケア会議では地域や医療・介護に関わる関係者等のネットワークの構築や個別ケア会議から明らかになった地域課題の共有を通じて、課題解決に向け協議し、地域の実情に応じた支援体制づくりを進める。また、各圏域ケア会議での課題を集約し、市は全体会議となる、おたわら地域包括ケア推進会議を開催する。令和4年度は、前年度の会議で挙げた「介護・医療専門職以外の市民の高齢者に関する課題感や取組が把握できていない」という課題を踏まえて実施した企業向けのヒアリング調査の結果を報告し、認知症や独居の高齢者を地域全体で支えていくための取組の方向性について議論が行われた。 また、介護予防・重度化防止の視点から、市が主体となって多職種でケアプランを検討する「自立支援ケア会議」を平成30年度から開催し、地域ケア会議に位置付けている。	3,501	開催件数(回)	126	88	69.8%	地域課題の抽出や課題の共有、解決に向けた議論を地域で行うことで、市の施策への反映ができることから、協議の場を設定することは市の業務である。	ねんりんピック開催や新型コロナウイルス感染症の関係で全体の開催数は減っているが、圏域ケア会議の開催件数が回復傾向にあり、地域課題の共有や関係構築が進められた。WEB会議を活用することで、これまで出席することが難しかった方にも参加していただけるようになる等、会議の多様化が進んでいる。	地域包括支援センターごとに開催回数にばらつきがあり、目標の回数に届いていないため、市の地区担当者からの積極的な働きかけや会議テーマの協議等の後方支援を進める。医療職はもとより、法律専門職の参加が少ないことから、関係団体との連携を深め参加者層が厚くなるようバックアップする。	①継続実施
224	高齢介護課	在宅医療・介護連携事業		2025年に団塊の世代が後期高齢者になり、介護需要が大幅に増加することが見込まれることから、それを見据え体制整備が必要となってくるため、地域における医療・介護の関係機関が連携及び人材の養成と確保に向けた支援をすることで、包括的な在宅医療・介護の提供ができるように在宅医療の仕組みづくりを行う。また、高齢化の進展により在宅医療の重要性が高まる中、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるようにするため、行政が中心となり、地域における医療・介護の関係機関が連携し、包括的な在宅医療・介護体制を整えるための準備を進める。具体的には医療・介護に係る多職種による共同研修を開催し、講義により知識を深めるとともに、参加者によるグループワークを通して意見交換・協議を行った。また、医療・介護の専門職と行政が一同に会する検討会では、医療・介護連携が求められる4つの場面の中から「入退院支援」について検討を行った。 ※4つの場面:「日常の療養支援」・「入退院支援」・「急変時の対応」・「看取り」	18,865	研修会参加数(人)	360	305	84.7%	地域包括ケアシステムの構築は、市全域のものであり、今後の医療・介護事業にとっても重要となるため、行政が中心となって行っていく必要がある。医療、福祉、介護事業者等の多くの参加者があり、連携体制の構築に向けたきつかけ作りとなっている。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ZoomによるWeb研修方式を導入して以降、Zoom参加上限人数(目標値:90名×4回)の8割を超える申し込みがあった。また、テーマをタイムリーかつ参加者からの希望が多い内容とすることで、有効的な情報共有や、医療介護連携体制について検討することができた。さらに、参加者の中からファシリテーターや書記を募ることで、より参加型の研修を目指した。検討会は入院病床を抱える市内11医療機関へ照会を行い、入退院支援の現状・課題を収集し、支援者間での良い連携方法について協議した。	引き続き多職種協働研修を通して各専門職の役割の理解及び共有を図るとともに、各職種がチーム連携が取れるよう、研修で学んだことを実践に生かす。また、検討会は看取りをテーマに協議し、協議結果はその他事業(多職種共同研修・終活講座)へ展開させていることで、在宅医療・介護連携事業の一体的な実施を目指す。	①継続実施



事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
225	高齢介護課	生活支援体制整備事業		高齢者の日常生活を支援する、多様な主体によるサービス(介護保険サービスに限定されない社会資源)を把握・発掘・開発し、支援体制を整備することを目的としている。合議機関としての「協議体」の設置と、実働者としての「コーディネーター」の配置により事業を行うこととされており、市全体の第1層、日常生活圏域・地域ごとの第2層にそれぞれ設置・配置して実施している。平成27年度から、市事業担当者を第1層コーディネーター、地域包括支援センターの社会福祉士を第2層コーディネーターとして位置付けてきたが、平成30年度から第2層コーディネーターを小田原市社会福祉協議会に変更したことにより、より地域に入り込むことができ、協議体としての地域に関する多くの話し合いが行われた。また、多様な主体によるサービスに従事する担い手の育成のために、基準緩和型サービス従事者研修を実施している。	13,720	協議体会議開催回数(回)	250	208	83.2%	基準緩和型サービス従事者研修については、研修により多様な担い手を確保育成し、介護の人手不足解消や、ボランティアなどの多様な担い手を確保育成し、介護の人手不足解消や、ボランティアなどの多様な担い手が参入することにより、介護給付費の減少が見込まれることから実施している。	引き続き第2層コーディネーターを市社協に委託し実施した。地域に入り込んで活動した成果として、資源開発につながり、活動が開始された。協議体については、既存の活動を位置付けており、新たな費用等は発生していない。地域資源の開発や課題の検討のため、市内企業に対するアンケートを市、包括センターと協働実施した。	これまでの活動を踏まえ、本市における生活支援コーディネーターの立ち位置を明確にし、周知するとともに、地域資源開発に当たっては、地域住民主体の居場所づくりが促進される取組を行う。	①継続実施
226	高齢介護課	認知症サポーター養成事業		一般市民、介護関係従事者や市内の民間企業に勤務する者に対して認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する正しい知識を普及するとともに、認知症サポーター養成講座を終了した者や認知症に関する基礎的な知識を有する者に対するフォロー研修を年2回開催する。	107	受講者数(人)	1,400	449	32.1%	国の認知施策推進大綱に位置付けられている。市内15か所以上の公共施設等を中心に事業を開催することで、地域住民が身近な場所で知識が得られるよう考慮している。	当事業の講師は、無償ボランティアで構成されており、今後も無償ボランティアで行う予定である。	高齢者の生活に身近な企業へ積極的に働きかけるほか、聴覚障がい者、外国人向けのツール作りを検討する。また、学校関係に働き掛け、若い世代の対象者に認知症に関する正しい知識の普及を図る。	①継続実施
227	高齢介護課	認知症地域支援推進事業		認知症地域支援員により、地域における認知症の実態把握や認知症ケアパスを作成し、認知症の人を支えるネットワークを形成する。	20	認知症地域支援推進員数(人)	2	2	100.0%	認知症の方が地域で安心して生活できるためには、医療と介護の連携や家族支援、地域における理解醸成が必要である。認知症地域支援推進員は、医療・介護等の連携役として市町村に設置する者であり、市の取り組みむべき事業である。	事業費、職員の人件費とも最小限の経費で実施している。認知症ケアパスを作成し、医療機関や介護事業所へ配布するとともに、地域の身近な支援者である民生委員や地域のサロン等で配布し、認知症への正しい理解と対応について普及啓発を図った。認知症カフェ運営費補助金を6件助成した。	引き続き、認知症ケアパスの普及啓発を行うとともに、認知症カフェを運営する者へ運営費を補助し、認知症カフェの立ち上げや継続的な運営支援を行うなど、認知症の方が安心して生活できるような共生社会づくりに向けて取り組む。	①継続実施
228	高齢介護課	認知症初期集中支援事業		認知症になっても住み慣れた地域で生活が継続できるように、認知症の人やその家族に対して、地域包括支援センターの医療職及び福祉職並びに専門医が訪問等を行い、早期診断・早期対応できるよう支援体制を構築する。	100	ケアマネジメント件数(件)	5	5	100.0%	国の認知施策推進大綱に位置付けがあり、市町村が具体的な計画を定め進めていくこととされているため、市の取り組みむべき事業である。	本市では、認知症初期集中支援のチーム員を地域包括支援センターに置いている。地域包括支援センター職員を認知症初期集中支援のチーム員とすることで、認知症の相談窓口を一本化することができ、早期の対応が可能となっている。また、認知症地域支援推進員が事例提出をする包括のアセスメントに同行する、かかりつけ医への連絡票を作成するなど、運用の見直しを図っている。	引き続き、チーム員が相談しやすい体制の構築に向けて検討を行うとともに、かかりつけ医との連絡票を用い、医療機関とチーム員の連携を図る。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
229	高齢介護課	高齢者成年後見制度利用支援事業		認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない者に対し、自己決定権の尊重や本人の保護を図るため、本人に代わって後見人等が契約行為や財産管理ができるよう、市長が家庭裁判所に成年後見の申立てを行う。申立てを行った者のうち、低所得者に対しては、審判請求にかかる費用及び後見人等に対する報酬の全部または一部を助成する。	5,304	成年後見人等報酬助成件数(件)	25	24	96.0%	審判の申立てにかかる費用及び後見人等への報酬の助成については、現状を的確に把握し、事業費を計上している。令和2年度から、適時市長申立ての要請があったケースに対し、利用調整会議を3課(福祉政策課、障がい福祉課、高齢介護課)で行い、組織で市長申立ての決定判断を行うことができ、適正な運用を実施した。	市長申立て案件以外でも申立費用や報酬の助成が行えるように検討を進めていく。中核機関や他課と協議しつつ制度の利用促進を図る。	②見直し・改善	
230	高齢介護課	家族介護教室開催事業		在宅で介護されている家族を対象に、基礎的な介護に関する知識や技術を学ぶための教室を開催する。また同じ立場にある家族同士日頃介護に関して抱えている悩みや思いを打ち明け合うことが出来る会を開催する。	81	参加延べ人数(人)	720	418	58.1%	高齢者が安心して地域で暮らすためにも、市が介護する家族を支援することは必要である。参加した家族からは一定の評価を得られている。	認知症の基礎知識や対応例、高齢者の自立度に大きな影響を与える口腔ケアと服薬管理の講座等を行い、正しい知識の習得を図った。また、介護者の精神的負担を軽減する講座を実施した。Web会議システムを活用し、来所することができない介護者でも参加できるようにした。	今後ますます家族介護者の増加も見込まれるなか家族介護者の身体的及び精神的負担の軽減のために、事業を継続していく必要がある。	①継続実施
231	高齢介護課	家族介護用品支給事業		小田原市内に住所を有し、かつ介護保険法の規定による要介護認定において、要介護、5、4又は3と認定されている住民税非課税の者を介護している家族の経済的負担を軽減するため、介護用品として紙おむつ等を給付する。要介護3と認定されている者は、認定調査の結果おむつが必要と認められる者が対象。在宅でねたきりや重度認知症の高齢者を介護している家族に対し、介護保険の給付対象外となっている介護用品を支給することによって、家族の経済的な負担の軽減を図る。	3,497	支給延べ人数(人)	505	457	90.5%	介護保険法に基づき、地域の実情に応じて、市町村の判断で任意に実施できる事業であり、在宅の要介護者を介護している家族に対し必要な介護用品を支給し、経済的負担を軽減することは、在宅介護の支援という観点からも市の関与の必要性は高い。	支給要件が変更になったことに伴い、対象者抽出方法を改善した(介護サービスの利用実績を反映させることで支給対象者をより絞って抽出することができた)。その結果、役務費を削減することができた。委託業者と調整し、受給者が円滑に商品を受け取ることができるよう整備した。ホームページにて製品情報の詳細を掲載し、製品を選択しやすくなるよう改善した。	本事業は、在宅で要介護者を介護する家族の経済的負担を軽減するものであり、今後は支給方法等の見直しを図り、家族に対する支援方法を検討していく。	②見直し・改善
232	高齢介護課	認知症等高齢者SOSネットワーク事業		徘徊のおそれのある認知症高齢者等の情報を事前に登録しておき、行方が分からなくなった場合、警察の捜索と並行して関係機関に協力を依頼し、行方不明者を少しでも早く発見・保護し、家族の元に帰れるよう支援する。	0	新規登録者数(人)	100	34	34.0%	捜索時間短縮のため、事前登録制としている。情報の管理や、迅速な捜索のための全国規模のネットワークには、警察及び市町村の実施が有効である。	行方不明時に全国の市町村に捜索依頼をする仕組みを作ることで、早期の発見・保護につながっている。令和4年度は警察に捜索依頼が入った際の市と警察の情報連携スキームを共有し、更なる早期発見に向けた対応策として登録者への反射板シールの配布も検討したが、予算上の都合により、見送ることとした。	認知症関連イベントや講座などを活用し、制度の周知を図る。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
233	高齢介護課	食の自立支援事業		在宅の高齢者に対し、食事を定期的に宅配することにより栄養状態の改善及び安否確認を行うことを目的とし、事業委託により配食サービスを提供している。(介護予防・日常生活支援サービス事業、任意事業)	7,549	配食実人数(人) ※介護予防・日常生活支援サービス事業、任意事業の合計	100	57	57.0%	栄養状態の改善を必要とする高齢者に対し、安否確認を兼ねて食事を配達することは、高齢者が健康で自立した食生活を送るための支援として、市が取り組むべき事業である。	事業者への委託によりコストの低減を図っている。配食事業費の一部は、利用者にも自己負担してもらっている。(1食あたり500円)	高齢者の栄養改善・見守りのため、引き続き事業を実施していく。	①継続実施
234	高齢介護課	高齢者救急要請カード配付事業		救急活動の円滑化を図るため、在宅で生活している概ね75歳以上の高齢者に対しあらかじめ持病やかかりつけ医などの緊急時に必要な情報を記載するための「救急要請カード」を配布する。また、地区民生委員の戸別訪問等により救急要請カードを配布することで、担当地区の高齢者の状況把握を行うことができ、見守り体制の強化を図る。	166	新規対象者配付率(%)	96.0	96.3	100.3%	高齢者が安心して日常生活を送れるよう、高齢者の見守り体制を強化することは、市の取り組むべき事業である。	救急要請カードの配布を民生委員による戸別訪問時に行ってもらうなどして、事業費の最小化を図っている。	救急要請カードの様式の変更や、配布方法について、小田原市民生委員・児童委員協議会与調整していく。	①継続実施
235	高齢介護課	独居老人等緊急通報システム事業		高齢者が、在宅で日常生活を安心して送ることができるようにするため、要介護認定において要介護3以上の認定を受けた方で、65歳以上のひとり暮らしの高齢者、又は高齢者のみの世帯の方からの要望に応じ、緊急通報システムを設置し、緊急事態が発生し救助を要請したいときに簡単な操作で警備保障会社に通報するシステムのサービスを提供する。	257	設置台数(台)	15	10	66.7%	ひとり暮らしの要介護状態にある高齢者等が安心して日常生活を送るとともに、在宅で生活ができる環境を整えることは、市の取り組むべき事業である。	事業費はシステムに係る経費のみであり、職員人工も最小限で実施している。	平成22年度に事業対象者を見直していることから、当分の間は現状を維持する。	①継続実施
236	高齢介護課	福祉タクシー利用助成事業		在宅の介護を要する高齢者等の通院及び日常生活の利便に供するため、要介護認定において要介護3以上の認定を受けた在宅の高齢者に対し、通院等にタクシーを利用した場合に初乗り運賃相当分を助成する。	2,159	利用台数(台)	2,600	3,215	123.7%	在宅の介護を要する高齢者等の交通手段を確保し社会活動の範囲を広めるとともに、経済的負担の軽減と福祉の増進を図ることは、市の取り組むべき事業である。	職員人工を最小限で実施している。新型コロナウイルス感染症ワクチン接種に利用した場合に利用券を追加交付することとした。	利用券の交付など、実施方法に問題はない。事業の周知などに努めていく。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
237	高齢介護課	高齢者虐待防止ネットワーク事業	○	令和3年度同様オンラインにて施設従事者向けに身体拘束廃止に向けた研修を実施した。しかしネットワーク会議についてはコロナ禍ということもあり、未実施となった。	30	-	-	-	-	/	事業費、職員の人件費とも最小限の経費で実施しており、これ以上の削減は難しい。また、高齢者虐待への対応等については、高齢者虐待防止法に基づき国及び地方公共団体が必要な支援や措置を講ずるよう努めなければならないこととされており、民間等への委託はなさない。	研修会に関しては、より介護職員の現場の状況に即した内容を検討し、ストレス軽減につながる研修を実施する。高齢者虐待防止ネットワーク会議に関しては、感染症予防対策を徹底し、対面開催ができるよう調整する。	①継続実施
238	高齢介護課	老人ホーム入所等措置事業	○	①老人福祉法第11条第1項第1号の規定に基づき、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者について、養護老人ホームに入所を委託する措置を採る。 ②老人福祉法第11条第1項第2号の規定に基づき、65歳以上の者であって、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者が、虐待等のやむを得ない事由により、介護保険法に規定する介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときに、その者について特別養護老人ホームに入所を委託する措置を採る。 ③老人福祉法第10条の4の規定に基づき、65歳以上の者であって、身体上または精神上の障害がある者が、虐待等の「やむを得ない事由」により介護保険法に規定する在宅サービスを利用することが著しく困難であると認めるときに、その者について要介護認定と同一の手続きを実施し、職権をもって介護サービスの提供に結びつける。	3,864	-	-	-	-	/	本事業概要に該当する高齢者に対し、措置により高齢者施設に入所させることにより当該高齢者の身体・生命の保護及び安定した生活の保持を図った。	引き続き、適切に事業を実施する。	①継続実施
239	高齢介護課	高齢者福祉介護計画推進事業	○	おだわら高齢者福祉介護計画に定めるべき事項を検討するため、有識者や市民により構成する計画策定検討委員会を設置・運営する。	263	-	-	-	-	/	事業予算は必要最低限の報償費である。	第8期おだわら高齢者福祉介護計画の評価を行う。令和6年度から令和8年度を計画期間とする第9期おだわら高齢者福祉介護計画の策定作業を行う。	①継続実施
240	高齢介護課	介護保険施設等整備費補助事業		介護保険施設の計画的な整備を推進するため、事業者の財政負担の軽減を図ること及び日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、地域包括ケアシステムの推進を図ることを目的に、3年ごとに市町村が策定することとされている介護保険事業計画の中の施設整備計画に基づき整備される介護保険施設等の事業主体に対し、施設整備費、開設準備経費等の一部を補助する。 第8期計画の2年目である令和4年度は「介護医療院 50床(1か所)」、「認知症高齢者グループホーム 18床」について整備費補助金を支出したほか、計画に基づかない非常用自家発電設備整備に係る補助金(3件)、地域包括支援センターの整備に係る補助金1件を支出した。 また、「小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所 1か所」の整備事業者の公募選定を実施した。	59,664	指標設定が適さない事業であるため、対象外	-	-	-	/	国県補助金を主たる財源としており、他自治体を実施する中で本市が実施しない場合、本市域における介護保険施設等の整備が滞る可能性がある。施設整備を着実に進めるため、施設整備費に対する補助は必要と考える。	認知症高齢者グループホーム1か所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所1か所が令和5年度中に開設予定。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
241	高齢介護課	介護保険事業運営事業	○	高齢化の進展により増加の一途をたどる第1号被保険者数、要介護認定者数、サービス利用者数等に係る事務を適正かつ効率的に処理し、また概ね3年ごとに行われる介護保険制度改正に適切に対応して、制度を安定的に運営する。また、介護保険料の賦課・徴収に係る事務を適正に執行する。	325,337	-	-	-	-			必要となる職員数及び専門職を適正に配置するとともに、法改正等に伴う事務処理システムの改修により効率的かつ適正に事務を執行する。	① 継続実施
242	高齢介護課	要介護認定事業	○	要介護等認定申請がされた場合、訪問調査(市訪問調査員又は委託)を行うとともに、主治医意見書を取り寄せる。その後、介護認定審査会を開催し、要介護等の判定を実施する。 要介護認定の有効期間は、新規申請及び区分変更申請の場合は、原則、申請日から6か月間、更新申請の場合は、原則、認定期間満了日の翌日から1年間である。	108,657	-	-	-	-			介護保険制度に従い、当該事業は継続して実施していく。	② 見直し・改善
243	高齢介護課	介護保険給付事業	○	介護保険サービスを高齢者に適切に提供するために、被保険者又は介護保険事業者に対し、介護報酬の算定基準に基づき、サービス費用の9割、8割又は7割、高額介護サービス等費及び高額医療合算介護サービス等費(サービス利用等に伴う自己負担が上限額を超えた分)、特定施設入所者介護等サービス費(介護保険施設等の食費・居住費等について負担限度額を超えた分)の給付を行う。また、事業者からの保険請求に対する審査・支払いについて国民健康保険団体連合会に手数料の支出を行う。	15,618,971	-	-	-	-		住宅改修費及び福祉用具購入費について受領委任払いを行い、被保険者の負担を軽減している。	介護保険制度に従い、当該事業は継続して実施していく。	① 継続実施
244	高齢介護課	介護サービス事業所指定等事業	○	居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所の指定を行う。	0	-	-	-	-		職員人工を最小限で実施している。また、事業所指定に係る市HPの内容や案内文等を修正し、提出不備等が軽減されるように図った。	介護保険制度に従い、当該事業は継続して実施していく。	① 継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
245	高齢介護課	市指定事業者指導 監査事業	○	介護(介護予防)サービスを提供する事業所や施設に対し、計画的に実地指導及び集団指導を行うほか、介護サービス事業者の不正等が疑われる場合は監査を実施し、事実確認の上必要な是正勧告等を行うもの。市が事業所指定を行う地域密着型サービス事業所及び介護予防支援事業所に対する指導は、市が単独で行い、県が事業所指定・登録を行う事業所や施設に対する指導は、県(小田原保健福祉事務所)と合同で行っている。 令和4年度については、全96サービスの指導を実施した。	0	-	-	-	-	妥当性・有効性(市がやるべき理由、目的に対する事業自体の有効性)	職員人工を最小限で実施している。	介護保険制度に従い、当該事業は継続して実施していく。	①継続実施
246	高齢介護課	介護サービス事業者支援事業		介護サービスの質の確保・向上を図るため、市内の全ての介護サービス事業者を対象とした連絡会議を開催し、高齢者施策等に係る情報提供等を行うことにより、介護保険制度の円滑な運営のための環境形成を図る。 令和4年度は、過去2か年度同様、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、参加者及び関係者の健康と安全を最優先に考慮し、会場招集型の会議によらず、メール配信による書面(資料配付)により周知を行った。	0	事業者連絡会議参加者数(人)	210	0	0.0%	介護サービス提供者である事業者に対する情報提供、制度内容等の周知徹底は、介護保険制度の円滑な運営と被保険者が適切な介護サービスを受受するために、保険者の責務として市が取り組むべき事業である。	令和元年度まで市内の全ての介護サービス事業者を一堂に集めて連絡会議を開催していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度から4年度は会場招集型の会議によらず、メール配信により制度内容等各種情報提供を行った。	介護保険制度を適切かつ円滑に運営するため、当該事業は継続して実施していく。	①継続実施
247	高齢介護課	ケアマネジメント技術向上支援事業		介護給付適正化の取組の一環として、居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員及び地域包括支援センター職員のケアマネジメント技術の向上を図るため、ケアプランを提出してもらい、委託業者が点検をする。また、ケアプランとサービス計画書の連動性を図るため、介護支援専門員及び地域包括支援センターの職員、介護サービス事業所を対象に研修を行った。	3,080	ケアプラン点検数(件)	108	106	98.1%	介護サービス利用の要となる介護支援専門員の資質向上は、本市の介護保険全体の質の向上につながるものであり、介護保険の保険者である市が取り組むべき事業である。	介護支援専門員研修等を行っている専門業者へ委託することにより、効率的・効果的にケアプラン点検が行えた。	令和元年度に作成したケアプランに関するマニュアルを、ケアプラン点検から抽出された課題も勘案し、改訂していき、ケアマネジメントの質の向上を図る。	①継続実施
248	高齢介護課	介護相談員派遣事業		介護サービスを提供する施設等に市に登録のある介護相談員(1人当たり月約5回)を派遣し、利用者からの相談等に対応することにより、利用者の不平や不満の解消を図りながら、苦情に至る事態を未然に防止するとともに、事業者のサービスの改善に結びつけることにより介護サービスの質の向上を図り、施設における高齢者虐待を早期に発見し、高齢者虐待の担当者や地域危機包括支援センター等と連携し迅速に対応することを目的とする。また、介護相談員の連携を深め、情報を共有するための連絡会議を年4回、介護相談員と派遣事業所との意見交換会を年1回開催する。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、派遣を休止していたが、令和5年2月から一部再開した。	126	事業所訪問回数(回)	390	35	9.0%	高齢者が安心して施設等で日常生活が送れるようにするため、介護相談員を施設等へ派遣する事業を保険者(市)として実施する必要がある。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、感染拡大防止のため、派遣を休止していたが、介護相談及び派遣受入施設に対して派遣に係る意向調査を実施し、可能な施設から派遣を再開した。	新型コロナウイルス感染症の動向を見ながら、派遣施設を増やしていく。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
249	高齢介護課	社会福祉法人等利用者負担軽減事業	○	介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割に鑑み、低所得者で生計が困難である者の介護費負担分、食費・居住費(滞在費)及び宿泊費を軽減した場合に、軽減分の一部を社会福祉法人等に助成する。	12	-	-	-	-	/	社会福祉法人に対し、当該事業の実施を呼び掛け、軽減実施法人数を増やしている。	国が定める実施要項に規定される事業のため、継続して実施していく。	①継続実施
250	高齢介護課	居宅介護支援事業者等事務費補助事業		介護保険サービスの住宅改修を行う場合、「住宅改修理由書」が必要となる。居宅介護(介護予防)サービスを利用していない要介護者及び要支援者からの依頼を受け、この理由書を作成する場合、作成に掛かる経費については介護保険から給付されないため、理由書を作成した介護支援専門員を雇用する居宅介護(介護予防)支援事業者に対して、その業務に対する費用の一部を助成する。	108	対象となる住宅改修理由書の作成件数(件)	78	54	69.2%	居宅介護サービスの利用のない要介護者等であっても、住宅改修を円滑に行うことができるよう市として支援することが求められており、他自治体同様、本市においても実施することが適当である。	職員人工を最小限で実施している。	国が定める実施要項に規定される事業のため、継続して実施していく。	①継続実施
251	高齢介護課	介護給付適正化事業		サービス利用者が介護報酬請求の内容を確認することにより、事業者に対し、適切な請求に向けた抑制効果を上げるため、介護給付費通知を発送している。	1,262	指標設定が適さない事業であるため、対象外	-	-	-	介護給付の適正化を図るため、サービス利用者が介護報酬請求の内容を確認することにより、事業者に対し、適切な請求に向けた抑制効果を上げることを目的とした事業である。	職員人工を最小限で実施している。給付費通知の発行を行うシステムの改修をし、別途作業を行っていた資格喪失者の通知発行を取り消す処理を通知を発行する処理と同時に進めるようにし、事務軽減を図った(令和2年2月発送分より実施)。	介護保険制度に従い、当該事業は継続して実施していく。	①継続実施
252	高齢介護課	訪問型サービス事業	○	要支援認定を受けた被保険者及び基本チェックリスト判定による事業対象者に対し、介護予防・日常生活支援総合事業の一つである訪問型サービスを提供するもの。 旧来の介護予防訪問介護に相当するサービスのほか、基準緩和訪問型サービス、住民主体訪問型サービス、短期集中訪問型サービスを提供する。	79,644	-	-	-	-	/	扶助費の増加抑制の観点から、国基準訪問型サービスから基準緩和訪問型サービス及び住民主体訪問型サービスへの移行を促進するために、市民への制度周知とサービス従事者の増加を図った。	引き続き、市民に対して積極的に周知していく。また、適切な事業実施方法や利用促進等について、事業所及び地域包括支援センターと必要に応じて打合せ及び方策の検討を行う。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
253	高齢介護課	通所型サービス事業	○	要支援認定を受けた被保険者及び基本チェックリスト判定による事業対象者に対し、介護予防・日常生活支援総合事業の一つである通所型サービスを提供するもの。 旧来の介護予防通所介護に相当するサービスのほか、基準緩和通所型サービス、住民主体通所型サービス、短期集中通所型サービスを提供する。	255,332	-	-	-	-	/	市民に対して積極的に周知していく。また、事業所及び地域包括支援センターと必要に応じて打合せを行い、介護予防ケアマネジメントの主体である地域包括支援センターと連携して、高齢者の自立を支援するサービスとして利用されるよう取り組んでいく。	引き続き、市民に対して積極的に周知していく。また、事業所及び地域包括支援センターと必要に応じて打合せを行い、介護予防ケアマネジメントの主体である地域包括支援センターと連携して、高齢者の自立を支援するサービスとして利用されるよう取り組んでいく。	① 継続実施
254	高齢介護課	介護予防ケアマネジメント事業	○	要支援の認定を受けた者やチェックリストに該当した事業対象者が、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを利用する際に、地域包括支援センターにおいて、アセスメントを実施しケアプランを作成した場合に、掛かる費用について支払う。	45,594	-	-	-	-	/	ケアプランの質の向上を図ることを目的とし、まずは、居宅サービス計画書を念頭に置いて「ケアプランの基本的な考え方と書き方マニュアル」を作成し、その周知に努めた。	介護予防プラン作成マニュアルやケアプランの基本的な考え方と書き方マニュアル等を踏まえ、要支援認定を受けている利用者に向けたケアマネジメントが行われるよう介護支援専門員及び地域包括支援センターへの周知を行い、介護予防ケアマネジメントの適切な実施に努めていく。	① 継続実施
255	高齢介護課	介護保険事業特別会計への繰り出し	○	介護保険法に基づき一般会計から介護保険事業特別会計へ繰り出す。	2,583,795	-	-	-	-	/	/	介護保険制度に従い、当該事業は継続して実施していく。	① 継続実施
256	高齢介護課	アクティブシニア応援ポイント事業(介護保険事業分)		高齢者の社会参加や生きがいづくりを推進するため、市内在住の60歳以上の高齢者が、市指定の介護保険施設等においてボランティア活動を行った場合、その活動実績をポイントとして評価し、ポイント数に応じた商品を交付する。	1,284	参加延べ人数(人)	3,100	1,455	46.9%	高齢者の生きがいづくりや社会参加の推進として、またプロダクティブ・エイジングの視点から、豊かな経験や知識を持った高齢者が積極的に社会参加していくことは、地域社会に活力を与えるだけでなく、介護予防や認知症予防にもつながるものであり、市として推進していくべき事業である。	ボランティアのコーディネートや支援を実施している社会福祉協議会に委託することで、ボランティアに対する知識やネットワークを活用することができ、より効果的に事業を展開している。	引き続き社会参加のきっかけとして、活動しやすい環境づくりを進め、登録者数を増やしていけるよう周知等に努める。	② 見直し・改善



事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開
257	高齢介護課	一般介護 予防事業 評価事業	○	令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「第9期おだわら高齢者福祉介護計画」の策定に向けて、高齢者福祉及び介護保険事業の施策形成のための基礎資料とするため、市内高齢者の状況やニーズ等を調査する。	3,498	-	-	-	-	前回の調査時においては、プロポーザル方式により実施したが、参加事業者数が1者のみであったことから、選定対象を拡大するために今回の業務から仕様の一部を変更した。仕様を変更したことによりプロポーザル方式で執行する必要がなくなったことから指名競争入札とし、結果として経費の削減ができた。	次回の調査実施時である、令和7年度に向けて、実施方法等検討する。	③ 完了・ 休止・ 廃止
258	障がい福祉課	障がい者 相談支援 事業	○	日常生活から障害福祉サービスの利用まで障がい者の生活全般に関する相談窓口を設置し、障がい者が地域で孤立することなく生活ができるよう支援を行う。また、地域における相談支援を効果的に実施するため、関係機関との連携体制の構築や、民間相談支援事業所への専門的な指導・助言等を行う。  ○おだわら障がい者総合相談支援センター(委託先) 1 社会福祉法人宝安寺社会事業部【主な対象は障がい児】 2 社会福祉法人永耕会【主な対象は知的障がい者】 3 社会福祉法人風祭の森【主な対象は身体障がい者】 4 公益財団法人積善会【主な対象は精神障がい者】 ○基幹相談支援センター(委託先) 社会福祉法人風祭の森 ○障害者生活相談支援員の配置 障がい者及びその家族からの相談に応じる非常勤嘱託員を障がい福祉課窓口配置する。	44,020	-	-	-	-	既に本事業は民間社会福祉法人等への委託により実施している。	基幹相談支援センター、おだわら障がい者総合相談支援センターを中心に、重層的支援体制、地域生活支援拠点の整備など新たな事業を踏まえ、地域の相談支援体制を強化していく。	① 継続 実施
259	障がい福祉課	障がい福祉 関係諸 計画推進 事業	○	○地域障害者自立支援協議会を足柄下郡3町と共同設置し、地域における障がい福祉施策の課題の集約や対応策の検討を行う。 また、小田原市障がい福祉計画などの市町村計画について協議会で報告し、計画の進捗管理を行った。  ○本市の障がい者施策の基本となる「おだわら障がい者基本計画」について、令和5年度からの第3期計画を策定するため、令和3年度に設置した策定委員会で審議した上で計画案を作成し、市長に答申し、計画策定に至った。	634	-	-	-	-		地域障害者自立支援協議会を引き続き開催し、地域における障がい福祉施策の課題の集約や対応策の検討を行う。 また、小田原市障がい福祉計画などの市町村計画について協議会で報告し、計画の進捗管理を行う。	① 継続 実施
260	障がい福祉課	障がい者 理解促進・ 啓発事業	○	ノーマライゼーション理念の普及啓発を図るため、次の事業を実施している。 ○精神保健福祉普及啓発地域交流会 精神障がい者への理解を深めるため、ハルネ小田原で啓発事業を実施 ○ノーマライゼーション理念普及啓発 障がい者団体等から、広く一般市民を対象としたノーマライゼーション理念普及に資する事業を募集し、そのうち事業を市で選定した上応募団体へ事業委託し、ノーマライゼーション理念普及啓発を実施。令和元年度は、当事者の講演会を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大のため開催中止となったが、令和2年度は、参加人数を減らしZOOMと合わせて開催。令和4年度は実行委員会を創設し、講演会ではなく、普及啓発イベントとして当事者の作品展示や物品販売、パネル展示などをハルネ小田原で行った。 ○合理的配慮提供促進事業 障害者差別解消法において、事業者にも努力義務が課せられている合理的配慮の提供について、その費用の一部を助成する事業を、令和元年度に創設した。	254	-	-	-	-	地域の課題等を関係機関が認識して、事業を実施するものがあり、その支援を行っていくことは、ノーマライゼーションの普及に寄与している。	その時々での社会の動きに合わせて、柔軟に啓発事業を実施できる事業スキームの構築が必要より効果的な事業を実施していく内容、実施方法について検討を要する。 精神・知的・身体等、別々に開催しているため、一同に集まる機会も検討していく。	① 継続 実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
261	障がい福祉課	障がい者 成年後見 制度利用 支援事業	○	認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない者に対し、自己決定権の尊重や本人の保護を図るため、本人に代わって契約行為や財産管理ができるよう、家庭裁判所が後見人を選任する。後見人が必要な者のうち、申し立てを行える親族等がない場合に市長が家庭裁判所に成年後見の申し立てを行うことができる。また、成年後見制度の申し立てを行った者のうち、低所得者に対しては、審判請求にかかる費用及び後見人等に対する報酬の全部または一部を助成する。あわせて、老人福祉法第32条の2の規定に基づき、成年後見制度の利用を必要とする高齢者や障がい者の権利を擁護し、地域での生活を身近な市民が支える「市民後見人」の体制を整備していく。	5,403	-	-	-	-	審判の申立てに係る費用及び後見人等への報酬の助成については、現状を的確に把握し、事業費を計上している。	引き続き、適正に事業を実施する。また、生活に困窮している方が成年後見制度を円滑に利用することができるよう、申し立てに係る費用や後見人等の報酬に係る費用について助成する制度のあり方を検討し、要綱の見直しをしていく。	① 継続 実施	
262	障がい福祉課	特別障害 者手当等 給付事業	○	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、重度の在宅障がい児者に特別障害者手当、障害児福祉手当又は経過的福祉手当を支給する。  (手当の額(令和4年4月現在)) 特別障害者手当 月額 27,300円 障害児福祉手当 月額 14,850円 経過的福祉手当 月額 14,850円	59,700	-	-	-	-	認定に当たっては、障がい別の診断書によるほか、本市の依頼した医師によるチェックをするなど、二重の判定の上、支給決定をしている。	国の制度であるため、法令に基づき着実に実施する。	① 継続 実施	
263	障がい福祉課	市中心身障 害児福祉 手当給付 事業	○	小田原市に引き続き1年以上住所を有する障がい児の保護者の申請に基づき、手当を支給する。  ○対象児童 国制度の障害児福祉手当を受給していない次に該当する児童 (1)身体障害者手帳1級～4級の交付を受けている児童 (2)児童相談所又は知的障害者更生相談所において知能指数が50以下と判定された児童 (3)精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けている児童 ○手当の額 月額 2,000円(生活困窮者については1,000円を加算)	4,472	年間延べ 受給者数 (人)	2,412	2,224	92.2%	心身に障がいや有する児童の生活の向上を経済的側面から支援することが目的であるので必要な事業である。	障害者手帳の所持の有無等を支給要件としているので、疑義が生じることはない。	現行の金銭給付方式のほか他の手法も含め必要な方に必要な支援が行き届く方策を検討していく。	① 継続 実施
264	障がい福祉課	障害福祉 サービス 費等給付 事業	○	障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス費を給付する。  障害福祉サービスの利用を希望する障がい者は、市から受給者証の交付を受け、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設と契約を結び、サービスを利用し、市はサービスの提供に要した費用の額から利用者負担額を控除した額を障害福祉サービス費として給付する。	3,941,209	-	-	-	-	障害福祉サービスの受給者証の交付に当たっては、サービス等利用計画に沿った支給決定を行うほか、その利用者により適正なサービス提供ができるよう必要に応じて利用者や家族、事業者と相談しながら決定している。	国の制度であるため、法令に基づき着実に実施する。	① 継続 実施	

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
265	障がい福祉課	障害支援区分認定等事業		障害福祉サービスの利用する際に必要となる障害支援区分の審査及び判定を行う。 ○障害支援区分認定調査 障害支援区分の認定を行うため心身の状況に関する80項目のアセスメントを行う。 ○障害支援区分認定審査会 80項目のアセスメントから判定された障害支援区分の一次判定について、主治医意見書等を踏まえて、障がい保健福祉をよく知る委員で構成される審査会で、二次判定を行う。	11,664	-	-	-	-			国の制度であるため、法令に基づき着実に実施する。	①継続実施
266	障がい福祉課	障害者自立支援医療費給付事業		自立支援医療制度は、心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度 ○更生医療 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者で、その障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行う。 ○育成医療 児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児(障がいに係る医療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む。)で、その身体障がい除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行う。	221,802	-	-	-	-		対象者に制度や手続きについて周知を図っている。	国の制度である本事業と地方自治体の制度である重度障害者医療費助成事業との整合について国等に要望していく。	①継続実施
267	障がい福祉課	重度障がい者医療費助成事業		重度の障がい者に対して、保険医療費の自己負担分を助成する。ただし、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けていることにより助成対象となる場合は、通院医療費のみが助成対象となる。 ○対象者 本市に居住する社会保険各法による被保険者、組合員若しくは被扶養者のうち、次のいずれかに該当する方 (1)身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方 (2)児童相談所又は知的障害者更生相談所において知能指数が35以下と判定された方 (3)身体障害者手帳3級の交付を受け、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知能指数が50以下と判定された方 (4)精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方	594,950	受給者証 所持者数 (人)	3,668	3,567	97.2%	重度障がい者の経済的負担の軽減を目的としている。	平成27年度末から、社会保険等に関する審査・支払の委託先を変更した。このことにより、高額療養費の事務処理等の軽減を図るとともに、医療機関手数料を廃止した。	対象の要件等の検討を続けながら当面は現状を維持し実施していく。また、国の制度である障害者自立支援医療費給付事業と地方自治体の制度である本制度との整合について国等に要望していく。	①継続実施
268	障がい福祉課	コミュニケーション支援事業		聴覚障がい者、音声言語機能に障がいのある方を対象に意思疎通の支援を行う。 ○手話通訳者の配置 障がい福祉課の窓口到手話通訳者を配置し、聴覚障がい者からの相談、行政手続の支援、手話通訳・要約筆記者の派遣コーディネートを行う。 ○手話通訳・要約筆記者の派遣 社会生活上必要な手続等のため意思疎通が必要な場合に、聴覚障がい者等からの申請により手話通訳者又は要約筆記者を派遣する。 ○手話奉仕員(通訳者)・要約筆記者の養成 派遣手話通訳者及び要約筆記者を担う人材を発掘、育成するため、養成講座を開催する。令和4年度は、手話奉仕員養成講座を全41回開催し、手話通訳者養成レベルアップ講座を全15回開催した。	2,221	-	-	-	-		平成28年度から、手話通訳士の資格を有した職員を配置し、窓口における聴覚障がい者への対応力の向上、効果的な養成講座の開催及び派遣のコーディネートが図られた。 令和3年度からは、雇用形態を任期のない常勤職員として新規採用した。	市が義務として行う手話奉仕員養成を実施するほか、通訳者養成のため、県の通訳者養成講座の受講を可能にするための講座も継続して実施する必要がある。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
269	障がい福祉課	障がい者生活支援事業	○	障がい者の日常生活を支援するため次の事業を行う。 ○重度障がい者住宅設備改良費助成事業 ○移動支援サービス事業 ○日中一時支援サービス事業 ○重度障がい者訪問入浴サービス事業 ○日常生活用具給付事業 ○軽度・中等度難聴児補聴器支給事業	126,301	-	-	-	-		各サービスの利用に当たっては、申請時に聞き取り等を行い適正な給付に努めている。	県内他市の動向に注視するなど、既存制度に改善の必要があれば対応していく。	①継続実施
270	障がい福祉課	障がい者自立支援事業	○	在宅で生活する重度障がい者等の自立を支援するほか、施設に入所等していた障がい者がグループホームに居を移したときの家賃の一部を助成する。	21,548	-	-	-	-		各サービスの利用に当たっては、申請時に聞き取り等を行い適正な給付に努めている。グループホーム利用者への家賃助成について、令和元年度から助成期間を3年間に延長するとともに、地域移行者以外の利用者についても助成制度を創設した。	各サービスの利用に当たっては、申請時に聞き取り等を行い適正な給付に努めていく。	①継続実施
271	障がい福祉課	情報バリアフリー事業		障がい者の日常生活及び社会生活を支援するためには、適切な情報提供が必要であることから、視覚障がい者の障がい特性に配慮した方法により情報提供を行う。 ○点字版・音訳版「障がい福祉ガイドブック」の作成・配付	123	点訳冊子の発行部数(部)	60	60	100.0%	行政情報の提供であるため市が実施すべき事業であり、視覚障がい者へ行政情報を提供することができた。	庁内に、視覚障がい者の求めに応じた行政情報の提供体制は整っていない中で、必要な情報提供を行っている。R4年度(点字20部、音声40部)	障がい福祉課所管の特定の情報のみを点訳・音訳しているが、視覚障がい者が望む情報伝達手段はさまざまである。視覚障がい者への情報伝達手段としての点字より汎用性が高い音声データによる情報伝達を強化していく。	①継続実施
272	障がい福祉課	歯科二次診療所管理運営事業		障がいの程度や設備の面で一般の歯科診療所では対応が困難な障がい者に対し、安全でより高度な歯科診療と口腔保健指導を行う。(指定管理制度適用施設)  (所在地)小田原市南鴨宮2丁目27番19号 (診療日) 歯科診療:火曜日と木曜日の午前9時から正午 保健指導:月曜日から木曜日の午前9時から午後5時(ただし、歯科診療日の火曜日と木曜日は、午後1時から午後5時) (診療受付)完全予約制  平成30年度に令和元年度から5年間の指定管理者として、一般社団法人小田原歯科医師会を指定した。	50,563	年間延べ受診者数(人)	1,497	1,125	75.2%	障がいの特性などから、一般の歯科診療所で治療できない重度障がい者のための歯科診療所で、一般社団法人小田原歯科医師会を指定管理者として委託している。運営費は、2市8町で負担している。	指定管理者として委託し、効率の良い運営を図っている。	建物や付帯設備、診療機器の経年劣化が進んでいるため、今後も計画的に施設修繕等を行っていく必要がある。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
273	障がい福祉課	障がい者福祉施設等運営支援事業		障がい者の日中活動の場である地域活動支援センターの運営や支援困難者を受け入れる体制を整える団体に対して、運営費補助金を交付する。	103,636	地域活動支援センター年間延べ利用者数(人)	12,700	12,791	100.7%	障がい者の日中活動、社会参加の場を確保し、障がい者が地域で生きがいを持って安心して暮らすことのできる社会とするため必要である。	補助金の支出に当たっては、審査を厳格に行っている。	時代の変化とともに、障がい者を取り巻く状況は変化してきており、それらのニーズに合わせた補助内容を検討していく必要がある。支援員の処遇改善について県への要望など検討していく。	①継続実施
274	障がい福祉課	障がい者福祉施設設備整備補助事業		○グループホーム等設置費補助金 障がい者のグループホームを新たに開設する法人に対し、冷蔵庫、洗濯機等の購入に要する費用を助成する。補助上限は50万円。	1,000	グループホーム設置補助件数(件)	6	2	33.3%	障がい者の地域移行が進む中、その選択肢の一つとして、グループホームは大きな役割を担っており、整備に当たって費用を助成することは必要である。	事前に事業者と情報交換しながら実施している。	軽度・中度の知的障がい者を対象としたグループホームは比較的整備が進んでいるが、重度の知的障がい者や重度重複障がい者を対象としたグループホームは整備が進んでいないので、積極的に補助事業について周知を図っていく。	①継続実施
275	障がい福祉課	障がい者就労支援事業		就労を希望する障がい者を支援する目的で次の事業を実施する。 ○障害者就業・生活支援センター運営費の助成(県西2市8町共同事業) 障がい者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、公共職業安定所、社会福祉施設、特別支援学校その他の関係機関との連絡調整を行う障害者就業・生活支援センターを運営する法人に補助金を交付する。	10,738	障害者就業・生活支援センター登録者数(人)	500	496	99.2%	地方公共団体は、障がい者の雇用の促進、職業の安定を図るために必要な施策を、障がい者の福祉に関する施策と連携を図り、推進するように努めなければならない。	一般就労に結び付く障がい者もいるが、短期間で離職してしまう場合もある。知的・精神障がい者の就労に対しては、就職後のサポートも必要である。	就業・生活支援センターとの連携を継続して障がい者の就労を支援していく。	①継続実施
276	障がい福祉課	障がい者スポーツ・文化活動支援事業		障がい者の社会参加を支援するため、スポーツ・レクリエーションに関する事業を行うほか、障がい者の社会参加を推進する事業を行う団体を対象に事業費を助成する。 ○スポーツ・レクリエーション事業 城下町おだわらツアーデーマーチに合わせて、パラスポーツの普及啓発イベントを開催した。 ○社会参加促進に関する活動を行う団体に対する助成 障がい者のスポーツ大会等を行う団体に対して、運営費を助成する。	452	スポーツ・レクリエーション事業参加者数(人)	470	158	33.6%	障害者慰安激励事業(バス旅行)の見直しの結果、創設した経緯がある。 障がい者団体との協調事業であり、スポーツ・レクリエーションを通じた障がい者の社会参加の推進に寄与している。	NPO法人小田原市障害者福祉協議会が主催するレクリエーション大会に合わせて実施していたが、令和3年に同協議会が解散したため、今年度はスポーツ課、スポーツクラブと連携して障がい者スポーツの普及啓発イベントを行った。従前は、知的障がい者を中心にスポーツ・レクリエーションを行っていたが、今年度は障がい特性を限定せず、障害がある方もない方も楽しめるイベントとして開催した。	来年度も障害がある方もない方も参加できるスポーツ・レクリエーション事業として開催し、お互いが理解しあえるイベントとして実施する。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
277	障がい福祉課	障がい者交通費助成事業		障がい者の日中活動の支援や社会参加の機会の増加等を目的に交通に係る費用を助成する。 ○障がい者施設等通所者交通費助成事業 就労移行支援事業所、就労継続支援A・B型事業所、生活介護事業所、地域活動支援センター等に通所する障がい者の通所に係る交通費を助成する。 ○障がい者自動車改造費助成事業 一定の障がいがある方に、自分で運転するために必要な改造に係る費用を助成する。 ○障がい者福祉タクシー利用助成事業 特定疾病医療受給者証、身体障害者手帳1・2級を所持しているなど条件を満たした障がい者等に対し、初乗り運賃等分を助成するタクシー券を交付する。	53,070	通所者交通費年間実利用者数(人)	500	553	110.6%	障がい者の社会参加に資することができる。	通所者交通費については、毎回、申請について個別に審査し給付を決定している。	それぞれの事業について、対象者や助成金額等について検証しながら実施していく。	②見直し・改善
278	障がい福祉課	障がい児通所支援事業	○	児童福祉法に基づき障害児通所支援給付費等を給付する。  児童発達支援、放課後等デイサービスなどのサービスの利用を希望する障がい児の保護者は、市から受給者証の交付を受け、サービス事業所と契約を結びサービスを利用し、市はサービスの提供に要した費用の額から利用者負担額を控除した額を障害児通所給付費として支給する。	805,496	-	-	-	-		各サービスの利用に当たっては、申請時に聞き取り等を行い適正な給付に努めている。	国の制度であるため、法令に基づき着実に実施する。	①継続実施
279	保険課	国民年金事業	○	・国民年金第1号被保険者に係る資格得喪、裁定請求等の受付・送付及び相談業務。 この事業は、国民年金法第十二条第一項及び第四項(第五条第二項において準用する場合を含む。)並びに第五条第一項及び第四項の規定により市町村が処理することとされている、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務である(国民年金法第六条)。  ・国民年金広報の充実 市民の年金受給権の確保、年金受給額の最大化に向け、積極的な広報活動(広報紙やモニター広告等)を展開する。	8,494	-	-	-	-		年金機構発行の機関紙等での情報収集や法改正の動向を注視し、早め早めにタイムリーな記事の把握に努めた。	近年の水準を今後も維持できるよう工夫を重ね、事業を継続していく。	①継続実施
280	保険課	保険料収納率向上対策事業		国民健康保険の制度運営の根幹をなす保険料収入を確保するため、次の各事業を中心に展開していくことで、収納率の向上を目指す。 ・徴収嘱託員事業 滞納整理事務の一環として、保険料滞納者宅を訪問し、保険料の徴収及び納付指導や現地調査を行うため、また、庁内で職員の滞納整理事務の一部を担ってもらうため、徴収嘱託員を設置する。 ・電話納付勧奨事業 滞納整理事務の一環として、国民健康保険料の滞納累積を抑制するため、外部委託による滞納初期段階における電話納付勧奨業務を行う。 ・滞納情報管理事業 滞納者との折衝や被保険者からの問い合わせへの迅速な対応、滞納整理に関する書類や統計等の作成の効率化を図るため、世帯構成、保険料額、収納状況、交渉経過等を滞納整理管理システムで一括管理する。	6,586	現年度国民健康保険料収納率(%)	95	95	100.0%	本事業は、保険制度の運営において財政基盤の安定化と負担の公平化を担保するものが必要である。 電話や訪問等により滞納者に直接働き掛けるとともに、滞納整理管理システムで各種情報を一括管理することで、円滑かつ迅速な滞納整理が可能となる。	徴収嘱託員の設置や市税等納付促進センターの電話納付勧奨を活用することにより、高額滞納案件について効率的に対応することができた。 徴収嘱託員事業では、外勤嘱託員による国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の訪問催告を実施した。 電話納付勧奨事業では、現年度分の滞納者に限らず滞納繰越分の滞納者も架電対象に加え納付勧奨を実施した。 滞納情報管理事業では、収納率向上や事務の効率化を目指し、令和3年度からスマホ収納及び滞納者財産調査の一つである預貯金調査の電子化を導入している。	現状を維持しつつ、各事業の課題の実現に向け引き続き検討する。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
281	保険課	国民健康保険事業特別会計への繰り出し	○	繰り出しには、法定繰り出しと法定外繰り出しがあり、このうち法定外繰り出しについては、累積赤字の解消、基金積立や保健事業の充実等、国保財政の安定化に資するため措置しているが、令和4年度決算において173,502,723円繰り出したので、徐々に減少させていく。	1,450,000	-	-	-	-	/	法定外繰り出しを繰り出すにあたり、決算見込総括表と繰り出しの内訳を確認し、内容が妥当であるかチェックした。	/	①継続実施
282	保険課	国民健康保険診療施設事業特別会計への繰り出し		片浦地域における唯一の医療機関として地域医療を担い、かかりつけ医として大きな役割を果たしている片浦診療所の財源不足を補うため必要な繰り出しを行う。	7,000	一般会計からの繰り出し額(千円)	12,000	7,000	58.3%	歳入の大幅な増加が見込めない中、安定的な運営のために必要である。	片浦診療所の適正な運営に努めた。	/	①継続実施
283	保険課	後期高齢者医療事業特別会計への繰り出し	○	後期高齢者医療制度運営のため、後期高齢者医療制度の医療費負担に係る負担分や運営事務費等について、一般会計から繰り出しを支出する。 ・事務費繰り入金(保険料徴収等に係る人件費・物件費) ・保険基盤安定繰り入金(低所得者等の保険料軽減) ・広域連合事務費繰り入金(広域連合でかかる経費) ・医療費負担金(国・県・市で負担する医療費の定率負担) 令和4年度は、前年度に比べ被保険者数が増加しているため、医療費や保険料軽減に係る費用、物件費等の費用が前年度に比べ増加している。	2,330,735	-	-	-	-	/	医療費の抑制策として、高齢介護課、健康づくり課と連携して、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業を行った。また、保険料納付の口座勤奨により、納付書の郵送費用等の事務費の抑制に努めた。	/	①継続実施
284	保険課	片浦診療所あり方検討事業		片浦診療所(昭和31年5月15日開設)は、地域の診療所として運営して、今日まで60年以上が経過している。木造建築物である当施設は、老朽化が著しく、平成31年3月策定の「小田原市公共施設再編基本計画」において、「当面は機能・施設ともに現状のまま継続するが、今後の運営の効率化や計画的な修繕等について検討する」とされている。これに沿って、令和4年度の片浦診療所あり方検討協議会において、片浦診療所の概要について説明し、片浦診療所の在り方について検討を始めた。	0	指標設定が適さない事業であるため、対象外	-	-	-	平成31年3月策定の「小田原市公共施設再編基本計画」において、「当面は機能・施設ともに現状のまま継続するが、今後の運営の効率化や計画的な修繕等について検討する」とされている施設であり、市として今後の方向性を決定する必要がある。	/	国民健康保険運営協議会にて、今後の在り方について検討する。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
285	健康づくり課	健康相談事業	○	市民の健康保持・増進を図るために、心身の健康に関する個別相談を実施し、生活改善など必要な助言・指導を行う。定期的な相談のほか、身近な地域の公民館等での出張相談や電話での相談を実施する。	118	-	-	-	-	回覧及び市の広報で周知しているが、開催場所によって参加人数に差がある。そのため、年度途中から地域包括支援センターにも周知をすることでより多くの市民に参加してもらうように工夫した。 また、測定する機会の少ない血管年齢測定を年度途中から取り入れることで、参加意欲の増加につなげた。	地域包括支援センターへの周知及び血管年齢測定の項目の追加については年度当初から実施する。	① 継続実施	
286	健康づくり課	訪問指導事業	○	心身の状況、その置かれている環境等に照らして、療養上の保健指導が必要であると認められる者を保健師等が家庭訪問し、生活習慣病の予防、関係制度の活用、関係機関との連携、介護家族の健康管理等、本人及び家族に必要な指導を行い、要介護状態になることの予防と健康の保持増進を図る。	283	-	-	-	-	市民の健康問題をきめ細やかに解決するためには、行政が行うことが重要である。 医師会、民間等で訪問看護を行っているが、行政保健師の訪問の目的が、それとは異なるため、市の事業として必要である。	他関係機関への周知徹底を行いつつ、継続実施	① 継続実施	
287	健康づくり課	健康診査事業	○	75歳以上の後期高齢者医療の者や生活保護利用者等に対し、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化予防を目的とした健康診査を実施する。また、被用者保険が実施する特定健康診査において実施されない項目について、追加項目・詳細項目を実施する。 その他、40・45・50・55・60・65・70・75・80歳になる者に、生活習慣病予防の一環として歯周疾患予防のための成人歯科健診を実施する。 小田原医師会及び小田原歯科医師会に委託。	178,595	-	-	-	-	長寿健診等は、毎年継続的な受診ができることで、健康寿命の延伸につながる。成人歯科健診は、節目の年齢に受診券を送付することで、市民が歯科のかかりつけ医を持ち、以後継続的に定期受診が出来る。	継続実施	① 継続実施	
288	健康づくり課	がん検診事業	○	市民のがんの早期発見、早期治療により、市民のがんによる死亡率の減少を図るとともに、市民の健康に対する意識の高揚を図る。 がん検診(胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮がん、前立腺がん)、肝炎ウイルス検診の実施及び要精検者の管理を行う。	227,105	-	-	-	-	新型コロナウイルス感染症の影響のため胃がん内視鏡検診の実施を見送ってきたが、開始した。そのため胃がん検診全体の受診率の増加につながった。	がんの受診率増加のため、子宮がん検診(集団検診)の拡大及びクーポン券対象年齢増加に向けて検討していく。	② 見直し・改善	



事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
289	健康づくり課	健康情報システム管理運用事業	○	健康診査やがん検診、予防接種等の受診者の情報を経年的に管理する健康情報システムを、法改正等により必要に応じて改修し、総合的な保健指導に資する。	5,387	-	-	-	-	/	個人の健康に関する情報が一元化され、経年管理できることで、健康づくりのための保健指導等に役立てることができている。	継続実施	①継続実施
290	健康づくり課	特定健診・特定保健指導事業		<p>本事業は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき平成20年度から実施している「特定健康診査・特定保健指導実施計画」を基に推進するものであり、生活習慣病対策としてメタボリックシンドローム(内臓脂肪型肥満)に着目した健診と、その結果に基づいて必要な方には特定保健指導を行うものである。計画の中では、特定健診の受診率・特定保健指導の終了率や、メタボリックシンドローム該当者等の減少等、目標値を定めている。</p> <p>特定健診受診率向上の取組として、次のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○実効手法</li> <li>・70歳以上の被保険者と住民税非課税世帯は自己負担金を免除</li> <li>・特定健診初年度である年度内40歳到達者の受診料免除</li> <li>・5年間特定健診未受診かつ生活習慣病での医療機関受診歴がない者を対象に、10月、11月に集団健診を実施</li> <li>・特定健診の代わりに人間ドックを受診した者に対し助成金を支給</li> <li>○普及啓発…受診券発送後にケーブルテレビの放送や広報紙への掲載、自治会回覧や各種イベントでの受診勧奨を実施</li> <li>○受診勧奨…過去の健診やレセプトデータをもとに対象者を抽出し、電話やハガキによる受診勧奨を実施</li> <li>○その他…特定健診未受診理由把握のため、アンケートを実施</li> </ul> <p>特定保健指導実施率向上の取組として、公募型プロポーザル方式により業者を再選定し、実施率向上につながるよう取り組んだ。</p>	113,035	特定健康診査受診者数(人)	8,621	7,859	91.2%	<p>国民健康保険制度では、被保険者の高齢化や医療技術の高度化等に伴い、医療費が増加傾向にあり、財政運営において厳しい状況が続いている。このような中、被保険者に普段の生活から生活習慣病の予防を心がけてもらえるように、特定健康診査や特定保健指導事業を推進している。こうした取組を通じて健康に対する意識を醸成させることで、健康維持・増進と将来的な医療費の抑制を図る必要がある。</p>	<p>特定健診を受診することで生活習慣の見直しを図り、生活習慣病を予防することを目的としているため、10年20年といったスパンで医療費の適正化が図られていくものと考えている。</p> <p>各対象者の層に合った勧奨内容になるよう工夫し、電話勧奨や通知勧奨を実施した。</p>	<p>・診療情報提供事業の実施、医療機関等への普及</p> <p>・未受診理由アンケートの分析</p> <p>・推定一日塩分摂取量の分析</p>	①継続実施
291	健康づくり課	感染症予防事業	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症に対する感染対策として、予防接種法に基づく特例臨時接種として市民へ新型コロナワクチン接種を実施するとともに、感染予防に関する情報発信を行った。</li> <li>・感染予防対策として、防護服や消毒液等の備蓄を行うとともに、庁内各所属へ手指消毒液の配布を行った。</li> </ul>	2,426,225	-	-	-	-	/	<p>新型コロナワクチン接種推進のため、接種しやすい環境づくりとして、買い物ついでに接種をしていただけるよう新たに大型商業施設での集団接種を実施した。</p> <p>また、これまで集団接種は午前中から夕方までの時間帯のみで実施していたが、仕事帰りや学校帰りに接種をしていただけるよう新たに夜間帯の集団接種を実施した。</p>	<p>引き続き、令和5年度も新型コロナウイルス感染症に対する感染対策として、新型コロナワクチン接種を実施するとともに、感染予防に関する情報発信を行う。</p> <p>また、感染予防対策として、防護服や消毒液等の備蓄を行うとともに、庁内各所属へ手指消毒液の配布も継続実施する。</p>	①継続実施
292	健康づくり課	予防接種事業	○	<p>乳幼児等や高齢者に対する予防接種を実施する。感染性の疾病を予防することにより、社会の維持及び市民の生命の保護・健康の維持を目的とする。</p> <p>医師会等と委託契約し予防接種の実施環境を整えるとともに、対象者に接種勧奨等を行った。</p> <p>乳幼児予防接種の償還払制度を実施した。</p>	507,421	-	-	-	-	/	<p>すべての定期予防接種が医療機関での個別接種になっており、市では適切な接種と請求がされているかの確認を行っている。</p>	<p>予防接種は社会の維持及び市民の生命・健康を守るために必須である。国では、定期予防接種の対象疾病の拡大が随時検討されるため、動向を注視し、適宜、事業の拡大や適切な周知を行っていく。</p>	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
293	健康づくり課	健康増進計画推進事業		小田原市健康増進計画の目標である健康寿命の延伸を目指し、市民の健康や疾病の状況を把握し適切な保健事業を展開している。 ・令和4年度は、「健康増進計画推進委員会」を開催し、これまで計画推進について評価を行うとともに「第2期小田原市健康増進計画」を策定した。また、健康増進拠点を検討していくに当たり、推進委員会に部会を設けて意見交換を行った。 ・小田原歯科医師会等と実施している「おくちのけんこうフェスティバル」は、講演会という形で実施をした。 ・脳血管疾患予防や栄養摂取課題の対策のために、適塩メニューや健康メニューの提供を行う地元飲食店や食塩相当量を表示した「健康おだわらい塩梅(あんべえ)MAP」についても小田原食品衛生協会に委託して作成したところであるが、令和4年度はマップの名称を「野菜たっぷり・減塩・食べきりおだわらい食べ歩きグルメマップ」と変更し、手に取りやすいマップとして発行した。 ・令和4年度は、令和3年度から取り組んでいる「食事」と「運動」について引き続き事業を進めている。「食事」については、コンビニエンスストアに「野菜プラス1皿」のPOPを掲示し、食生活改善のヒントを載せたチラシの掲示や配架を行った。スーパーマーケットでは同様のPOPやチラシの掲示を行うとともに、「野菜たっぷり(ひそかに減塩)弁当」を販売も引き続き実施した。「運動」についても令和3年度に引き続き健康ポイントアプリを活用したウォーキングイベント「10万歩14Days」を開催した。 ・令和3年度までの実証実験として行っていた健康ポイントアプリを活用した「小田原市健康ポイント事業」を令和4年度から本稼働し、インセンティブ等を強化し事業を実施した。	400		-	-	-	市民の健康寿命を延伸するために、様々な統計等から市の健康課題を抽出し検討した市の健康づくり計画であり、市が策定し進行管理をしていくべきものである。	計画策定における推進委員の見直しを図り「小田原市健康増進計画推進委員会」を発足し、健康寿命の延伸に向け、市民や関係団体と協議することができた。 計画策定の方法として、新たに「ロジックモデル」を活用し、事業の成果を上げるために必要な要素を図式化し内容の検討を行った。	令和5年度から「第2期小田原市健康増進計画」が開始するものであるため、策定した計画を基に事業を推進していく。 第2期では、今まで重点施策として事業を行っていた「脳血管疾患予防プロジェクト」について、脳血管疾患予防だけでなく、心疾患予防も加え、その二つの原因の一つである高血圧を予防する施策として事業を推進していくものである。 また、新たに「市民の健康増進の環境づくり」の項目を追加し、地域や企業との連携を意識するとともに、健康増進拠点の整備について調査・検討を進めていく。 計画がより効率的・効果的に推進できるよう事業の実施状況等を把握する。	① 継続実施
294	健康づくり課	保健センター管理運営事業		市民の健康増進に寄与する拠点施設として、清掃、受付、人的警備を実施し利用環境の維持に努める。また、施設機能を安定して稼働させるため、設備機器等の維持管理に努めるとともに、保守点検を定期的に実施するほか、段階的に改修計画を立て改修事業を実施する。 清掃、受付、人的警備、中央監視業務は民間委託している。また、設備機器については、定期的な保守点検を委託しているほか、必要に応じて維持修繕等を実施している。 なお令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対応として感染症対応等医療関係団体以外の貸館業務を休止した。	114,173	会議室等 利用件数 (件)	1,000	1,435	143.5%	全市民を対象。保健衛生行政の拠点として市が維持していく必要がある。 乳幼児健診等のサービスの提供や休日・夜間急患診療所等の機能を維持できている。	専門的な分野については委託するなど適切な運営を図ることができている。 清掃、受付、中央監視業務や設備機器等の保守点検等は委託化している。	適切な維持管理を継続するとともに、開館後30年が経過していることから、計画的に設備機器等を更新していく。	② 見直し・改善
295	健康づくり課	健康教育事業	○	市民の健康保持・増進を図るために、保健センターや地域で、生活習慣病予防や健康増進に関する講習会を開催する。 令和4年度は新型コロナウイルス感染症による健康二次被害の予防も考え、感染対策を行いつつ、事業を実施した。 依頼による健康教育件数は、コロナ禍以前(令和元年度)と比較すると、まだ少ないものの、増加傾向にありその水準に近づいてきている。	2,275		-	-	-	腹囲改善を目的とした教室(「おだわらいシェイプアップチャレンジ」)は市民の関心も高く、昨年度に効果も得られたため、開催を2クールに増やした。	地域や、職域に出向いた健康教育についても検討し、実施していく。	① 継続実施	
296	健康づくり課	ふれあいけんこうフェスティバル開催事業		健康に関連した相談・各種健康チェック等健康づくりを中心に、市民の健康づくりを推進する普及啓発イベントを行政と関係団体が一体となって開催し、健康に対する意識の向上を図る。 年1回、ダイナシティウエストを会場に開催。 令和元年度は、台風のため中止となった。 令和2年度～令和4年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止となった。	0	延べ参加者数(人)	1,800	0	0.0%	市民の健康への意識の向上のために市が健康づくりを推進するものである。	医師会、歯科医師会、薬剤師会等が、それぞれの事業を行っているが、これら3師会が集まったイベントはほかにはない。 3師会を含めた関係団体で実行委員会形式をとり協同で進められる。	引き続き各団体で協力し、市民の健康意識向上のために実施していく。	① 継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
297	健康づくり課	健康おだわら普及員事業		市民一人ひとりが積極的に疾病の予防を行い、健康の増進に努めるための健康づくり運動を地域に根差すため実施する。 健康おだわら普及員を育成するため、健康づくりに関する各種研修会の開催のほか、定例会の開催、普及員からの相談や支援を行う。	2,541	定例会参加者数(人)	400	311	77.8%	ソーシャルキャピタルを活用した事業を展開を支援するために市の関与は必要である。 全地域から推薦されており、全地域に事業を実施している。 地区活動に生かすことができる。	市民協働事業である。	地域での役割を理解いただくとともに、今後も育成を継続する。 また、普及員の任期終了後は、健康づくりサポーターとして登録していただけるように促す。	① 継続実施
298	健康づくり課	地域自殺対策強化事業	○	平成31年3月に策定した「小田原市自殺対策計画」に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない小田原の実現を目指す」ため、関係機関や団体との連携を図りながら、全庁的・総合的に自殺対策を推進する。 普及啓発活動としては、市役所本庁舎でのパネル展示やブックキャンペーンを実施した。自殺対策講演会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施を見送った。 また、自殺対策を支える人材の育成の一環として、ゲートキーパー養成研修の実施や、困ったときに助けを求められるよう、児童のSOSの出し方に関する教育を実施した。	190	-	-	-	-		市民向けに自殺対策の動画を3本作成し、公開した。	自殺対策の普及啓発やゲートキーパー養成研修、児童のSOSの出し方に関する教育等を継続する。令和5年度から全小学校6年生を対象に拡大実施する。	② 見直し・改善
299	健康づくり課	健幸ポイント事業		スマートフォンアプリを活用し、20歳以上の市民を対象に健康増進及び健康管理意識を高めることを目的とする。また、昨今の状況から、いわゆる新型コロナウイルスが引き起こす「健康二次被害」について、ウォーキングを促進することで予防に努める。 なお、インセンティブ付きポイント事業として実施することで、健康無関心層へも生活習慣の改善を働きかけていく。	6,529	アプリ登録者数(人)	4300	3,485	81.0%	脳血管疾患の原因の一つである高血圧を予防するためには、生活習慣の改善が必要である。 スマートフォンのアプリを活用することで気軽に健康への関心を高められる。また、市が実施することで市民の健康への関心を把握し、市の実施しているイベントの周知も同時にできることから他事業への参加にもつなぐことができる。	脳血管疾患予防プロジェクトと連動したウォーキングイベントを実施した。実施した参加者から好評であるため、今後も継続していきたい。参加者数の増加や歩数の増加には、魅力的なイベントとインセンティブが必要となるため、民間事業者との連携が更に必要となる。	参加者数は前年度を上回っており、今後も更に参加者数を増加するような工夫をしていく必要がある。 イベントだけでなく、1,000ポイント達成者へのインセンティブの増加などのため民間事業者との連携も検討していきたい。	① 継続実施
300	健康づくり課	データヘルス計画事業	○	平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」において、「すべての健康保険組合に対し、レセプト(診療報酬明細書)等のデータ分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として『データヘルス計画』の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。」となっており、本市では平成28年度に「第1期データヘルス計画」を策定した。 平成30年4月には、「第2期データヘルス計画～第3期特定健康診査・特定保健指導実施計画～」を策定した。  健診結果やレセプトデータを使用し、生活習慣病重症化予防事業と受診行動適正化事業の対象者を抽出し、個別の通知で通院を促した。	10,451	-	-	-	-		特定健診・特定保健指導事業と同様、医療費の適正化は10年、20年といった中長期のプランで図られていくものと考えている。  特定健診の結果やレセプトデータを用いて、効果的な受診勧奨が実施できるよう努めた。	前年度事業の効果測定を実施し、改善点を把握するとともに、効果的な受療勧奨ができるよう努める。 令和2年度での第2期データヘルス計画の中間評価を考慮するとともに、令和4年度の効果測定結果を踏まえ、実態に即した計画となるよう見直しを行うとともに、次期計画策定に向けた作業を行う。	① 継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
301	健康づくり課	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業		<p>加入する医療保険制度における保健事業の接続性や介護予防に着眼した疾病予防の取組の必要性から、法の改正があり、市町村が主体的となって高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施することとなった。</p> <p>(1)ハイリスクアプローチ(健康相談) 健診受診者のうち、異常値を指摘されているが、受診行動等のない高血圧、脂質異常症等などの疾患が重症化するリスクの高い者に、健康相談の場を案内し、受診勧奨等の保健指導を行う。</p> <p>(2)ポピュレーションアプローチ 健診結果から動脈硬化等のリスクが高いが受診歴のない人に、介護予防事業への参加を案内し、健康教育や健康相談をプログラムの一つとして実施する。</p> <p>初年度になるため、検査値の変化等評価については、今後実施予定。</p>	133	-	-	-	<p>本市の高齢者の特徴として、腹囲の有所見率が国や県と比較して高い状況である。さらに、腹囲の有所見者ほど、血圧値、血糖値が高く、eGFRが低い(腎機能低下)。本課として、生活習慣病のリスクが高い対象者を健康相談へ呼び、対面で丁寧に保健指導していくことで重症化を防ぎ、健康寿命の延伸につながると考えられる。併せて、通いの場で健康相談及び健康教育を行った数(回)</p>	<p>介護予防事業と連携して実施し、事業の連動性等を考慮した。</p>	<p>参加者の状況等見ながら、参加しなかった対象者への対応も考慮しながら継続して実施する。</p>	①継続実施	
302	健康づくり課	介護予防把握事業		<p>市内の70歳に到達した高齢者と前年度の未回答者(71歳～74歳)を対象に、個別の生活実態を調査し、調査結果から、市全体及び日常生活圏域別の高齢者の生活実態の把握及び課題の抽出を行うことで、総合事業における一般介護予防事業等の検討・評価するとともに、生活機能の低下がみられ、要支援・要介護状態に陥るおそれのある者を早期に把握し、個別の課題に応じた適切な支援・サービスに繋げる。</p> <p>・アンケート調査を行い、回答者あてに判定結果等を記したアドバイス票を送付する。 ・調査結果をまとめた調査結果報告書を作成する。 ・生活圏域別の個人調査結果データを希望する地域包括支援センターに提供する。</p>	3,120	12	6	50.0%	<p>対象者へのアンケート調査を行うことにより、対象者の日常生活状態を判定して、フレイル(虚弱状態)になる前に適切なアドバイスを行い、市が行っている各種の介護予防事業を紹介することができる。</p> <p>個人別のリスク判定結果を地域包括支援センターと共有することにより、個別の支援に役立てることができる。</p>	<p>調査結果報告書について、数値の判読しにくかったグラフを表形式に修正した。 調査結果報告書の中で「調査結果の総括」として、調査結果の概要と評価に関する記載を追加した。</p>	<p>引き続き、調査を継続し対象者への介護予防事業への参加を促していく。 判定結果の有効活用について検証と検討を行う。 市内12か所全ての地域包括支援センターが個人結果データの利用をできるよう調整を進めていく。</p>	①継続実施	
303	健康づくり課	高齢者筋力向上トレーニング事業		<p>65歳以上の高齢者で介護予防の必要性がある方を対象に、専門スタッフによるアセスメントに基づく筋力トレーニングを実施し、要介護状態となることを予防するとともに、高齢者自らが介護予防に向けた自主的な取組が実施されるよう支援する。</p> <p>いそぎ・小田原アリーナ、プールの基幹型高齢者筋力向上トレーニング教室の開催と地域で自主的に行っている地域型筋力トレーニングの支援を行っている。</p> <p>※基幹型(小田原アリーナ・生きがいふれあいセンターいそぎ・プール)については、施設の定員数の半数以下での使用・検温・手指消毒及び換気を徹底し、開催時間や参加頻度を見直し、コロナ禍でも事業を中止することなく実施した。地域型については、実施できない団体もあった。</p>	23,962	教室参加者数(延べ人数)	33,710	25,923	76.9%	<p>高齢者が地域で安心して生活できるようにするため、介護予防事業としての本事業を保険者(市)が実施する必要がある。</p>	<p>健康等を目的とした類似の教室は、民間でも実施されているが、高齢者の介護予防を目的とした教室については、保険者たる市が実施することが適当である。</p>	<p>・基幹型:いそぎ、小田原アリーナ、プールの三つを基幹型とし、いずれも事業者と打合せ、情報を共有しながらセルフケアも含めた介護予防が促進されるよう実施する。 ・地域型:地域の通いの場として、活動状況について引き続き把握していく。</p>	①継続実施
304	健康づくり課	高齢者栄養改善事業		<p>栄養教室等の開催を通して、介護予防に必要な影響に関する知識の習得を図るとともに、高齢者の低栄養状態の予防と改善を図る。男性を対象とした料理教室も開催する。</p> <p>※コロナ禍により、調理実習は実施せず、1時間の講義形式で市内5会場で栄養に関する座学を実施した。</p>	50	教室参加者数(延べ人数)	260	93	35.8%	<p>高齢者が地域で安心して生活できるようにするため、介護予防事業としての本事業を保険者(市)が実施する必要がある。</p>	<p>事業費のほとんどが講師謝礼である。教室の開催に当たり、専門的な知見を有している外部講師に依頼している。</p>	<p>コロナ禍のため中止してきた調理実習を再開する。 介護予防把握事業のアンケート結果から、ひとり暮らしの男性に介護リスクが高い傾向があるため、男性を対象とした初心者料理教室を引き続き開催する。男性のアプローチを展開し元気なうちから食べることに関心をもちようにしていく。</p>	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
305	健康づくり課	認知症予防事業		認知症の予防を図るため、脳の活性化を促すゲームやウォーキングなどの有酸素運動、グループワークを通じたコミュニケーションなどを内容とした教室を開催する。  ※施設の定員数の半数以下での使用・検温・手指消毒及び換気を徹底し、コロナ禍でも事業を中止することなく実施した。	2,516	教室参加者数(延べ人数)	1,555	1,021	65.7%	高齢者が地域で安心して生活できるようにするため、介護予防事業としての本事業を保険者(市)が実施する必要がある。	民間への委託によりコストの低減を図っている。	保健事業と介護予防の一体的実施のポピュレーションアプローチ対象事業として、委託事業者とも「地域の通いの場の大切さ」について十分に打合せをもち、意識の共有を図りながら取り組んでいく。	①継続実施
306	健康づくり課	介護予防普及啓発事業		地域の高齢者等を対象に、自ら行える介護予防についての講座を開催し、介護予防の意識を啓発する。令和元年度は、市民提案型協働事業として、「高齢期の知っといきいき講座」を開催し、整理収納による転倒予防の普及に取り組んだ。また、おだわら総合医療福祉会館で地域の高齢者の憩いの場となる介護予防対策室を運営する。  ※コロナ禍で実施できなかった事業もあったが、施設の定員数の半数以下での使用・検温・手指消毒及び換気を徹底し、開催時間を見直し、コロナ禍でも事業を中止することなく実施した。	1,588	講座等参加者数及び介護予防対策室利用者数(延べ人数)	5,100	1,871	36.7%	高齢化が進む中で、市民の介護予防に対する意識を高めるため、介護予防の普及啓発は保険者(市)として重要な課題である。	講演会は、他のイベントに合わせるなど臨機応変に対応するためには直営実施が最適である。介護予防対策室の運営は委託にて運営している。市民団体と協働して介護予防の普及啓発に取り組む。	常設に近い形で運営している介護予防対策室の周知や教室開催、イベントへの参加等いろいろな場面で介護予防の普及啓発を促進する。	①継続実施
307	健康づくり課	高齢者体操教室開催事業		65歳以上の高齢者の健康維持・増進と仲間づくりを促進するため、ストレッチ体操やリズム体操を中心に参加者に合わせた運動を行う。  ※施設の定員数の半数以下での使用・検温・手指消毒及び換気を徹底し、開催時間や参加頻度を見直し、コロナ禍でも事業を中止することなく実施した。	1,373	教室参加者数(延べ人数)	6,120	6,959	113.7%	高齢化が進む中で、市民の介護予防に対する意識を高めるため、介護予防の普及啓発は保険者(市)として重要な課題である。	申込方法について、これまでの電話による先着順から抽選による選定へ変更し参加の公平性を図った。さらに、ホームページから電子申請を受け付けるようにし、開庁時間外でも申請が可能となった。	多くの高齢者が参加し、介護予防の意識付けとするには、地域の通いの場の活用や自主グループ化について検討していく必要がある。	①継続実施
308	健康づくり課	いきいき健康事業		高齢者が閉じこもりや要介護状態になることを防止するため、地区社会福祉協議会単位で、転倒予防、高齢者体操、ウォーキング、生活体力測定などの教室を開催する。  ※コロナ禍により、事業が中止となった地区もあった。事業を中止した地区にはパンフレットを配布し活用してもらうなど、コロナ禍での方法を検討しながら行った。	1,495	教室参加者数(延べ人数)	2,400	1,883	78.5%	介護予防の普及啓発については、保険者(市)が中心的な役割を担うべきものとする。	小田原市社会福祉協議会に委託し、地区ごとの実情にあった活動をしてもらっている。コロナ禍で活動中止していた団体も徐々に活動を再開している。	地区の実情に応じ、年間の活動実施回数を増やしていく。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
309	健康づくり課	地域介護予防活動支援事業		高齢者を支える「地域」において介護予防意識を高め、地域における主体的な介護予防の取組や活動を促進するため、地域福祉の担い手を対象とした講座を実施する。  ※コロナ禍のため、3師会への講師派遣依頼はできなかったが、市職員による講義を2回行った。(防災・介護保険)	0	教室参加者数(延べ人数)	360	124	34.4%	高齢化が進む中で、市民の介護予防に対する意識を高めるため、介護予防の普及啓発は保険者(市)として重要な課題である。	事業予算は必要最低限の報償費である。 コロナ禍で小田原医師会・小田原歯科医師会・小田原薬剤師会に依頼するのは困難と考え、市職員による知識の普及を図るための講座(介護保険制度・防災)を開催した。	介護予防に関する正しい知識の普及のため、引き続き講座を開催していく。参加者は学んだ内容を地域で普及していくので、伝達しやすい資料づくりを意識し、行政が把握している課題と高齢者のニーズをマッチングさせながら、老人クラブ連合会と調整し実施していきたい。	① 継続実施
310	健康づくり課	ふれあい担い手発掘事業		地域の住民、団体等が連携して主体的・継続的に高齢者の生活支援、健康づくり、生きがいつくりや介護予防に取り組む活動を支援する。  ※令和4年度は、補助金の交付申請がなかった。	0	補助団体数(団体)	4	0	0.0%	高齢者を地域全体で支えるため、介護予防事業としての本事業を保険者(市)が実施する必要がある。	介護予防に自主的に取組みを立ち上げる際に活用されており、その後も活動が継続されていることから十分な効果を発揮している。来年度に向け、より多くの団体が利用できるよう要綱について見直しを行った。	新たな自主活動につながるようニーズの把握に努め、立ち上げに関する相談窓口となり、地域における自主グループ活動に対する支援を行っていく。	② 見直し・改善
311	健康づくり課	地域リハビリテーション活動支援事業		地域における介護予防の取組を機能強化し、通所・訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。  ※コロナ禍の影響により、予定していた事業が中止になったものもあったが、「リハビリ講座」の内容等をリハビリ情報誌に冊子化し、市内介護事業所等に配布した。	410	研修会開催数(回)	1	1	100.0%	介護予防の取組を機能強化することにより、高齢者が要介護状態となることを予防し、介護サービスに頼らない自立の促進や、介護状態の重度化を防ぐことができる。結果として、介護に要する費用の効率化を図ることができる。	介護事業所や地縁組織等の介護予防に関する取組を幅広く強化するため、リハビリテーション専門職が柔軟に対応できるよう、事業実施方法を協議しながら取り組んだ。	これまでの取組実績により築かれてきた地域・支援者との連携基盤、活動のノウハウを活かしながら、引き続き介護予防に資するリハビリテーションの専門的見地からの支援や情報発信を充実させる。	① 継続実施
312	健康づくり課	食育実践活動事業		食育を推進するため講演会や食育サポートメイトの養成講座を開催するとともに、その資質を向上させるための育成研修を行う。また、食育サポートメイトに食生活改善を通して地域住民の健康づくりを進める事業を委託する。	167	食育サポートメイトと連携した食育訪問の実施回数(回)	21	14	66.7%	食育サポートメイト支援事業として平成14年度に神奈川県から移管された事業であり、市の食育サポートメイトを養成している。食育活動を委託し、食に対する知識の普及・啓発を図り、保健事業を効果的に実施するため。	令和2年度から新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、調理実習、食育訪問を中止しているため、調理実習や食育訪問に代えて保育園への資料を提供するなど、活動を行った。	保育園への資料提供は行ってきたが、調理実習を中心に行ってきた地域の中高年対象の食育活動については調理実習を徐々に再開していく。	① 継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
313	健康づくり課	地域医療連携推進事業		県西地区保健医療福祉推進会議が3回開催され、これに参画し、県西地区における保健・医療・福祉に関する協議を実施した。	0	推進会議への参加回数(回)	3	3	100.0%	県西地区保健医療福祉推進会議の運営は神奈川県が行っており、小田原市は委員として会議に参加している。		継続実施	①継続実施
314	健康づくり課	難治性疾患対策事業		難治性疾患対策に対応できる医療従事者等の育成と疾病の正しい理解及び認識の取得を図るための研修の開催、疾病予防の体制作り、予防知識の普及啓発を行う。  令和2年度からは新型コロナウイルス感染症対策として、従来の対面型講演会からオンライン講演会に変更し実施していたが、令和4年度に二つ実施した講演会のうちの一つは、webと現地会場によるハイブリッドで実施した。	200	講演会の参加者数(人)	50	71	142.0%	難治性疾患と言われている、肝疾患、腎疾患及び糖尿病の疾病等については、患者数も多く、予防対策を行えばその効果が期待できるため、疾病予防、教育体制及び調査研究の確立を図る。	医療従事者の育成、研修の開催、予防知識の普及啓発を行うためには、医師会以外では実施できない。	事業を継続していく。	①継続実施
315	健康づくり課	献血普及啓発事業	○	献血の推進をするため、小田原市赤十字奉仕団や自治会、ライオンズクラブなどの団体の協力を得て、神奈川県赤十字血液センターによる該当企業における献血を支援している。また、PRを行い、献血に対する理解と協力を求めている。	0	-	-	-	-		直接的な経費を市は負担していない。 献血そのものは神奈川県赤十字血液センターが担っている。 献血は神奈川県赤十字血液センターの専管事項となっている。	継続実施	①継続実施
316	健康づくり課	骨髄移植ドナー支援事業		日本では、毎年新たに約1万人のかたが白血病などの血液疾患を発症している。骨髄バンクに登録をしている患者のうち、実際に移植を受けられるのは約6割で、移植を必要とする全ての患者を救うには、より多くの方に提供希望者(ドナー)登録をしていただくことが必要となる。また、骨髄の提供に当たっては、事前の検査や入院に7日程度要することから、ドナーに対する支援も必要となる。	0	申請数(件)	1	0	0.0%	骨髄提供者(ドナー)を増やすための助成事業は、行政が担うべき事業である。		引き続き、適切に事業を実施しつつ、補助対象者の範囲拡大を県に要望していく。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
317	健康づくり課	休日・夜間急患診療所助成事業		休日及び夜間における一次救急医療体制を確保するため、小田原医師会、小田原歯科医師会、小田原薬剤師会が運営する休日・夜間急患診療所、休日急患歯科診療所及び休日・夜間急患薬局の運営費を補助する。  令和4年度は、令和2年度から新型コロナウイルス感染症の影響で患者が激減した休日夜間急患薬局の運営費について、追加の補助を行ったほか、休日・夜間急患診療所にてPCR検査を実施するための検査担当医の配置に係る費用について追加の補助を行った。	158,876	休日・夜間急患診療所・休日急患歯科診療所の受診者数(人)	15,000	9,956	66.4%	市民の生活環境が変化していく中、休日及び準夜間の初期診療へのニーズに対応している。		かかりつけ医の必要性や一次、二次、三次救急のそれぞれの役割について周知していく必要がある。	②見直し・改善
318	健康づくり課	広域二次病院群(補充)輪番制助成事業		入院や手術を要する救急患者及び一次救急医療機関からの転送患者に対応するため、県西地域内の10病院が輪番により内科系、外科系の2病院体制で、毎夜間及び休日昼間に診療を行うための運営費を助成する。 また、市独自の施策として、当番病院に市外病院が当たる場合、市民の利便性向上のため、別の市内病院を補充するための運営費を助成する。 実施病院:小林病院、小澤病院、間中病院、丹羽病院、西湘病院、山近記念総合病院、小田原市立病院、大内病院、湯河原胃腸病院、県立足柄上病院	101,528	受診者数(人)	3,500	2,640	75.4%	休日や夜間の診療体制を維持するため必要である。		深夜診療や、必要時の補充当番病院の確保、救急搬送の在り方等を検討していく必要がある。	①継続実施
319	健康づくり課	小児深夜救急医療事業		毎日、深夜から翌朝にかけての小児の急病に対応するため、市立病院において小児科の深夜救急医療を実施する。 小児・乳幼児の深夜帯における急病を診療するため実施している。 小田原市立病院の小児深夜救急診療に対し負担金を支出した。	25,000	受診者数(人)	2,000	1,775	88.8%	市立病院が小児深夜救急事業を実施していくためには、補助金を支出する必要がある。		引き続き、適切に事業を実施する。	①継続実施
320	健康づくり課	救急医療機関外国籍市民対策費助成事業		医療費の負担ができない外国籍市民が県内の救急医療機関を受診し、医療費の未収金が生じた場合に、医療機関の損失を補填する。 外国籍の市民の未収金相当額を救急医療機関に助成する。	0	申請があった場合の申請に対する助成率(率)(申請に左右される指標であるため、達成度判定対象外)	-	-	-	救急医療を担う医療機関の負担を軽減する。		救急医療を担う医療機関の負担を軽減する必要がある。	①継続実施



事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
321	健康づくり課	看護職員 人材育成 支援事業		地域医療の充実に必要な看護師等の養成と確保を図るため、小田原医師会が運営するおだわら看護専門学校の運営費の一部を助成する。 医療現場において不足している看護職員を地域で養成し、確保するため、医師会設立の看護専門学校を支援する。	50,000	おだわら看護専門 学校卒業生 数(人)	80	64	80.0%	看護職員確保のため学校運営等の支援は必要である。	継続実施	① 継続実施	
322	健康づくり課	災害時医療 救護体制 整備事業		災害時の医薬品の確保及び衛生材料の備蓄をするとともに、医師会や歯科医師会、薬剤師会等関係機関と協力し、災害時の医療救護活動の円滑な運用を図る。 災害発生時に、応急処置が必要な避難者に対し、仮設救護所で使用する医薬品等の確保・整備を図る。	1,002	衛生材料 買替校数 (校)	4	4	100.0%	災害時の医療の確保であり、市が関与する必要がある。 全市民を対象とした事業である。	年に一度、小田原医師会及び小田原薬剤師会とともに医薬品の見直し等協議している。 令和3年度から年に一度、四師会と調整し仮設救護所設置訓練を実施した。	仮設救護所設置は、今まで全校(25校)を想定していたが、今後は、4校(予備4校)となった。このことから、衛生材料は、予備校を含む8校と保健センターに限定し、備蓄することとした。 仮設救護所の運営については、小田原医師会等と協議を重ねながら、災害時に円滑に進められるよう備える。	② 見直し・改善
323	健康づくり課	子育て世 代包括支 援センター 運営事業	○	母子保健相談支援専門員等が妊娠・出産・子育てに関する相談に応じるなど、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する。	12,442	-	-	-	-	本市は母子保健型で設置しており、母子健康手帳交付時に保健師等専門職が妊婦全員と面談をすることで、妊娠中から早期に支援できるようになっている。	妊婦への全数面談に加え、令和5年2月に開始した出産・子育て応援事業のうち伴走型支援を実施し、妊産婦への支援の充実を図る。 また、令和5年4月には母子保健部門と児童福祉部門を統合し、妊娠期からの切れ目のない相談支援体制の強化を図かる。	② 見直し・改善	
324	健康づくり課	妊婦・産婦 健康診査 事業	○	妊娠中の疾病の予防や異常の早期発見、産後うつ等の予防や新生児等への虐待予防等を図るため、妊婦・産婦に対する健康診査費用の一部を助成する。 また、産後、母子等に対して心身のケアや育児等のサポートを行い、安心して子育てできるよう支援する。	79,748	-	-	-	-	受診率は安定し、妊婦及び産婦の健康の保持増進に役立っている。	安全な出産を迎え、産後の心身の健康を保持するためには、妊娠中及び産後の健康管理は不可欠であり、受益者負担の観点からも、考慮が必要だが、経済的負担軽減のため、補助の拡充を図る。	① 継続実施	

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
325	健康づくり課	乳児家庭全戸訪問事業	○	保健師や助産師、赤ちゃん訪問員が生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結び付ける。	4,689	-	-	-	-	第2子以降等の訪問については、専門職以外の訪問員が訪問することでコストの抑制を図っている。 また、平成29年度に本事業の所管を健康づくり課に変更して以降、支援が必要な家庭の把握や支援が迅速に実施できている。	引き続き、乳児のいる家庭への訪問を継続する。	①継続実施	
326	健康づくり課	乳幼児健康診査事業	○	発育・発達の節目の時期に、発育・発達の確認、疾病や異常の早期発見及び保健指導を行うことで、乳幼児の健康の保持増進、育児支援を図り、安心して子育てができるよう支援する。 令和4年度から対象人数の減少に伴い、1歳6か月児健診の回数を月3回から月2回へ変更した。	27,383	-	-	-	-	1歳6か月児健診の実施回数を減らしたことで、費用削減につながった。	出生数が減少する中で、乳幼児の健康の保持増進と育児支援を図るため、実施回数や実施方法等を検討していく必要がある。 令和5年度から、3歳児健康診査を月3回から2回に変更し、さらに屈折検査の導入を行う。また、新生児聴覚検査の費用助成を開始する。	①継続実施	
327	健康づくり課	育児相談事業		乳幼児を持つ親の育児不安や悩みに対して、育児・栄養・遊び等の相談を通して、安心して楽しく育児ができるように支援する。また、子どもの心身の発達等の相談に対しては、臨床心理士と保健師が相談に応じ、適切な支援に結び付けるなど支援する。	8	相談数(件)	4,500	1,553	34.5%	母子保健事業として実施。また、少子化対策及び虐待予防対策としても実施。	電話や来所での育児相談を子育て世代包括支援センターに集約したことで、相談窓口が一本化された。 従来、保健センターを会場に月1回の育児相談会を開催してきたが、来所者数の減少や子育て世代包括支援センターに相談が一本化されたことを受け、3か月の赤ちゃんを対象とした育児相談会の実施など育児相談の再編を図った。 また、他課との連携や地域の育児グループ等のつながりの中で効果をあげている。	相談支援の充実を図るため、子育て支援センターでの育児相談を実施していく。	①継続実施
328	健康づくり課	母子訪問指導事業	○	妊娠、出産及び子育て支援のため、妊産婦・未熟児を含む新生児・乳幼児の世帯に保健師・助産師等が家庭訪問し、保健指導を実施する。	5	-	-	-	-	訪問をすることで、その世帯の育児環境に合わせた指導ができ、家族の健康増進、育児支援につながる。 また、家庭内の状況が見れることで虐待のリスクも観察できる。	継続実施 実施内容(継続支援の基準等)は要検討ではあるが、母性や乳幼児の健康の保持増進及び育児不安の解消のために実施していく。	①継続実施	

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属 (旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
329	健康づくり課	母子健康教育事業	○	妊婦や乳幼児の健康の保持増進を図るため、妊娠、出産、育児に対して必要な指導・助言を行い、母子保健に関する知識の普及を行う。	511	-	-	-	-	/	教室として実施しているものについては、知識の普及に加え、参加者同士の交流の中で情報交換もできるため、育児支援につながっている。	正しい知識が情報提供できるよう、適宜内容や実施方法など検討が必要と考える。	① 継続実施
330	健康づくり課	不妊症・不育症治療費助成事業		不育症や不妊症に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、治療等に要した費用の一部の助成を行う。なお、不育症については、不育症の診断後に実施した検査や治療に要した費用、不妊症については神奈川県助成事業に上乗せをする形で助成を行う。	5,031	申請数(件)	132	101	76.5%	不妊症及び不育症ともに母子保健事業として実施。また、少子化対策としても実施。	不妊症及び不育症ともに治療費が高額になるため、経済的負担軽減の一助となる。	不妊症治療費助成は終了予定である。不育症治療費助成は継続実施する。	② 見直し・改善
331	子育て政策課	子ども・子育て支援事業計画推進事業	○	子ども・子育て支援法に基づき、「小田原市子ども・子育て会議」を設置し、「小田原市子ども・子育て支援事業計画」の策定及び進捗管理・評価、地域の実情に応じた子育て支援体制の整備等について協議を行い、子ども・子育て支援を推進するための方針について定める。 【計画期間】 第2期事業計画：令和2年度から令和6年度まで 令和4年度は、第2期事業計画期間の中間年に位置することから、国の指針に基づき「中間見直し」を行った。また、「子どもの貧困対策推進法」の改正により、市町村に子どもの貧困対策推進計画の策定が努力義務化されたことを受け、同計画を包含する計画へと改定した。	275	-	-	-	-	/	/	令和5年度に第3期事業計画策定のため、子育て世帯を対象にニーズ調査を実施する。	① 継続実施
332	子育て政策課	ファミリー・サポート・センター管理運営事業		ファミリー・サポート・センター管理運営事業は、子育てと仕事を両立するため、乳幼児や小学生等の児童の預かり等の援助を受けることを希望する依頼会員と、当該援助を行うことを希望する支援会員の登録や相互援助活動に関する連絡、調整を行う。令和4年度は、令和3年度と比較して休校や休園のケースが少なかったこともあり、活動件数が増加した。コロナ禍であっても通常と変わらず運営しており、「預けることができてよかった」という声もいただき、厳しい社会状況においても子育て家庭に寄り添うことができた。	8,231	活動件数(件)	4,500	4,286	95.2%	公的サービスが提供されていない保育施設までの送迎や保育終了後の預かりなどの支援体制を整えることによって、働く者が仕事と育児を両立する手助けをするとともに、子育ての負担感や不安感を軽減できる環境づくりに資する。	令和4年度は、事務量が膨大であった会員名簿の管理をクラウド上でできるように整備し、事務負担を軽減した。また、相談対応に注力し、会員の意見を聞きながら子育て家庭に寄り添った支援ができるよう努めた。	会員登録及び会員情報の管理についてオンライン化し、事務負担量を軽減する。また、会員のサポートに力を入れ、会員向け講座の充実化や相談体制の強化を図り、既存会員の満足度向上に加えて、新規会員の増加を目指す。	① 継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
333	子育て政策課	子育て支援フェスティバル開催事業		子育て中の親と子どもや子育てを支援する団体が集まり、親子が楽しめるとともに、様々な情報を受けられるフェスティバルを開催する。楽しみながら子育ての知識を得られるフェスティバルをコンセプトとし、親子で楽しめるゲームや実演などを通じて子育てに関する知識・情報などを提供する。これらの準備作業を通じて、子育て支援団体間・行政と団体間の情報交換や連携を図ること、団体の子育て支援活動を活性化し、子育ての地域の環を広げる。実行委員会については令和4年11月に1回開催した。今後のフェスティバル開催について検討した結果、しばらくの間、実行委員会及びフェスティバル開催を休止し、充電期間を設けることとなった。	0	入場者数(人)	5,000	0	0.0%	市内また近隣で活動する子育て支援団体が一堂に介する貴重な機会であり、団体同士の間が、来場者にとってはさまざまな子育て支援に関する情報が得られる有益な機会となっている。	実行委員会と事務局(行政)の役割を明確にすることで、より効率的に実施することが期待できる。令和4年度においては、実行委員会にて3年連続で中止となっている状況について話し合い、しばらくの間実行委員会を休止し、フェスティバルの開催を見送ることとした。	休止している実行委員会を再開し、子育て支援フェスティバルの目的を達成できるように開催内容及び方法について検討していく。	②見直し・改善
334	子育て政策課	地域子育てひろば事業		未就園児の親同士の交流や情報交換の場(地域子育てひろば)を身近で通いやすい場所に開設する。市内の地区民生委員児童委員協議会などが主体となった地域子育てひろばを設置するとともに、子育て支援センターとの連携強化を図り、地域の子育て力の向上を図る。令和4年度は、コロナ禍の影響により感染者数が増加した時期は、ひろばを休止する地区もあったが、それ以外の時期については、利用時間や人数の制限等感染対策に留意し、外での活動を盛り込むなど工夫しながら開催することができ、前年度と比較すると参加者数が増加した。また、地域の大学との連携を進めている中で、学生が手作りした七夕飾りを親子にプレゼントした。親子からは好評だった。学生はアンケートを通して親子の反応を知ることができ、学びの励みとなった。	560	ひろば参加者数(人)	11,500	5,819	50.6%	子育て家庭への育児支援を行うため、子育て支援センターとの連携を図り、地域内の親同士や地域の支援者とのコミュニティを形成できるひろばの開設は、子育て家庭の母親等の不安感の解消を図るとともに、地域の子育て力を向上させる有効な事業である。	橘地区では子育て支援センターと連携したひろばを定期的に開催した。センタースタッフと主任児童委員の関係性が強化され、地域における子育て力の向上に資する取組ができた。また、マロニエ子育て支援センターの公式LINEでひろばの情報を発信できるようになり、子育て家庭へより効果的に情報提供できるようになった。地域の大学との連携については、学生が手作りした約100個の七夕飾りを希望のあったひろばへ配布した。	コロナが5類へ移行したため、これまで実施していた感染対策のための制限を廃止する。今後は、参加者数も増加が見込まれる。またコロナ禍で休止していた児童部会を再開し、各地域の活動を共有し合いながら、課題解決に努め、参加者数の増加や満足度の向上に向けて取り組んでいく。また地域の大学との連携を引続き継続していくことで、ひろばの内容をより充実したものにさせていく。	①継続実施
335	子育て政策課	児童遊園地管理補助事業		児童に健全な遊び場を与え、事故等による傷害の防止及び健康の増進を図るため、自治会や公民館などが管理する児童遊園地の設置費、遊具の補修・増設・撤去費、運営費、施設賠償責任保険料、遊器具保守点検料に対する補助金を交付。令和4年度については、全50カ所ある児童遊園地のうち、管理運営に対する補助を49件行い、遊具の補修等に対する補助を9件行った。なお、令和3年度に2カ所の児童遊園地が廃止になったことから、全体の児童遊園地数が52カ所から50カ所へ減少している。	1,306	運営費補助公園数(箇所)	52	49	94.2%	児童遊園地は、設置されている地域の子どもだけでなく、広く周辺地域に子どもの遊び場を提供するという公共性があるため、補助金を支出する必要がある。地域における子どもの遊び場として、居場所づくりにも寄与している。	児童遊園地の遊器具の保守点検に対し補助し、事故等のリスクを減らし、健全な遊び場として利用してもらえるよう努めている。遊具の老朽化が著しい児童遊園地管理者に対し、補修に係る助成を行った	児童遊園地の利用者が安全に利用できるよう、必要となる支援を行い、設置者と協力し合いながら、健全な管理の徹底に努めていく。	①継続実施
336	子育て政策課	子育て支援拠点管理運営事業		子育て家庭に対する育児支援を行うために、子育て支援センターを設置し、子育てひろばの運営、育児不安等についての相談指導、子育てに関する情報の収集及び提供、子育てに関する講座等の実施、子育てサークルへの支援等を行うことにより、子育て家庭の母親等の育児に対する不安感、負担感の軽減を図る。令和4年度は、感染状況や社会の情勢に合わせて徐々に制限を緩和して運用した。体調不良による当日キャンセル等が多く、令和3年度と比較して利用者数が減少した。利用者からは、社会的に不安が募る中での子育てにおいて、「子育て支援センターが利用できることで救われた。」との話を多くいただき、子育て家庭に寄り添った運営ができた。	50,280	参加家庭数(件)	20,000	26,188	130.9%	子育て家庭が抱える育児に対する不安感、負担感を軽減し、安心して子どもを育てられる環境を作る。	社会情勢に合わせて定員を増加するなど、利用しやすいひろばの運営に努めた。また、オンライン上で参加できる講座・イベントを実施し、コロナ禍において子育て支援センターへ来所することが難しい親子に対する支援も行った。	コロナ禍以降設けていた制限を撤廃し、気軽に利用できる施設の運営に努める。また、指定管理者制度を生かした自主事業を展開し、より柔軟に子育て家庭のニーズに即した事業の実施を図る。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
337	子育て政策課	児童プラザ管理運営事業		川東タウンセンターマロニエ内に児童プラザラッコを開設し、児童の遊び場を提供するとともに、指導員を配置し、児童の遊びに対する助言・指導、安全確保及び利用児童の健全育成のための見守りを行う。令和4年度は、コロナ禍における利用時間や入場人数の制限等の実施したが、社会状況に合わせて利用定員数を拡大したため、前年度よりも利用者数が増加した。利用者からは、子どもと外出できる機会が制限される状況の中で、「ラッコが利用でき助かった」との話を多くいただくなど、安心して子どもが遊べる場を提供することができた。	5,777	利用者数(人)	30,000	9,377	31.3%	子どもは、遊びを通して自らの創造性や主体性を向上させていくものと考えられ、子どもの成長にとって遊びは必要不可欠なものである。雨天時でも遊べる場の提供は必要である。	ホームページを作成し、事業の周知を図った。またコロナ禍においても子育て家庭や児童が安心・安全に利用できるよう、施設の消毒等感染対策を講じるとともに、利用定員数の拡大や、可能な限り遊具を開放するなど、利用者の満足度につながるような運営を実施した。	隣接するマロニエ子育て支援センターとの連携等、限られたスペースの在り方を検討していく。	①継続実施
338	子育て政策課	子育て支援情報提供事業		子育てしやすい環境となるよう、子育て世帯に有用な情報を集約したマップを作成し、子育て支援センター、妊娠届の窓口、市民利用施設のほかこんには赤ちゃん事業などを通じて配布した。特に転入してきた子育て家庭や保育所等の入園を検討している子育て家庭から、役に立つという声を多くいただいた。	0	発行部数(部)	10,000	0	0.0%	幼稚園や保育施設、小児科等の子育てに必要とされる公的な情報に対するニーズが多いことから、子育てしやすい環境整備の一環として、行政が実施しているものである。	子育てに有効な情報を集約したマップスタイルとしたことで施設等の位置が分かりやすくなり、好評である。多様化する情報収集に対応するため、ホームページで閲覧・ダウンロードできるようにしている。地域の広場アプリ「PIAZZA」内で子育てマップを運用し、より便利な子育てマップを提供することができた。	紙媒体での発行は令和3年度(令和4年度分)で終了し、令和4年度以降はオンラインでの運用へ移行する。オンラインへの移行後は、これまでどおり情報の更新を年度末に行い、最新の子育て情報を市民に提供する。	①継続実施
339	子育て政策課	児童手当支給事業		0歳～中学生(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童)の児童を養育している人に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。 ・6、10、2月に定時支払を行ったほか、資格消滅した者を対象として、4、6、7、8、10、11、12、2、3月末に随時支払を行った。 ・制度改正により、ほとんどの受給者の現況届は不要となったが、一部の受給者については6月に現況届の提出を求め、受給資格の確認を行った。 ・児童手当制度の周知のため、ホームページのほか、戸籍住民課・住民窓口と連携し、出生・転入時に制度案内に努めた。	2,394,032	-	-	-	-		ホームページの説明内容を段階的に充実させ、令和4年6月の制度改正や同居優先制度を詳しく説明したほか、各手続の全ての添付書類を列挙するとともに、ひな形のダウンロードを可能にした。令和4年3月に全ての手続でオンライン申請を可能にした。	オンライン申請について、利用者の声などを踏まえ、より利用しやすいよう改善を続ける。	①継続実施
340	子育て政策課	児童扶養手当支給事業		父母の離婚や父母の死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等に対し、児童扶養手当を支給する。児童を養育する、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図り、児童の健全育成に寄与する。 ・奇数月に、児童扶養手当受給者に定時支払いを行った。また、定時支払い以外の月末、支払対象者に随時支払いを行った。 ・7月末に、児童扶養手当の更新の手続きとして、現況届を受給者全員に送付し、資格の確認を行った。 ・ホームページや、出生・転入時の案内で児童扶養手当の制度の周知を図った。	611,585	-	-	-	-			現状どおり事業を実施していく。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開
341	子育て政策も課 青・少年も 若者支援課	母子家庭 等自立支 援事業		市内在住の母子・父子家庭及び寡婦を対象として、母子家庭等が持つ不安を解消し、生活の安定と早期の自立を図るとともに、児童の健全な成長の確保を図る。 ・母子・父子自立支援員による相談業務において、自立に必要な情報提供及び指導を行ったほか、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行った。 ・教育訓練給付金(2件)、高等職業訓練促進給付金(10件)の支給を行った。	11,398	制度の利 用により有 利な修業に 結びついた 件数(件)	15	7	46.7%	本制度の活用により就労所得の増加が図られているため、成果は得られている。	社会福祉協議会やハローワークと連携して自立支援に取り組んでいく。	①継続実施
342	子育て政策課	ひとり親家 庭等医療 費助成事 業		ひとり親家庭等の父又は母と児童が、療養または医療の給付を受けた場合に、健康保険各法の規定により、対象者が負担すべき額(入院時食事療養費の標準負担額は除く)を助成する。 対象者 ・ひとり親家庭の父又は母と児童 ・養育者家庭の養育者と児童 ・児童の年齢は満18歳になった日以後の最初の3月31日まで。児童に一定の障がいがあるとき、高校等に在学しているときは、20歳未満まで。 ・児童扶養手当の所得制限に準ずる所得制限あり。 助成方法 ・県内医療機関で受診する場合は、医療機関に医療証と健康保険証を提示することにより、医療費を支払わずに受診できる。 ・県外医療機関で受診する場合は、領収書等により、医療費を還付している。	113,607	指標設定 が適さない 事業である ため、対象 外	-	-	-	ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図る。	扶助費削減に向け、適正受診等の啓発活動。	①継続実施
343	子育て政策課	小児医療 費助成事 業		小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成支援を図り、小児の健康増進に資する。 小児が療養または医療の給付を受けた場合に、健康保険各法の規定により対象者が負担すべき額(入院時食事療養費の標準負担額は除く)を助成する。 対象者 ・健康保険に加入している0歳から中学校卒業までの小児を養育する者。平成28年6月からは就学前までの所得制限を廃止し10月からは通院の対象年齢を中学校卒業までに拡大した。 助成方法 ・対象者には医療証を発行し、健康保険証と一緒に医療機関へ提示することにより、医療費を支払わずに受診できる。県外の医療機関を受診した場合は、領収書等により、医療費を還付する。 ・ホームページなどを通じて制度の周知を図った。	493,056	指標設定 が適さない 事業である ため、対象 外	-	-	-	小児に係る医療費の一部を助成することによりその健全な育成を図り、小児の健康増進に資するとともに子育て世代の経済的負担を軽減する。	令和5年10月診療分から保護者に設けていた所得制限を廃止。	②見直し・改善
344	子育て政策課	未熟児養 育医療費 助成事業	○	指定養育医療機関に入院することを必要とする出生体重が2,000グラム以下又は生活力が特に薄弱な乳児に対し、養育に必要な医療を行い、生活能力を得させる。 ・対象者の管理を行った。 ・対象者には養育医療券を発行するとともに、指定養育医療機関には養育医療給付決定通知書を発行し、養育に必要な医療を給付した。 ・対象者の医療費について、毎月国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金を通じて医療機関に支払った。 ・ホームページなどを通じて制度の周知を図った。	6,417	-	-	-	-		現状どおり事業を実施していく。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
345	子育て政策課	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業	○	新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を受ける低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。 【対象となる世帯】 ひとり親世帯 児童扶養手当の受給者等のひとり親世帯 その他世帯 ひとり親世帯以外の世帯で非課税世帯やそれと同様の事情にあると認められる世帯 【給付額】 対象児童1人当たり5万円 【給付実績】 ひとり親世帯 100,000,000円 その他世帯 65,900,000円	173,108	-	-	-	-	/	/	令和5年度も同様の事業を実施している。	③完了・休止・廃止
346	子育て政策課	子育て世帯応援事業		新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を受ける子育て世帯と市内の事業者を支援するため、市内にある店舗等において商品の購入等に使用できる商品券(おだわら子育て世帯応援券)を発行し、子育て世帯に交付する。 <事業概要> ・使用期間 令和4年12月1日から令和5年1月31日まで(2か月間) ・交付対象 令和4年9月30日時点の住民登録者のうち、18歳以下(令和5年3月31日時点)の子どもがいる世帯の世帯主 ・交付額 子ども1人につき1冊(10,000円分) <実績> ・対象世帯数 15,341世帯(対象児数 25,677人) ・発行総額 256,770,000円 ・換金総額 249,991,000円(利用率 97.36%) ・取扱店舗 1,015店舗	267,827	指標設定が適さない事業であるため、対象外	-	-	-	新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を受ける子育て世帯と市内の事業者を支援するため、市として実施したものである。 子育て世帯からは、日常的な買い物に応援券を利用し、家計の支援につながったとの評価をいただいている。事業者からは、売上げの増加・確保や新規顧客の確保などの効果があり、経営の支援につながったとの評価をいただいている。	事業の実施に当たっては、市内事業者の状況を熟知し、過去に同様の事業を実施している小田原市商店街連合会と協定を締結し、取扱店舗の取りまとめや換金作業等を任せるとして、効率的かつ適切に事業を運営することができた。	この事業は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源に実施したものである。現時点で再度実施する予定はないが、今後、感染状況等が再び悪化し、子育て世帯への支援が必要となった場合に活用可能な財源が確保できるようにあれば、他施策との優先順位も考慮した上で、実施を判断していく。	③完了・休止・廃止
347	子育て政策課	出産・子育て応援事業		核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中、全ての妊婦及び子育て家庭が孤立感や不安感を抱くことなく、安心して出産及び子育てができる環境の整備を促進するため、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、さまざまなニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実するとともに、経済的支援を一体として実施する。 【経済的支援】 出産応援給付金 妊娠届出時の面談を受けた妊婦 子育て応援給付金 乳児家庭全戸訪問時の面談を受けた養育者 支給額 出産応援給付金 妊婦1人につき5万円 子育て応援給付金 新生児1人につき5万円	86,715	指標設定が適さない事業であるため、対象外	-	-	-	国による制度設計がなされている。	/	令和4年度は年度当初まで遡及しての経済的支援になったが、令和5年度からは制度本来の相談支援と経済的支援を一体として実施する。	②見直し・改善
348	子ども若者青少年支援課	子ども若者相談支援事業	○	児童及び妊産婦の福祉に関する家庭その他からの相談、及び、ひきこもりや若年無業者(ニート)など社会生活を円滑に営むことが難しい若者(30歳代まで)やその保護者からの相談に応じ、必要な調査、指導等を行う。また、小田原市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関の連携による要保護児童等の適切な保護や支援を実施する。	18,960	-	-	-	-	/	令和3年4月に子ども家庭総合支援拠点に位置付け、児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金の対象とした。専門的な相談・援助を行うため、平成17年度から子ども若者相談員を1人配置、児童虐待の相談件数増加に伴い、令和元年度及び令和2年度に児童相談員を1人ずつ増員した。また、正規職員の保健師、社会福祉士を配置している。	令和5年4月に健康づくり課の母子保健に係る部門を統合し、妊娠期から青壮年期まで、切れ目のない相談支援体制の強化を図ることで、早期に支援が必要となり、相談件数が増加することが想定されるため、今後も専門職の増員及び職員の専門性の向上を目指す。	②見直し・改善

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
349	(子ども若者支援課) 子ども青少年支援課	早期発達支援事業		未就学児の集団活動の場である保育所・幼稚園等において、職員の負担を軽減し、園児に対して適切な支援を行うことができるようにするため、心理士、療育施設職員、保健師等が各施設を訪問し、発達に課題があると思われる、いわゆる「気になる子」の行動等やその支援状況を観察し、職員に対して園児への適切な支援方法・環境設定等について助言指導を行うとともに、ケース検討会や発達障がい等に関する講習会を行う。	2,035	巡回相談実施園数(園)	55	55	100.0%	保育所、幼稚園等を中心に乳幼児健診、障がい児保育、就学前の連携など、各関係機関への助言指導を通して、市域全体の子育て環境の充実を図るため市が行う必要がある。	平成24年度から心理士等による巡回訪問の対象を年々拡大してきており、民間施設等に対する訪問回数が増えている。支援を要する児童が増加する中、継続的に事業を実施することにより、職員の質を高めることができているため、巡回訪問回数を増加させることなく子どもへの支援の質を確保することにつながっている。	観察及び専門職による助言指導を行うことにより、保育士等が直接観察した児童だけでなく、他の児童に対する支援技術も向上させることができるように、カンファレンスの質の向上を図る。また、ケース検討会や講演会を効果的に開催することにより、支援技術の底上げを図っていく。	① 継続実施
350	(子ども若者支援課) 子ども青少年支援課	養育支援家庭訪問事業		乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、児童の養育について支援が必要な家庭に対し、訪問による育児、家事等の援助や指導等、又は養育者の身体的、精神的不調状態に対する相談や指導を行い、当該家庭における子どもの養育環境を確保する。	343	適切な養育環境が確保された割合(%)	100.0	100	100.0%	核家族化の進行や地域のつながりの希薄化に伴い、子育て家庭の孤立化が問題となっているようなことを背景として、児童の適切な養育について支援が必要な家庭は増加傾向にあり、対象家庭の把握や早期の支援開始について、行政が中心となり、取り組む必要がある。本事業では保護者を直接支援することにより、養育を支える事が可能である。	効率性を向上させるため、直接支援については民間への委託方式とし、市職員はコーディネートを行っている。	事業は継続実施、母子保健に係る部門を統合したことにより、支援が必要な家庭を早期に見出し、支援につなげる体制を整備したことにより、事業を必要とする家庭数は増えることが見込まれる。	② 見直し・改善
351	(子ども若者支援課) 子ども青少年支援課	おだわら子ども若者教育支援センター運営事業		妊娠から乳幼児期・学齢期・青壮年期に至るまで、教育と福祉が連携した、ライフステージに応じた切れ目のない相談・支援を行うため「おだわら子ども若者教育支援センター」を設置し、相談者や施設利用者(つくしんぼ教室、城山教室、通級指導教室等)が安心して利用できる環境を整えるための施設運営をおこなう。	16,908	施設開設日数(日)	243	243	100.0%	子どもや若者の相談は、多機関が連携しながら対応する必要があるケースも多く、個人情報取り扱いも多いため市が直営で行う必要がある。また、施設管理業務は子ども若者支援課と教育指導課の事業内容調整しながら行う必要があるため、施設管理については市が直接行う必要がある。	教育相談、子ども若者相談を同一施設に設置し、管理費用を集約した。市は管理運営を行っており、清掃については委託をして効率化を図るとともに、エレベーターの保守管理については専門機関に委託し安全性の向上を図っている。	令和2年4月開設、令和3年7月に子育て世代包括支援センターはつばい分室を設置し、令和5年4月に母子保健事業を統合した。令和5年度に雨漏りが生じているため屋根と外壁の改修を行うとともに、館内の一部改修を行う。施設は平成5年12月建設であり経年劣化が見られるため、資産経営課と調整しながら優先順位を付けて対応していく必要がある。	① 継続実施
352	(子ども若者支援課) 子ども青少年支援課	市障害児通園施設「つくしんぼ教室」運営事業		児童福祉法第6条の2の2第2項に定める児童発達支援サービスを専門の職員が提供することで、児童の情緒の発達や日常生活に必要な基本的動作の習得、集団生活への適応が進むよう支援する。また、保護者が子どもの障がいを受容し、子どもの発達に応じた子育てをするための援助を行う。利用児童の集団保育だけでなく、個別訓練や相談支援等を合わせて実施し、発達段階に沿った支援の提供を行うとともに、関係機関と連携強化を図りながら療育の効果を高める。	63,352	通園児童数(延べ人数)	5,000	4,989	99.8%	児童発達支援は、民間事業者によるサービスも提供されているが、現在、発達に課題のある児童など利用者が増加傾向にあり、市の関係事業や民間事業者とも連携を取りながら実施していくことが必要	乳幼児期における早期療育(支援、訓練、相談)の提供により、障害児のより健やかな成長を促すとともに、安心して子育てできる環境づくりにつながった。グループ保育については、つくしんぼ教室本園は年間途中入所希望児を随時受入れ、つくしんぼ教室分園は年間を通して定員上限まで受け入れることで、増加する要支援児に対応した。希望する児が待機することのないよう個別訓練(ST、OT)のみの利用の枠を増加した。	利用児童の集団保育だけでなく、個別訓練や相談支援等を合わせて実施し、発達段階に沿った支援の提供を行うとともに、関係機関と連携強化を図りながら療育の効果を高める必要がある。	① 継続実施



事務事業評価(令和4年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
353	(子ども若者支援課) 子ども若者支援課	保育所等訪問支援事業		保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の必要な支援を行う。 主に、つくしんぼ教室において児童発達支援サービスを利用している園児等を対象に、療育を専門とする保育士と臨床心理士等が保育所等を訪問して必要な支援を行い、つくしんぼ教室と保育園等の両面から療育効果の向上を図る。	2,994	実施回数(回)	30	26	86.7%	市内事業者は2事業者(ほうあんふじ、ほうあんうみ)のみであり、サービスの供給量が著しく不足しているため、市の直営で実施する必要がある。	主に、つくしんぼ教室において児童発達支援サービスを利用している園児等を対象に、療育を専門とする保育士と臨床心理士等が保育所等を訪問して必要な支援を行い、つくしんぼ教室と保育園等の両面から療育効果の向上を図る。	保育所等訪問支援を活用することにより、関係機関との連携強化を図ることができるため、対象児童を増やしていく。また、対象期間の拡大を検討していくことで、インクルーシブな環境を拡大していく。	① 継続実施
354	(子ども若者支援課) 子ども若者支援課	子育て短期支援事業(ショートステイ・ワイルドステイ)		保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、児童養護施設等において、一定期間、児童の養育を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。	0	設置箇所数(箇所)	-	-	-	核家族化の進行や地域のつながりの希薄化に伴い、子育て家庭の孤立化が問題となっているため、家族だけでは対応できない状況を支援するため、宿泊等を伴う本事業の必要性は高い。また、いつでも支援ができる体制を確保する必要がある一方で、利用者数は不安定になりやすく、行政と民間で連携しながら運営管理していくことが必要である。	いつでも支援を提供できる体制を確保するため、事業委託をすることが見込まれる。利用率を上げることで効率が高くなるため、周知や利用に向けてのコーディネートを積極的に行う必要がある。	令和6年度中の事業開始を目指し、予算化を行っていく。	② 見直し・改善
355	保育課	公立保育所管理運営事業		公立保育所の施設等の整備、給食の提供、職員の研修、賠償保険関係などを含めた施設の運営管理を行う。	4,640	修繕等計画(箇所)	45	43	95.6%	安心して子育てができる環境づくりを総合的に推進するため、市有施設である公立保育園の環境整備は市の義務である。	児童の安全確保を勘案しながら、長寿命化を見据えた緊急性等を鑑み計画的に修繕等を実施した。また、小破修繕については資産経営課と調整し、期間、費用の節減を図った。	引き続き安全な公立保育所の管理運営を行っていく。	① 継続実施
356	保育課	民間施設等運営費補助事業		国が定める公定価格(児童の年齢、教育・保育の必要量等の区分による基本単価及び処遇改善等各種加算)等により、各月初日の入所児童数に応じて民間保育所等法定代理受領としてに支払う。	4,633,724	保育施設数(施設)	72	77	106.9%	民間保育所等の健全な運営と入所児童の処遇の向上が図られるよう、施設に対する補助は必要である。	民間保育所の安定した運営によって児童の処遇向上が図られるよう、公定価格に基づき事業を実施している。また、令和元年10月から国の施策である「幼児教育・保育の無償化」が実施されたため、事業費及び指標が大幅に増加している。	民間保育所の安定した運営のため、引き続き事業を実施していく。	① 継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
357	保育課	教育・保育 関連事務		保育料の算定、納付書の発送及び徴収に関する事務であり、特に徴収事務については、納付の利便性の向上や滞納整理業務に努め、収納率の向上を図るとともに、保育所利用者の負担の公平性を確保する。 滞納者対策として、催告状の送付、電話催告を行い、納付を促すとともに、連絡のつかない保護者等に対して直接保育所へ出向き児童送迎の際に保護者と面談を行い、分割納付の相談に応じている。	20	催告状送 付数(枚)	500	238	210.1%	児童福祉法第56条に基づき、保育所等の利用に係る費用を負担能力に応じて徴収することになっているため。	事業費削減と収納率向上のため、平成25年度からコンビニ収納よりも手数料が安価な口座振替での納付を原則とすることとした。 令和4年11月以降給与、預金等の財産調査、差押の予告書の発送及び滞納処分を実施し始めた。	スマホ収納等により、利便性を向上させる。 昨年度から財産調査や滞納処分を始めたことにより、滞納額の450万円ほど減少し、過年度収納率が12.3ポイント上昇した。今後更に滞納額の減少を図るには、差し押さえ財産の拡大と執行停止の実施が必要である。	① 継続 実施
358	保育課	教育・保育 施設等整 備事業		国や県の補助金を一部特定財源として、民間保育所における児童福祉の向上を図る。また、待機児童解消のための保育所の創設や、「小田原市子ども子育て支援事業計画」に基づく教育・保育の必要量に対する確保方策のための施設整備、大規模修繕などを行う場合に、その建設費の一部を補助し、園児が安全に生活できる保育環境を整備する。	160,734	待機児童 数(人)	2	6	33.3%	全国的な課題となっている待機児童対策や保育の質の確保のため、率先して取り組むべき事業である。 子どもを安心して産み育てる環境を整備していくことは、保護者の方の雇用状況や出生率の回復などにつながるものであり、行政として責任を持って進めていくべきものである。	令和4年度は、「小田原市子ども子育て支援事業計画」や「新子育て安心プラン実施計画」に基づく教育・保育の量の見込みを踏まえ、教育・保育施設等の整備を行った。また、保育コンシェルジュによる相談機能の充実により待機児童の解消を図った。	令和5年4月1日の待機児童数は9人であり前年度より3人増加している。また、保留児童数は96人で前年度より8人増加している。市全域の受け皿整備は充足しつつあるが地域によっては偏りがあり、保育コンシェルジュによる入所アドバイスによりアンマッチを解消していくとともに、既存園の改築や大規模修繕等の環境改善等を図っていく。	① 継続 実施
359	保育課	多様な保 育推進補 助事業		乳児保育、障害児保育、延長保育、一時預かり、病児・病後児保育等を実施する民間保育所等に助成する。	48,561	障がい児 保育費補 助金実施 施設数(施 設)	20	21	105.0%	安心して子育てができる環境づくりを総合的に推進するため、多様な保育ニーズに合わせた補助は必要である。	新型コロナウイルス感染症が拡大する中、安全な環境で事業を実施できるよう、国庫補助金を活用して、消毒・衛生用品等、感染防止に必要な物品の購入に係る補助を行った。	近年の発達障がい疑われる児童の増加といった課題に対応するなど、市内の保育サービスの充実が図られるよう民間保育所等に必要の助成を行っていく。	① 継続 実施
360	保育課	認可外保 育施設支 援事業		認可外保育施設のうち保育面積や保育従事者の配置数等一定の条件を満たした施設が、県に届出をすることで就学前児童の保育を行うことができる届出保育施設を対し、児童の健康診断料、調理員担当職員等保菌検査、施設賠償責任保険経費について補助を行う。	95	補助対象 施設数(施 設)	3	3	100.0%	当該施設に入所する児童の健康や安全衛生面での適切な保育水準を確保されるよう、市が補助を行う。	待機児童については微増に留まっており、他施策と合わせ待機児童数の抑制に効果的である。	引き続き、事業を実施していく必要がある。	① 継続 実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
361	保育課・教育総務課	就学前教育・保育充実事業		市全体の幼児教育・保育の質の向上に向け、公立・民間・幼稚園・保育所の職員参加により、子どもを主体とした質の高い教育・保育の推進を目的とする意見交換会を1回開催した。	36	質の向上の取組参加率(参加施設数/施設総数)(%)	63	35	55.6%	平成31年3月に「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」を策定し、幼児教育・保育の質の向上・確保の重要性を踏まえ、公立の役割として、子どもの主体性を育む教育・保育を全市に拡大していくことや、公立認定こども園整備を位置付けた。これを受け、誰もが質の高い教育・保育を受けられる環境を醸成し充実させるため、市が主体的に働き掛けを行う必要がある。	先進園の事例紹介や学識経験者の助言を交え、意見交換会を実施することで、質の向上に向けた取組を行う施設数を拡大していく。	学識経験者からの知見を交え、各教育・保育の現場における工夫や新たな取組を共有し合うことで、子どもの主体性を育む教育・保育を市全体に拡大し、保護者から選ばれる多様で特色のある質の高い幼児教育・保育をすべての公私幼保施設で実践することを旨とする。	①継続実施
362	保育課・教育総務課	就学前教育・保育施設再編整備事業		公立幼稚園・保育所の再編整備については、平成31年3月策定の「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」において、公立施設の役割を定めるとともに、公立幼稚園・保育所の利用やニーズの状況を踏まえ、統合・廃止に合わせて認定こども園の整備を進めることとした。また、令和2年3月に策定した「第2期小田原市子ども・子育て支援事業計画」では、量的ニーズへの対応と施設の統廃合を踏まえ、公立施設の統廃合や認定こども園の整備を位置付けた。これに基づき、令和2年度から川東南部の橋地域における認定こども園整備に向け地域協議に入り、市方針案を示すとともに、令和3年度は自治会との打合せ、子育て世帯へのヒアリング及び就学前児童のいる世帯へのアンケートの実施、住民説明会を行い、整備について一定のご理解を得ることができた。このことから、令和4年12月に、「(仮称)橋地域認定こども園整備基本計画」を策定した。	7,861	整備進捗率(%)	50	25	50.0%	川東南部の橋地域には、公立幼稚園2園が整備されているが、園児数の減少により適切な集団規模での教育活動ができにくくなっていることや、保育所がないこと、市外施設を利用している割合が高いこと、民間施設の整備が見込めないことなどから、幼稚園機能と保育所機能を兼ね備えた認定こども園を整備する。	川東南部の園児数が減少している公立幼稚園2園を統合し、認定こども園1園を整備することで、これまでなかった保育機能を整備するとともに、幼稚園機能が継続できる。また、新たに認定こども園のカリキュラムを整備すること等により、質の高い教育・保育を提供する。	令和5年度は、令和4年度に策定した「(仮称)橋地域認定こども園整備基本計画」に基づき、設計施工一括方式(デザイン・ビルド方式)による事業者を選定し、令和8年4月開所を目途に設計作業に着手する。	①継続実施
363	保育課	私立幼稚園教育支援事業		私立幼稚園(新制度未移行)に通園する幼児の内科検診、歯科検診が確実に効果的に実施されるよう、各私立幼稚園に対し健康診断事業費の一部を補助する。 なお、令和元年より幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、幼稚園の保育料が無償化されたことに伴い、就園奨励費補助金は廃止した。(決算額は就園奨励費のみ計上したため皆減)	426	内科・歯科検診事業費補助対象園数(園)	6	6	100.0%	内科・歯科検診は各園における保健・安全に係る取組が確実に実施されるために、有効的な取組である。	内科・歯科検診補助金については、各幼稚園の園児数に応じた補助額への変更を検討したが、結論には至っていない。	内科・歯科検診補助金については、引き続き、事業を実施していく必要がある。	①継続実施
364	青少年課	青少年健全育成施策推進事業		青少年未来会議では、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策について必要な事項を調査審議するとともに、総合的施策の適切な実施を期するために関係行政機関相互の連絡調整を図る。令和3年10月に答申を受けて、時代に即した子ども・若者支援施策の推進を図る必要性を鑑みて、令和4年3月定例会にて「小田原市青少年問題協議会条例」を改正し、令和4年10月から小田原市青少年未来会議に再編した。委員は学識経験者や公募市民など14人で構成されている。活動テーマについては、「(仮称)小田原市青少年健全育成施策推進方針」に決定した。 青少年と育成者のつどいについては、中学生が意見を表明し、社会に参画する機会を保障するとともに、大人が中学生への理解を深める機会として開催し、各種表彰事業も合わせて実施している。令和4年度は感染対策を行いながら、3年ぶりに会場で開催し、第1部は中学生の主張発表、第2部は青少年善行賞等表彰式を行った。	699	青少年と育成者のつどい参加者数(人)	300	115	38.3%	青少年未来会議については、「小田原市青少年未来会議条例」において、地方青少年問題協議会法第1条に規定する市町村青少年問題協議会となっており、市が実施する必要がある。 青少年と育成者のつどいについては、子どもの権利条約に基づく子どもの意見表明権、参画権を担保するものであり、褒賞基金条例に基づき表彰も行うことから、市が実施することには妥当性がある。FM放送や作品集等の媒体を通して、中学生の思いを知る機会の提供し、青少年に対する関心が高められるとともに、青少年育成推進員等との交流も行われている。	青少年未来会議においては、委員が14人となっている。青少年問題協議会の委員が16人だったため、人数をスリム化しながら学識経験者や公募市民の方など多方面の方に参画して頂いている。 青少年と育成者のつどいに関しては、学校関係者、青少年育成推進員協議会、各種関係団体の協力により経費等、効率的な実施している。特に表彰に係る経費は、平成29年度より褒賞基金から繰入して得られている。	青少年未来会議については、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策について必要な事項を調査審議していく。青少年と育成者のつどいについては、指導者の活動周知や中学生の思いを知る機会の提供を通じ、青少年に対する関心を高めることを目的としているため、今後も、青少年育成推進員協議会と連携しながら継続実施していく。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
365	青少年課	子どもの社会参画力育成事業		本市が目標とする「子どもが夢や希望を持って成長できるまち」の実現を目指し、家庭や学校では経験できない生活体験・自然体験を通して、自主性・自立心・協調性・創造性などの豊かな人間性を育むとともに、目まぐるしく変化する現代社会において、時代を生き抜く力と時代に共感する力を育む機会として非日常型体験学習事業を実施した。参加者は市内小学5・6年生の計17人であった。 また、たき火や木登りなど、日ごろは禁止されているようなことも、安全に配慮しながら体験させることで、遊びを通して子どもたちの自主性・主体性を育む「冒険遊び場」を市内の公園等で実施する。さらに、地域社会全体で子どもの遊びや育成に関わり、子どもが本来持つ力を発揮しながら成長していける子どもにやさしいまちづくりを推進する。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、令和4年度は2回の開催となった。※自由に参加可能の為、参加人数不明	2,590	参加人数(人)	140	17	12.1%	非日常型体験学習事業は令和4年度から新規に立ち上げた事業である。対象者やサポーターとの地域や世代を超えた交流は、子どもたちにとって大変貴重な機会である。将来の小田原市を担っていく子どもたちをこつた事業で育てていくことは、市として率先して実施していくべきであると考ええる。 また、冒険遊び場事業は子どもの権利条約の理念に立脚し、遊びを通して子どもの自主性・主体性を育む施策であり、加えて、まちづくりに子どもの育成環境という視点をとり込み、子どもにやさしい社会環境を整えることを目的としていることから、市が実施することには妥当性がある。施策推進に関心が高く、意欲のある市民団体と協働で実施することで、将来的に事業の受け皿となる市民活動の育成につながる、実施方法は有効である。	非日常型体験学習事業は、宿泊施設を民間施設にすることで、衣食住に関する手配は宿泊施設を管理する業者に全て任せてある。従来からの宿泊事業はそういった手間も全て職員が負担していたことから、効率性が上がった。 また、冒険遊び場事業は、子どもが育つ上での身近で重要な要素である「遊び」をテーマとしてプレイパークを実施し、子どもの成長と居場所づくりに寄与した。	非日常型体験学習事業は、今後と同様の事業を実施していく。 一方、冒険遊び場事業については、子どもの居場所であるとともに、子どもの権利条約第31条の「子どもの遊ぶ権利」を具現化する事業でもあることから、今後は、市独自のプレイヤー場を養成して冒険遊び場に派遣するなど、市の施策として位置付けていく。	①継続実施
366	青少年課	青少年指導者等養成事業		「指導者養成講座」を開催し、コミュニケーションやリスクマネジメント、グループづくりなど実践的な研修を実施し、指導者として必要な知識や技術の習得を図り、地域での青少年育成に係る担い手を育てることを目的とした事業。なお、研修受講者は、本市が実施する体験学習や指導者派遣事業(市内小学校の宿泊体験学習への派遣)において指導者として活躍する。令和4年度は、指導者養成研修事業については年間を通じ2回実施した。指導者派遣については指導者養成研修を受講し、指導者に育った人材を、市内小学校17校に派遣することにより、体験学習の充実を図った。 また、青少年リーダー育成事業として、研修等を通じ、学校や学年の異なる仲間の輪を広げ、自主性、自立心、協調性、積極性などリーダーとして必要な意識を育て、地域における青少年活動のリーダーを養成する。青少年リーダーである中学生から高校生を対象としたジュニアリーダー、さらには18歳以上を対象としたユースリーダーにつながる青少年リーダーの育成を図る。	879	受講者数(人)	50	16	32.0%	本事業は、「かながわ青少年支援・指導者育成指針」に基づき、県・市・団体がそれぞれの立場から協働し、青少年の体験活動を支援する指導者を養成するものであり、市の関与は妥当である。指導者養成研修事業と派遣事業との連携が深く、指導者を養成していくスキームとして十分機能していると言える。地域の青少年活動のリーダーを育成するという観点から、行政が関与して取り組むことは妥当である。	指導者養成研修については、受講生から負担金を徴収しており、研修材料費も必要最小限に努めるとともに、安価な報酬にて著名な研修講師を招くなど、事業コストを抑え効果的に取り組んでいる。 また、ジュニアリーダー、ユースリーダーとも、自らの年会費により運営しており、市が事務局を担っている。なお、青少年リーダー育成については、青少年育成推進員による研修機会の提供を受け、異年齢間での研修を実施するなど、他団体と協力しながら青少年リーダーのスキルアップを図っている。地域少年リーダー養成講座については、参加者からの適正な負担金を徴収し必要最小限の経費で運営している。	指導者養成研修事業の内容を精査し、毎年、魅力ある充実した事業にすること及び実践の場の提供を継続していくことで、新規指導者の確保につなげていく。また併せて現指導者のスキルアップを図ることを実施していることから、参加者のニーズに合わせた幅広い研修内容を設定し、参加者の拡大を図る。なお、指導者派遣については、これまでの研修で養成した指導者で構成された団体への委託事業とする。 また、リーダーの育成にとどまらず、地域で育成した人材が、成長しても地域にとどまり、まちづくりの主体となるために求められる、参画力・社会力を育んでいく、今後も引き続き、ジュニアリーダー、ユースリーダーには、青少年施策と子どもの架け橋として、各種事業に活動してもらおう。	①継続実施
367	青少年課	子どもの居場所づくり事業		令和4年度から補助事業として実施することとなった子どもの居場所づくり事業は、子どもたちの安全確保と健全育成を図るため、地域総ぐるみで子どもを見守り育てるという考え方にに基づき、学校や公民館等を活用し、体験活動等を通じた世代間交流の場を提供する事業である。令和4年度も、子ども食堂型見守り拠点づくりへの支援は、新型コロナウイルス感染症拡大により、通常の子どもが集う形での食堂としての活動を見合わせたが、食材等のみの配布も協働事業の対象とし、補助金を支出した。 また、同じく令和4年度から補助事業として実施することとなった情報発信支援事業は、PTAや子ども会など、子どもに関連する地域の活動情報を集約し、発信する取組を支援することで、各団体の事業の活性化につなげ、地域における子どもを取り巻くネットワークの強化を図ることを目的とした事業である。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により、子どもたちの活動が停滞したものの、4地区において情報発信活動が実施された。	595	実施地区数(地区)	24	14	58.3%	地域主体の事業であるが、事業の継続と他の地区への広がりを支える意味において行政支援が必要である。 子どもの居場所づくり事業は、それぞれ地域の特色に応じた事業を展開しており、さまざまな体験活動や地域住民との交流を通じ、子どもたちの自主性や創造力の向上につながっている。 情報発信支援事業は、自治会による配布や回覧により、地域内の子どもたちが平等に情報を得る環境づくりが図られており、それぞれ地域の特色を生かした事業を展開している。子どもに関する情報を互いが共有することで、また情報紙を作成することで、各団体のネットワークが強化される。	子どもの居場所づくり事業は、年間の事業計画、規模、内容の実費相当額で事業が実施されており適切である。 また、情報発信支援事業は、情報の集約・編集、印刷等、実費相当額で事業実施を行っており適切である。	子どもの居場所づくり事業については、引き続き、公民館等を活用しながら、放課後子ども教室事業などとの連携も模索しつつ、地区の実情にあった居場所づくりを実施していく。 また、情報発信支援事業については、まちづくり委員会や青少年活動団体等に働き掛け、担い手の確保に努めていくとともに、既存の広報紙を効率的に利用しながら、地域の負担を減らしていく策を検討していく。	①継続実施
368	青少年課	はたちのつどい開催事業		20歳という区切りを迎えるにあたり、社会人の一員に仲間入りを果たすことを祝福、激励し、大人としての自覚を持つことを促すとともに、友人との交流の場としての役割を果たし、小田原での思い出を語り合う場を提供することを目的とした事業。年度内に20歳となる対象者から募集した「はたちのつどい運営委員会」を組織し、「はたちのつどい」を令和5年1月9日に小田原三の丸ホールで開催した。新型コロナウイルス感染症対策として密を避けての開催が必要であったため、市内を酒匂川の西側と東側に分割し、午前と午後の2回開催(式典のみ)とした。	969	参加者数(人)	1,000	1,214	121.4%	はたちのつどいとは、「20歳」という人生の節目を祝う行事として市民生活に定着している。また、事業実施に際しては、個人情報取り扱い(小田原市内在住の全対象者への周知)を始め、会場手配・警察への警備依頼等を実施する必要がある、行政が関与して取り組むことが妥当である。	はたちのつどい対象者による実行委員会が企画・運営することで、目的をもった式が開催されている。式当日は、安全確保の必要性から、委託警備員を配置しているが、警察の協力を得るほか、青少年育成推進員やユース・リーダーズ・クラブなどの多くのボランティアを活用し、最小限の経費での安全確保に努めている。	「20歳」という人生の節目にお祝い・激励を送るだけでなく、市内在住の「20歳」の人が一堂に会し、小田原市で過ごした思い出を語り合う場を提供しており、今後も「20歳」を迎える人の運営により開催していく。令和4年4月からは改正民法が施行され成人年齢が引き下げられたが、今後も「はたちのつどい」として、年度内に「20歳」となる市民を対象に実施する。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
369	青少年課	青少年関係団体支援事業		<p>青少年育成推進協議会は、青少年の健全育成及び非行防止を図り、地域の青少年健全育成の指導者の立場となる青少年育成推進員を設置するとともに、同推進員の資質の向上と相互の連携を図ることを目的に設置され、行政側は同協議会の活動について支援を行った。</p> <p>また、地区健全育成組織は、地域ぐるみの青少年育成活動体制を確立し、青少年の健全育成及び非行防止活動を推進するため、各地域の青少年健全育成組織(市内各地区青少年健全育成組織(現24地区))が行う地域活動について世帯数に応じた活動費の補助を行うとともに、事務局として活動を支援した。</p> <p>また、子ども会支援事業は、子どもたちが安心して集い、活動できる場づくりなど、子どもたちの健やかな成長の空間を形成することを目的とした事業であり、次世代を担う子どもたちの心身の健全な発達を促進するために、さまざまな活動を行っている市子ども会連絡協議会への活動費の補助や活動支援などを行った。なお、例年、市子ども会連絡協議会への委託事業(青少年交流事業「チャレンジ アンド トライ」、スポーツ、レクリエーション競技及び文化発表を行う「ふれあい子どもフェスティバル」)により、学区を越えた交流の機会を設け、より広い視野とコミュニケーション能力を育むことを目的とした事業を展開しているが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、青少年交流事業「ふれあい子どもフェスティバル」などは中止となった。</p>	5,079	補助金(千円)	1,525	999	65.5%	<p>青少年育成推進員事業は、青少年の健全育成及び非行防止は、地域と行政が一体となって社会全体で取り組むべき事業である。協議会活動は安定的に実施されており、各地区活動も適宜行われている。地区健全育成組織は、地域の担い手となり得る地区健全育成組織が行う地域活動を活性化させるため、財政的、人的支援を行う必要がある。</p> <p>子ども会は、少子化・核家族化の進む現代において、地域で子どもが学年を超えた仲間との関係性を築く、基礎的なコミュニティーであり、活動の活性化を市が支援することには妥当性がある。そうした中、市子ども会連絡協議会は、地域における子どもたちの心身の健全な発達を促進するとともに、地域を担う人材を育成するという公益性が高い活動をしており、市が財政的、人的支援等を実施すべき事業である。</p>	<p>青少年育成推進員の活動を支援していくことは、地域の大人が地域の子どもの見守り育てるという本市の目指す姿の実現に寄与している。</p> <p>地区健全育成組織は、組織の規模に応じた補助金の交付が、地域活動を支援し、青少年の健全育成に寄与している。</p> <p>子ども会支援事業は、補助金が単位数子ども会にまで行き渡るため、その活動の充実の一助になっており、単位数子ども会の活動を支えることが、市子ども会連絡協議会の活動維持にもつながることとなる。</p>	<p>青少年育成推進員が、市(全体)及び地域の青少年健全育成活動の牽引役となるよう、引き続き、青少年育成推進員の資質向上に向け、協議会活動を支援していく。そのため、青少年育成団体に関わる研修等を集約し、本事業において一体として実施していく。</p> <p>地区健全育成組織は、市内の先進的な取組を共有し、全体的な青少年育成活動の充実と活性化が図られるよう、引き続き支援していく。</p> <p>市子ども会連絡協議会との円滑な連携の下、財政的支援を含め引き続き活動支援を行っていく。</p>	① 継続実施
370	産業政策課	企業誘致促進事業		<p>市内に企業等を誘致するとともに、操業基盤・環境を整えることなどにより産業の振興を図ること、市内企業の拡大再投資を促し、流出を防止することにより、地域経済の活性化に寄与するとともに雇用の場を確保し、人口増加を図る。</p> <p>そのため、県や土地所有者と協力し企業立地フェア等の各種イベントに参加し企業誘致推進条例に基づく優遇策や市内の工業用地を周知し、工場・研究所等の誘致活動を行っているほか、都内にあるビジネス・プロモーション拠点でのイベント等を行い、市の魅力や支援制度の紹介を行い、事務系オフィスの誘致に努めるとともに、進出希望企業の産業用地のマッチングを行っている。令和4年度は、工業系企業で市内企業の拡大再投資が1社あり、また立地計画書の提出が4件あった。また、事務系オフィス11社が支援制度を活用し立地した。</p>	200,837	立地セールス企業数(社)	550	545	99.1%	<p>全国の自治体が同様の施策を展開して企業誘致を図っている中、人口減少社会の中で雇用の場を確保し人口を維持することが必要であり、本施策は市の目的に合致している。また、企業の新規立地では、雇用、税収の増加や市内経済の活性化が見込まれる。流出防止が図られた場合、市民の雇用の場や既存取引企業等の事業も守られる。</p>	<p>優遇制度の周知や産業用地の紹介を行ったことで、企業の立地が進んでおり、今後の税収増加が期待される。また、ビジネスプロモーション拠点となっているWeWorkのコミュニティを利用し、効果的に小田原市のPR活動が行えている。</p>	<p>西湖テクノパークや工場跡地等への積極的な企業誘致を行っていく。また、ビジネスプロモーション拠点の活動などを通じて、事務系オフィスの誘致を行って行く。</p>	① 継続実施
371	産業政策課	新しい働き方に対応した企業誘致推進事業		<p>都心の企業等の関心を小田原に向けてを主眼に、WeWork渋谷スクランブルスクエア内のビジネスプロモーション拠点で活動している。また、地域課題を解決するために、市内で活動する企業の施設利用費や交通費を支援し、企業誘致につなげていく。</p> <p>令和4年度はWeWorkにて各種イベントを行いPRを行った。また、地域課題の解決に向けたプロジェクトや実証実験に取り組む企業2社に対し支援を行った。</p>	3,166	イベント開催・参加(回)	12	14	116.7%	<p>従来の企業誘致に捉われず、本市の魅力や施策を積極的、効果的に発信し、本市に興味をもってもらう、新しい人の流れをつくることは有効と考えられる。</p>	<p>ビジネスプロモーション拠点であるWeWorkに入居することで、そのコミュニティを利用して、効果的に本市のPRを行っており、誘致につながっている。</p>	<p>WeWorkにおいてイベントを積極的に開催するとともに、WeWork主催イベントへの参加や、ARUYOODAWARAやイノベーションラボと連携し、本市のPRや事業連携の推進を行っていく。</p>	① 継続実施
372	産業政策課	市内企業交流事業		<p>市内の大手企業事業所との意見交換を介して経済動向や操業環境維持・改善の状況把握に努めている。そのため、「企業市民まちづくり協議会」の開催や経済部職員による企業訪問などを実施するほか、対事業所窓口としてワンストップサービスを実施し、法的な課題や地域交流、事業所課題などの解決を支援している。令和4年度は、ゼロカーボンの実現に向けて、各企業の課題を伺った。</p>	0	企業市民まちづくり協議会開催数(回)	1	1	100.0%	<p>企業の事業展望や本市のまちづくりへの意見を行政は聴取すべきものであり、良好な関係を築くことにより、流出防止にも一定の効果を発揮していると考えられる。</p>	<p>経費は人件費のみであり、事業コストは適切である。</p>	<p>企業から市政に対する意見や、操業に関する悩み等を直接聞けるとともに、市の施策をPRできる貴重な機会であり、有効に活用していく。</p>	① 継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
373	産業政策課	起業家支援事業		地域産業の活性化を目指し、その新たな担い手となる創業者の発掘と起業家支援のための、創業・経営相談、起業スクールなどを手掛け、さらなる雇用の創出を図る。 小田原箱根商工会議所による「おだわら起業スクール」では、定員を大きく超える69人の申し込みがあった。スクールには、43人が参加し、そのうち令和4年度末に、既に7人が起業している。創業支援等事業計画の創業支援窓口においては、支援対象者178人のうち、76人の創業者を輩出し、一定の成果を上げた。	3,500	創業者数(人)	46	76	165.2%	平成28年度に国に認定された「小田原市創業支援等事業計画」に基づき、市、金融機関、商工会議所等と連携し、包括的な創業支援を行い、新たな担い手となる創業者の発掘と起業家支援を図ることにより、更なる雇用の創出を目指している。	「小田原市創業支援等事業計画」に基づき、創業支援等事業者と連携しながら、支援を継続した。	小田原箱根商工会議所への補助事業を継続し、同会議所や金融機関等と官民連携した事業を推進していく。	① 継続実施
374	産業政策課	新しい働き方推進環境整備事業		新しい働き方である、コワーキングスペース、シェアオフィス、ワーケーション施設などを使ってテレワークができるよう、環境整備を推進することで、交流人口の拡大、人口増を図るため、令和3年8月に、小田原箱根商工会議所、金融機関等と公民連携で発足した「新しい働き方に関する協議会」を運営し、新しい働き方・暮らし方の推進施策について、協議・検討する。協議会で意見集約された「ワーク・プレイス・マーケット」のオープン時に協議会を開催した。	100	協議会開催(回)	1	1	100.0%	これまでの働き方は異なる働き方を事業者自身が認め、導入できるようになることは、地域経済活性化に寄与することであるため。	協議会は、学識経験者を始め、市内経済界において多忙な方たちを構成員としていることから、招集は必要最小限にとどめた。	協議会で意見集約された「ワーク・プレイス・マーケット」が令和4年9月にオープンできたため、今後は、次なる新しい働き方に関するテーマについて必要の都度協議していく。	① 継続実施
375	産業政策課	新しい働き方拠点運営事業		人と情報が集うコミュニティを形成することで、小田原への新しい人の流れを作るとともに、オープンイノベーションや新たなビジネスモデルを創出し、地域経済の活性化、関係人口増加を図る。新しい働き方の推進に向け、オープンイノベーションや新たなビジネスモデルの創出を目指す起業家、事業者をサポートする拠点施設(ワーク・プレイス・マーケット)を設置した。	27,225	事業マッチング(件)	36	32	88.9%	新しい人の流れを創出し、市内で働く、居住する可能性のある人を掘り起こし、地域経済活性化に寄与するため。	起業支援に取り組む神奈川県とも連携し、起業家やベンチャー企業と小田原の生産者や企業等との交流促進に向けたマッチングを図った。	コミュニティの参加者を増やすとともに、市内既存事業者との連携の機会を創出する。	① 継続実施
376	産業政策課	労働団体等環境整備事業		勤労者に係る、労働環境の改善、福利厚生の充実、生活の安定と向上を図るため、労働団体支援事業、勤労者福利厚生生活動支援事業、勤労者融資支援事業等を実施する。 労働環境の大きな変化に伴い、新しい時代に即応できるよう勤労者の知識の習得を図り、労働環境の向上に資するために労働問題講座を開催する。労働者、使用者、市民等の労働問題に対する理解を深める。 令和4年度については、育児・介護休業法の改正ポイントなど最近のトピックを内容として実施した。	127,385	講座の出席者数(人)	30	27	90.0%	無料で利害関係がない講座は民間では見当たらない。 主たる対象者は労働者・使用者であるが、市民全般も対象である。	これまで講師として大学教授に依頼することが多かったが、令和4年度、地元の社会保険労務士に依頼し、労働者・使用者等にとって身近な内容にも触れていただき、好評を得た。 使用者側の参加者が時間外勤務とならないよう、平日・午後に関催した。	県等との他団体との共催を前提とした事業展開を継続する。	① 継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
377	産業政策課	若年者雇用支援事業		若年者の正規雇用に向けての就労支援を行うためのセミナー、就職面接会、企業説明会を開催する。 域外の若年者を対象に、小田原や市内企業で働く魅力をSNSで情報発信する。 この機会を通じて、地元企業の魅力を学生に知ってもらい、将来自らの適性に照らして職業を選択する際の参考にしようとともに、若く、熱意あふれた人材を地元へひきつけ、地域の経済・産業を活性化へとつなげていく。 令和4年度「ジョブスタディ～高校生と企業の交流会～」については、新型コロナウイルス感染症の影響を勘案し、対象を高校2年生に限定して開催した。なお、セミナーについては、会場で実施したほか、出席できなかった生徒向けにその様子を、後日、動画配信した。	830	参加生徒数(人)	80	58	72.5%	若年者と企業のミスマッチを防止するとともに、地元企業の魅力をPRし、若い活力を地域の活性化につながる施策は必要である。・高校1、2年生を対象に地元企業の魅力をPRをする事業は他にはない。	小田原箱根商工会議所、小田原公共職業安定所と共同で開催し、事業効果・効率性を高めている。 新型コロナウイルス感染症対策を取るとともに、対面式と非対面式(動画配信)を併用するなど、ウイズコロナ下におけるベタープラクティスで実施した。	企業、高校、生徒からも好評であり、当面は現状の形をベースとして、より効率の高い事業として定着を図りたい。 地元採用を希望している新規立地企業に参加いただけるよう調整していきたい。	②見直し・改善
378	産業政策課	中小企業経営支援事業		市内中小企業の経営支援を行い、企業の健全な発展と地域経済の活性化を図ることを目的に、産業政策課内に経営改善相談窓口を開設し、中小企業診断士が市内中小企業者に対して経営に対する無料相談を実施した。	32,641	相談件数(件)	260	306	117.7%	コロナ禍において、経営に不安を覚える事業者に対し、新規事業展開や各種補助情報等の相談に応ずることにより、市内経済の活性化を図るために、専門家の知見を活かすことは有効であるため。	市職員よりも中小企業へのアドバイス能力に長けた専門家を起用することにより、中小企業に対する相談を効率的に行うことができた。	コロナ禍を経て、相談内容が新規事業展開、起業に関するものが増えてきていることから、専門家と関係機関の連携を強め、より効果的な支援を行う。	①継続実施
379	産業政策課	中小企業融資等支援事業		中小企業が融資を受ける際の債務保証のため、信用保証協会に支払う信用保証料への助成と金融機関への預託による中小企業小口資金融資の活用により、市内中小企業経営の体質強化と健全な発展と促進を図る。 金融機関及び信用保証協会と連携し、事業を円滑に実施できた。 保証料補助件数は、509件であり、緊急経済対策信用保証料補助(新型コロナウイルス感染症特例)が403件と多くあった。 市中小企業小口資金融資実績は446件であった。	504,840	信用保証料補助件数(件)	250	509	203.6%	信用保証料補助金は、金融信用力が乏しい中小企業者の資金繰りを支援するためには必要であり、中小企業小口資金融資は市独自の融資制度を設けることで、市内中小企業者に有益な融資実行を可能にする。いずれも、市内中小企業者の経営強化と発展において、必要な支援策である。	信用保証料補助金は、信用保証協会や金融機関等からの情報を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対し、補助を拡充した。	中小企業者の健全な発展のため、融資制度を継続するとともに、信用力・担保力等が弱い中小企業者の負担を軽減する信用保証料補助金制度を継続する。	①継続実施
380	産業政策課	小田原箱根商工会議所運営補助事業		経営相談、指導にノウハウを持つ小田原箱根商工会議所が実施する各種事業等に助成を行うことで、中小企業の経営強化を図る。 補助事業の実施により、市内中小企業者への経営支援、また商工業の振興に寄与した。また、商工会議所とは、各事業内容を含めた中小企業支援について、定期的に情報共有や意見交換を行い、事業を円滑に進めた。	9,770	補助金額(千円)	9,770	9,770	100.0%	小田原箱根商工会議所は、公的融資相談、就職相談、創業支援、経営者に対する経営指針の指標となる情報提供等を実施することにより、市内中小企業者に密着した支援期間として役割を十分に果たしている。	小田原箱根商工会議所会員の人的資源等を活かしながら、効率的に市内商工業の発展を図ることで、地域の商工業振興に寄与した。	引き続き、適切に事業を実施する。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
381	産業 政策課	市橋商工 会運営補 助事業		経営相談、指導にノウハウを持つ小田原市橋商工会に助成を行い、中小企業の経営強化を図る。 補助事業の実施により、中小企業者への経営支援、また商工業の振興に寄与した。 各事業内容を含めた中小企業支援について、定期的に情報共有や意見交換を行い、事業を円滑に進めた。	935	補助金額 (千円)	935	935	100.0%	橋地域において、小規模地域ならではの密着した相談・指導機関としての役割を果たしている。 また、みんなの花火事業、出張住宅相談、出張商店街事業など、地域に根差した事業を行い、総合的な地域振興を図っている。	小田原市橋商工会会員の人的資源等を活かし、効率的に橋地域の商工業の発展を図り、橋地域の商工業振興に寄与している。	引き続き、適切に事業を実施する。	① 継続 実施
382	産業 政策課	地域経済 循環型住 宅リフォーム 支援事業		市内施工業者による住宅リフォームを実施した市民に対し、地場産品等の商品を進呈(カタログギフト方式)することにより、市民の消費を促し、地域経済の活性化の向上を図る。 定員を上回る申請があり、事業実施の結果、地場産品のPRに貢献し、地域経済の活性化にも一定の効果が生まれた。	2,989	リフォーム 実施数 (件)	55	55	100.0%	本事業の実施は市民に広く周知することや、施工業者、地場産品等の提供業者の選定など、公平性の観点が求められることから、行政が推進する必要がある。 「市民」、「市内施工業者」、「助成品提供事業者」の間で経済が循環する本事業は、地域経済の活性化に大きく寄与するものである。	リフォーム実施者に対して補助金ではなく、地場産品等を交付することで、地場産品等の推進や地域経済の循環を図ることができた。	今後も、補助金ではなく、助成金分に応じた地場産品等を交付することで、地場産品等の推進や地域経済の循環を図ることができ	① 継続 実施
383	産業 政策課	地場産業 団体活動 支援事業		商品開発から流通・販売に至るまでの知識や技術の習得を目的に、地場産業振興協議会と連携してトータルプロデュース講座を開催することで、若手を中心に地場産業界の事業者を支援した。令和4年度は、令和5年2月8日に、永田宙郷氏と甲斐かおり氏を講師に起用し、「伝わる自己紹介をつくる～届けるための取捨選択～」という演題で開催し、19人の参加があった。 また、市内における地場産業界の振興を図ることを目的に、(一社)箱根物産連合会、県工芸産業振興協会、地場産業振興協議会に対し、後継者育成や販路開拓などの事業費の一部を助成した。この支援により、技術研鑽のための研修会の開催や物産展への参加、情報発信等が行われた。	903	研修会等 開催回数 (回)	2	1	50.0%	各業界が行う伝統的な技術を継承、後継者の育成、販路の開拓などの事業に対し助成することは、市内産業の振興には不可欠であるため、市が関与し助成することは有効である。	地場産業界を振興するためには団体等との連携が不可欠であり、市が事業費の一部を助成し、民間が事業を展開するという分担ができていないため効率性は認められる。	引き続き、各団体等と連携して後継者育成や販路開拓を進めていく。また、商品開発から流通・販売に至るまでの知識や技術を習得するための機会(トータルプロデュース講座)を通じ、地場産業界全体の底上げを図っていく。	① 継続 実施
384	産業 政策課	伝統的工 芸産業 産地組合 助成事業		伝統技術を後世に継承するため、伝統的工芸品産地産地組合に対し助成することで、後継者育成、需要開拓、普及啓発等の団体が行う事業を支援する。 小田原漆器と箱根寄木細工は、昭和59年に「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づく「伝統的工芸品」に認定されており、後継者・従事者研修事業や需要開拓事業を行ったことにより、伝統工芸品だけでなく小田原地方の木製品全体のイメージアップに大きく寄与している。	354	研修会等 参加者数 (人)	30	30	100.0%	組合構成員の多くが零細中小企業であり、各種研修会や販路開拓などの事業を単独の財源で実施することは困難なため、組合組織に対する支援は必要不可欠である。	伝統的産業を振興するためには団体等との連携が不可欠であり、市が事業費の一部を助成し、民間が技術の継承や需要開拓などの事業を展開するという分担ができていないため効率性は認められる。	後継者・従事者減少等の課題解消に向けて各団体との連携を継続していく。特に小田原漆器は、職人が高齢化している一方で、需要の減少により若手の参入や事業継続が困難な状況にあり、技術を継承し産業自体を継続するために組合と連携しながら対応を検討していく。	① 継続 実施



事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
385	産業政策課	産業発展 功労者表彰事業		市内事業所に永年勤続し、本市産業の発展に寄与した勤労者並びに永く技能関係の同一業種に従事し、その職種に功績のあった者を表彰し、広く顕彰する。 令和4年度は、優良産業勤労者46人(商業35人、農業10人、水産業1人)、技能者10人(技能功労者2人、優秀技能者6人、青年優秀技能者2人)を選出し、表彰を実施し、産業発展及び技能者の社会的経済的地位の向上に一定の効果上げた。	302	優良産業 勤労者及 び技能者 の表彰者 数(人)	50	56	112.0%	勤労者に支えられている本市の産業の発展と、技能者の社会的、経済的地位の向上、技能を尊重する気風的情勢を図るため実施すべき事業である。	三の丸ホールで表彰式を行うことにより、被表彰者のモチベーションをあげることができた。	産業勤労者、技能者の賞賛の場として、当面は事業を継続し、各産業、業種のPRにつなげる。	① 継続 実施
386	産業政策課・ 商業振興課	地場産業 PR支援事 業		本市の伝統的な地場産業の振興を図ることを目的に、「小田原城名物市」や「小田原箱根 木・技・匠の祭典」、「菓子祭り」、「かまぼこ桜まつり」やなど、各業界が行う啓発イベントに助成することで、小田原固有の伝統的な産業や技術などを広く発信し、観光と交流を軸とした需要の拡大を目指す。 令和4年度は、小田原城名物市は中止となったが、小田原箱根 木・技・匠の祭典(1/28・29)は6,500人、菓子祭り(2/25・26)は10,000人、かまぼこ桜まつり(3/25・26)は雨天にも関わらず1,500人の来場があった。 また、地場産業振興協議会と連携し、首都圏を中心に「小田原の観光と物産展」を開催しているが、令和4年度に関しては、旧芝離宮恩賜庭園(11/3)や東京交通会館(3/18)で出展し、本市の観光情報を含め情報の拡散を図った。	2,260	イベント入 り込み客数 (人)	115,000	33,000	28.7%	小田原の魅力を広くPRするものであり、多数の市民や観光客の来場・参加が見込めることから、地場産業の振興のみならず、観光振興にも寄与できるものとする。令和4年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大傾向に一定の収束が見られたことから、ポストコロナを見据え規模等を工夫しながら開催したが、外出自粛の空気が残るなど、目標としていた来客数は達成できなかった。	行政が費用の一部を負担し、民間がイベントを展開する仕組みが定着している。各イベントには安定した集客力があり、地場産業のPRは効果的に行っている。	イベントの開催方法や告知方法など、効率的な展開ができるよう実行委員会などと連携を深め、役割分担を明確にしながら進めていく。	① 継続 実施
387	産業政策課	各種展示 会・見本市 出展補助 事業(販路 開拓事業)		地場産品の販路拡大や需要拡大を目指し、各種展示会や見本市への出展に対して支援を行う。また、海外で小田原の商品を流通させることを目指し、海外展開に対する意識の醸成を目的とした海外展開マーケティング事業を実施した。 箱根物産連合会が取りまとめた出展する国際的な見本市である「東京インターナショナル・ギフトショー」では、コロナ禍の影響が残るものの、2事業者の出展があった。また、令和4年度から新設した中小企業等販路開拓事業補助金を活用した展示会や見本市への出展は、フランスでの展示会を含む8事業者に対し支援した。 海外展開マーケティング事業では、6/27のキックオフミーティングを皮切りに、海外展開への意識醸成のためのオンラインセミナー(9/16)と現地在住者等との意見交換や情報交換を目的としたオンラインイベント(12/6、2/22、3/22)を開催し、市内からは延べ38人、現地等からは30人の方々が参加した。	3,775	展示会・見 本市出展 事業者数 (社)	10	10	100.0%	国内のみならず、世界に小田原の商品を流通させ、小田原の認知度を高めていく取組であるため、関与は妥当である。	展示会や見本市への出展を、市が費用の一部を助成することにより、事業者の費用的負担の軽減が図れている。 海外までの展開まで考えていなかった事業者を取り込みまとめることで、事業者の視点に海外展開が入ってきている。	中小企業等販路開拓事業補助金や海外展開マーケティング事業においては、事業者の声を拾いながら、臨機応変に事業を展開していく。	① 継続 実施
388	産業政策課	ものづくり・ デザイン交 流促進事 業		若手を中心とした工芸職人と現代アート作家で構成される団体「ものづくり・デザイン・アート」の活動を支援する。子どもも参加できる体験教室やコラボレーション展示会の開催により、市民や観光客に対し、小田原のものづくりをPRし、小田原のブランド力の向上、地域経済の活性化及び地場産業と文化の振興に寄与している。 令和4年度は、コロナ禍の影響により体験教室は中止としたが、展示会である「もあ展」は「新しいストーリーの始まり」と題し、3月26日～4月10日までの間、小田原駅東口図書館で開催し、600人の来場者があった。	0	イベント来 場者数 (人)	500	600	120.0%	小田原のものづくりを身近に体験できる機会を創出しているほか、現代アート作家の参加により、文化振興との相乗効果も見込めるものである。	平成23年度以降、会員から会費を徴収することにより、現在は経費面において自立運営としている(市は0予算事業で対応)。	市は側面的に支援しながら、引き続き、体験教室や展示会を継続していく。	① 継続 実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
389	商業振興課	市商店街連合会補助事業		市内の各商店街を統轄する小田原市商店街連合会の運営、及び連合会がスケールメリットを活かして行う各種事業に対して助成することで、市全体の商業活性化を促進する。 令和4年度は、市商店街連合会が実施する「商店街にぎわい創出事業」、及びインターネット事業や一店逸品運動事業などの「商店街魅力アップ事業」に対する助成を行った。 このうち、「商店街にぎわい創出事業」については、緊急経済対策として市の補助金を基に商店街連合会が実施したプレミアム付商品券事業「おだわら梅丸商品券」に関連し、商店街における利用率向上を図るため、各商店街において抽選会や割引券発行などを行う「ダブルチャンス」事業の形に変えて事業実施された。 例年開催している「おだわらハロウィン」については、新型コロナウイルス感染拡大の状況を受け、中止とした。	6,121	集客事業数(件)	2	2	100.0%	各商店街を統括する市商店街連合会の運営が健全化されることで、商店街の横断的な事業の実施や、新たな商業活性化策の検討・実施につながり、ひいては商業の持続性を高め、市民の生活を支え、また豊かにすることができるため、市が連合会を支援することは妥当である。	従来は個々の事業ごとに補助メニューを設けていたが、市商店街連合会が社会情勢の変化や新たな地域ニーズに迅速に対応できるよう、平成30年度に事業目的の性質別に2種類に統合再編した経緯がある。これにより、市商店街連合会が柔軟に事業内容の変更・追加等に対応できるようになった。	事業の内容を整理し、連合体としての強みをより活かした事業となるよう助言することで、事業成果を向上させるとともに、事業者が商店街連合会に加入することのメリットを引き出し、加盟店増加につなげていく。	① 継続実施
390	商業振興課	商店街団体等補助事業		①地域商店街団体等が実施する活性化事業や持続可能な商店街づくり事業に対する助成を行う。 ②地域商店街団体が設置・管理している街路灯等の電気料への助成を行う。  令和4年度は、活気ある商店街づくりに取り組む14団体と、持続可能な商店街づくりに取り組む13団体に対して補助金を交付した。 また、街路灯を維持管理する18団体に対して、街路灯等電気料負担に係る助成を行った。	22,791	補助金額(千円)	25,745	22,791	88.5%	各商店街が地域コミュニティの核となって機能していくことは、市民の暮らしを支えていく上で大変重要であるため、各商店街が実施する事業を支援することは必要かつ有効的である。 また、商店街団体が設置・管理する街路灯は、商店街を通行又は利用する住民の安全性に寄与していることから、電気料への助成は妥当である。	街路灯のLED化を推奨することで、各商店街の電気料負担、またそれに対する市補助金の低減を図っている。 LED化に伴う改修費用については、持続可能な商店街づくり事業費補助金の補助対象とするとともに、県の補助金も併用するよう促し、商店街及び市の費用負担を軽減させている。	商店街団体が取り組む活性化事業について、これまでの主流であった一過性のイベント事業から、商店街が地域コミュニティの核となって持続的に取り組む事業へのシフトを推進し、「暮らしを支える商店街の再生」を促進していく。	② 見直し・改善
391	商業振興課	空き店舗利活用促進事業		平成25～29年度を計画期間としていた「小田原市中心市街地活性化基本計画」は計画期間満了後、平成30年度に最終評価・検証を内閣府に報告し、小田原市中心市街地活性化協議会も解散となった。中心市街地の活性化については、空き店舗対策等の個別事業を推進する。 中心市街地の空き店舗対策については、施策展開の基礎資料とするため、商店街を構成する店舗等の業種や空き店舗数等について調査を行う。 また、令和3年度に「空き店舗等利活用促進事業補助金」を新設し、設備の老朽化等を理由に貸し出されない空き店舗等の所有者に対し、店舗として貸し出すため必要となる経費の一部を補助するなど、空き店舗等の利活用を促進していく。令和4年度の補助金活用実績は2件であった。	2,444	空き店舗数(店舗)	270	284	95.1%	市及び地域経済の振興や中心市街地の活性化を担う関連団体が連携を図り、一体的に中心市街地のまちづくりを推進する必要がある。 中心市街地エリアにおける空き店舗の実態を把握し、活用方策を検討することは、本市の商業振興やエリア価値の向上に向けて重要であり、行政が率先して取り組むことは妥当である。	空き店舗対策において、膨大な数の店舗・事務所の実態を調査するには、専門知識と技能が必要であり、また不動産情報は民間事業者でなければ把握できないことから、業務委託により事業実施することは妥当である。	小田原市中心市街地活性化基本計画の期間が終了し、中心市街地活性化協議会も解散したことから、中心市街地活性化推進事業は、空き店舗調査・研究等の個別の事業を実施していく。 「空き店舗等利活用促進事業補助金」により、空き店舗等の利活用を促進していく。 事業の実施に当たっては、空き家・空き店舗の対策や利活用に関する庁内関係課とも連携し、意見・情報交換しながら進めていく。	① 継続実施
392	商業振興課	中心市街地商業振興事業		なりわい文化の魅力を発信し、中心市街地の回遊性向上や街なかの賑わい創出、地域産業の振興の促進を図るため、地域に根差した老舗を街かど博物館として認定し、資料展示や解説を行い、各館を巡る街かど博物館体験ツアーなどを実施している。認定博物館のうち、なりわい交流館はかまぼこ通り周辺地区における回遊拠点となっている。 街かど博物館体験ツアーについては、新型コロナウイルス感染症に留意しながら、予定どおり5回開催することができた。 なりわい交流館の来館者数は、新型コロナウイルス感染症前の水準まで回復し、目標の数値を超えた。	10,142	なりわい交流館の来館者数(人)	40,000	40,456	101.1%	なりわい交流館はかまぼこ通り周辺地区の情報発信及び回遊の拠点であり、中心市街地の活性化、歴史資源を生かしたまちづくりを進めるうえで重要な施設である。また、街かど博物館についても街なかの回遊性向上と地場産業の振興を図り、中心市街地の活性化に寄与する事業である。	なりわい交流館は施設の機能と魅力を一層高めていけるよう、令和2年度にプロポーザル方式を導入し事業者を選定した。これにより、委託料を削減できたことと、地域に開かれた施設運営が行われるようになった。 街かど博物館については事業の企画・運営は、民間事業者である各館長で組織された館長連絡協議会によって行われており、市は事業計画を事前に精査して補助額を最小限度にしている。	なりわい交流館は令和7年から民間事業者に貸付をする予定となっており、令和4年に耐震診断を行った。令和5年に耐震設計、令和6年に耐震工事をを行う。 街かど博物館は新規ファンを獲得するためにも、広報活動を強化・工夫し、周辺地域を巻き込んだ賑わいの創出に取り組んでいく。	① 継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
393	商業 振興課	小田原地下街管理 運営事業		小田原地下街「ハルネ小田原」は、地域経済の振興と中心市街地の活性化の拠点として、地域資源の活用や回遊性の向上など、新しい価値を備えた公共空間を創出する施設であり、周辺商店街や観光施設を始めとする中心市街地、さらには小田原市全体の活性化に寄与することを目的として事業を実施している。 施設は公共公益機能と商業機能を併せ持ち、タウンカウンター(街かど案内所)や広場を活用して、市民や観光客に向けた地域情報の発信や多様なイベントを行うとともに、商業テナント出店により、地場産品やそれらを活用した商品などの販売、飲食サービスの提供を行うことで小田原の魅力伝えていく。	513,316	館内流動 客数(人/ 日)	40,000	28,252	70.6%	市の普通財産であり、施設内に都市計画決定された地下歩道も配置されていることから、管理は市が行わなければならない。また、地域経済振興と中心市街地活性化に資する事業は、積極的に取り組むべきことである。 商業施設としての利用者が定着しており、通路としての利用も多い。近隣商店街との連携事業も実施し、小田原駅周辺の活性化にもつながっている。なお、令和4年度の館内流動客数の減少については、小田原駅東口エスカレーターが約7カ月間改修を行ったことで駅から地下街へのメイン動線が遮断されたことによる。	民間事業者の一部業務を委託し、緊密な連携を図りながら、効率的な運営を行っている。また、毎年度、外部評価となる小田原地下街運営評価委員会からの答申を受け、事業運営の見直しを行いながら計画的な事業運営に努めている。	地域経済の振興及び中心市街地の活性化を担う拠点施設として、地域への定着や施設のブランドイメージの向上を目指し、事業運営を洗練させていく。 経営の安定化を図るため、顧客ニーズや商圏の変化も注視しつつ、販促施策の見直しや商業テナントの入替え等に当たり、中長期的には、民間活力の活用も視野に入れた運営形態の見直しについても検討していく。	②見直し・改善
394	商業 振興課	地下街事業特別会計への繰り出し		小田原地下街施設の公共地下歩道の維持管理や、タウンカウンター(街かど案内所)の運営といった公共・公益機能の管理運営などを行うために、一般会計から地下街事業特別会計へ繰り出す。	236,698	総合計画 における概 算事業費 (千円)	548,996	236,698	231.9%	小田原地下街施設の公共地下歩道の維持管理や、タウンカウンター(街かど案内所)の運営といった公共・公益機能の管理運営などを行うために、一般会計から繰り出すことは妥当である。	維持管理に際し、老朽化した設備等の改修について市債を財源としたことで一般会計繰り出し金が縮減された。	公共公益機能には、公共地下歩道やタウンカウンター(街かど案内所)に加え、期日前投票場等に使用される公共広場もあり、公共施設としての管理運営を引き続き行っていく。	①継続実施
395	商業 振興課	食による 商店街活 性化事業		地元食材や伝統工芸を活用した御当地グルメによる活性化事業を実施する商業団体への支援を通じて、地域経済の活性化を促進する。観光客をターゲットとした新たな観光資源として活用し、農産物、地場産品の価値を高めていく。  (小田原どん) 地魚等の地元食材の活用方法の研究や仕入れルートに関する情報交換を行っている「小田原どん提供店連絡会」の活動に対する支援を通じて、小田原どんの魅力を高めるとともに、国内外における認知度の向上を図る。	0	指標設定 が適さない 事業である ため、対象 外	-	-	-	地場産業の振興や地域活性化のために実施している事業であり、また本市の観光資源としても両ブランドを継続・発展させていく必要があることから、行政の関与は妥当である。	事業立ち上げ当初から民間が中心となって運営しており、市の金銭的支援も最小限としてきた中で高い事業効果を生み出している。 運営費の面で自立が見込める段階に至ったことから、平成29年度をもってプレミアムスイーツ事業、平成30年度をもって小田原どん事業に係る補助金を終了とした。スイーツ事業は、令和元年度末をもって活動を終了した。	運営費用面も含めて完全に民間による自主運営となった事業だが、行政として一定の関与を続け、継続・発展に協力していく。「美食のまち」づくりに取り組んでいく中で、小田原どんとの連携についても調整していく。	②見直し・改善
396	観光課	観光協会 支援事業		【事業目的】 観光イベント等の効果的な実施とサービスの向上を図るため、観光協会の活動を支援し、イベント等の企画・運営について助言・協力していく。本協会の自主財源の確保や、地域DMO・DMCの今後についても支援・助言していく。 【内容】 コロナ禍に適応した北條五代祭りや酒匂川花火大会などの開催、関係団体と連携して忍者を活用したイベントの開催、地域イベントなどへの支援、観光情報の発信 【評価対象年度の主な成果】 北條五代祭りの規模を縮小して3年ぶりにパレードを開催したり、花火大会の会場を分散して開催するなど、コロナ禍に適応して複数イベントを実施した。まち歩き観光に力を入れ、「日本まちあるきフォーラム」を誘致開催した。	128,470	推定観客 動員数(千 人)	930	1,197	128.7%	観光地としての小田原の認知度を高め、地域経済振興を図るために観光イベント等の実施は欠かせず、一般社団法人である観光協会に対する支援は妥当と考える。	コロナ禍においても、長期間開催による分散と、密を避けられるために観光イベント等の実施が図られたことは、観光振興として有効であった。 また、観光協会出資によるDMC組織と連携し、観光地経営を通じて観光客による消費を喚起し経済の活性化を図った。	平成26年度に一般社団法人に移行。平成29年度には内部に地域DMO組織を立ち上げ、プロモーションに力を入れてきているので更なる向上を目指し、民間団体との連携を強化する必要がある。また、新型コロナウイルス感染症の5類移行により、国内・海外からの観光需要は回復が見込まれるため、今後、関係機関と連携を密にして各種事業を展開していく。	②見直し・改善

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
397	観光課	美食のまち小田原推進事業		<p>【事業目的】 小田原の食材や食文化など、豊かな地域資源を最大限活用し、「美食のまち小田原」のイメージを市内外に定着させ、観光誘客等を図る。</p> <p>【内容】 観光消費動向調査、令和6年度までに行う事業計画の作成</p> <p>【評価対象年度の主な成果】 令和4年度から国費を活用し、美食のまちづくり推進プロデューサーとともに、新たな観光施策として「美食のまち小田原推進事業」を実施している。令和4年度は、現状の観光消費動向を知り、本事業を効果的に行っていくため、令和4年1月～12月に本市を訪れた観光客等のクレジットカード売上を参考に、国内観光客の実態や周遊動向、「食」における消費動向を調査した。このほか、令和6年度までに行う具体事業やプロモーション方法等の計画作成にあたり、プロポーザルを実施した。 ※「R4目標」は、令和5年3月に策定した観光戦略ビジョンに合わせて設定。</p>	39,569	一人当たり 観光消費 額(円)	3,547	3,679	103.7%	<p>本事業を市が率先して推進することで、市内飲食店や民間企業等が参入しやすい環境が整うため、市が実施する妥当性はある。また、令和4年に一般社団法人小田原市観光協会が実施した観光客向けのアンケート結果では、今後小田原で観光したい内容として、食に関する回答が全体の約7割を占めており、本事業は、観光施策として重要であり、有効な事業である。</p>	<p>観光消費動向調査の結果から、キャッシュレス利用している飲食に関する動向は、金額ベースで全体の約5割、利用人数ベースで全体の約3割を占めており、利用率が高いことが分かった。また、左記のとおり、観光客の食に対する要望が高いことも踏まえると、小田原の食を基軸とする本事業を推進することは、更なる観光消費額を増額することにつながり、費用対効果は大きいと考える。</p>	<p>学識経験者や市内経済関連団体等で組成する「美食のまち小田原推進協議会」を立ち上げ、当協議会が主体となり、具体的な事業やプロモーションなどを実施し、オール小田原で事業展開していく。</p>	②見直し・改善
398	観光課	観光PR事業		<p>【事業目的】 国内外を問わず広く小田原の魅力をPRするために、積極的な情報発信を展開することを目的とする。</p> <p>【内容】 小田原市観光戦略ビジョンの策定、eスポーツコンテンツを活用した観光施策の造成、デジタル技術を活用した人流動向調査、観光PR動画の制作、観光パンフレット等の制作</p> <p>【評価対象年度の主な成果】 令和4年度は国費を活用し、eスポーツを新たな観光資源とした施策を実施し、eスポーツ体験会や大会などを開催するほか、eスポーツ練習施設「e-zone」を開設した。メディア掲載数は100を超え、小田原のPRの一助となっている。また、令和4年10月より市内観光スポット22カ所にAIビーコンを設置し、人流分析調査を実施。四半期ごとにレポートを作成し市ホームページにて公開。</p>	45,850	入込観光 客数(暦年 千人)	5,420	7,264	134.0%	<p>eスポーツという新たなコンテンツを活用することにより、100を超えるメディア掲載や本市のeスポーツを特集するテレビの特別番組が放送されるなど、本市のPR効果は非常に大きく、その有効性は高い。</p> <p>また、市が率先して、新しいコンテンツに取り組むことで、民間企業が参入しやすい環境ができるため、市が実施する妥当性はある。</p>	<p>eスポーツを活用した観光施策については、PRの場として拡散力の高いtwitterを使用しPRを実施した。その結果、eスポーツ用アカウント開設から半年ほどで、全投稿に対するインプレッション数は約195万となっている。</p>	<p>情報発信の方法については、紙媒体と、SNSなどのデジタルコンテンツを活用したPRの双方の良い点を適切に把握しながら効率的な方法でPRを実施していく。</p> <p>また、eスポーツなどの新規事業については、更に普及を図っていくとともに、市内企業などと一緒に運営できるような関係を構築していく。</p>	②見直し・改善
399	観光課	観光交流拠点運営事業		<p>【事業目的】 小田原を訪れる観光客の利便性や回遊性を向上させるため、観光案内所(小田原駅、早川、観光交流センター)及び海水浴場(御幸の浜、江之浦)の管理運営を行う。</p> <p>【内容】 小田原駅観光案内所、早川臨時観光案内所、観光交流センター(指定管理)の運営委託。御幸の浜海水浴場及び江之浦海水浴場の管理運営を委託。</p> <p>【評価対象年度の主な成果】 各観光案内所について、多様化する来訪者のニーズに適切に対応しながら運営できている。また、海水浴場においてはコロナ禍で未開設の状態が続いており、3年振りの開設となったが、特段の事故等もなく運営できた。</p>	48,147	観光案内 所利用者 数(人)	200,000	251,713	125.9%	<p>各観光案内所について、観光振興は地域経済全体への波及が期待され、国や県も観光立国を推進していることから、市が関与することは妥当である。海水浴場について、県内の海水浴場は、組合や協議会などが開設者となり、海水浴場を運営しているところもあるが、本市の場合、開設当初から市が開設者となって運営してきたため、関与していくのはやむを得ない。</p>	<p>令和4年度から実施している人流動向調査では、来訪者の約半数が各観光案内所を起点に回遊しているという結果が出ており、本市において各観光案内所は非常に重要であり、費用対効果は高い。</p> <p>海水浴場は、来場者数が減少していく中、人件費の増加等により開設費用は高く推移しており、費用対効果の面では厳しい状況にある。</p>	<p>各観光案内所については、現在の事業を継続しながら委託先との連携を強化し、観光客のニーズに合わせたサービスを提供し、回遊性の向上を推進していく。</p> <p>海水浴場については、御幸の浜プールを含めた海岸全体としての在り方の検討や民間提案を受けるなど、安心して魅力的な海水浴場の運営方法を検討していく。</p>	①継続実施
400	観光課	広域連携観光推進事業		<p>【事業目的】 「西さがみ」や「富士箱根伊豆」といった地域の一体性や、「北条五代」「忍者」「梅」といった共通の観光資源をテーマとして設置された各協議会に参画し、広域的な観光事業を展開し、地域振興を図ることを目的としている。</p> <p>【内容】 各協議会の関係市町等と連携し、PR事業や誘客宣伝を行うとともに、情報交換や人的交流などを実施する。</p> <p>【評価対象年度の主な成果】 新型コロナウイルス感染症により低迷した観光消費を取り戻すため、観光プロモーションを展開するなど、アフターコロナ・ポストコロナを見据えた活動が徐々に再開された。中でも、北条五代観光推進協議会にて実施している北条五代NHK大河ドラマ化を目指した署名活動では、加盟団体とともにPR動画を制作し、協議会のSNS等で周知するほか、オンラインを活用するなどした結果、令和5年3月末時点で署名数35,460人となった。</p>	2,201	連携する 自治体数(団 体)	69	69	100.0%	<p>他自治体との連携を活かして、地域の一体性や共通テーマを重視した広域的な連携を深め、アフターコロナ・ポストコロナにおける観光施策に取り組むことは有効的である。</p>	<p>各市町の自治体や観光協会などと連携することにより、費用面等で市単独では行いづらい事業を実施し、観光PRを図った。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより、観光客が戻ってきている現状を踏まえ、引き続き、他自治体との連携を活かし、広域的な視点をもってPR活動等を進めていく。</p>	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
401	観光課	二次交通 拡充事業		<p><b>【事業目的】</b> 本市への来訪者に回遊バスやレンタサイクルといった移動手段を提供し、点在する観光スポットへ誘導することで回遊性・利便性を高め、滞在時間を長くすることにより、地域経済の活性化につなげていく。</p> <p><b>【内容】</b> 観光回遊バスは、添乗ガイドの配置や石垣山一夜城における定点ガイドの実施など、観光客の利便性及び満足度の向上に努めるほか、利用者数の増加等を図るため、利用特典の拡充や運行ルートを再検討した。レンタサイクルは、回遊性に課題のある市北部の魅力伝えるべく自転車を活用した企画ガイドツアーを実施し、回遊域の拡大・PRに努めたほか、利用者ニーズに合った電動アシスト付き自転車を増車し利便性向上に努めた。</p> <p><b>【評価対象年度の主な成果】</b> 観光回遊バスの利用者実績は、土日祝日の運行で10,259人、前年比184.3%と大幅に増。レンタサイクルは前年比137%で、年度目標値の約115%と増。</p>	20,208	レンタサイクル利用台数(台)	3,573	4,122	115.4%	<p>市内のメジャースポットはもちろん、ポテンシャルがありつつも移動に課題がある地域のPRを行い、魅力向上に向けた回遊性・利便性の向上を図ることは、地域経済の活性化に大きく寄与し、市が関与していくことは妥当である。</p>	<p>観光回遊バスについては、実施主体である箱根登山バス株式会社と協定を結び運行を実施し、添乗ガイドとして小田原ガイド協会と委託契約を結び、ガイドを実施している。 レンタサイクルについては、小田原ガイド協会との連携により、回遊性向上とレンタサイクルを活用したガイドを企画し、ウイークポイントとなる地域の魅力の再発見・回遊促進を図っている。</p>	<p>利用率を上げるため、PR方法を検討し、広報活動を強化していく。観光回遊バスは、渋滞等を考慮しながら観光客のニーズに沿ったルートを検討していく。レンタサイクルは、GPS機能を活用し利用者ニーズを把握。自転車を活用した企画ガイドを行い、更なる回遊性・魅力の向上を図っていく。また、利用率を向上させるための利用特典の導入を検討する。</p>	① 継続実施
402	観光課	まち歩き観 光推進事業		<p><b>【事業目的】</b> 市内の観光資源を線で見つなげる全11種類のウォーキングコースを設定し、道標、休憩所、トイレ等を整備するとともに、パンフレットを製作し情報発信することで、利用の快適性を高め、観光客の回遊性・滞留性の向上を図る。</p> <p><b>【内容】</b> 東・中央・西部の散策マップの増刷、劣化した観光案内板等の更新作業、各コースに設置した仮設便所の清掃・管理業務委託。観光アプリケーション「小田原さんぽ」は約650か所の観光地情報のほか、AIによるモデルコースの提案、観光主要地の混雑状況等の機能を搭載し、より便利に手軽にまち歩きを楽しめる一助となっている。令和元年度発足の「小田原まち歩き実行委員会」を始め、公民連携により小田原観光におけるまち歩き事業を推進している。</p> <p><b>【評価対象年度の主な成果】</b> 散策マップ西部版を2.5万部増刷。道標は施設案内板を5か所更新。「小田原さんぽ」のダウンロード数は10,110件(前年比23.9%増)。</p>	3,269	主要回遊拠点の観光客数(なりわい交流館、文学館、松永記念館、清閑亭)(単位:千人)	61	69	113.1%	<p>ウォーキングコースの整備は、市内の豊富な観光資源を線でつなぎ情報発信するために欠かせず、また近年の健康を意識したウェルネスツーリズムとしての関心も高く、観光客が気持ち良くウォーキングを楽しむために、道標や休憩所、トイレ等を市が整備することは妥当である。また、アフターコロナによる観光情報等の更新にアップデートできるアプリケーションの維持管理もデジタル化時代にとって有効的である。</p>	<p>散策マップは、各エリアごとに3年に一度の更新を行っており、令和4年度は西部版2.5万部を増刷し、年度末時点で1万部の配布を行っている。漁港の駅TOTOCOへの関心や大河ドラマゆかりの地としてメディア露出もあり、観光資源としてのポテンシャルも高く、需要の大きいパンフレットであるといえる。</p>	<p>引き続き、ウォーキングコースの道標、休憩所、トイレ等の維持管理を行うとともに、観光客にまち歩きを楽しんでもらうため、アプリケーションの維持管理を継続するほか、公民連携によるまち歩き事業の推進も行っていく。</p>	① 継続実施
403	農政課	農業の多 様な担い 手育成支 援事業		<p>就農しやすい環境を整え、新規就農者を増加させるとともに、中核的農業者等を含む地域農業の担い手に対し、安定的に農業経営ができるよう支援することで、小田原市の農業の活性化を図る。 新規就農者等が就農しやすい環境を作るために農地の賃借料や家賃に対する助成や、経営が不安定な就農直後の所得を確保する支援を行ったほか、肥料等の高騰により経費負担が増加している市内の販売農家に対し、営農継続を支援するため、助成金を交付した。</p>	31,465	新規就農者数(人)	8	12	150.0%	<p>地域農業の担い手を育成・支援する公益性の高い事業であり、国の間接補助事業も含んでいることから、市の積極的な関与が必要である。</p>	<p>県や他市町村、JAなどの関係機関と連携を取りながら、農業者への総合的な支援を行った。 令和4年度は、経営負担が増加している市内全域の販売農家に対し、営農継続支援金を交付した。</p>	<p>国の制度に基づき実施している事業は、国の動向に合わせてながら、継続していく。 市独自の取組として令和5年度は、農業研修の受入に対する協力金を交付する事業を予定しており、引き続き状況に応じた効果的な取組を検討し、実施していく。 また、将来の農地利用の姿を明確化する地域計画の策定を行っている。</p>	② 見直し・改善
404	農政課	農業交流 促進事業		<p>地域の農林畜産業を広く紹介し、生産者と消費者の相互理解を深める機会とするため、農業まつりを開催している。令和4年度は、新たに和種馬の乗馬体験等を行ったほか、コロナ禍に応じて飲食を伴う出店をキッチンカー事業者のみを対象とした。 また、農業者以外の方々に自然と触れ合う農業体験の場を提供するため、市民農園開設に伴う相談などの支援や早川一夜城きらめきミニガーデンで地元協議会が実施しているコスモス摘み取り体験への支援などを行った。 さらに、JAかながわ西湘小田原オーナー園部会と連携のもと、姉妹都市・八王子市の小・中学校で下中たまねぎを使用した学校給食を提供したほか、八王子市民を対象としたたまねぎオーナー制度のモニター招待を実施した。</p>	1,368	農業まつりの入場者数(人)	60,000	20,000	33.3%	<p>農業まつりは、市が運営団体の一員となっている市内最大の農業イベントであり、生産者である農家と消費者である地域住民や観光客との相互理解を深める重要な場となっている。 市民農園やオーナー制度などによる地域住民や都市住民との交流は、農の魅力向上を図るために必要なものとなっている。</p>	<p>農業まつりなどのイベントをプレスリリースや広報誌等を通じて、効果的に広く周知できるように努めた。 姉妹都市・八王子市との連携を図ることで、オーナー制度や下中たまねぎを広くPRできたほか、姉妹都市間交流の活性化にも寄与できた。</p>	<p>農業まつりは、状況に応じて実施内容を見直し、より消費者の地域農業への関心・理解を深める取組として実施していく。 市民農園やオーナー制度は、引き続き、各団体などが適切に運営できるよう支援していく。</p>	② 見直し・改善

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
405	農政課	梅の里センター等管理運営事業		農産物を生かした地域の活性化と都市住民とのふれあいの場として、梅の里づくり事業により整備した「梅の里センター」とその分館の「曾我みのり館」、田島と中河原のふれあい広場を適切に管理運営している。 「梅の里センター」と「曾我みのり館」については、指定管理者制度を導入しており、貸館事業として室内環境の快適さなどの向上を目指し運営するとともに、農業を始めとした地域の活性化や都市住民とのふれあいの場として、自主事業を開催し、事業内容の充実を図っている。 また、「曾我みのり館」においては、隣接する上曾我ファミリー農園利用者の交流・休憩施設としても利用されている。 今年度は、梅の里センターの外壁等改修工事を実施するなど、経年劣化した施設の改修などを行った。	69,332	梅の里センター来館者数(人)	50,000	50,831	101.7%	市の施設として、農産物を生かした地域の活性化と都市住民とのふれあいの場の拠点施設であり、地域住民の重要なコミュニティの場となっていることから、公共性の高い施設となっている。	「梅の里センター」と「曾我みのり館」は、指定管理制度で運営し、地域農業の振興のため、体験事業や地元農産物の販売などの効果的な自主事業を行っている。	令和6年度末までは、現行の指定管理者が運営することとなり、状況に応じ施設利用の方法や料金体制について見直しを図る。	① 継続実施
406	農政課	耕作放棄地活用支援事業		耕作放棄地の再生利用のため補助金の交付を行うほか、国が行う経営所得安定化対策や中山間地域等直接支払交付金に係る支援を行っている。 また、耕作放棄地化予防対策事業等を実施し、農地の維持・保全に務めた。 さらに、行政と農業者団体等の連携体制の構築や地域農業の振興を目的として設置されている「小田原市地域農業再生協議会」の事務運営、同協議会実施の「経営所得安定対策」の推進を図った。	7,201	耕作放棄地解消面積(a)	67	58	86.6%	耕作放棄地の解消や農業経営の安定を図るなど、市全体の農地の適切な維持・保全につながる事業であり、国の間接補助事業も含んでいることから、市の積極的な関与が必要である。	県や他市町村、JAなどの関係機関と連携をとりながら、農業者への総合的な支援を行った。	国の制度に基づき実施している事業については、国の動向に合わせてながら、継続していく。 耕作放棄地化予防対策事業の援農については、令和5年度以降、団体の自走により実施していく。	② 見直し・改善
407	農政課	農業振興地域管理事業	○	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画の策定や農業振興地域の管理を実施するほか、水土里クラウドシステム(地理情報システム)を用いて農地情報の一元管理を推進している。 令和4年度については、農業振興地域整備計画の見直しに向け、基礎調査業務を実施した。	3,268	-	-	-	-	県等の関係機関と連携しながら、法律の規定に従い、必要な対応を確実かつ迅速に実施するよう努めた。	引き続き、法律の規定に従い、農業振興地域を適切に管理していくとともに、令和5年度中に農業振興地域整備計画の見直しを行う。	① 継続実施	
408	農政課	ほ場整備事業		農地の開発、改良保全、その他土地の生産条件の整備及び土地利用の高度化等の土地改良事業を円滑に推進する。 令和4年度においても、事業推進協議会等に負担金を支出し、土地改良事業を推進したほか、生産基盤施設が脆弱なため、ほ場整備に対して地元の機運の高まっている千代地区において、令和7年度の事業採択に向け、営農計画等の策定や神奈川県が実施する事業計画作成に対して負担金を支出した。	13,606	負担金を支出している事業推進協議会等の数(団体)	3	2	66.7%	生産基盤の強化と耕作放棄地対策、後継者確保に寄与することができる。	農地、農業用排水路、農道等を一体的に整備することにより、営農の効率化、農産物の生産性を高め、農業経営の安定化に寄与する。	千代地区のほ場整備について、地元組織として千代農地整備準備委員会が設立されており、令和7年度の国庫補助事業着手に向けて県・市・地元で連携し準備を進めていく。	① 継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
409	農政課	農道・用排水路整備事業		農業生産の近代化や物流の合理化を進めるため、農道及び用排水路の整備のほか、広域農道や湛水防除事業等施設整備等、神奈川県が実施する事業に対して事業費の一部を負担するとともに、土地改良区等地元農業団体が実施する農道等基盤整備に対して助成し、地域の生産・農業環境の向上を図った。	243,036	広域農道整備率(%)	72.0	73.0	101.4%	農道の拡幅整備や用排水路の溢水対策は、農村地域の生産環境及び生活環境の改善が図れ、農業従事者の高齢化対策や耕作放棄地対策に寄与することから妥当である。	事業費については積算基準にのっとり算出している。また、必要最小限の人数で対応し、事業遂行に当たっては、自治会、土地改良区や生産組合等農家団体と連携・協働しながら実施している。	引き続き、県が実施する広域農道等の整備や土地改良区等農業団体が実施する農道や用排水路の整備を支援していくほか、市営事業として緊急時の避難路となる田代山農道や、自然石を用い環境に配慮した西大友地内の用排水路等の整備を進めるなど、地域に密着した生産基盤施設整備を進める。	①継続実施
410	農政課	農道・用排水路維持管理事業		農道、用排水路や水門など農業の重要な社会資本を適切に管理し、施設の機能維持を図る。 令和4年度においても市民要望や農業団体からの要望に対し、直営作業も含め多くの要望に対処した。	192,975	処理件数/要望件数=処理率(%)	80.0	74.2	92.8%	市管理の農道、用排水路、水門を維持管理することは責務であり、偏りはない。	直営作業も含め多くの要望を必要最小限の人数で対処している。また、軽微な草刈や維持修繕においては、自治会や地元農家団体等と連携し実施している。	老朽化の進む施設を適切に維持管理していくほか、多くの要望に応えるため、現状どおり事業を実施していく。	①継続実施
411	農政課	農業の有する多面的機能発揮促進事業		農業者の高齢化や宅地と農地の混在化等による集落営農機能の低下により、農地・農業用水路等の適切な保全・管理が困難となっている中、農業・農村が有する国土保全、水源涵養、景観形成を始めとする多面的機能を今後も発揮させるため、国の多面的機能支払交付金を活用している地域団体が行う活動への支援を行い、農地維持や資源向上を図っている。	6,520	活動組織数(団体)	9	9	100.0%	当事業は国の交付金を活用し、地域で自主的に農地の多面的機能(食物を生産する、景観を形成する、水源涵養など)を守るための活動を行っている事業であり、農地、農道等を地元で自主的に管理することにつながるため、積極的に取り組むべき事業である。 活動の原資は、国・県・市からの交付金が主なものであることから、市の支援は欠かせないものとなっている。	事業自体は地域団体が取り組むため、効率化できる性質のものではない。 交付金に係る確認事務については、情報を整理し、団体に早い時期から情報提供することで、申請や確認事務を円滑に進めるよう努めた。	引き続き、各団体が適切に活動に取り組むよう指導、支援していく。	①継続実施
412	農政課	農業生物被害対策事業		有害鳥獣による農作物への被害が進む中、小田原市鳥獣被害防止対策協議会を中心に、農作物被害の削減及び防止を図るため、同協議会に対し補助金を交付する。 狩猟免許取得経費に係る補助金を交付したほか、小田原市鳥獣被害防止対策協議会において捕獲報奨金、くくりわなの購入費等補助金、侵入防止柵購入費補助金を交付した。 さらに、スクミリンゴガイによる水稲への被害拡大を防止するため、被害発生地域の農業者組織や福祉事業者へ委託し、防除活動を実施した。(農業者組織数5団体、福祉事業者数1事業者)	16,528	捕獲頭数(イノシシ、ニホンジカ)(頭)	719	513	71.3%	有害鳥獣による農作物への被害が深刻化し、農業被害額が増加する中、農業者の営農意欲は低下している。 農業者の営農意欲を向上させ、所得を確保させるため、市としても鳥獣被害の軽減に努めなければならない。 スクミリンゴガイの被害対策は地域一体での広域的な取組となることから、市の関与は必要である。	県の補助金を活用し、従来の捕獲報奨金への上乗せを行ったほか、地域ぐるみの多様な主体による活動のスタートアップを支援して、持続可能な体制や仕組みを構築した。 関係機関と連携し、昨年度を上回る1.5トン以上のスクミリンゴガイの貝を駆除できたほか、社会福祉法人との連携を図ることから、農福連携の推進に寄与できた。	引き続き、侵入防止柵の設置やわな等による捕獲への支援を継続し、農作物被害の削減と捕獲の強化を図る。 令和5年度スクミリンゴガイ対策は、駆除剤購入費の補助を予定しており、更なる被害軽減を図る。	②見直し・改善

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
413	農政課	農産物産地化事業		小田原が持つ特徴のある農産物に対し、質の向上や魅力的なPRなどによるブランド化や高付加価値化を進め、販売促進などの支援を行う。 令和4年度は、姉妹都市・八王子市との下中たまねぎを通じた交流や、民間企業と連携し湘南潮彩レモンを利用した飲料の販売などを実施したほか、ブランド化を進めている梅や湘南ゴールド等の協議会への支援を行った。 また、有機農業を始めとした地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の普及拡大を図るため、環境保全型農業に取り組む団体に対し、環境保全型農業直接支払交付金を交付するとともに、販売イベントを開催した。(交付団体数3団体) さらに、優良後継牛育成に対する支援として、北海道に仔牛を預ける乳牛預託奨励補助事業を行い、畜産業の振興を図った。	7,257	農業算出額 (千円)	381	-	-	農産物のブランド化を図り、産地のイメージを普及させることは、地域の農業者全体の経営を底上げする公益性の高い事業である。 また、市が行うことで、効果的にPRなどができる。	特産品の製造販売などの取組は、事業者で行うこととし、市の費用は極力小さくしている。	梅、湘南ゴールド、いちご、下中たまねぎ、湘南潮彩レモンなどターゲットにしている農産物のブランド化につながる取組を推進するとともに、新たな特産品の研究も行っていく。	②見直し・改善
414	農政課	青果市場管理事業		安全・安心な青果物を安定的に供給するため、青果市場を適正に管理運営する。 青果市場の管理業務として、卸売業者など市場使用者からの使用料や光熱水費の収納及び施設の維持修繕を行うとともに、円滑な管理運営に向けた市場関係者との連絡協議会を開催している。 その中で、地場産農産物の消費拡大と青果市場の活性化を目的とした「小田原いちばやさい」ブランドを立ち上げ、料理教室等でPRしており、取扱品目は令和4年度末現在44品目に及ぶ。 また、令和4年度は学校給食における地場産の利用拡大について保健給食課と協議を行い、「小田原いちばやさい」の品目別集計表を学校栄養士に情報提供することで、地場産利用拡大につなげることを合意した。 青果市場のあり方検討では、再整備した場合に必要な概算施設規模を算定し、施設の整備内容を中心に検討を行った。	52,805	青果物の年間取扱量(t)	20,323	14,176	69.8%	青果物の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図ることは、市民生活の安定に資することから、市の関与は妥当である。 また、市場外流通が増加している中でも、青果市場の役割は依然として大きいものがある。	青果市場の活性化を図るため、市場関係者が一体となって実施している「小田原いちばやさい」については、平成28年11月から販売を開始した。	老朽化した施設の再整備に向けて、市場の在り方を検討していく。 「小田原いちばやさい」のPR事業は継続していく。	②見直し・改善
415	農政課	公設地方卸売市場事業特別会計(青果市場分)への繰り出し		「市場使用料収入をもって充てることが適当でない経費及び効率的な市場運営を行ってもなお市場使用料収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」を一般会計から公設地方卸売市場事業特別会計(青果市場分)へ繰り出しする。 令和4年度は、一般会計から公設地方卸売市場事業特別会計(青果市場分)への繰り出しを行った。	15,000	繰入金額が繰出基準額を超過しない	14,961	15,000	99.7%	青果市場においては、取引の適正化、流通の円滑化、価格の適正化に取り組み、小田原市を始めとする周辺市町村住民の食生活を支えており、繰出基準額を超過しない範囲内での一般会計からの繰り出しが求められている。	老朽化した施設の修繕計画を策定し、効率的な修繕を行っている。	市場関係者との連絡調整を密にし、適切な維持管理を実施していく。繰出基準額を超過しない範囲内での一般会計からの繰り出しに努める。	①継続実施
416	農政課	いこいの森管理運営事業		森林を市民の保健、保養の場として活用することにより、広く森林の有する公益的機能の理解と増進を図り、本市林業の振興及びいこいの森の運営・整備を行う。 令和2年度から、新たな指定管理者として「いこいの森共同事業体」(小田原市事業協会、(株)Recamp、(株)T-FORESTRY、小田原市森林組合)を選定し、新体制による管理運営を実施している。 また、利用者ニーズに合った環境整備や管理運営方法の見直しにより利用促進を図っており、施設が抱える課題等に対して、市と指定管理者とで連携を図りながら対応している。	25,959	施設利用者数(人) ※自主事業含む	20,000	23,879	119.4%	当該施設の目的でもある森林を市民の保健、保養の場として活用することにより、広く森林の有する公益的機能の理解と増進を図り、林業の振興へとつながっている。	公募による指定管理者の選定により、民間活力が導入されるなど、施設の再生に向けた動きは着実に進みつつある。 また、森林をテレワークやワーケーションなどの新しい働き方を行う場として捉え、時代のニーズに合わせた多様なサービスを提供するなど、新たな需要を創出している。	小田原市いこいの森再生総合計画を踏まえ、施設の再生(利用者増)に向けた取り組みを推進していく。	①継続実施



事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属 (旧名)	事務事業名	事業的 業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
417	農政課	林道整備・ 管理事業		労働力の減少、高齢化に伴い、基盤整備を計画的にかつ積極的に進めることにより、森林施業の効率化及び経営の安定化を図るため、林道を整備し、また適正に管理する。	2,990	処理件数/ 要望件数 =処理率 (%)	100.0	100.0	100.0%	市管理の林道を適正に維持管理することは責務である。	直営作業も含め、要望には必要最小限の人員で対処している。また、軽微な草刈等の作業に関しては利用者等と連携・協働し、実施している。	今後は、林道の適切な維持管理のほか、林業振興のため、早川石橋林道の整備を実施していく。	① 継続 実施
418	農政課	松くい虫防 除事業		市の条例等に基づき、松くい虫の被害から松林を守るため樹幹注入※を行い、他の松への被害拡大を防止するなど、松林保護と健全な森林育成を図る。令和4年度も引き続き、対象松への樹幹注入を行い、保全すべき松林の保護を図った。 ※樹幹注入：健康な松の樹幹へ薬剤を注入して松枯れを予防するもの。	605	樹幹注入 本数(アン プル数)	190	190	100.0%	公益的な景観を守るという観点からも行政機関が関与しないと森林整備は進まない。森林整備に伴う二酸化炭素吸収源としての機能維持、景観保全により、林業の振興へとつながっている。	費用は、県が定める標準単価を採用しており、事業の執行は委託により効率的に執行されている。	松くい虫対策は公益的な景観を守るという観点からも積極的に県の補助等を活用して松林保護と健全な森林育成を推進していく。	① 継続 実施
419	農政課	地域産木 材利用拡 大事業		地域産木材の利用促進により、森林の再生・保全につなげるとともに、森林・林業・木材産業の活性化を図る。「小田原市公共施設木質化研究会(平成29年度設置)」での検討結果を踏まえ、公共施設における地域産木材の利活用実施に向け、小学校を対象とした木質化改修事業として、「学校木の空間づくり事業」を実施しており、平成30年度から令和4年度までに延べ5小学校で内装の木質化を行った。また、同じく、地域産木材及びそれを扱う工務店等への選択性を高めるため、「おだわらの森とつながる家づくり事業」として、地域産木材を扱う工務店等のグループ等で主催する、森林体験等の開催の支援を実施していく。	30,089	小田原産 木材使用 量(m <sup>3</sup> )	30	34	114.7%	都市の木造化推進法に基づき、本市の木材利用方針により、地域産材の利用促進を図る事業である。学校木の空間づくり事業及びおだわらの森とつながる家づくり事業を通じて、公共施設等での先導的な木材利用が地域産木材の利用促進に寄与している。	学校木の空間づくり事業について、設計に当たっては、これまでの実施校における知見やノウハウを取り入れながら、市設計により実施した。おだわらの森とつながる家づくり事業については、コロナ禍により規模縮小したが、関係団体とのつながりを深めるため意見交換を実施した。	木材利用の促進はすぐに効果の出るものではなく、事業の継続が必須である。県や国の補助金の積極的な活用を考えていく。	① 継続 実施
420	農政課	木育推進 事業		子どもから大人まで幅広い世代に、「木育」を始めとした森林環境教育を展開し、木材や木製品との触れ合いを通じて、森林や木材への親しみや木の文化への理解を深め、木材の良さや利用の意義の普及啓発を行う。そのために、地域産木材で製作した誕生日品の贈呈、小学校での木育授業、市内のイベントへの参加・出展、「ひのき玉プール」や「かまぼこ積み木」など木育用ツールの貸出等による普及啓発を実施した。また、令和元年度からは、市民に森林の魅力伝えることができる人材の養成・派遣を目的とした「森のせんせい養成・派遣事業」に着手し、延べ57人を育成(令和4年度17人)し、令和4年度は延べ50人を派遣した。	3,933	実施校数 (校)	12	14	116.7%	地域の森林や木材に対する興味関心を深めてもらうために行う普及啓発活動であり、公益的機能を有する森林の保全や地域産木材の利用拡大などを図っていくうえで、必要不可欠な事業である。	市内小学校と連携を図りながら授業の一環として森林学習(木育事業)を実施することにより、より多くの児童に啓発できるものとなり、また、学校間での評判などにより着実に実施校が増えている。その他、関係課や森のせんせい等と連携しながら事業の効率化を図るとともに、市民参加による森づくりを推進している。	関係課等と連携しながら、次世代の担い手となる子どもへの継続的な木育活動を実施し、森林に対する意識啓発を推進していく。	① 継続 実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
421	農政課	森林整備事業		市内水道水源上流域の森林整備を実施することにより、水源地域の公益的機能を発揮させるとともに、良質な水の安定的な確保を目指す。 令和4年度も、前年度同様、県水源環境保全税を原資に、意向・測量調査、間伐、枝打などの森林整備を行い、森林の持つ公益的機能を向上させた。	91,372	森林整備面積(ha) ※市事業のみ	28	30	107.1%	災害防止や水源涵養など森林が有する公益的機能の維持増進を図るためだけでなく、環境の保全という観点からも行政主導による森林整備が必要不可欠である。	県水源環境保全税を活用して長期施業受委託事業などに積極的に取り組むことで、施業の集約化が促進され、効率的かつ計画的な森林整備が進められている。	森林の保育については植栽から伐採まで数十年を要し、健全な森林の保全には長期的な整備が必要不可欠であるため、今後も継続して健全な森林への整備を実施していく必要がある。	①継続実施
422	農政課	里地里山再生事業		神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例に基づき、神奈川県認定を受けた里地里山の保全活動を行う団体への支援を行う。	590	活動団体数(団体)	2	2	100.0%	地域住民等の主体的な保全活動による里地里山の多面的機能の発揮及び次世代への継承を図るため、神奈川県が支援している事業で、市も同様に支援していく必要がある。	事業自体は地域団体が取り組むため、効率化できる性質のものではない。 交付金上の事務については、団体に早めの情報提供を行うことで、円滑に事業が進むように努めた。	引き続き、各団体が適切に活動に取り組めるよう支援していく。	①継続実施
423	水産海浜課	小田原漁港等整備事業		小田原漁港は県西地域の漁業拠点として、また、地域内3市9町を圏域とする水産物の流通拠点の役割を果たしており、近年の高鮮度水産物に対する消費者ニーズの高まりを受け、それらの安定供給を図るとともに、基幹漁業である定置網漁業の発展、地域経済の活性化に資すること等を目的に、神奈川県が事業主体の漁港等整備事業に対し、本市は受益の限度において負担金を支出している。 令和4年度は、平成30年度の台風被害を教訓とした越波対策として、令和3年度に引き続き防波堤延伸等の整備が進められた。	25,771	整備進捗率(%)	95.9	93.9	97.9%	神奈川県が事業主体の事業であるが、整備内容によって市の負担割合が決定されている。平成30年に受けた台風被害を教訓に必要な対策を講じ、令和元年11月に小田原漁港交流促進施設(漁港の駅TOTOCO小田原)が開業したが、依然西側エリアを始め漁港の機能強化は、喫緊の課題である。これまでの対策により、荒天時のリスクは軽減されていることを踏まえ、当該事業の推進は大変有効と考える。なお、建設資材等の高騰により一部繰越事業となったため、進捗率に変更が生じた。	台風被害を教訓とした防波護岸のかさ上げ等の越波対策の整備が進められ、漁港施設の機能強化が図られた。	平成14年度にスタートした「小田原地区特定漁港漁場整備事業計画」は、越波対策として追加した小田原漁港交流促進施設(漁港の駅TOTOCO小田原)前面の防波堤(2)の延伸工事で、令和5年度に事業が完了するが、近年巨大化している台風への備えなど、引き続き神奈川県と協調して小田原漁港の機能強化を図っていく。	①継続実施
424	水産海浜課	市営漁港等管理整備事業		近年の台風の巨大化等による高潮・高波の影響により、老朽化が激しい市営漁港への被害が顕著であり、安全で効率的な漁業活動ができる漁港施設の整備が求められている。そこで、市営漁港3港(石橋・米神・江之浦)のうち、漁業頻度の高い江之浦漁港を優先し、機能強化に向けての検討を進めるとともに、小田原漁港本港漁具倉庫の改修を行い、継続的な漁業活動の維持を図る。 令和4年度は、小田原漁港本港漁具倉庫の電動シャッター化工事を行った(全13か所完了)。また、江之浦漁港については、漁港施設の安全や機能強化のための基本計画を策定した。	33,159	維持修繕料等(千円)	36,339	33,159	91.2%	市営漁港の管理や本港漁具倉庫の機能維持は市の責務である。 漁港施設等の適切な維持管理は漁業の安全操業に寄与するものである。	限られた予算で、必要最小限の維持管理に努めている。	市営漁港の管理については、漁業利用頻度の高い江之浦漁港を優先し防災機能強化を図っていく。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
425	水産 海浜課	水産資源 保護事業		近年、地球温暖化や大型台風の変襲等を一因として、海中の自然環境が変化し、漁獲量の減少や、魚介類の餌となる海藻類が枯れてしまう「磯焼け」現象が発生している。また、自然の回復力だけでは漁獲量を維持できなくなっている現状がある。このため、小田原市漁業協同組合が行う稚魚・稚貝放流及び漁場改良造成事業を支援することで、水産資源の回復及び増大に加え、漁業者の経営の安定化を図る。 令和4年度は、市漁業協同組合が実施する、投石漁場や藻場周辺へ稚魚や稚貝を放流する種苗放流事業に対して補助した。また、「磯焼け」対策として藻場を回復させる目的で、コンクリートブロックを活用した藻場礁を設置する取組に対しても支援した。	800	稚貝放流 数(個)	34,250	33,700	98.4%	海中の自然環境が変化し、従来、刺網漁業者が魚介類を漁獲していた場所での水揚量が減少するなど、深刻な影響が出ている中で、活魚出荷できるサザエ・アワビ等は経済的価値が高く、種苗放流による積極的な資源回復及び増大、漁業所得向上の取組が必要である。	漁業者が稚貝を種苗生産施設まで取りに行くことで、運送経費を抑えている。	漁業者にとって経済価値が高いサザエ・アワビ等の種苗放流事業は今後も継続的に取り組んでいくとともに、種苗が効果的に育成できる環境を整えるための藻場再生の取組を支援する。	① 継続 実施
426	水産 海浜課	水産漁業 関係者支 援事業		水産漁業関係者を支援する目的で、漁業災害補償法に基づく漁業共済掛金補助事業や金融機関と協力して短期かつ低利の融資を行う水産振興資金融資事業を実施し、また海難事故を防止するための救助訓練や啓発等を行う神奈川県水難救済会の活動を支援する。 令和4年度は、漁業者の経営基盤の安定化を図るため、小田原市漁業協同組合内の漁業経営体に対して漁獲共済掛金の一部を補助した。また本市が原資を預託した金融機関が、市内の漁業者等に対して短期かつ低利の融資を実施した。さらに、海上における遭難者・遭難船の救助や訓練、啓発等の役目を担う神奈川県水難救済会の活動に対して支援を行った。	2,500	補助金額 (千円)	2,500	2,460	98.4%	漁業災害補償法に基づき、漁業者の経営基盤の安定化を図る必要がある。 漁業者の経営安定を図るとともに水産振興や地域経済の高揚を図る必要がある。 海難事故は毎年、発生する可能性があるが、市単独で対応できる事業ではないため、水難共済会への支援により、組織的に取り組む必要がある。	漁業者が加入する漁獲共済制度の一部を国、県、関係団体等と協力し補助することで、漁獲や魚価が低下した際の負担軽減や経営の安定化を図ることができた。 漁業者の経営基盤の安定化については、低金利で融資している農林中央金庫の制度を活用したことにより、漁業者の負担軽減が図られた。 連絡体制や出動時の協力等、消防との連携強化を図った。	国では、漁業共済制度を活用した資源管理を推進しており、資源管理に取り組む漁業者に対しても追加的な補填や掛金の一部を支援しているため、引き続き、国の動向を注視しながら、継続する。 融資実績額に見合う預託金額について、関係団体と協議・検討を行い、水産業関係者への必要な支援策として継続する。 海難事故は毎年、発生する可能性があり、今後も水難救済会への支援を継続する。	① 継続 実施
427	水産 海浜課	漁業後継 者育成事 業		漁業協同組合青年部に所属する若手漁業者の中には、将来に不安を抱えながら操業している者も多いが、本市では、彼らを「漁業後継者」とみなし、青年部の活動を支援することで、就労意欲や定着率を高めることを目指していくものである。また、本市漁業への新規就業者をより積極的に募り、支援していくため、神奈川県漁業士会に、新規就業希望者の受け入れや育成指導を担う事業を委託して、新規就業者の確保につなげていく。 令和4年度は、小田原市漁業協同組合青年部によるアカモク養殖試験事業への支援や、新規就労者を募る事業に対して支援を行った。	607	補助金額 (千円)	522	522	100.0%	現行制度において、漁業に新規就業するためには、地先漁協への加入や、多額な設備投資等が必要になるため、漁協青年部員を「漁業後継者」と位置付けて、彼らを支援し、組合員として定着させることが効果的となる。併せて、新たな担い手を確保するための対策も必要となる。	アカモク養殖試験事業については、組合員の加工場を借用し、加工経費の低減を図ったほか、新規就業者支援事業については、漁業に関心のある水産高校の生徒2人を対象に、若手漁業者の指導により漁業体験を実施するなど、効果的な取組となった。	青年部員が市漁協の組合員としての資格要件を満たし、中核的な担い手となっていくためには、今後も青年部への継続的な支援が必要である。また、高齢化が進む本市漁業の維持・発展のためには、青年部への支援に加え、当該地域への新規就労者獲得に対する取組も進めていく。	② 見直 し・改 善
428	水産 海浜課	魚ブランド 化促進事 業		地域の重要資源である「小田原の魚」をもっと「知って」、「買って」、「食べて」もらうため、関係団体とともに「小田原の魚」の良さと水産加工品を始めとする城下町の高度なものづくりの技術を活かし、様々な食シーン・ニーズに対応した「人づくり」、「物づくり」、「魚食への流れづくり」を総合的に展開する。 令和4年度は、小田原の魚の認知度向上と消費拡大の目的を達成するために、SNS等(Instagram、Youtube)を利用した広報を実施したほか、小田原の水産振興に寄与するためのイベント(あじ・地魚まつり、かます棒づくり体験イベントなど)の開催、小田原地魚大作戦協議会と連携し、クラウドファンディングを活用して開発した「おだわらあんこうカレー」の販売開始、教育委員会が実施する「市内産活用倍増作戦」のキックオフイベントとして市内小学校(20校)の給食にインタイを提供するとともに、「美食のまち」の取組を推進した。	27,459	小田原市 水産市場 における地 魚の取扱 (卸売)金 額(3か年 平均)(億 円)	8.05	8.53	106.0%	小田原の魚をブランド化することで小田原の魚の認知度向上と消費拡大につなげ、地域経済の活性化が図られる。	事業の中心となっている小田原の魚ブランド化・消費拡大協議会は、これまでの取組が持続可能となるよう一定の道筋をつけ、イベント収入等により自走して組織運営していく見通しがついたため、協議会に対する市及び構成団体からの負担金を令和元年度をもって完全廃止した。	引き続き、SNS等を活用した広報を効果的に推進するとともに、イベント出店や料理教室等の各取組は、コロナ禍が収束に向かっていく状況も踏まえ、構成団体に主体的に取り組んでもらう仕組みづくりを検討する。	② 見直 し・改 善

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
429	水産 海浜課	水産物消費拡大促進事業		小田原の地魚を使用した料理教室や講習会等を通じ、魚食普及活動を行うことで、小田原の水産物の消費拡大を図る。 令和4年度は、地場水産物の普及及び地産地消を推進するため、水産物に関する情報発信や魚食普及イベント開催する「小田原さかな普及の会」に補助を行った。	68	料理教室開催数(回)	12	4	33.3%	地魚を用いた魚食普及を推進することは、地場水産物の消費拡大や地産地消につながり、水産物の振興と地域経済の活性化が図られる。 新型コロナウイルス感染症の影響により、地域における対面での料理教室がほとんど開催できなかったが、代替として魚料理や小田原の魚を紹介する短編動画を55本投稿し、3月末時点で総再生回数は195,296回となった。	魚の消費の減少、魚離れが進行しているため、魚食普及を継続していく必要があり、料理教室等を通じて地元で獲れた魚やその美味しさを知ってもらう取組を、若い世代を中心に行っていく。	②見直し・改善	
430	水産 海浜課	水産市場施設管理運営事業		老朽化している水産市場施設・設備の適切な維持管理に努め、安全・安心な水産物の安定供給に向け円滑な市場運営を進める。 令和4年度は、老朽化した市場施設の工事や修繕等を実施し、適切な管理運営を行った。	100,156	取扱量(t)	12,000	11,294	94.1%	公設市場であるため、市が開設者となっている。 築50年以上が経過しており、水産市場施設の再整備までの間、既存市場の適切な維持管理を行いながら、安全・安心に水産物を供給するための卸売市場機能を維持するため、施設の詳細な点検を行い維持修繕計画を策定した。	維持修繕計画をもとに適切な維持管理を行うとともに、早期の市場再整備に向けた検討を進める。	①継続実施	
431	水産 海浜課	水産市場施設再整備検討事業		水産市場施設は、築50年以上が経過し、経年劣化や海際の立地により施設の老朽化が著しく、再整備が急務となっている。産地市場としてのイメージを大切にしながら、安全・安心な水産物を将来にわたり持続的に消費者に提供可能な供給市場を目指していく。 令和4年度は、水産市場の現地での再整備実現可能性検討及び現市場施設の維持修繕計画を策定した。	20,561	会議開催数(回)	4	1	25.0%	水産市場は、県西地域3市9町約52万人の台所として地域経済を支える基幹的なインフラであり、安全・安心な水産物の供給市場であり続けるためには、市が開設者であるべきで、このことについては、卸売市場審議会からも公設で継続することが望ましいとの答申をいただいている。	卸売市場審議会で今後の進め方について検討を行い、3つの方針を決定した。 (1) 水産市場については、既存施設の適切な維持管理を行いながら、小田原漁港(早川地区)での早期再整備を目指す。 (2) 青果・水産市場の統合については行わない。 (3) 青果市場については、今後、施設の整備内容などのハードに加え、管理運営体制を含めたソフトについての検討も進めていく。	市場施設現地再整備実現可能性検討業務により卸売市場機能等を維持しながら再整備する工事手法(案)を作成したことから、水産関係者に丁寧に説明を行い、その手法等について合意形成を図る。	①継続実施
432	水産 海浜課	公設地方卸売市場事業特別会計(水産市場分)への繰り出し		「市場使用料収入をもって充てることが適当でない経費及び効率的な市場運営を行ってもなお市場使用料収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」を一般会計から公設地方卸売市場事業特別会計(水産市場分)への繰り出しする。 令和4年度は、一般会計から公設地方卸売市場事業特別会計(水産市場分)への繰り出しを行った。	67,000	繰入金額(実績)が繰出基準額(目標)を超過しない金額	26,525	67,000	39.6%	築50年以上が経過しており、水産市場施設の再整備までの間、既存市場の適切な維持管理を行いながら、安全・安心に水産物を供給するための卸売市場機能を維持する必要があることから、繰出基準額を超過しない範囲内の一般会計からの繰り出しは妥当である。	令和4年度については、市場施設現地再整備実現可能性調査業務や維持修繕計画策定業務、定年退職する職員への退職手当等により経費が掛かったため、繰出基準額を超過したが、令和3年度は繰出基準額を超過しない範囲内であった。	繰出基準額を超過しない範囲内での一般会計からの繰り出しに努める。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
433	水産 海浜課	交流促進 施設管理 運営事業		交流促進施設の管理運営業務を行うとともに、交流促進施設が立地する西側エリア及び本港並びに、早川駅を拠点とした漁港周辺エリアの回遊性向上に取り組む。 令和4年度は、小田原漁港周辺ガイドブックの改訂及びガイドブックの簡易版として小田原漁港周辺案内マップを作成した。	14,374	来場者数 (万人)	50	68	136.0%	市が公の施設として整備した小田原漁港交流促進施設(漁港の駅 TOTOCO小田原)は、令和元年11月の開業から令和4年度末で約180万人の方にお越しいただき、小田原の水産業の振興と地域活性化に寄与する施設となっている。	指定管理者から、令和元年度約700万円、令和2年度約900万円、令和3年度約1,600万円、令和4年度には約2,200万円の納入金が市へ納付された。コロナ禍において適切な感染症対策を講じながらの管理運営ではあるが、指定管理者のノウハウが存分に発揮され、効率的、効果的な施設運営につながっている。	小田原漁港交流促進施設(漁港の駅 TOTOCO小田原)の管理運営方針に基づき、小田原の水産物を中心とした地場産品の取扱いを拡大するとともに、サービスの質、量を向上させながら管理運営経費の縮減に努め、指定管理料の減額、市への納入金の増率について検討する。	① 継続実施
434	水産 海浜課	小田原み なとまつり 開催事業		小田原漁港を海とふれあいの場として活用し、海業の展開と地域漁業の活性化を図るとともに水産業の振興を図る。 令和4年度は、令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、小田原みなとまつりの開催は延期となった。	1,032	イベント参加者数 (人)	700	0	0.0%	みなとまつりを通じて漁業PRや市場周辺店舗への来客数の増加、また、みなとまつりを地域との協働で進めることで地域の活性化につなげる。 多くの来場者により、イベント会場や漁港周辺の店舗等にも賑わいが生まれている。	みなとまつり負担金は従来より減少しているものの、感染症対策や、会場周辺の交通・歩行者の安全対策を図りながら、イベント規模が縮小しないよう工夫し運営している。	小田原漁港全体としての賑わい、回遊性を創出するため、「漁港の駅 TOTOCO小田原」との連携等を検討する。	② 見直し・改善
435	水産 海浜課	内水面漁 業・遊漁船 業交流体験 支援事業		内水面漁業は、アユやヤマメ等の水産物の供給に加え、内水面漁業者による水産動植物の増殖による環境保全機能、釣り場の提供による地域産業への貢献、自然体験学習の場の提供など、多面的機能を有するが、本市の二つの内水面漁業協同組合は、組合員数及び遊漁客数が減少傾向にあり、これらの機能に支障をきたす懸念があるため、内水面漁業の中核である漁業組合の持続的な運営を盤石にしていくことで、本市の内水面漁業の活性化を図る。また、市内の遊漁船業に対しても、今後、支援事業に取り組んでいく。 令和4年度は、県の地域課題対策費を活用して、カワウの被害対策や、動画による情報発信など、釣り人や組合員を増やす取組を行った。	0	検討会開催数(回)	2	0	0.0%	内水面漁業は、高齢化による組合員の減少や遊漁客離れ等により厳しい状況にあるが、内水面漁協を支援することで、河川環境の維持・保全や、遊漁による地域への集客・経済波及効果を継続させる目的がある。	令和4年度は県の地域課題対策費を活用して、川に釣り客を呼ぶためのPR事業を実施し、実際に遊漁券の購入数が増えるなど、釣り客が増加した。	令和4年度までは、県の地域課題対策費を活用することで、内水面漁業の活性化を図ってきたが、自走化に一定のメドが立ったことから、今後は、組合が実施する事業に対してPR等の後方支援に切り替えていくとともに、遊漁船業への支援を検討していく。	② 見直し・改善
436	小田 原城 総合 管理 事務所	城址公園 管理運営 事業		城址公園内の清掃や施設の維持など安全で快適な公園環境を整えるとともに、城址公園内の使用・占用等に係る各種申請・許可事務等を実施している。 令和4年度は学橋補修事業を行い、適切な公園管理を実施した。また、新型コロナウイルス感染症の感染者数が落ち着いた機会をとらえ、メディアの受け入れを行い、プロモーションを積極的に行ったり、公園内でのイベントを各種団体と協力して実施することで、一定の入込観光客数が確保でき、コロナ禍においても都市セールスの推進が図れた。	84,666	小田原城址公園入込観光客数【暦年】 (人)	3,268,000	2,425,874	74.2%	城址公園は、本市の観光の核であり、市民の憩いの場として重要な施設である。 当該事業は、城址公園の安全性や快適性などの向上を図るため必要な事業である。	専門業者への委託に適する部分と、職員が直接実施する部分とを区別して管理業務等を実施しており、効果的、効率的な運営を図っている。	都市公園であると同時に国指定史跡であることから、相応の維持管理を続ける。また、観光課や観光協会などと協力し、観光資源としての活用を図る。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
437	小田原城総合管理事務所	城址公園植栽管理整備事業		城址公園内の除草、樹木の整枝剪定や伐採、桜の管理、御感の藤の樹勢回復など、都市公園・国指定史跡として、適正に植栽全般の管理を行っている。令和4年度は、引き続き本丸東堀斜面の除草、樹木の剪定や伐採を行うとともに、桜の樹木診断業務などを実施し、修景にも配慮した中で安全性の確保を行った。	19,616	小田原城址公園入込観光客数【暦年】(人)	3,268,000	2,425,874	74.2%	城址公園の管理運営事業と一体の事業であり、園内の安全性や快適性の向上を図るため、管理上必要な事業である。また、季節の花は誘客効果が高いため、植栽の管理は観光施策において優先的に実施すべき事業となっている。	専門業者への委託に適する部分、職員が直接実施する部分と区別して管理業務等を実施しており、効果的、効率的な運営を図っている。	保存活用計画に基づく実施計画として植栽管理計画を策定し、桜の更新や修景に配慮した樹木管理を行い、歴史的景観の充実を図る。	①継続実施
438	小田原城総合管理事務所	遊園地管理運営事業		遊園地施設の維持・管理・運営を行い、市民や観光客に憩いの場を提供している。令和4年度は、4月当初から6月下旬まで車両整備により豆汽車が運休となっていたが、運行再開後はチラシ等でのPRを行い、開園の際には、十分に感染防止対策を行うなどウイズコロナを考えた管理運営を行い、コロナ禍においても、安心、安全に家族連れに楽しんでいただくことができた。	51,481	遊器具使用料(円)	26,375,000	14,570,576	55.2%	将来的には、史跡整備の観点から、遊園地は移転すべき施設として位置付けられている。しかし、存続を望む声も多いことから、当面の間は、遊具の安全性に十分配慮しながら、市民サービスとして続けていく必要がある。	遊具(豆汽車・バッテリーカー、自動遊器具)の管理運営、点検等を、外部に委託するなど、効果的、効率的に運営を行った。また、新型コロナウイルス感染防止対策を十分に行い、利用者や従事者にとって安心、安全な運営を行った。	国指定史跡内にあり、施設の再整備は難しいため、当面の間は、安全性に配慮しながら維持管理を継続する。アフターコロナに際し、入場者数がコロナ前に戻ることが予想されるが、更なる入場者の確保に力を入れていく。	①継続実施
439	小田原城総合管理事務所	城址公園整備事業		城址公園をより快適で魅力あるものとするため、都市構造再編集中支援事業の補助金を活用するなどし、令和4年度は次の公園施設整備事業を実施した。 ・電線地中化詳細設計事業 ・二の丸広場塀改良事業	25,350	小田原城址公園入込観光客数【暦年】(人)	3,268,000	2,425,874	74.2%	園内の公園施設整備事業については、来訪者の快適性や安全性を高めるために必要な事業である。また、史跡としての取り扱いを十分理解していることから市が実施していく必要がある。	園内の公園施設整備事業は、市民や観光客の快適性や安全性を高めるとともに、回遊性の向上に向けた効果的な事業として誘客に結び付くものである。	引き続き都市構造再編集中支援事業の補助金を活用し、老朽化している園内施設の改良等を進める。	①継続実施
440	小田原城総合管理事務所	史跡等管理活用事業		史跡石垣山や総構は、既に一定程度の整備がなされ、市民や観光客の憩いの場や歴史散策のコースなどとして利用されている。屋外のためコロナ禍においても来訪しやすい施設であり、令和4年度の来場者数は、増加している。史跡の保全・保護に加え、歴史観光資産としての積極的な活用を図るため、除草、樹木の整理等の維持管理を行った。	23,680	石垣山一夜城入込観光客数【暦年】(人)	78,600	82,233	104.6%	国指定史跡であり、これを管理運営するために必要な事業である。また、管理に当たっては、史実の理解が必要なため、市が実施すべき事業である。	専門業者へ委託するなどして管理業務等を実施しており、効果的、効率的な運営を図っている。	除草や眺望を確保するための樹木整理、説明板の増設など、国指定史跡としての相応の維持管理を続けるとともに、小田原城と連携し、観光資源としての活用を図る。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
441	小田原城総合管理事務所	天守閣管理運営事業		『小田原の観光振興』と『歴史や文化に関する理解を深める』ため、天守閣や常盤木門(SAMURAI館)を有料施設として指定管理者制度で運営している。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染者数が落ち着いた機会を捉え、メディア・SNS等でのPR、魅力的な自主事業を積極的に実施し、民間ならではのサービスの向上を図ったほか、展示面では、「酒顛童子絵詞」や「小田原ゆかりの刀剣」といった魅力的なテーマの特別展を開催した。このことにより、来場者数の増加を図るとともに、小田原市の観光振興につなげた。(小田原城天守閣への令和4年度来場者数524,201人)	62,482	天守閣入場者数(人)	560,000	524,201	93.6%	小田原城は市のシンボルであり、観光の核でもあることから、これを効果的に管理運営し、その歴史をPRするために必要な事業である。また、運営に当たっては、史実の理解が必要なことや、借用した資料の適切な保存、活用が求められていることから、市が関与して取り組むべき事業である。	指定管理者と市で役割分担を行い、適切な管理・運営を行った。指定管理者は、適切な新型コロナウイルス感染防止対策、メディア・SNS等でのPR、魅力的な自主事業を実施したほか、オンラインチケット販売など民間ならではのサービスの向上を行った。市は、「酒顛童子絵詞」や「小田原ゆかりの刀剣」といった魅力的な特別展の開催したほか、「北条誕生500年」という改姓500年を記念した講演会を開催し、来場者数の増加を図った。	アフターコロナに際し、入場者数の更なる増加を図るため、指定管理者と連携し、近隣の旅館やホテルから誘客できるようチラシやパンフレット等を配布するほか、魅力的な自主事業を実施したり、特別展や展示内容の充実を図る。	① 継続実施
442	小田原城総合管理事務所	歴史見聞館管理運営事業		北条氏を陰で支えたと伝えられる風魔忍者にスポットを当て、小田原に関する歴史・文化を伝える体験型展示施設として「NINJA館」を令和元年4月にリニューアルオープンした。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染者数が落ち着いた機会を捉え、メディア・SNS等でのPR、魅力的な自主事業やオンラインツアーを積極的に実施し、民間ならではのサービスの向上を図ったことから、おおむね目標の80%程度まで来場者を回復させることができた。	461	歴史見聞館入場者数(人)	120,000	96,079	80.1%	忍者の視点から小田原北条氏の歴史文化を伝えるための体験型の施設である。(主にインバウンドやファミリーにご利用いただいている。)運営に当たっては、史実の理解が必要であるため、市が関与して取り組むべき事業である。	指定管理者制度により、適切な管理・運営を行った。適切な新型コロナウイルス感染防止対策、メディア・SNS等でのPRを実施し、インバウンド向けのパンフレットを製作したり、オンラインツアーを実施するなど、コロナ禍に適した事業を実施し、誘客に努めた。	NINJA館を拠点に、観光課や観光協会などと協力し、風魔忍者を利用した誘客につなげる事業を実施していく。アフターコロナに際し、来場者数の増加を図るため、指定管理者と連携し、積極的なPRを実施する。	① 継続実施
443	都市政策課	立地適正化計画推進事業		都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画は、居住と居住に関わる医療、福祉、商業等の生活利便施設がまとまって立地するよう、長い時間を掛けながら緩やかな誘導を図り、公共交通と連携したコンパクトなまちづくりを推進する。平成29年3月に都市機能誘導区域編を策定し、平成31年3月に居住誘導区域を含めた立地適正化計画全体版を策定した。また、令和3年度から水防法や都市再生特別措置法の改正などに対応するため、都市機能誘導区域、居住誘導区域の見直し、防災指針の策定、誘導施策の見直し作業を行い、令和5年3月に改定した。	3,333	指標設定が適さない事業であるため、対象外	-	-	-	立地適正化計画は、基本的構造の在り方を見直し、高齢者や子育て世代にとって、健康で快適な生活環境を確保し、持続的な都市経営を推進するものであることから事業として妥当である。また、計画策定に伴い、国庫補助事業の支援等が強化されている。	令和4年度の改定業務委託に係る国の補助金について、より内示率の高い都市構造再編集支援事業へ変更を行った。	計画の普及啓発を図るとともに、誘導施策を推進する。また、人口動向などの調査により、計画の進捗状況や妥当性等の検証を行う。	① 継続実施
444	都市政策課	都市空間デザイン事業		アーバンデザインセンター小田原(UDCOD)の運営を支援することにより、まちの魅力の調査・研究、情報発信を行うとともに、三の丸地区周辺のエリアマネジメント構想の策定とエリアマネジメントを実行する体制の構築に向けた業務委託を行い、公民学の連携による新たなまちづくりを進める。 (1) UDC小田原への運営支援 地域からのまちづくりの相談対応や、都市形成史や都市空間の魅力の研究、ワークショップや社会実験といったアーバンデザインに関する調査・研究、情報発信を行うUDC小田原に対し、負担金を支出する。 (2) エリアマネジメント組織等構築支援事業委託 三の丸地区を中心とした公民連携によるエリアマネジメントの取組・方向性を、まちづくりに係る様々な主体と検討し基本構想を策定するとともに、エリアマネジメントを実行するための体制を構築していく。 令和4年度は、UDCODを設立するとともに、市民向けのシンポジウムを開催し、UDCODの目的や取組について周知を図った。	310	指標設定が適さない事業であるため、対象外	-	-	-	アーバンデザインセンターについては、公民学が連携し、まちの課題を解決する取組であり、行政としては、公共施設や市街地の各規制などの行政的なハードソフト面の施策調整や情報共有が具体的な役割となる。	令和4年度については、アーバンデザインセンター設立に向けたワークショップを開催し、先進事例を研究するなど、組織設立に向けた準備を進めた。	アーバンデザインセンターについては、地域からのまちづくりの相談対応やワークショップの開催などを通じて、取組の周知を図っていく。エリアマネジメントの取組については、2か年の事業実施の中で、既存ストックを活用したWSや実証実験等を通じて、地域のキーパーソンを発掘し、まちづくりの推進体制を整える。	① 継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
445	都市政策課	街づくりアドバイザー事業		市民との協働により魅力ある街づくりを推進するため、街づくり活動を進める団体等に対し、街づくりの各分野に精通した専門のアドバイザーを派遣する。令和4年度は、街づくりアドバイザーを派遣したほか、地域公共交通の維持確保に向けた検討支援や歴史的風致形成建造物の改修等についてアドバイスを受けた。	390	街づくりアドバイザーの派遣回数(回)	10	14	140.0%	住民主体の街づくりの取組に対しては、街づくりの各分野に精通する専門家の適切な指導・助言が必要不可欠であり、専門家の派遣事業は必要と考えている。 また、これまで「銀座・竹の花周辺地区街づくり基準形成協議会」に対するコーディネーター派遣を実施し、地区街づくり基準が策定され、このルールに基づき街づくりが行われていることなど、成果は得られている。	コーディネーターの派遣など、専門家を外部から派遣することにより業務の効率性及び効果の向上に努めている。	引き続き、市民との協働により魅力ある街づくりを推進するため、街づくり活動を進める団体等に対し、街づくりの各分野に精通した専門のアドバイザーを派遣する。	① 継続実施
446	都市政策課	住まいの情報発信事業		良質で魅力ある空き家を活用した定住・移住の促進により地域の活性化を目的に、平成26年度末に空き家バンク制度を開始した。これを起因に、国の事業である全国版空き家バンクに参加するとともに、宅建協会と連携した県西空き家バンクを開設した。 令和4年度から県西空き家バンクの枠組みを宅建協会、小田原市、湯河原町、真鶴町に変更し、「家さが見～かながわ県西うみまち物件ナビ～」として令和4年9月にリニューアルした。	136	空き家バンク成約件数(件)	4	4	100.0%	総合計画の重点施策の既存ストック活用促進を位置付けており、特に遊休不動産である空き家等を市場に流通させていくことは重要であることから事業として妥当である。また、空き家等の利活用に関し不安を抱く所有者が多くいる中、市が事業をすることで安心感を与えることができる。	空き家等対策が都市政策課に一元化されたことから、空き家等の情報を活用し、空き家バンクへの登録促進が可能となった。	令和4年9月に「家さが見～かながわ県西うみまち物件ナビ～」にリニューアルしたことから、その効果を今後検証していく。	① 継続実施
447	都市政策課	建築等に関する紛争調整事業		中高層建築物の建築等により生じた周辺住民と事業者間の紛争の解決を図り、良好な生活環境の形成を目的に、許認可を所掌する行政による指導・助言ではなく、第三者である建築等紛争相談員及び建築等紛争調停委員会を設け、相談者等に対して適切かつ公平な対応を図ることを目的としている。 平成13年4月に「小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例」を施行し、第三者である建築等紛争相談員、また市の附属機関として建築等紛争調停委員会を設置し、紛争が生じた際の相談窓口を開設した。 平成28年度は、第2・4木曜日に予約制で相談を受けた。相談実施のPRIは、広報やホームページを通じて行った。 平成29年度からは、相談希望があるごとの予約制として相談を実施した。	0	指標設定が適さない事業であるため、対象外	-	-	-	本事業は、地域社会における良好な近隣関係の保持を図り、健全な地域生活環境の維持及び向上に資することを目的としているものであり、行政の責務として、紛争を未然に防ぎ、紛争が生じた際は迅速かつ適正に紛争当事者間の調整を行う必要がある。	近年、中高層建築物の建築が減少しているため、相談案件も減少している。 相談の開催数を削減できないか検討を行い、平成29年度から予約の都度開催することとした。	紛争相談事業については、全般的な相談事業を実施している市民相談事業等との統合も考えられる。	① 継続実施
448	都市政策課	空家等対策事業		空家問題は、人口減少や超高齢社会の進展などにより表面化し、防災、防犯、環境、衛生などの面において、地域住民に深刻な影響を及ぼしている。本市では、平成28年度の空家等実態調査を経て、平成29年3月に空家等対策計画を策定し、各取組を進めてきたが、計画期間が令和4年度で満了になることから、計画改定のため、令和3年度に改めて空家等実態調査を実施した結果、平成28年度の調査で把握した946棟より400棟以上多い1,389棟が確認された。 このことから、より実効性の高い計画とするため、関係団体との意見交換を重ね、公民連携の取組のもと、令和5年3月に計画改定を行った。	6,387	空家セミナー及び相談会開催回数(回)	1	1	100.0%	空家等対策の推進に関する特別措置法第4条に市町村の責務が規定されており、空家等対策計画の策定や空家等対策の実施などが努力規定となっており、「裁量権消極的濫用論」が主流となっている中、行政が行う妥当性はある。	計画改定に当たっては、庁内連携、公民連携のもと、いかに実効性のある計画に改定することに注力した。	空家等対策の推進に関する特別措置法の改正が令和5年6月14日に公布され、6か月以内に施行されることから、その動向に注視しながら、必要に応じ空家等対策計画の改定も視野に入れる。	① 継続実施



事務事業評価(令和4年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
449	都市計画課	地域地区等見直し事業	○	社会、経済情勢の変化に応じて、線引き・用途地域を見直すことにより、小田原市都市計画マスタープランに掲げる本市の将来都市像の実現を目指す。平成29年度は、一般保留区域としている鬼柳・桑原地区の市街化編入に伴う事業者との調整や、県農政協議を行い、平成30年度には、市街化区域編入に向けた都市計画手続きを開始し、令和元年度には、一部区域(約20ha)の市街化区域編入に伴う都市計画変更(区域区分の変更、用途地域の変更など)を行った。令和元年度に、立地適正化計画に基づく都市機能・居住機能の誘導策として、小田原駅周辺の商業地域における周辺の市街地環境の改善に資する建築物について、高さの基本最高限度を45m以下の範囲内で緩和することができるよう、高度地区における新たな適用緩和基準を設ける都市計画変更を行った。令和4年度は、都市の現況及び動向を把握するため、都市計画基礎調査を実施するとともに、線引き見直し業務に着手した。	14,644	-	-	-	-	都市計画基礎調査について、県交付金を使用し、市費の負担額の軽減を図った。	都市計画基礎調査の結果を踏まえ、土地利用の在り方などを検証する。なお、鬼柳・桑原地区の工業団地整備については、民間開発事業による計画的な市街地整備の見通しが明らかになった段階で、編入に向けた都市計画手続きを開始する。	① 継続実施	
450	都市計画課	地区計画等活用促進事業		都市計画提案による地区計画制度をPRし、活用促進を図ることで、住民等の主体的な街づくりへの取組を支援し、魅力あるまちづくりを推進する。また、地域特性や土地利用の動向を踏まえ、地区計画の活用による適切な土地利用を図る。平成29年度及び平成30年度は市街化調整区域の根府川地区における地区計画の検討として、自治会役員等との勉強会や具体の候補地における地区計画の決定について、相談者と調整を行ったが、決定には至らなかった。令和元年度は、民間開発事業者による開発行為(工業系保留区域の市街化区域編入)に伴い、土地利用を適正に誘導し、恵まれた自然環境と調和した産業団地機能を将来にわたり維持・保全するため、鬼柳地区地区計画を決定した。令和3年度は、久野地区地区計画の決定に向け、都市計画審議会に報告するとともに、周辺住民や事業者を対象とした説明会を行った。令和4年度は、久野地区地区計画の都市計画を決定し、特定大規模建築物の立地を可能とした。	0	市民との協働による地区計画の検討対象地区数(地区)	1	1	100.0%	都市計画運用指針において、都市計画が目指す望ましい市街地の実現のため、積極的に活用されるべきとされており、有効性は高く、最終的には、市が都市計画決定することとなるため、市が取り組むべき事業である。	地区計画を都市計画決定した地区では、建築物の用途や高さ、形態・意匠など、地区計画の制限内容に沿った建築行為や基盤整備が行われることにより、当該地区にふさわしい良好な市街地環境の維持・形成が図られる。	引き続き、住民等のまちづくりに対する意識醸成及び普及啓発を行う。提案の相談があった場合は、地域特性や土地利用の動向を踏まえ、土地所有者などと調整を図り、地区計画の決定について検討する。	① 継続実施
451	都市計画課	小田原市都市計画マスタープラン改定事業	○	将来の土地利用、道路、下水道など市民生活に重要なまちづくりの方向を示す都市計画マスタープランについて、立地適正化計画との整合を図りつつ、令和4年度からスタートした第6次小田原市総合計画に即して、新たな将来都市像を見据え改定する。令和2年度は翌年度からの改定作業の内容について検討を行った。令和3年度は現況整理、まちづくりに係る課題の抽出、市民アンケート調査を実施した。令和4年度は、「都市計画審議会」への報告や「地域別説明会」の開催、「パブリックコメント」の実施により、市民等の意見把握に努め、これらの意見を反映した計画案を取りまとめ、令和5年3月に改定・公表を行った。	6,006	-	-	-	-	当初予定していなかったアンケート調査を実施し、市民のまちづくりに係る意向を把握した上で、市民意見を反映させた計画行政案の策定を進めた。	改定した都市計画マスタープランについては、今後の都市計画行政の指針とする。	③ 完了・休止・廃止	
452	都市計画課	市街地再開発事業		快適な住環境を形成するため、一定の要件を満たす優良な建築物の共同化事業等を行う事業者等に対し、国の制度要綱に基づき建築費等の一部を助成することにより、共同化事業等の促進と、中心市街地に住宅の供給を図り、定住人口を増加させる。令和4年度は、小田原駅前分譲共同ビル(通称新幹線ビル)及びオービックビルの建替え事業に対し、補助金を交付するとともに、小田原駅前東地区まちづくり協議会及び小田原駅西口地区まちづくり協議会に対し、再開推進団体等補助金を交付した。西口地区は、協議会の再開発に向けた動きに合わせ、西口広場の利便性、安全性向上に向けた検討を行い、広場と東京方面に隣接する街区の一体的な整備により土地の有効活用が図られるとの検討結果から、モデルプランを作成し、協議会等とイメージの共有を図った。駅前東地区は、区域内の都市計画道路栄町小八幡線の計画変更に向けて、測量作業を実施したほか、協議会による権利者向けの意見交換会やアンケート調査等の活動を支援した。	167,232	指標設定が適さない事業であるため、対象外	-	-	-	街なかの定住人口を増加させるため、一定の基準を満たす優良な建築物の整備に対して補助することは、良好な住環境の提供につながるため妥当である。	当該事業については、国庫補助を活用することで、財源の確保に努めてきた。また、空地や緑地の創出、耐火建築物への更新を図ることで、市街地環境や防災性が改善されるとともに、中心市街地に住宅が供給されることで、街なかへの定住が促進される。	共同化事業については、着手済の地区への継続的な支援と新たな地区への支援に向けて事業者等と協議をしていく。また、小田原駅周辺(東口・西口)の再開発については、まちづくり協議会と協力しながら、都市機能の更新や共同化に向けた検討を進めていく。	① 継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①	
453	都市計画課・地域安全課・進水路整備課	国府津駅周辺整備事業		平成7年に土地開発公社が先行取得した国府津駅西側に隣接する公有地(約3,700㎡・無料自転車駐車場として利用)を活用して、社会資本整備総合交付金を財源に、駅前広場の拡張や自転車駐車場の整備等を行うことにより、送迎車両などによる国府津駅周辺の混雑緩和、駅前広場内の安全対策、自転車等の利用環境の向上を図る。 平成27年度に国府津駅周辺整備基本構想の策定、平成28年度に用地買収完了、平成29年度に基本計画の策定、令和元年度に実施設計完了と着実に事業を進めた。 令和2～3年度に、自転車駐車場の建設工事や市道の改良工事を、令和3～4年度に駅前広場の拡張整備を実施し、令和4年8月の駅前広場の供用開始をもって、整備が完了した。また、自転車駐車場及び駅前広場用地の所管換えが完了した。	189,516	整備進捗率(%)	100	100	100.0%	駅前広場、自転車駐車場の設置管理運営主体は、市であり、交通結節点の改善事業として市が取り組むべき事業である。	当該事業については、国庫補助を活用することで、財源の確保に努めてきた。また、これらの整備により、国府津駅周辺の混雑緩和、駅前広場内の安全性や自転車等の利用環境の向上が図られた。		③完了・休止・廃止	
454	都市計画課	都市計画道路見直し事業	○	社会情勢の変化等に的確に対応し、効果的な整備を進めるため、長期未着手の都市計画道路の必要性を定期的に検証し、必要な都市計画変更を行う。第1回都市計画道路見直しは、平成20年2月に「小田原市都市計画道路見直しの基本方針」を策定し、交通機能、まちづくりとの整合、代替機能等の検証を実施し、平成24年度までに廃止路線等の都市計画手続きを完了。 平成30年5月に「小田原市都市計画道路見直しの基本方針」を改訂し、長期未着手の都市計画道路を対象に、将来交通量の推計を始め、必要性の検証を行い栄町小八幡線(錦通り入口交差点～東通り入口交差点)が変更対象路線となった。見直し結果について令和元年度の都市計画審議会に報告し、令和2年度に公表した。令和3年度は、小田原駅前東地区まちづくり協議会において、まちづくり検討区域の権利者に対し、栄町小八幡線の線形変更の必要性についての説明を行った。 令和4年度は、栄町小八幡線(錦通り入口交差点～東通り入口交差点)の計画変更に向けて、測量作業を実施した。	2,640	-	-	-	-	見直し業務については、街路交通調査費の国費補助対象となった。  ・平成29年度交通量調査業務 ・平成30年度都市計画道路見直し検討業務	都市計画道路栄町小八幡線(錦通り入口交差点～東通り入口交差点)については、市街地再開発事業等と合わせた線形変更の取組を進めていく。		①継続実施	
455	まちづくり交通課	歴史的風致維持向上計画推進事業		本事業は、小田原固有の歴史的風致を守り育て、次世代へ伝えていくことを目的に、「歴史まちづくり法」に基づき、平成23年度に国の認定を受けた「小田原市歴史的風致維持向上計画」に位置付けた事業を推進するとともに、進捗状況を管理し、必要に応じて計画の見直しを行う事業である。 本計画については、令和3年度に第2期計画に移行し、引き続き、国の支援措置を活用しながら、歴史まちづくりを推進している。 本計画の進捗状況については、国が定める評価シートを作成し、「歴史まちづくり協議会」に協議し、指摘事項については次年度以降の取組に反映している。また、本計画の取組状況や成果など広く市民へ周知するため、評価シート等を市ホームページに公開している。 令和4年度には、地域の祭りに係る山車や神輿を、文化庁等の補助金制度を活用し、第23区及び第30区自治会が修復する活動を行政が支援した。また、歴史まちづくりの啓発に向け配布している歴史まちづくりカードの新デザインについて、歴史まちづくり協議会において、協議した。	3,354	小田原文学館、小田原宿なりわい交流館、旧松本剛吉別邸、皆春荘の合計利用者数(人)	49,375	56,077	113.6%	小田原城跡を始め、近代別邸等の歴史的建造物や密接に関わる伝統文化となりわい等は、本市固有の歴史的・文化的資源であるため、この地域資源を磨きあげ、『小田原の歴史を感じる魅力を高め、賑わいと交流のまち』の実現を目指す。 本事業においては民有の歴史的建造物の改修・整備等のための支援制度等を設けており、公民連携による効果的な事業展開や効率的な仕組みを構築することが可能となる。	令和4年度の歴まち計画に基づく事業の進捗評価等について、外部有識者も含めた意見交換を行った。 地域の祭りに係る山車・神輿の修復支援では、山車等の保全・活用を促進するとともに、公民連携による歴史まちづくりの活動として、地域の認知度向上を図ることができた。	小田原市歴史的風致維持向上計画(第2期)に基づき、事業を推進し、歴史的風致の維持及び向上を目指していく。 引き続き歴史的な建造物の保全を図るため、歴史的風致形成建造物の指定に向け、所有者等との調整を進めていく。		①継続実施
456	まちづくり交通課	景観形成促進事業		良好な景観形成を進めるには、市民一人ひとりが身近な景観を意識することが大切である。このため、景観法の届出、屋外広告物の許可申請等の手続きにおいて、景観計画における方針等について説明することで自主的な景観形成を促し景観意識の高揚を図るものである。また、景観計画への適合については、必要に応じ景観評価員による意見を聴き誘導に努めるものである。 令和4年度は、景観条例に基づく届出54件、形態意匠条例に基づく申請12件、屋外広告物条例に基づく申請283件の実績があった。 令和4年度の市民、建築業者、行政職員向けに景観形成に関する都市デザイン講習会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から開催を延期した。	404	講習会・講演会実施数(回)	1	0	0.0%	良好な景観形成を進めるには、景観形成に向けた継続的な取組が必要である。 また、届出制度の運用などに当たり専門の見地から市に対し適宜助言をいただく景観評価員の設置は有効である。	届出等手続きの不要な場合においても、窓口等にて積極的に外観の推奨色や配慮事項などを示したチェックシートを配布し、市域全域における良好な景観形成へ誘導した。 屋外広告物については、基準に適合していないものについて改善依頼書の送付や未許可の広告物への申請依頼書の送付を積極的に実施し、見込を上回る許可申請があった。	引き続き、都市デザイン講習会を実施するなど、さまざまな取組を通じ、良好な景観形成に向けた意識の高揚に努める。		①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
457	まちづくり交通課	景観形成 修景事業		良好な景観形成を誘導し、快適で魅力ある生活空間の形成を図ることを目的に、修景に対する補助金を交付する事業である。 令和4年度には、かまぼこ通り周辺地区において修景2件(23区公民館・Y様邸)の補助金の交付を行い、良好な景観形成の推進を図った。 令和4年度は、景観計画を改定し、かまぼこ通り周辺地区を景観計画重点区域に指定した。	3,000	景観・街なみ補助件数(件)	3	2	66.7%	景観形成の補助制度により、良好な都市景観への積極的な誘導を図り、景観計画重点区域等における景観形成の目標方針や基準への誘導に有効な方策である。	かまぼこ通り周辺地区の景観計画重点区域化について、より多くの住民意見の抽出のため、職員による個別訪問を実施した。 個別訪問の際にも景観形成修景費補助の案内を同時に行うことで更なる周知を図った。	個別の修景事業だけでなく、街なみとしての連なりが分かる景観形成を目指すため、特定の通りでの修景や比較的目につきやすい門や塀など小規模な工作物などへの修景を促す。 良好な景観形成が特に必要な区域は景観計画重点区域に指定し順次拡大する。	①継続実施
458	まちづくり交通課	まちなか再生 支援事業		地域主体による持続可能なまちづくりの推進体制の確立を目指し、まちづくりを主体的に進めるかまぼこ通り周辺地区等の地区街づくり協議会の活動を支援していく。この取組により、小田原の歴史や文化の振興、地区の空き家・空き店舗の利活用など、小田原の魅力と地域資産を活用したまちづくりを推進する。 令和4年度は、国府津地区では、街づくり協議会の活動の自立化に向け、コンパクトなストリートやこれに面した海、山の自然など、地域特性を生かしたマルシェ、まち歩きなどの活動を支援した。 かまぼこ通り周辺地区については地区の課題である空き家・空き店舗の解消のため、自立した活動を展開する街づくり協議会と市が連携し、空家等の所有者を対象に不動産勉強会を開催。協議会が講師として、市が所有者への周知・調整など、役割分担し進めた。	5,720	不動産勉強会の開催回数及び空家等所有者の個別相談の対応回数(回)	2	9	450.0%	国土交通省が進める地方再生コンパクトシティの推進に向けては、空き家・空き店舗対策は重要であることから、地区街づくり協議会と連携し、空家等の解消を進めている。 空家等の所有者に向けた不動産勉強会や個別相談を通じて、所有者の課題解決への検討機会を創出するとともに、地区街づくり協議会の活動の自立化を促進している。	市が地域のイベント等の講演やワークショップの開催を支援することで、協議会が主体的な活動の経験を積んでいる。 地区まちづくり協議会と連携することで、地元住民・空家等の所有者の目線による、不動産勉強会での説明や支援が可能となった。	国府津地区については、令和6年度からの活動の自立化に向け支援していく。かまぼこ通り周辺地区については、協議会と連携し、空家等の解消を進める。 地域特性を生かしたまちづくりに向け、主体的な活動を目指す団体、地域を支援していく。	①継続実施
459	まちづくり交通課	路線バス等 移動手段確保 維持対策事業		・次期計画となる「小田原市地域公共交通計画」の策定に着手し、現状分析やアンケート調査に基づくニーズの把握等を実施し、それらの結果を踏まえ、課題、今後の方向性について整理した。 ※小田原市生活交通ネットワーク協議会負担金(決算額 9,899千円) ・バス事業者だけでは維持が困難となった路線のうち、代替の交通手段が無い路線について、欠損額の1/2を補助し、路線の維持に努めた。 ※地域公共交通確保維持費補助金(決算額 5,458千円) (1) 国府津駅～橋田地(神奈川中央交通(株)) 2,800千円 (2) 小田原駅～石名坂(箱根登山バス(株)) 2,658千円 ・交通事業者については、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響に加え、昨今の原油価格高騰の影響を受け、依然として非常に厳しい状況におかれていることから、原油価格高騰に係る支援を実施した。 ※地域公共交通事業者運行等支援金(決算額 8,040千円) (1) 路線バス事業者への支援(35千円×120台) 4,200千円 (2) タクシー事業者への支援(12千円×320台) 3,840千円	23,397	協議会年間開催回数(回)	2	4	200.0%	公共交通は市民の生活に欠かせない移動手段であるが、路線バスについては、利用者の減少や、慢性的な運転士不足等により、維持することが容易ではなくなっている。 引き続き、公共交通を維持・確保するためには、本市の公共交通の在り方を定めるとともに、路線の維持に必要な運行経費の補助など、官民連携により、維持する必要がある。	協議会の開催に当たっては、必要に応じて書面協議するとともに、打合せ等についても、オンラインで開催するなど、効率化を図った。 路線バスの運行経費の一部を市が補助することで、路線の廃止を防ぐとともに、地域の移動手段を確保した。	令和4年度に実施した、現況調査業務の成果等を踏まえ、令和5年度に本市が目指すべき公共交通ネットワークの在り方や目標・基本方針、実施事業等について定め、地域説明会やパブリックコメントでの意見を踏まえ、「小田原市地域公共交通計画」を策定するとともに、路線バスの運行経費の一部を市が補助することで、バス路線の維持に努める。	②見直し・改善
460	まちづくり交通課	鉄道利用 環境改善 等事業		・国がバリアフリー化の目標とする1日の平均利用者数が3,000人以上の駅で、バリアフリー化未対応となっていた伊豆箱根鉄道大雄山線の井細田駅について、スロープ・点字ブロック整備に必要な経費の補助を国と連携して実施した。 ※鉄道駅舎バリアフリー施設整備費補助金(決算額 7,315千円) ・鉄道における環境改善、利便性向上、輸送力増強に資する取組を実現するため、「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」及び「御殿場線利活用推進協議会」を通じて、鉄道事業者に対し、環境改善、利便性向上、輸送力向上に係る要望を行った。 ※旅費・負担金(決算額 132千円)	7,447	年間要望回数(回)	2	2	100.0%	鉄道業者が実施する鉄道輸送力の増強や利便性、安全性の向上に向けた取組の早期実現を促すため、要望活動を実施した。		鉄道輸送力の増強や利便性、安全性の向上に向けた取組の早期実現を図るため、鉄道事業者に対し、引き続き粘り強く要望していく。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
461	まちづくり交通課	小田原駅周辺駐車対策事業		平成27年3月に、駐車場整備に関する課題を整理し、課題解決に向けた施策を定めた「小田原市駐車場整備計画」を策定し、小田原駅周辺地区の自動車(自動二輪車を含む)駐車場の対策を実施している。 令和4年度は、小田原駅周辺の自動車駐車場における需給状況等を把握するために、隔年実施としている「小田原駅周辺駐車場実態調査」を実施し、その結果を踏まえて、「小田原市駐車場整備計画」の中間評価を実施した。	0	需給バランス調査実施回数(回) ※隔年実施	1	1	100.0%	中心市街地の賑わいや回遊性のあるまちづくりを行うため、重点的に駐車場対策が求められる小田原駅周辺の駐車場整備地区に対し、具体的な施策を実施した。	小田原駅周辺における駐車場実態調査については、毎年実施していたが、駐車場の需給状況が1年で大きく変動することがないため、事務事業改善の観点から平成30年度から、隔年で行うこととしている。	「小田原市駐車場整備計画」(駐車場整備計画)に基づき、自動車(自動二輪車を含む)駐車場について、需給バランスを考慮した適正配置や既存駐車場の有効活用に努めていく。令和12年度に、「駐車場整備計画」の最終評価を実施予定。	① 継続実施
462	建築指導課	建築物耐震化促進事業		小田原市耐震改修促進計画(計画期間:平成21年2月～令和12年度。令和4年3月一部改定。)に基づき、昭和56年5月31日以前に建築された旧耐震基準建築物の所有者に対し、耐震化の重要性について啓発を行うとともに、支援策を充実させることにより、耐震化の促進を図る事業。 啓発事業については、建築士関係団体との協働で木造住宅耐震化推奨訪問事業を実施し、戸別訪問による簡易耐震診断や耐震相談を実施しているほか、市内公共施設等において、耐震セミナーや無料耐震相談会を開催している。 また、職員による戸別訪問型の啓発活動(アクションプログラム)を実施している。補助制度については、旧耐震の木造住宅及び非木造建築物の耐震診断から改修まで一連の流れを整備したことに加えて、木造住宅の除却(要件有)や長屋・共同住宅の耐震診断に対する補助を設けている。 令和4年度については、旧耐震基準の木造住宅に対して、段階的な改修工事及び防火地域内の除却工事を補助対象に拡大した。	7,236	住宅の耐震化率(%)	95.0	91.1	95.9%	本市においても、東海地震や神奈川県西部地震の切迫性が指摘されており、安全安心なまちづくりの一環として、建築物の耐震化が求められている。また、建築物の耐震改修の促進に関する法律により、市町村においては計画的に建築物の耐震性の向上に取り組むことが規定されていることから、実施すべき事業である。	木造住宅については、建築士関係団体との協働により、無料の戸別訪問型耐震相談事業の実施や職員による戸別訪問の実施によって、市民の耐震化意識の向上を図ることができた。	令和5年度は、新型コロナウイルスが5類感染症となったため、戸別訪問型の啓発活動について、コロナ禍前と同様に実施していく。また昨年度から拡充等した補助メニュー(除却の補助対象の拡大(R4～防火地域、R5～空き家)及び木造住宅の段階的な改修(R5～))の利用増を図るため、積極的な周知・啓発を図っていく。 非木造建築物についても補助制度を周知しながら、耐震化向上のための啓発を継続していく。	② 見直し・改善
463	建築指導課	応急危険度判定士養成等事業		地震が発生した直後において、被災した建築物の被害状況を調査し、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次被害を防止し、住民の安全を図るため、応急危険度判定を実施する応急危険度判定士の養成を行い、震災時の活動体制を整備・維持運営していく。 特に震災直後から多くの被災者が集まる広域避難所等については、神奈川県建築士会小田原地方支部及び神奈川県建築士事務所協会県西支部と「災害時における応急危険度判定士及び被災宅危険度判定士の派遣に関する協定」を締結しており、当該活動についても連携を図り、できるだけ速やかに地元ボランティアの判定士の協力を得て判定活動を実施できるようにするため、定期的な活動協力への意向調査を行うとともに、広域避難所の判定活動に協力いただく判定士に対して震災発生時の活動マニュアルや活動時に着用するゼッケンや用具等の配布、判定訓練の実施などを行っている。	0	広域避難所へ自動参集する応急危険度判定士(人)	75	59	78.7%	震災時の状況下において、被災した建築物の被害状況を調査し、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次被害を防止し、住民の安全を図るために、応急危険度判定を実施することは必要であり、その活動に必要な応急危険度判定士の養成を行い、震災時の活動体制を整備・維持運営していくことは、行政が担うべきである。	応急危険度判定士の新規認定の取得に当たっては、神奈川県建築物震後対策推進協議会が実施する「神奈川県震災建築物応急危険度判定講習会」を受講する必要があるため、講習会の周知や受講協力の働き掛けについては、建築士関係団体に協力いただいた。高齢化や判定活動から疎遠になっている方も多いため、活動できる判定士の精査を行うとともに、判定訓練を実施するほか、定期的な意向調査の際に判定士だけの送付を行うなど、情報提供や意識の醸成に努めた。	震災時の応急危険度判定活動を円滑に行うための体制を整え運営していくため、定期的な判定活動への意向調査の実施や判定訓練等を実施していく。また、判定士の高齢化が進んでいるので、新規判定士の認定取得者を増やしていくため、関係団体等の協力も得ながら、判定士養成に努めていく。	① 継続実施
464	開発審査課	宅地耐震化推進事業		新潟県中越地震等の大地震時に、大規模盛土造成地の崩壊により住宅が流出するなどの大きな被害が出たことにより、このような被害を軽減するために、宅地造成等規制法が改正されるとともに、宅地耐震化推進事業(変動予測調査及び滑動崩落防止事業)が国庫補助事業として社会資本整備総合交付金の対象事業に位置付けられた。 国の示したガイドラインに基づき、平成27年度から市内の大規模盛土造成地の有無を分布調査(第一次スクリーニング)したところ、35か所の大規模盛土造成地の存在が確認されたことから、平成28年度からその位置等を示した大規模盛土造成地マップを公開している。 さらに、平成29年度から30年度に掛けて予備調査や地盤調査等(第二次スクリーニング)を実施し、市内の大規模盛土造成地の安全性が確認できたことから、ホームページにおいて、「危険な箇所は存在しない」旨を公表している。 令和4年度は、令和3年度と同様に第二次スクリーニングにおいて抽出した2箇所の経過観察を行い、経年変化の状況を把握した。	0	第二次スクリーニング実施箇所 ※H30で完了したためR2以降は対象外	-	-	-	分布調査及び大規模盛土造成地マップ作成、変動予測調査は、各自自治体が行うものとして国のガイドラインで定められており、その成果を市民に公開することで市民の防災意識を高めることができる。	大規模盛土造成地マップを公開することで、市民の防災意識の向上に寄与することができた。 平成30年度に第二次スクリーニングを実施し、県内では最初に大規模盛土造成地の安全性を確認して公表した。また、経過観察により、状況に変化がないことを確認している。	大規模盛土造成地マップの公開を継続する。 第二次スクリーニングにおいて抽出した2箇所等の経過観察を継続する。	① 継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
465	開発審査課	被災宅地等管理体制整備事業		被災宅地危険度判定制度に基づく、被災宅地危険度判定士養成等事業は、災害対策本部が設置されることとなる規模の大地震や降雨等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、災害対策本部長の要請により、被災宅地危険度判定士(以下、「判定士」という。)によって宅地の被害の発生状況を迅速かつ的確に把握して危険度判定を行い、二次災害の軽減・防止並びに住民の安全の確保を図ることを目的としている。 平成10年度から職員判定士の養成及び資機材購入備蓄を進め、平成30年度からは民間判定士の養成を開始している。 令和4年度は、職員5人、民間5人の判定士を養成し、令和5年4月現在、職員77人、民間39人の計116人が判定士の認定を受けている。 また、神奈川県建築物震後対策推進協議会による「実施本部運営訓練」、「模擬訓練」及び「ブラッシュアップ講習会」に参加するとともに、本市独自の現地における模擬訓練を実施するなど、危険度判定を迅速かつ的確に行う体制整備を推進した。	13	被災宅地危険度判定士数(人)	78	116	148.7%	被災宅地危険度判定制度における市町村の役割は、被災宅地危険度判定の実施主体となり、判定結果を踏まえて宅地所有者に危険度の情報提供(判定ステッカーを判定士が貼付)を行うもので、判定士が行った判定結果に対する責任は市町村が負うものである。 よって、判定士を養成かつ育成し、危険度判定を迅速かつ的確に実施できる体制整備が必要である。	継続的な判定士の養成や判定資機材の購入、備蓄を行うとともに、机上並びに現地模擬訓練等を実施することで、危険度判定における体制整備に一定の効果が図られた。 また、令和3年度に体制強化の一環として民間判定士と災害時における判定士の派遣に関する協定を締結した。	引き続き、判定士の養成及び模擬訓練を実施するなど、危険度判定を迅速かつ的確に行うための体制整備を推進する。 また、市内に存在する盛土造成地の崩落等の危険性を把握するため、効率的かつ迅速に対応する体制整備を構築する。	①継続実施
466	建設政策課	急傾斜地崩壊対策促進事業		県が実施する急傾斜地崩壊対策事業を促進するとともに、土砂災害警戒区域等の縮小を図るもの。 令和4年度は、地域住人の意見の合意形成を支援するとともに、地元関係者から提出された城山1丁目及び荻窪地区の急傾斜地崩壊危険区域の指定に向けた要望書に、市からの要望書を添えて県に提出した。	31,120	会議出席件数/会議開催件数(%)	100.0	100.0	100.0%	一定の公益性が認められる箇所について県が防災対策工事を行うことは、市民の生命を守り、本市の防災力向上に資するものである。 また、費用の負担率については、県市で締結した協定に基づいている。	県の現地調査により、一定の公益性があると認められた箇所のみ事業化に向けた調整を行っている。	従来どおり、県事業を促進していく。	①継続実施
467	建設政策課	二級河川等整備促進事業		河川の氾濫を防止するため、県が所管する二級河川の改修を要望するとともに、事業に係る地元や関係機関との調整を図るなど事業を支援するもの。 令和4年度は、地元自治会、地権者との調整、事業の推進に係る県や庁内の調整等を実施した。	436	地域要望県伝達件数/地域要望件数(%)	100.0	100.0	100.0%	水害が発生した場合、本市の被害は広域的かつ甚大であることから、市が促進することは妥当である。	本市の費用負担については、治水対策の促進のため組織されている神奈川県河川協会への負担金であり、負担金額については規約で決まっている。	従来どおり、当該事業を促進していくとともに、令和元年度から実施している、市長が副知事と面談の上要望する取組を今後も継続していく。	①継続実施
468	建設政策課	県立おだわら諏訪の原公園整備促進事業		県西地域の広域公園である県立おだわら諏訪の原公園の第2期、第3期の事業再開を県に働き掛けるとともに、地元や関係機関との調整を図るなど事業を支援するもの。 県内の公園事業は事実上休止状態である中、整備に向けた機運を高めるため、未開園区域を歩いて回る事業促進イベントを実施し、PRに努めているが、令和4年度は、コロナ禍のためイベントを中止とした。	0	会議出席件数/会議開催件数(%)	100.0	100.0	100.0%	当公園は「ふるさとふれあい公園」をテーマとし、市内外より多くの利用者が集う広域公園であり、整備の推進に関する期待の声が大きいため、市が促進することは妥当である。	従来どおり、当該事業を促進していくとともに、令和元年度から実施している、市長が副知事と面談の上要望する取組を今後も継続していく。	平成28年度から実施している市長が副知事と面談の上要望する取組を今後も継続していく。また、コロナ禍において支障なく事業促進イベントを継続するために、運営方法の見直しを行っていく。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
469	建設政策課・道水路整備課	国道・県道整備促進事業		都市基盤の骨格を成す国道・県道の整備について、本市のまちづくりと整合するよう国や県に要望するとともに、地元や関係機関との調整を図るなど事業を支援する。 令和4年度も地元選出県議会議員の仲立ちにより市長が副知事及び県土整備局長と面談する要望活動を実施し、市長の参画を積極的に促すなど効果的な要望活動に努めたことで、事業の進捗が図られた。	11,212	要望実施件数/本市が行う事業推進要望件数(%)	100.0	100.0	100.0%	国道、県道の整備は、本市のまちづくりの骨格をなす事業であり、これを市が促進することは妥当である。	本市の費用負担については、国道・県道の整備促進に関する協議会等への負担金及び必要活動に係る旅費であり、負担金額については規約等で決まっている。	従来どおり、当該事業を促進していくとともに、平成28年度から実施している市長が副知事と面談の上要望する取組を今後も継続していく。	①継続実施
470	建設政策課	伊豆湘南道路建設促進事業		本市を含む西湘地域の脆弱な道路環境の改善を図るため、静岡県側の市町と連携し、県と国への伊豆湘南道路の実現に向けた要望活動を行うもの。 令和4年度は、国土交通省本省、関東地方整備局、中部地方整備局及び財務省に対し年3回の要望活動を実施した。神奈川県・静岡の両県では、令和2年に開始された概略ルートの検討を引き続き継続するとともに、令和3年度に実施した伊豆湘南道路の計画に関するアンケートについて、令和5年度の公表に向けたとりまとめを行った。	258	会議出席件数/会議開催件数(%)	100.0	100.0	100.0%	伊豆湘南道路は、神奈川県西部と静岡県東部を結ぶ新しい道路構想であり、実現すれば災害等に対する道路環境が脆弱な国道1号、国道135号を補完でき、道路ネットワークの強化と緊急輸送道路の確保等につながるため、これを市が促進することは妥当である。	本市の費用負担については、伊豆湘南道路の実現に向けた協議会等への負担金であり、負担金額については規約等で決まっている。	従来どおり、当該事業を促進するため、平成28年度から実施している市長が副知事と面談の上要望する取組を今後も継続していく。また、本市が参画する各種協議会の要望活動に出席し、伊豆湘南道路の必要性を訴えるとともに、構想ルート上の地域住民の更なる機運の向上を目的として、両県の関係市町と連携し、令和6年2月に小田原を会場市としてシンポジウムを開催する。	①継続実施
471	建設政策課	地域安心安全道づくり事業		建設部と各自治会連合会の協働事業として、道路の舗装の悪い箇所やカーブミラー・ガードレールなどの不具合箇所を、地域住民と市職員が一緒に現地確認を行い、双方で優先度が高いと確認した箇所について、予算の範囲内で修繕する。令和4年度は、山王網一色、芦子、二川の3自治会連合会において実施した。	9,983	道路等整備箇所数/道路等整備要望箇所数(%)	100.0	100.0	100.0%	地域住民と市の双方が現地確認を行うことにより、道路等の危険箇所を事故発生前に発見し、補修することができた。地域住民の声を直接聴くことにより、道路の維持管理の強化が図られている。	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から協働での現地確認を見送ったが、地域からの要望がある場合は現地立会を実施するなど柔軟に対応した。	事業自体について地域から高い評価を得ているため、事業を継続していく。	①継続実施
472	土木管理課	地籍調査事業		公共事業の推進や公共用地管理の適正化を図るとともに、津波や洪水、急傾斜地の崩壊など災害後の迅速な復旧に寄与することを目的として、国土調査法に基づく地籍調査事業を実施するもの。 平成19年度から官民境界等先行調査による地籍調査を進め、令和3年度からは街区境界調査に手法を変更して調査を進めており、令和4年度は板橋、入生田、風祭、南板橋二丁目の各一部、0.47平方キロメートルを実施した。	31,396	調査面積(km)	0.47	0.47	100.0%	国土調査法に基づき、筆ごとの調査や測量及び地図や簿冊の作成は地方公共団体が行うものである。近年、全国各地で土砂災害など発生しているが、迅速かつ円滑な復旧に寄与する地籍調査事業を推進することは非常に有効である。	国の動向に注視し、優先配分される基準を見極め実施区域を選定した。令和4年度は土砂災害のおそれがある地域を含む箇所が優先配分されることを受け、当該区域を含む地域の調査を行った。	引き続き継続していく。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
473	土木管理課	狭あい道路整備事業		狭い公道に接する敷地で建築行為等を行う場合(建築基準法第42条第2項及びこれと同等)に後退用地を市が取得し、4m以上の幅員で道路整備を行うもの。	71,588	用地処理 件数(件 数)	100	99	99.0%	狭あい道路整備は、緊急車両の通行や日常生活を送るために必要不可欠な道路事業である。	住宅の建替え等に合わせて、拡幅整備していくことはコスト面や効率性も妥当であるが、物件除却補償費の取扱いについて精査し、要綱の改正(平成29年6月1日付け)を行った。なお、要綱改正に係る適用日を平成30年4月1日としたことから、平成30年度以降の申請については、物件補償費に係る対応がなくなり、経費及び事務の効率化につながった。	引き続き継続していく。	① 継続 実施
474	土木管理課	私道整備事業費補助事業		一般に利用されている私道について、一定の条件により整備事業費の一部を助成するもの。 【主な要件】 ○補助対象となる私道 ・両端が公道に接続しており、かつ、一般交通の用に供されていること又は一端が公道に接続しており、かつ、延長20メートル以上であって、5戸以上の関係住民に利用されている私道 ・幅員が4.0メートル以上であること。 ○補助率 (1) 両端が公道に接続している私道・90% (2) 一端が公道に接続している私道・50%	0	指標設定 対象外※ 市民からの 要望に基づ いて行う ものである ため、適さ ない。	-	-	-	一般に利用されている私道の利用者の利便の向上を図るとともに、私道所有者の維持管理費の軽減を図ることを目的とした事業である。他市でも同様の補助制度を設けている。	一般に利用されている私道について、一定の条件により整備事業費の一部を助成する事業であるが、効率的・効果的な行政運営と受益者負担の適正化を図るため、補助の要件を精査し、補助要綱の改正(平成29年6月1日付け)を行った。市民周知を行うため適用日を平成30年4月1日からとした。	引き続き継続していく。	① 継続 実施
475	土木管理課	道路管理システム強化事業	○	道路法に基づき市道認定を行い、幅員などの情報を台帳化し市民サービスの向上に努めるもの。 道路法、その他法令に基づき、道路・橋りょうの台帳整備及び管理を行う。	12,393	-	-	-	-		道路台帳及び占用台帳のシステムについては、保守を含め委託契約を行っている。また、各台帳の更新業務については、業者委託するものと直営で行うものを選別し、既に業務委託を行っている。令和4年度は、通常の道路台帳更新作業に加え、占用物の情報を反映させた。	引き続き継続していく。	① 継続 実施
476	道水路整備課	河川改修事業		台風や近年の異常気象と見られる局地的集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、過去に溢水被害が発生した準用河川を計画的に改修する。  令和4年度は、準用河川下菊川及び準用河川関口川で改修工事を実施した。	59,065	改修延長 (m)	50	28	56.0%	河川管理者として、浸水被害の軽減を図るため、河川改修を進める必要がある。	下菊川・関口川において護岸の整備を行った。	市内の浸水被害解消に向けて、今後も引き続き河川改修を進めていく。	① 継続 実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
477	道水路整備課	河川・水路維持事業	○	災害における河川・水路の溢水等から市民の安全を確保するため、適切な維持管理を実施する。  令和4年度は、準用河川下菊川、準用河川小八幡川、準用河川山岸川、普通河川八ツ沢川で河床整理工事を実施した。(4河川:計543㎡)	108,750	-	-	-	-	/	河川・水路の堆積土砂の状況を把握しながら計画的に河床整理を行った。	河川・水路施設の適切な維持管理は、河川管理者の義務である。今後も引き続き、適切な維持管理に努める。	① 継続実施
478	道水路整備課	河川管理事業		災害等に対する緊急的な対応や復旧活動のため、河川・水路施設について適切な管理を行う。	3,824	水門点検 実施 (回)	104	104	100.0%	大雨等による浸水などを未然に防ぐために、土のうステーションの設置や水門等の点検を行い、浸水被害の軽減を図る必要がある。	試行的な取組の中で、自治会と調整を図り、土のうを備蓄・保管する施設として市内に土のうステーションの設置を行い、市民の利便性向上、職員の負担軽減につながっている。	土のうステーションについては、試行的に運用しながら検証を行い、初期対応の充実を図っていく。	① 継続実施
479	道水路整備課	河川環境整備事業		良好な水環境や水辺の原風景の保全を図るため、自然環境と地域景観に配慮した多自然水路整備を実施するとともに、整備完了後は水質や動植物への影響調査を継続的にを行い、その有効性の検証を行う。  令和4年度は、牛島排水路の整備工事を実施した。	47,933	整備延長 (m)	100	45	45.0%	良好な水環境や水辺の原風景を保全・再生するため、自然環境と地域景観に配慮した多自然型の水路整備が必要である。	定期的に水質や生態系の調査を行い、自然や地域特性に配慮しながら整備を行っている。	治水対策に加え、水質や水辺の生態系の保全・再生を図れる整備方法の検討に努める。	① 継続実施
480	道水路整備課	幹線市道整備事業		まちづくりの骨格となる幹線道路を整備することにより、交通処理能力を向上させるとともに、歩行者の安全確保や都市機能の充実を図る。  令和4年度は、久野峰線(市道0036)の道路改良に先立ち、埋蔵文化財発掘調査や市道2421の道路改良(排水施設整備)を行った。	75,927	整備延長 (m)	60	60	100.0%	交通処理能力を向上させるとともに、歩行者の安全確保や都市機能の充実を図るため、幹線道路の整備を計画的に進めていく必要がある。	久野峰線(市道0036)の道路改良に先立ち、埋蔵文化財発掘調査等の必要な業務等を行った。	小田原市道路整備計画に基づき、着実に整備を推進していく。	① 継続実施



事務事業評価(令和4年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
481	道水路整備課	魅力ある道路空間づくり事業		魅力ある道路空間づくりを推進することにより、歩行者や自転車など、全ての道路利用者の回遊性や利便性の向上を図る。  令和4年度は、旧東海道(市道0026)及びかまぼこ通り(市道2033)において、景観に配慮した道路改良を行った。 このほか、銀座通り(市道2189)において、電線共同溝整備に先立ち、水道・ガス管の移設を行った。	56,062	整備延長 (m)	310	310	100.0%	歩行者や自転車など、全ての道路利用者の回遊性や利便性を向上させる道路空間づくりは、道路管理者が主となって取り組む必要がある。	小田原市景観評価員を始め、地元自治会や関係協議会等から意見聴取し、事業範囲や施工内容について見直しを行った。	小田原市道路整備計画や小田原市歴史的風致維持向上計画(第2期)等に基づき、着実に整備を推進していく。	① 継続実施
482	道水路整備課	市民生活道路改良事業		生活道路の拡幅や歩道整備等を行い、道路環境の改善はもとより、交通安全の確保を図る。  令和4年度は、市道0045の歩道設置や新病院建設に伴う付替道路の改良工事等を行った。	98,956	整備延長 (m)	170	225	132.4%	市民生活道路の整備(改良)は、道路環境の改善はもとより、交通安全にも寄与することから、継続的に進めていく必要がある。	水路蓋掛けによる歩道設置を行った。 (用地取得不要)	小田原市道路整備計画に基づき、着実に整備を推進していく。	① 継続実施
483	道水路整備課	踏切改良事業		ボトルネックとなっている踏切を改良することにより、歩行者等の安全な通行空間を確保し、円滑な交通処理を図る。  令和4年度は、小田急電鉄との協定により、富水5号踏切の改良工事(拡幅整備)が完了した。	140,765	鉄道事業者との協議 回数(回)	6	6	100.0%	道路管理者として、安全で円滑な道路交通を確保するため、ボトルネックとなっている踏切の拡幅改良を進める必要がある。	より安全な歩行空間を確保するため、区画線の設置等、施工内容の見直しを行った。	足柄2号踏切など、改良が必要な踏切道について、事業化に向けた調整を進めていく。	① 継続実施
484	道水路整備課	道路用地購入事業	○	土地開発公社が先行取得した道路用地について買戻しを行い、適切な行政財産化を図る。	0	-	-	-	-		平成30年度から、未供用の道路用地の買戻しを進めている。	残る3件(4路線)については、社会情勢の影響を受け、道路計画が白紙となったことから、買戻しする理由を整理する必要がある。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属 (旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
485	道水路整備課	道路管理 事業		道路照明灯やポンプ場施設、小田原駅・鴨宮駅の昇降施設、国府津駅前広場駐車場の適切な維持管理を実施し、道路利用者や駅利用者の利便性・安全性を確保する。  令和4年度は、小田原駅東口ベデストリアンデッキ及び鴨宮駅連絡通路のエスカレーター踏板の交換や、小田原駅東西自由連絡通路の屋根雨漏り修繕を実施した。	150,567	点検実施 数(回)	288	288	100.0%	各駅の昇降施設やポンプ場施設は、公共施設、道路附属施設であることから、施設管理者が適切に維持管理を行う必要がある。	各駅の昇降施設やポンプ場施設については、専門業者による定期点検や設備の補修、更新等、維持管理を行っている。	施設利用者や道路利用者の利便性・安全性を確保するため、今後も適切な維持管理に努める。	① 継続実施
486	道水路整備課	道路維持 事業	○	道路施設の定期的な点検やパトロールを実施し、異常箇所への早期対応に努めるとともに、計画的な修繕を実施することにより、道路利用者が安心安全に通行できる道路環境を維持する。  令和4年度は、約1kmの舗装修繕工事を実施した。	276,196	-	-	-	-		舗装修繕工事に当たっては、舗装の支持力調査を行い、現況の交通量等を考慮するとともに、今後のライフサイクルコストも考えた維持管理に最適な舗装構成により実施している。	市民を始めとした道路利用者の安心安全を確保するため、今後も引き続き適切な維持管理に努める。	① 継続実施
487	道水路整備課	交通安全 施設充実 事業	○	交通安全施設(道路照明灯、道路反射鏡、区画線など)の整備・維持修繕を進めるとともに、通学路等における安全対策として路側帯のカラー化等を実施することにより、安全な交通環境を確保する。  令和4年度は、学校や自治会から要望のあった通学路の安全対策として、グリーンベルト約5,500mの新設や修繕、防護柵約550m及び道路反射鏡22基の設置を実施した。	106,465	-	-	-	-		交通事故や転落事故の抑止や安全な歩行空間の確保に努めている。	道路利用者の安心安全を確保するため、今後も適切な維持管理に努める。	① 継続実施
488	道水路整備課	橋りょう 維持修繕 事業	○	道路や河川等に架かる橋りょうの法点検や長寿命化も踏まえた計画的な修繕を実施することにより、利用者が安心安全に通行できる施設環境を維持する。  令和4年度は、外部委託67橋、直営55橋の橋りょう点検を実施するとともに、5橋の修繕を実施した。	126,743	-	-	-	-		道路法の改正により義務化された橋りょう点検については、多額の点検費用が継続的に必要となることから、比較的小規模な橋りょうは、職員自ら点検を行い、経費を大幅に削減している。	震災時等の被害を最小限にするとともに、橋りょうの長寿命化を図るため、今後も引き続き適切な維持管理に努める。	① 継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
489	みどり公園課	緑の基本計画推進事業		「緑の基本計画」に基づき、緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に推進する。 小田原市みどりの審議会において、「緑の基本計画」の進捗管理を行う。(令和4年度実施回数 2回) 令和6年度、令和7年度に緑の基本計画の改定作業を予定しているため、上位計画、関連法令等についての整理を行うとともに、現況調査(自然条件、社会条件、緑化状況など)、住民意向調査の実施、素案作成をみどりの審議会で検討していく。	68	みどりの審議会開催回数(回)	2	2	100.0%	「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条第1項の規定に基づき、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、市町村が定めるものである。	令和4年度から、みどりの審議会開催前に、議題に関する現地見学を行うことで、資料だけでは分かりづらい案件も、イメージしやすいようにした。	みどりの審議会開催前の現地見学を引き続き実施することで、資料では分かりづらい部分をイメージしやすいようにし、審議会の円滑に運営していく。	①継続実施
490	みどり公園課	まちなか緑化支援事業		小田原駅周辺を中心に緑化を推進することにより、まちの魅力を高め、更なるまちの賑わいを創出する。 小田原駅周辺の道路照明灯など(47か所)に花飾りを設置し、公共花壇へ花の植え付けを実施した。また、緑化団体等(42団体)へ花苗を配布し、公民館などの地域拠点を緑化した。 小田原駅周辺で民有地を緑化した方々に、緑化に係る経費の一部を補助した。(令和4年度助成件数 7件) 種まきや球根の植付けなどの作業を園児が行い、幼少期から花や緑への関心を高めていくため、保育園や幼稚園へ草花の種や球根、肥料等の園芸資材を提供した。(45園)	4,117	まちなか緑化助成事業の実施件数(件)	15	7	46.7%	まちなか緑化は、公民連携で進めることにより、更に大きな広がりが期待できることから、緑化活動に取り組んでいる方々に「まちなか緑化助成事業」を始めとした各種の支援を行っていくとともに、小田原駅周辺の「花とみどりのまちづくり事業」を推進する。	まちなか緑化助成事業の対象区域は、来訪者が多く、緑地や農地などが少ない小田原駅周辺に限定した。周知方法については、市広報、市ホームページへの掲載のほか、ケーブルテレビでの告知、建築関係、園芸関係、商店会などへの情報提供、建築確認の窓口にパンフレットを配架、商工会議所会報への掲載など、広く周知に努めた。 令和4年度から小田原駅東口周辺への花植えや緑化については、専門業者に花の選定や定植を委託し、四季折々の花々が楽しめるようにした。	対象地域の緑化を推進するため、引き続き、「まちなか緑化」に取り組んでいる方々に、「まちなか緑化助成事業」を始めとした各種の支援を行い、小田原駅を中心に路線ごとに連続性のある緑化を目指していく。	①継続実施
491	みどり公園課	魅力ある街区公園・街路樹再整備事業		周辺住民のニーズや周辺環境の変化などを踏まえ、地域特性に合った街区公園の再整備計画を作成し、魅力ある公園づくりを行い、実施後の効果を検証し、他の公園の再整備へつなげる。 令和4年度は南鴨宮駅前公園について、地域住民等が参加したワークショップを開催し、再整備計画を策定した。 街路樹の再整備については、路線ごとに樹木診断を行い、優先順位を付け、順次樹木の植替えを実施する。 309本の桜を対象に、樹木医による樹木診断調査を実施し、その調査結果を基に、市道0017(西海子小路)の桜について、地域住民との意見交換を踏まえて再整備計画を策定した。	17,332	再整備した街区公園数(公園)	-	-	-	本市の街区公園の中には、広さや立地に恵まれているものの、遊具や設備の老朽化等により十分に利用されていない公園があり、このような街区公園を魅力ある公園とする必要がある。 街路樹は、巨木化による根上がりや荒天時の倒木などにより、障害が発生している状況にある。こうした中、これまで実施してきた維持管理に加え、植替え等による再整備を実施し、良好な都市景観を保ちながら、安全で快適な道路空間を形成していく必要がある。	街区公園再整備については、地域の幅広い世代のニーズを計画に反映させるため、地元の自治会、子ども会、老人会等の公園利用者が参加するワークショップを開催して意見交換を重ねるなど、丁寧に地域住民等との合意形成を図り、再整備計画を策定した。 街路樹再整備については、地域住民との意見交換会を開催し再整備計画を策定した。	令和5年度に1公園、令和6年度に1公園を目安に街区公園の再整備を行っていく。 街路樹再整備については、樹木診断調査結果を基に、地域住民との意見交換会等を経て再整備計画を策定し、順次路線毎に植替え等による再整備を実施していく。 令和5年2月に不健全判定の桜が倒木したことを受け、特に危険性の高い桜らについて、植替えに先立って伐採又は枝打ちの応急対策を実施する。	①継続実施
492	みどり公園課	街区公園等整備維持管理事業		身近な公園や街路樹、その他の緑地を安全で快適に利用できるよう、日常的なパトロールや維持管理を行う。 平成23年度に市民協働によるまちづくり推進の一環として「身近な公園プロデュース事業」を導入し、草刈や清掃など軽易な管理について、従来の市による直営管理から、市と、地域住民で構成する登録団体による協働管理への転換を進めている。令和4年度には新たに6団体を登録し、市内141か所の身近な公園などに対して、69公園、71団体の登録となった。 街区公園等について、遊具やその他の施設の点検、修繕等の維持管理を行うとともに、公園施設長寿命化計画に基づき、順次、遊具更新を実施する。令和4年度には、8公園13基の遊具を更新した。	106,493	身近な公園プロデュース登録公園数(公園)	80	69	86.3%	身近な公園や街路樹、その他の緑地を安全で快適に利用できるよう、日常的に維持管理を行う必要がある。「身近な公園プロデュース事業」は、地域住民の自主的な管理により、身近な公園に対する愛着が増し、地域特有の公園づくりが期待でき、公園利用者の増加につながる。 遊具やその他の施設の更新・改修は、公園利用者の事故防止や満足度の向上に大きく貢献する。	身近な公園プロデュース団体の登録が増えることにより、市直営の管理が減少するため、維持管理コストが削減できる。定期的な遊具やその他の施設の点検・修繕により長寿命化を図りながら、計画的に公園施設の更新を進めている。	今後も、公園等を安全で快適に利用できるよう日常的な維持管理を行っていく。 身近な公園プロデュース事業については、自治会長連合会会長議などの機会を捉え、新規登録を呼び掛けるほか、リーフレットを作成しPRしていく。 遊具については、平成30年度に改定した長寿命化計画に基づき、社会資本整備総合交付金を活用して、更新を行っていく。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
493	みどり公園課	上府中公園管理運営事業		平成18年度に利用者へのサービスの向上や施設の効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度を導入しており、現在の指定管理者は小田原市事業協会・湘南ベルマーレ共同事業体(指定期間令和元年度～5年度)である。日常的な運営、維持管理業務等に加え、自主事業を行っており、令和4年度も「カミイチ」や「上府中公園まつり！」などのイベント、湘南ベルマーレや横浜DeNAベイスターズによるスポーツ教室などを実施し、利用促進を図った。小田原球場利用者数について令和元年度は約13,000人、令和2年度はコロナ禍の影響で約7,100人に留まったが、令和3年度は約15,500人、令和4年度は約14,300人であった。平成2年10月の開園から30年以上が経過し、施設・設備の老朽化、旧態化が進んでおり、平成30年度に改定した公園施設長寿命化計画に基づき、国の社会資本整備総合交付金を活用してトイレや空調設備などの安全性や快適性に影響のある施設を優先して更新・改修を行っている。令和4年度は、球場照明LED更新工事、球場スタンド改修工事、受変電設備更新工事、バスケットコート整備工事を行った。	211,023	小田原球場利用者数(人)	24,000	14,300	59.6%	上府中公園は、市民の健康の増進と運動、休養、散策等の多様なレクリエーションの場として市民へ提供している。特に、公園内の小田原球場や上府中スポーツ広場は、常に週末の予約が埋まっており、人気の施設となっている。公園の利用者数は、コロナ禍での遠出控えからか、駐車場・入園とも無料であるため増加しているように感じる。	小田原球場・上府中スポーツ広場内のフェンスに有料で広告が掲載できるよう、都市公園条例の一部の改正を行った。(平成30年4月施行)。広告収入は、施設の修繕費に活用する。	引き続き、指定管理者による管理運営を行っていく。売店などの便益施設の民間事業者による設置など、公園の活性化に向けて検討する。社会資本整備総合交付金を活用して、公園施設の更新、修繕を進めていく。	①継続実施
494	みどり公園課	フラワーガーデン管理運営事業		平成23年度に民間事業者の持つノウハウを生かした、利用者へのサービスの向上や施設の効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度を導入しており、令和4年度は小田原フラワーガーデンパートナーズ(指定期間令和3年度～令和7年度)が管理運営を行った。日常的な運営、維持管理業務等に加え、フラワーショップの運営、オリジナル商品の企画販売、ワークショップなどの自主事業を展開し、施設の利用促進を図っており、令和4年度中の来園者数については、令和3年度の194,460人に対し、微増の202,290人であった。平成7年4月の開園から25年以上が経過し、施設の老朽化が進んでおり、平成30年度に改定した公園施設長寿命化計画に基づき、国の社会資本整備総合交付金を活用して設備関係など安全性に影響する施設を優先して更新・改修を行っている。令和4年度には、非常用放送設備、複合盤、熱交換機及び温室開閉装置を更新した。	83,741	来園者数(人)	220,000	202,290	92.0%	フラワーガーデンは、展示施設を備えた特殊公園(植物公園)であり、市民の憩いの場、レクリエーションの場、植物見本園として、市民に植物、園芸等に親しむ場を提供している。トロピカルドームを設けることにより植物の学習の場としても活用されている。	トロピカルドーム温室入館者数の増加を図るため、子供向けの企画を実施したことにより、子供入館者数が指定管理制度導入前の約3倍となった。指定管理者の運営しているフラワーショップは好評であった。キッチンカーを導入し、利用者の満足度の向上を図った。	引き続き、指定管理者による管理運営を行っていく。社会資本整備総合交付金を活用して、公園施設の更新を進めていく。さまざまな自主事業を展開することで、更なる来園者数の増加を目指す。	①継続実施
495	みどり公園課	こどもの森公園わんぱくらんど・辻村植物公園管理運営事業		平成22年度に利用者へのサービスの向上や施設の効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度を導入しており、現在の指定管理者はわんぱく・辻村共同事業体(指定期間令和2年度～6年度)である。日常的な、維持管理業務等に加え、イベント等の自主事業を実施し、利用促進を図っている。令和4年度は、令和2年4月以降、常設による運営を休止している動物事業について、試行的なイベントを開催し、今後の開催に向けたニーズを把握するためアンケート調査を実施した。来園者は、令和3年度の約308,000人に対し、約276,000人であった。平成12年4月の開園から20年以上が経過し、施設については老朽化や利用者ニーズとのギャップが目立ってきたことから、平成30年度から市外利用者の駐車料金を財源としたリニューアル事業に取り組んでいる。	78,367	来園者数(人)	450,000	276,000	61.3%	小田原こどもの森公園わんぱくらんどは、緑豊かな自然環境の中で、遊ぶ意欲や遊びに熱中できる施設を提供し、自由に伸び伸びと遊べ、交流できる公園であり、市内からの来園者はもちろんのこと、市外からの来園者にも人気の公園である。辻村植物園は、辻村農園の梅林や諸外国から樹木の種子を取り寄せて試作した庭園等を整備した植物公園であり、早春には、花を咲かせ、来園者も多い。	駐車場料金の増収分を財源に公園施設のリニューアルを進めた。	引き続き、指定管理者による管理運営を行っていく。駐車料金増収分を財源に公園施設のリニューアルを進める。社会資本整備総合交付金を活用して、公園施設の更新、修繕を進めていく。	①継続実施
496	みどり公園課	久野霊園管理運営事業	○	久野霊園の維持管理、利用者へのサービスを行う。墓地2,762区画の大半は使用中だが、返還を受けた区画について毎年使用者を募集している。令和4年度は、20区画の募集に対し、21件の応募があり、選考の結果12区画の使用が決定した。令和5年度に供用開始を予定している合葬式墓地の建設が完了した。	112,151	-	-	-	-	久野霊園の管理運営は、使用料、管理料等の収入の範囲内で実施している。久野霊園管理システムを導入し、申請手続きや管理料等の管理の効率化を図った。お盆やお彼岸の期間に運行しているバスを路線化し、霊園利用者の利便性を向上させた。	階段への手すり設置など高齢者対策を計画的に進める。令和5年度から合葬式墓地の運用を開始する。	①継続実施	

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
497	建築課	市営住宅運営事業	○	住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で住宅を供給するため、市営住宅18団地、1,591戸を管理・運営している。家賃滞納世帯については、督促状の送付や電話連絡、休日や夜間における滞納整理を実施するとともに、悪質な家賃滞納者には、明渡しに関する法的措置を行うなど、収納率の向上に努めている。令和4年度は、1件の高額滞納者に対して、住宅の明渡し請求を行った。	290,503	-	-	-	-	家賃滞納は滞納金額が多大になつたり、時間が経過すると納入が困難になる傾向があるため、督促状による納入期限までに納入がない滞納者に対しては、積極的に電話や夜間訪問による早期納入指導に努めた。	平成29年3月に改訂した「小田原市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、老朽化する住宅ストックの整備などの取組を進めるとともに、入居者の公平性の観点から、家賃及び駐車場使用料の収納率の向上を目指していく。	②見直し・改善	
498	経営管理課・医事課	基幹病院機能充実事業		県西地域の基幹病院として、急性期医療や高度医療のほか、救急・小児・周産期医療といった不採算医療等を担うとともに、県西二次保健医療圏の地域がん診療連携拠点病院として、がん医療等の提供や地域全体のがん診療に貢献し、地域住民が安心して医療を受けられる環境を提供する。 令和4年度は、救急科、小児科、産婦人科の医師の人員を維持するとともに、新型コロナウイルス感染症に対応するため、感染症専門医を新規採用したほか、不足していた循環器内科、腎臓内科の医師を増員し、医療提供体制を強化した。救急搬送人数は6,675人で、前年度比1,466人増加するなど、コロナ禍においても積極的に救急患者を受け入れ、地域医療を堅持した。 がん診療は、検査、手術などの診療行為のほか、がん相談や市民公開講座等を開催を通じて、地域住民が地域で安心してがん治療を受けられる環境を提供した。 病院機能評価の受審を通して医療の質改善と病院機能の向上に取り組み、令和5年3月に認定を受けた。	2,631,043	救急搬送人数(人)	5,993	6,675	111.4%	公立病院として、急性期医療、高度医療のほか、救急・小児・周産期医療といった不採算医療を担うとともに、がん診療の拠点病院としての役割を担うことで、地域住民が安心して医療を受けられる環境を提供する。	新型コロナウイルスの診療と、救急・小児・周産期等の一般診療を両立し、多くの患者を受け入れた。新型コロナウイルス対応では、専用病棟を1病棟増やし、1日最大80人を超える患者を受け入れた。地域がん診療連携拠点病院として、積極的にがん患者の検査、手術等の診療を行ったほか、がん相談など、患者が気軽に相談できる環境を提供した。	引き続き、基幹病院としての機能を充実するため、医療スタッフの確保に努めるとともに、新病院開院までは機能維持に必要な機器更新や施設修繕を行っていく。 がん診療に関しては、診療やがん相談を充実していく。また、県立足柄上病院との連携協定に基づき、産科と放射線治療が集約され、充実を図っていく。	①継続実施
499	経営管理課	経営改革プラン推進事業		市立病院に求められる医療を安定的に提供し続けていくため、経営改善により持続可能な病院経営を推進する。 令和4年度は、総務省のガイドラインに基づき経営強化プランを作成するため、病院運営審議会に諮問し、その計画内容について同審議会の会議を6回開催して議論を深めた。	14,795	経常収支比率(%)	100.0	114.2	114.2%	県西地域の基幹病院として、急性期医療、高度医療のほか、救急・小児・周産期医療といった政策的医療を安定的に提供するため、経営改善を進める必要がある。	令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新型コロナウイルス患者の診療と一般診療を両立した結果、医業収支は黒字となった。令和3年度と比較して令和4年度は、患者数が増加したことなどにより、医業収益が大幅に伸びて、経常収支比率についても、令和3年度の103.9%から令和4年度は114.2%となり目標を達成した。	令和5年度中に次期経営強化プランを策定し、引き続き経営改善に取り組むとともに、地方公営企業法の全部適用の効果検証を行っていく。	①継続実施
500	経営管理課	病院事業会計への繰り出し		公立病院及び基幹病院として、急性期医療や高度医療のほか、救急・小児・周産期医療といった不採算医療等を担い、地域住民が安心して医療を受けられる環境を提供していくほか、新病院建設事業を推進するため、国が定める地方公営企業繰出基準に基づき、公費で負担すべきものについて、市の一般会計から負担金を繰り出す。 令和4年度は、繰出基準額1,962百万円に対して、1,402百万円を繰り出した。	1,402,000	繰出額(百万円)	1,962	1,402	71.5%	国が定める地方公営企業繰出基準に基づき、公費で負担すべきものについて、市の一般会計から負担金を繰り出す。	令和4年度は、繰出基準額1,962百万円に対して、1,402百万円を繰り出した。	引き続き、市の財政当局と調整しながら、必要な負担金を繰り出していく。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
501	病院 再整備 課	新病院建 設事業		地域の基幹病院である市立病院に求められる役割を果たすため、必要な機能が充実した新病院を建設する。	817,906	全体事業 費に対する 当該年度 までの事業 実施出来 高(全体事 業の進捗 率)(%)	5.4%	4.8%	87.9%	市立病院は、三次救急、小児、周産期、がん医療など、県西二次保健医療圏の他病院での代替が困難な医療を安定して提供し続ける必要がある。	山留壁設置等工事、埋蔵文化財発掘調査、駐車場移設工事、付替え道路築造工事及び同工事に伴う上下水道・ガス撤去・東電・NTT・CATV施設移設工事等が競合するため、全体調整会議を開催することで、各工事、調査の情報共有を図るとともに、相互の連絡体制を構築することで、タイトな工期内の円滑な事業の進捗を可能とした。	令和8年春の開院を目指し、安全・着実に事業を進める。	① 継続実施
502	医事 課	地域医療 支援病院 事業		地域住民が地域で安心して医療を受けられる環境を提供するため、地域医療支援病院として、地域の医療機関との機能分化を図り、患者の紹介(他院→当院)と逆紹介(当院→他院)を強化しながら、地域医療の確保を支援する。令和4年度は、医師とともに地域の医療機関22施設を訪問し、医師同士の顔の見える関係づくりや、医療機器の共同利用を通じて、地域内の医療連携の強化を図った。(紹介率:71.7%(前年度比-0.7%)・逆紹介率:81.5%(前年度比-4.4%))	23,075	患者紹介 率(%)	75.0	71.7	95.6%	県西地域の基幹病院である当院が、救急患者や紹介患者の診療を担うことで、地域住民が住み慣れた地域で安心して医療を受けられる環境を提供している。	地域の医療機関への訪問などを通じて地域医療機関の機能分化と連携強化をより一層推し進めた。また、登録医制度を再構築し、「登録証」を医療機関に送付した。	市立病院は、医師の交代があることから、医療機関訪問や診療科ガイドの発行などを通じて「顔の見える関係づくり」を継続して実施していく。	① 継続実施
503	消防 総務 課	消防組織 運営事業		職員の意識を向上させ、市民の消防行政への理解と認識を図り、消防業務を円滑に遂行させる。 消防需要の増加に伴い、消防行政事務についても多岐にわたり実施する必要性が求められているため、国等の動向や各機関からの情報収集を積極的に実施し、消防組織の強化を図る。  ◎令和4年度消防職員委員会1回、安全衛生委員会2回実施。	196	消防職員 委員会及 び安全衛 生委員会 の実施回 数(回)	3	3	100.0%	消防行政を推進するための事務執行に係る執務環境の適正な維持管理を行うほか、表彰事務、消防広報及び消防出初式の式典等を実施。 安全衛生について、会議及び全ての署所の巡回を実施。	毎月の広報主管課による聞き取りが実施され消防広報について更に充実した効果が見込める。 効率的な広報の実施 庁舎改修工事等がある中、安全衛生に関し、高い水準で維持することができた。	積極的広報を実施するためのメニューの整理。 令和4年度消防出初式(令和5年1月11日)を三の丸ホールで実施した。 来年度はコロナ感染症が2類から5類に移行することも含め、より効率的な消防出初式の挙行方法を消防本部として検討していく。	① 継続実施
504	消防 総務 課	消防被服 等貸与事 業		平成29年度から職員個々が必要としている被服を点数制にて貸与可能とした。これにより職員が希望する被服が100パーセント貸与できており、令和4年度も継続したことで成果を上げた。 防火服については平成25年度の消防広域化において一斉に貸与していることから老朽化が激しいため、令和2年度にリース化における貸与事業を進め、令和3年度予算化され、防火服のリース契約を完了した。 コロナ禍の影響により防火衣の納入に遅延が発生したが、令和4年6月16日に防火服400着が納入、7月1日から運用が開始され消防全職員への配備が完了した。	31,424	-	-	-	-	消防被服の点数制貸与制度を(防火服を除く)導入したことにより、予算の平準化が図られた。 防火服のリース化事業が予算化されたため今後の予算が平準化される。	消防広域化10年目を迎え、貸与品の見直し及び物価高騰による点数制の見直しなど、慎重に対応する必要がある。 来年度以降は防火服の修繕やクリーニング等の維持管理を適正に実施していく。	② 見直し・改善	

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
505	消防総務課	消防職員採用事業		大量定年退職者による消防力の低下を防ぐため、定年退職者等の人員を予測し先行採用するなど、中期的な職員採用の計画を立てる。 職員の長期研修や国、県、市町への派遣、定年退職を勘案し、消防活動能力の低下を起さぬよう計画的に新規職員を採用する。 再任用制度及び行政専門員制度を活用するとともに、再雇用及び制度活用時の職域や職場体制を検討する。 令和4年度、小田原市職員定数条例の一部を改正し、令和5年度から消防学校等への派遣職員を条例定数外とした。 令和4年度の定年退職者及び普通退職者など条例定数を考慮した上で、新規職員を6人採用した。	3,233	採用計画 人数(人)	6	6	100.0%	消防組織法の規定により、市は区域内における消防業務を実施するとともに、継続的な消防サービスを確実かつ円滑に遂行するため、市が責任を持って実施すべき事業である。	令和5年度4月1日付けで6人採用した。	令和5年度から施行される定年引上げに伴い、役職定年を迎える対象職員への意向調査等を実施するなど、新規採用を平準化し継続的な人員の確保が必要である。	① 継続実施
506	消防総務課・警防計画課	消防職員教育・訓練事業		新型コロナウイルス感染症が流行したが、感染症対策を徹底した上で、状況に応じ、管理監督者を対象としたハラスメント研修を開催した。また、動画視聴や対面教育などを融合したハイブリッド方式を用いた新任研修等を実施した。警防計画課所管の教育・訓練等も感染症対策を徹底した上で、ほぼ計画どおり実施できた。	2,661	教育・訓練 回数(回)	46	40	87.0%	新型コロナウイルス感染症の流行が拡大した異例の年度であるため妥当性等の判断基準に欠ける。	動画教育資料を作成し、動画視聴と対面教育を融合するなど、コロナ禍においても支障なく事業を実施することができた。	来年度、新型コロナウイルス感染症が2類から5類に移行することを踏まえ、令和元年度以前の研修会等の実績状況を確認するとともに、DXを融合した内部教育及び研修会等を再度検討していく。	② 見直し・改善
507	消防総務課	消防庁舎再整備事業		【目的】 消防署所の再配置等により消防力を適正に配置することで、消防需要に対応した効率、効果的な消防体制の構築を図ることを目的とする。 【内容】 消防の広域化に伴い、管轄区域が統合されたことにより消防力が重複する地域が発生する一方で、従来から比較的消防力の低い地域が存在するなど消防力に不均衡が生じているため、消防署所の配置を見直し、消防需要に応じた消防力を提供していく。消防署所再整備計画に基づき、老朽化等により再整備が必要な署所を適正配置し、現状の人員を最大限に活用することで、経費及び人員を増加することなく、全体の消防力を向上させる。 【主な成果】 山北出張所の再整備における令和3年度の実設計を経て、建設工事に着手した。並行して第2期工事となる敷地内の訓練スペースにおける外構工事の基本計画を整備し、建設工事のスムーズな移行を確保した。また、署所再整備計画の一部改正を行い、続く第2期実行計画移行の内容を更に具体化させた。	50,931	消防庁舎の再整備 工事の進捗率(%)	44.0	44.0	100.0%	消防広域化による管轄区域と署所数の拡大の一方で、消防本部の発足から半世紀以上を経た現代の都市構造と地域の消防ニーズは大きく変容している。両者の需給バランスを考えた署所の再整備による地域特性への消防力の適応は、市民サービスの向上に直結する。	既存庁舎での消防業務運用を維持したまま、敷地内の隣接スペースに新庁舎を建設することで建て替え工事の仮設建築物の設置が不要となり、経費と工期が大幅に削減した。	管内10署所のうち、再整備計画に基づいて再整備対象となっている4署所について、訓練機能の整備も含めた基本方針の検討を進めていく。	① 継続実施
508	消防総務課	消防施設維持管理事業		【目的】 消防施設の365日24時間体制で稼働させていくための保守管理や維持修繕のほか機能向上のための改修工事。 【内容】 所管施設の全10署所について、築年数と建物規模、消防体系上の機能性の違いも考慮しながら、効率的かつ効果的な維持修繕を進めていく。 【成果】 令和4年度は、老朽化に係る応急修繕のほか、新型コロナウイルスに係る感染症対策、非常電源設備関係を優先的に実施した。 (主な施設:小田原消防署、栢山出張所、荻窪出張所、足柄消防署、松田分署、山北出張所)	162,877	修繕実施 件数(件)	8	8	100.0%	消防組織法の規定により、市は区域内における消防業務を実施するとともに、その費用を負担することとされていることから、市が責任を持って実施すべき事業である。	点検等業務の一部を民間に委託し、事務の効率化を図った。	全体的に施設の老朽化も進んでいるため、今後、抜本的な対応策を検討する必要がある。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
509	消防総務課	消防団広域連携事業		<p>【目的】 消防団と常備消防とは密接な連携・協力の下で活動することが必要となるため、定例的な連絡会議の開催等を実施し、情報共有を図り、常に顔の見える関係を構築するとともに、消防団教育により消防団の知識向上を図るもの。</p> <p>【内容】 2市5町正副団長会議を必要に応じて年度ごとに開催し、広域的な災害における地域防災力の連携関係の強化を図る。消防団員向けの取組では、外部講師による「消防団員の怪我の防止」研修会を開催し、消防団員の高齢化も踏まえた日常からの体調管理意識の向上を図る。</p> <p>【主な成果】 3年ぶりの2市5町正副団長会議の開催によって、各市町の消防団と常備消防は顔の見える関係に基づいた災害現場での情報共有や円滑な消防活動につながっている。消防団員対象の講習については、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止した。</p>	388	消防団員教育の実施(回)	1	0	0.0%	<p>本市は南足柄市及び足柄上郡5町の消防事務を受託しており、委託地域は広大な面積及び消防団員数で構成されていることから、各消防団との密接な連携・協力は、災害現場においてなくてはならないものである。特に大規模災害発生時には、消防団の活動が必要不可欠であり、消防団研修についても継続していく必要がある。</p>	<p>本市及び南足柄市並びに足柄上郡5町に係る消防団正副団長会議等の実施方法について見直した結果、令和2年度から次のとおり実施することになった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団正副団長会議については、各市町の正副団長間で協議すべき広域的事案が発生した場合に必要なに応じて開催する。</li> <li>・消防団正副団長意見交換会についてはこれまでどおり、毎年1回開催する。</li> <li>・これまで消防団正副団長会議の後に実施していた研修会については廃止し、「2市5町消防団広域連携研修会」に統合する。</li> </ul>	<p>本市及び南足柄市並びに足柄上郡5町消防団の情報共有、常に顔の見える関係を構築し、大規模災害発生時に密接な連携が図られるように引き続き取り組む。</p> <p>2市5町消防団広域連携研修会において、消防団員の知識向上が図られるよう、研修テーマなどを検討していく。</p>	① 継続実施
510	消防総務課	広域消防事業特別会計への繰り出し		<p>【目的】 本会計は、足柄上地域1市5町から消防事務を受託した消防広域化に伴い、関係市町の財政負担の明確化を図るため平成25年度に設置されたもの。</p> <p>【内容】 広域消防に係る運営経費は、小田原市を含む構成2市5町の各負担割合に基づき年度ごとに支出負担額が決算される。</p> <p>【成果】 経常経費以外の部分で、消防広域化による規模の拡大がもたらす効率化の観点からは、消防署所の配置の最適化や組織・人員の運用効率と部門ごとの専門性の高度化を進めることによって、費用対効果の向上を図れている。</p>	2,429,122	指標設定が適さない事業であるため、対象外	-	-	-	<p>近年における災害態様の多様化と大規模化が認められる傾向において、消防体制の広域化と構成市町の共同負担による消防資源の規模拡大は、対費用効果の最大化につながる。</p>	<p>情報指令センターの人員勤務体制について従前の2部制から3部制への試行運用。救急要請が集中する昼間に日勤救急隊を編成しての増隊運用。データ分析に基づく消防署所再整備計画(配置、規模、機能)の一部改正。</p>	<p>消防上の社会課題の変容に合わせて、物的・質的・人的資源の全般で対費用効果の最大化を図っていく。</p>	① 継続実施
511	予防課	火災予防推進事業		<p>【事業目的、内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災の被害を軽減するため、火災予防を広報するとともに、住宅用火災警報器の設置率向上を図る。</li> <li>・立入検査業務、違反処理体制を強化し、法令違反の是正に努める。</li> <li>・予防委員の育成と更なるレベルアップを図るため、計画的に高度な教育等を施す。</li> </ul> <p>【主な成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防職員が住宅用火災警報器の設置率調査時に設置、点検・交換等の広報を行うことで、より効果的に広報ができた。</li> <li>・消防学校専科教育及び各種講習を受講して得た知識等を、所属の職員に周知等することで、予防業務に関心がある職員が増えた。</li> </ul>	618	-	-	-	-	<p>住宅用火災警報器の設置率向上に向けて、あらゆる機会を捉え、効果的に広報できた。予防課が主管課となり、警防課を対象に予防業務研修を実施した。</p>	<p>全国及び県の住宅火災警報器の設置率に近づけるよう継続して広報活動を展開していく。</p> <p>重大違反となっている違反対象物の是正に向けて指導にあたる。</p>	① 継続実施	
512	予防課	火災原因調査業務強化事業		<p>【事業目的、内容】</p> <p>消防部隊等も火災原因調査を行う体制になったこと及び製品火災を始めとする出火事例について正確な原因究明が求められていることから、火災原因調査業務の更なるレベルアップを図る。</p> <p>火災原因調査に必要な資機材を各部隊に整備し、調査能力を平準化及び向上させ、判明した調査結果を今後の火災予防の諸施策及び警防業務に反映させる。</p> <p>【主な成果】</p> <p>より正確な出火原因を判定するため、専門機関に鑑識に係る技術協力を依頼する部署が増えるなど、火災調査に対する認識が向上した。</p> <p>火災原因調査用のデジタルカメラや調査に必要な器材を配布し、調査業務の効率化を図った。</p>	144	-	-	-	-	<p>火災原因調査用の調査に必要な器材を配布するなど、調査業務の効率化を図った。</p>	<p>調査技術等の向上のため、消防大学校、県消防学校等で行われる専科教育及び講習会等に計画的に受講させる。また、製品火災を伴う事案については、積極的に消防研究センター原因調査室との連絡体制を構築していく。</p>	① 継続実施	



事務事業評価(令和4年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
513	警 防 計 画 課	消防水利 施設等整 備事業		消火活動に不可欠な消火栓や耐久性防火水槽の整備及び維持管理を目的とする。	1,691	新設消火 栓設置 (基)	2	2	100.0%	消火活動の充実を図るため、市内全体の水利格差を軽減する。 維持管理については、緊急性を考慮し上下水道局と協議しながら効率よく実施している。消火栓の設置については、上下水道局が行う工事に合わせて実施することで、コストの削減を図っている。	消火栓の設置については、地理的条件などを考慮し、必要な場所に設置していく。	① 継 続 実 施	
514	警 防 計 画 課	水防施設・ 資機材整 備事業		水害による被害を軽減するため、水防資機材の整備や水防施設の維持修繕を行い、水防対策の推進を図る。	2,288	水防施設 の維持修 繕(点検) (箇所)	7	7	100.0%	水防対策として防潮扉、水防倉庫の維持管理を実施している。	防潮扉や水防倉庫の維持管理は老朽化などの状況を踏まえ、計画的に実施している。	防潮扉や水防倉庫の維持修繕に努めるとともに、資機材の適正な配置を検討していく。	① 継 続 実 施
515	警 防 計 画 課	消防救急 車両・装 備等整備 事業		あらゆる災害現場に対し、より迅速・的確な対応をするために、必要な消防車両を計画的に更新・整備する。	73,166	車両更新 (台)	7	7	100.0%	複雑多様化する災害への対応や、車両の老朽化に伴う機能低下を防ぐため、車両更新計画に基づき、各車両の更新・整備計画を行っている。	更新毎に車両の仕様変更を行うのは、活動の均一が図れないため、更新車両の仕様を極力均一にする。	小田原市消防本部消防用車両等整備計画に基づき、更新・整備の充実を図る。	① 継 続 実 施
516	警 防 計 画 課	広域応援 体制強化 事業		大規模災害や特殊災害発生時に、隣接消防本部及び他都市消防本部との連携体制の充実を図り、円滑な応援活動を実施できるよう、定期的に合同訓練を実施する。	50	隣接消防 本部等と円 滑な応援活 動が行える よう、定期 的に実施し た合同訓練 の実施回数 (回)	9	8	88.9%	他市町消防機関と合同訓練を行うことで、様々な課題が抽出される。その一つひとつを検証することで、実災害における他市町消防機関とのスムーズな連携活動につながる。	訓練の事前調整などはオンライン会議とすることで、出張などの経費を削減している。	実災害における広域連携活動を円滑に実施するため、継続的に合同訓練を実施する。	① 継 続 実 施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
517	救急課	市民応急救護力推進事業		救急需要の増加による救急隊の現場到着所要時間が遅延がないよう、住民に対し救急車の正しい利用方法について、ホームページ等を利用し救急車適正利用について広報、啓発を行った。 救急車適正利用について、救急搬送人員に占める軽症者の割合が、平成29年以降は40%を下回ることができていたが、令和4年度は新型コロナウイルス感染等により傷病者が増加したため、40%を下回ることができなかった。 住民に対し救命講習等の指導を継続して行い、応急手当の知識・技術を普及する。 令和4年度は、新型コロナウイルス感染症等の影響があり、住民に対する救命講習の開催を中止せざるを得なかった。 また、AED公表についてはホームページに掲載し住民へ周知した。	2,363	搬送人員に占める軽症者の割合が、40%を下回る	40%	40.6%	99%	救急車の出動件数は年間18,000件を超え、救急隊の現場到着所要時間が遅延すると救命率が低下するおそれがある。救命講習に参加することによる、住民の救急業務に対する住民の意識を高めるとともに、救急車の適正利用を促す。また、「住民による応急手当」が重要な役割を果たしていることから救命講習の実施は有効である。	救急車適正利用について、ポスター及びのぼり旗の掲示などで広報活動を実施した。 新型コロナウイルス感染症の影響により、人と人の接触時間を減らすため救命講習実施の際に事前WEB講習の導入した。	新型コロナウイルスの感染拡大による混乱のため、搬送人員に占める軽症者の割合が、40%を下回ることができなかった。今後も救急車の適正利用について広報活動を継続していく。 事前WEB講習を導入し、効果的、効率的な応急手当の普及啓発をさらに推進していく。 令和4年度から救急需要増加対策事業と統合し効果的、効率的な事業としたが、今後も一層効率をあげていく。	①継続実施
518	救急課	救急用資機材整備事業		迅速かつ適切な救命処置を実施するため、救急隊の資機材を整備するだけでなく、消防車に救命処置用資機材を積載することで、救急隊が到着する前に必要な処置を消防隊が行うことができるようにする。 救急隊員や消防隊員等の感染防止及び傷病者への2次感染の防止を図る。多数傷病者発生事案においてトリアージ、応急処置及び搬送を適切に実施できるようにする。 令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、救急活動に使用する感染症対策資機材の整備が急務となった。	13,872	AED積載消防車両台数(台)	16	16	100.0%	消防隊が救急隊よりも先着する場合や、救助現場において、消防隊や救助隊などの消防車両にAEDなどの救急用資機材を積載し、救命のチャンスを逃さない必要がある。また、大規模災害や多数の傷病者が発生する事案に対応するための資機材の備蓄を進める必要がある。 何より、活動する隊員が暴露から身を守るため、感染症対策用資機材の充実を図り二次感染の防止を図る必要がある。	消防隊や救助隊へのAED積載は継続し目標を達成している。 感染症対策用資機材は新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に消費したが、備蓄を活用した。	消防隊用の心肺停止の傷病者に使用する資機材等の維持管理を継続する。 感染症の大規模な流行や、集団災害による多数傷病者発生事案に対応するための感染防止用資機材及び多数傷病者事案に対応する資機材の整備・更新を実施する。	①継続実施
519	救急課	救急隊員養成・医療連携事業		救急救命士養成を行うとともに、救急救命処置に必要な各種講習及び病院実習を実施し、技術、知識の維持向上を図る。 常時、複数の救急救命士が乗車できる体制を構築するとともに、救急救命処置に関する新たな資格等の取得に努め、更なる救命率の向上を目指す。 また、訓練等を通じ救急救命士以外の救急隊員の技術、知識向上を図る。 令和3年度は、3人の救急救命士養成、5人の就業前病院研修、24人の再教育病院研修及び気管挿管認定病院実習等を実施した。地域における消防機関と医療機関の連携を図る。 救急救命士が行う救命処置の質を担保するために、医師の指示体制、救急活動事案の検証、活動基準の作成及び教育訓練を実施し、PDCAサイクルによる継続的な医療行為の質の向上を図り、傷病者の予後の改善を図る。 救急救命士が行う救急救命処置に必要な「医師の指示体制」、「教育研修」、「医学的な救急活動の検証」及び「活動基準の見直し」を継続的に行い、救急救命士・救急隊員が行う救急業務の質を保持する。 令和3年度は、救急隊の活動について毎月(12回)医師により救急活動の検証を受け、救急隊員の質の向上に努めた。	13,765	-	-	-	-	救急救命士が常時複数乗車できる体制を確保するため、今年度も3人の新規養成を実施した。救急救命士病院実習は新型コロナウイルス感染症の影響により一部中止した。湘南地区メディカルコントロール協議会が行う、各種事業や県医師会主催の研修会へ参加を通して連携を図った。	救急隊に常時複数名の救急救命士が搭乗できるような体制を整備するとともに、救急救命士の技能の維持・向上を図るために再教育及び指導救命士の育成を推進する。また、救急救命士以外の隊員のレベルアップを図るとともに人材の育成に努める。推進していくために、新型コロナウイルス感染防止対策を考慮し人と人の接触時間を減らすための事前WEB講習を導入し救命講習を実施する。	①継続実施	
520	情報司令課	情報通信施設整備事業		消防情報指令システム及び消防救急デジタル無線設備等の適切な維持管理を行う。 消防情報指令システム更新整備については、令和元年度に更新整備を完了しているが、次期更新までの間、119番通報受信等の指令業務に支障をきたさないよう、関連する機器類の維持管理に努める。 消防救急デジタル無線の維持管理については、指令システム同様、現場で活動を行う消防部隊の災害対応に支障をきたさないよう、通信機器の維持管理に努める。	104,299	指標設定が適さない事業であるため、対象外	-	-	-	住民等からの119番通報に対し、迅速、的確に出動指令を出せるよう「消防情報指令システム」等の維持管理及び機能強化を行い、地域住民の救命率向上や各種災害の被害軽減を図る。	消防情報指令システムの高機能化をより発揮させるため、司令課員により日常的な電子地図のメンテナンス(付加データ入力)の実施、定期的に住民データ更新を行うことで本システムの高機能化を図った。	消防情報指令システム及び消防救急デジタル無線の計画的な維持管理及び更新整備を実施していく。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属 (旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
521	消防課 (小田原署)	消防団運 営事業		地域防災組織の要である消防団の組織力向上や消防団員の被服等の更新・整備を図る事業。 【内容】 消防団の組織力向上における持続可能な消防団体制を構築するために、検討を進める必要がある。また、被服等についても継続的に購入、更新を進める必要がある。 【主な成果】 消防団が自ら「持続可能な消防団体制のあり方検討委員会」を立ち上げ、検討会を行うとともに、「持続可能な消防団体制のあり方に関する提言書」を市長に提出した。 被服等の購入に関しては、令和4年度に防火衣及び防火帽のリース契約を完了した。	5,805	指標設定 が適さない 事業である ため対象 外	-	-	-	地域防災の要である消防団員が災害活動に従事するために、同一仕様の防火衣及び防火帽を必要数一括して整備することは、安全管理上必要である。	同一仕様の防火衣及び防火帽を必要数一括導入することができ、今後の予算が平準化された。	活動服等の装備については、国が定める「消防団の装備の基準」に基づいて、今後も継続的に事業を進める必要がある。	① 継続実施
522	消防課 (小田原署)	消防団車 両・資機材 整備事業		消防団の災害対応力を向上させるため、震災対策用にエンジンカッター、チェーンソー等の資機材の配備を進め装備の充実を図る事業。 【内容】 平成7年から、震災対策用のエンジンカッターやチェーンソーの配備を開始し、令和元年度に全分団へ配備が完了した。しかし、事業当初に配備したエンジンカッターやチェーンソーは老朽化が著しく、更に交換部品が生産終了している等、使用の際に支障をきたすおそれがあるため、今後、継続的に機器を更新し、事業を進める必要がある。 【主な成果】 消防団の震災等の災害対応能力が向上した。	31,665	震災対策 用エンジン カッター、 チェーン ソーの配 備率(%)	100.0	100.0	100.0%	大規模災害時等が発生した際は、消防団が単独で活動する可能性もあるので、市施策による整備は必要である。	事業費、人件費ともに余剰な部分はなく、適切である。	災害時に使用する消防団用資機材の整備・更新を進め、地域防災力の強化を図るため、今後も継続的に事業を進める必要がある。	① 継続実施
523	消防課 (小田原署)	消防団施 設維持管 理事業		消防団待機宿舎の現地建て替えや移転による再整備のほか、修繕による老朽化した消防団施設の長寿命化を図る事業。 【内容】 本市内に消防団待機宿舎は54施設あり、その多くの消防団待機宿舎が老朽化等により機能維持のための改修が必要である。今後も継続的に消防団待機宿舎の再整備や修繕を進める必要がある。 【主な成果】 消防団待機宿舎の再整備や修繕により、施設が長寿命化した。	10,953	修繕実施 件数(件)	4	4	100.0%	大規模災害等が発生した際は、消防団員が待機したり、地域防災の拠点となりうるため、地域防災組織の消火力を低下させないためにも、市施策による整備が必要である。	消防団待機宿舎の再整備や修繕を計画的に行うことにより、施設の長寿命化を図った。	多くの消防施設で老朽化が進んでいるため、消防団待機宿舎の拠点化を軸に、継続的な再整備、修繕が必要である。	② 見直し・改善
524	経営 総務課	健全経営 確保事業 (水道)		水道事業を健全に運営していくため、学識経験者や上下水道利用者等で構成される上下水道運営審議会に対し、水道使用料の適正化、健全経営の在り方等について諮問を行い水道事業の適正な受益と負担等について、客観的な観点から検証する。 令和4年度は1回開催し、令和3年度水道事業会計決算及びおだわら水道ビジョン(令和4年6月改定版)について報告を行い、意見をいただいた。	134	経常収支 比率 (%)	100.0	104.8	104.8%	上下水道運営審議会は、学識経験者等が客観的な観点から市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告するとともに、必要と認める事項について意見を具申する機関であり、水道事業の健全運営のためには必要な付属機関である。	水道事業及び下水道事業の統合に伴い、令和4年度から上下水道運営審議会として組織改編を行い、両事業の調査審議及び運営状況等の報告を行っている。	水道事業の安定的な運営を行うため、引き続き、上下水道運営審議会への諮問及び報告等を行っている。	① 継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
525	経営 総務課	健全経営 確保事業 (下水道)		下水道事業を健全に運営していくため、学識経験者や上下水道使用者等で構成される上下水道運営審議会に対し、下水道使用料の適正化、健全経営の在り方等について諮問を行い下水道事業の適正な受益と負担等について、客観的な観点から検証する。 令和4年度は1回開催し、令和3年度水道事業会計決算及びおだわら下水道ビジョン(令和4年6月改定版)について報告を行い、意見をいただいた。	0	経常収支 比率 (%)	100.0	99.2	99.2%	上下水道運営審議会は、学識経験者等が客観的な観点から市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告するとともに、必要と認める事項について意見を具申する機関であり、下水道事業の健全運営のためには必要な付属機関である。	下水道事業及び下水道事業の統 合に伴い、令和4年度から上下 水道運営審議会として組織改 編を行い、両事業の調査審議 及び運営状況等の報告を行っ ている。	下水道事業の安定的な運 営を行うため、引き続き、 上下水道運営審議会への 諮問及び報告等を行って いく。	① 継続 実施
526	経営 総務課	上下水道 広報事業 (水道)		水道事業の重要性を効果的・効率的な手段(広報誌への掲載や「水道週間イベント」でのPR等)で市民等に伝え、水道事業について広く知ってもらうことで、理解を深める。 ・FMおだわらへのスポットCM(通年) ・ハルネギャラリーでのパネル・動画展示(5/16~6/30) ・神静民報への水道の日広告企画(6/1) ・水道週間イベント(6/11) ・マロニエパネル展示(1/4~1/31)	866	イベント等 事業開催 回数(回)	4	5	125.0%	水道事業について市民に広く知ってもらうことで理解を深めるために啓発は必要不可欠である。	広報誌やイベントでは、水道に 関わるテーマを絞り込み、啓発 していることから、効率的に実 施している。	広報委員会水道部会を中 心に、事業内容を企画・検 討している。 広報広聴室と協力しなが ら水道事業の紹介動画を 増やしていく。	① 継続 実施
527	経営 総務課・下 水道整備 課	上下水道 広報事業 (下水道)		下水道事業の重要性を効果的・効率的な手段(広報誌への掲載や「下水道ふれあいまつり」でのPR)で市民等に伝え、下水道接続促進を図ることにより、下水道使用料の確保など、下水道事業運営に必要な財源を確保を目的としているが、ふれあいまつりがコロナの影響で中止になった。 令和3年10月から、富野由悠季氏関連事業により「ガンダムデザインマンホール」の寄贈を受け、ガンダムデザインマンホールカードの配布を開始した。令和4年1月からは、神奈川県立小田原城北工業高等学校の生徒によりデザインされた「小田原巡り」マンホールのマンホールカードの配布を開始し、2枚とも令和4年度も継続して配布している。 令和2年4月から、市内の回遊性向上と新たな財源確保を目的としたデザインマンホール設置事業を開始し、令和4年4月から令和5年3月まで1件(1か所)の申請があった。 令和4年10月には小田原ガイド協会とのコラボイベント「集え！マンホールー秋のまちあるきin小田原」を開催し2日間で17人が参加した。	266	イベント等 事業開催 回数(回)	2	1	50.0%	下水道事業の安定的な運営を 図っていく上で、必要な財源を 積極的に確保する一手段とし て、下水道事業の啓発は必要 不可欠である。	広報誌やイベントでは、下水道 に関わるテーマを絞り込み、啓 発していることから、効率的に 実施している。	広報委員会下水道部会を 中心に、下水道広報アITEM であるマンホールカード やデザインマンホールの 活用方法や新たな啓発方 法等の研究を進めながら、 今後も当該事業の実施を 継続していく。	① 継続 実施
528	経営 総務課	水道事業 会計への 繰り出し		水道事業に係る経費のうち基幹水道構造物の耐震化事業に係る事業費の一部は、公的な便益も認められるため公費により負担することとなっていることから、「地方公営企業繰出金について(総務副大臣通知)」に基づき、公費で負担すべき経費を算出し、一般会計から繰り出す。	60,346	一般会計 からの繰出 額 (千円)	105,937	60,346	57.0%	水道事業に係る経費のうち基 幹水道構造物の耐震化事業に 係る事業費の一部について は、公的な便益も認められる ため公費により負担することが 妥当である。	不足額については、起債や内 部留保資金で賅った。	今後も「地方公営企業繰 出金について(総務副大 臣通知)」に基づき、公費 で負担すべき経費を算出 し、一般会計から繰り出し ていく。	① 継続 実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
529	経営 総務課	下水道事業会計への繰り出し		下水道事業に係る経費の負担区分は「雨水公費・汚水私費」が原則であるが、汚水処理に要する経費のうち、公共用水域の水質保全への効果が高い高度処理の経費や分流式下水道に要する経費の一部などは、公的な便益も認められるため公費により負担することとなっていることから、総務省の「地方公営企業繰入金通達」に基づき、公費で負担すべき経費を算出し、一般会計から繰り出す。	2,191,604	一般会計からの繰出額(千円)	2,100,000	2,191,604	104.4%	雨水処理や汚水処理の一部(公衆衛生の確保等)については、受益が広く市民に及ぶことから、その経費は公費で負担することが妥当である。	令和4年度は、燃料費高騰に伴い酒匂川流域下水道維持管理負担金が増額されたため、地方創生臨時交付金を活用して91,604千円を充当した。	今後も「地方公営企業繰入金通達」に基づき、公費で負担すべき経費を算出し、一般会計から繰り出していく。	① 継続 実施
530	経営 総務課	酒匂川流域下水道維持管理負担事業		酒匂川流域の関係市町(小田原・南足柄・秦野市、開成・大井・山北・松田・二宮・中井・箱根町)の汚水処理を行う「酒匂川流域下水道事業」の安定的な運営(事業主体:神奈川県)を図るため、関係市町及び神奈川県の負担割合に応じて、下水処理に係る施設建設や維持管理等の負担金を負担した。	2,002,887	流域下水道事業の安定稼働日数(日)	365	365	100.0%	酒匂川流域下水道は、関係市町の生活環境の改善や公衆衛生の向上を図るとともに、酒匂川の水質保全に寄与するものであり、市民生活を支える必要不可欠な施設である。よって、事業主体の神奈川県に負担金を拠出しないという選択肢はなく、行政が実施すべき事業である。	実汚水量把握のための流量計設置完了後、毎月県へ報告を行っている。	今後も、市民の生活環境の改善等を図るため、当該事業を継続していく。なお、不明水対策については、その削減に向けた調査や改善工事を計画的に実施する。さらに、維持管理に係る負担金の算出方法等、関係市町及び県との間には課題も多いため、解決に向け県との折衝を引き続き行っていく。	① 継続 実施
531	給排水 業務課	上下水道料金等賦課徴収事業(水道)	○	(水道料金) 水道給水条例施行規程に定める地区の水道使用者に対し、水道法第14条第1項の規定に基づき、水道料金を賦課・徴収する。	2,776,108	-	-	-	-		(水道料金) 受水槽使用者への注意喚起等、給水装置の適正な管理の周知に努めた。	(水道料金) 今後も当該事業の実施を継続していく。	① 継続 実施
532	給排水 業務課	上下水道料金等賦課徴収事業(下水道)	○	(下水道使用料) 下水道に接続し、利用している使用者に対し、下水道法第20条第1項の規定に基づき、下水道使用料を賦課・徴収する。  (受益者負担金) 公共下水道の建設に係る費用の一部とするため、当該建設により公共下水道が使用できるようになった土地の所有者等(利益を受ける者)に対し、都市計画法第75条第2項の規定に基づき、下水道事業受益者負担金(1㎡当たり280円・3年に分割して徴収が原則)を賦課・徴収する。	3,535,221	-	-	-	-		(下水道使用料) 下水道使用料の適正な賦課のため、現地調査を始めとした、使用状況の調査等を実施した。  (受益者負担金) 事務量及び経費軽減を図るため、納付書の発送を年4回行っていたところ、年1回に変更した。	(下水道使用料) 今後も当該事業の実施を継続していく  (受益者負担金) 今後も当該事業の実施を継続していく。	① 継続 実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
533	給排水業務課	下水道接続促進事業		下水道処理区域内の下水道接続促進を図るため、下水道の供用開始後3年以内の接続工事費に対する補助金の交付や、金融機関への接続工事費の融資あっせんを行い、市が利子補給をする制度とともに、未接続世帯への戸別訪問による接続勧奨を行う。	3,130	下水道接続率(%)	94.1	94.3	100.2%	下水道接続促進を図っていくことは、広く市民の生活環境の改善や公衆衛生の向上させることから、行政が実施すべき事業である。	未接続世帯への戸別訪問による接続勧奨は、平成28年度から、会計年度任用職員による直営(以前は委託業務)としたことから、課内で情報がすぐさま共有されることや、急な対応にも臨機応変に行うことができるようになった。	今後も、当該事業の実施を継続していく。	①継続実施
534	水道整備課・浄水管理課	水道施設整備事業		「おだわら水道ビジョン(経営戦略)」に基づき、安心でおいしい水道水の安定供給を図るため、老朽化した取水・浄水・配水施設の更新(耐震化)を計画的に実施する。 水道水の安定供給のため、基幹施設である高田浄水場の再整備や久野配水池の更新(耐震化)を進めるとともに、第二水源地の深井戸増設など施設拡張等に取り組むものである。 令和4年度は、高田浄水場再整備事業設計建設業務を契約締結し、令和3年度から久野配水池更新事業に取り組んでいるほか、中曽根補助水源更新事業に着手し、安定水量の確保を進めている。	655,610	配水池の耐震化率(%)	58.7	58.7	100.0%	浄水施設の更新(耐震化)については喫緊の課題であり、非常時や災害等に備え、取水・浄水・配水施設を順次更新(耐震化)し、安全安心な水道水の安定供給に努めることは水道事業者としての責務である。	浄水施設の高田浄水場については、将来の水需要に対応した施設規模の適正化を図るとともに長期的な視点から整備費の抑制と維持管理費の削減を見込んで更新する。 配水施設の久野配水池については、令和3年度から令和5年度に場内配管の縮径や緊急遮断弁を効果的に配置して更新している。 取水施設の中曽根補助水源については、深井戸更新に合わせて浸水対策も実施している。	高田浄水場再整備事業については令和6年1月から工事に着手し、令和11年度の完成を目指す。 また、久野配水池更新事業及び中曽根補助水源更新事業については、令和5年度に事業が完了する予定である。	①継続実施
535	水道整備課	水道管路整備事業		「おだわら水道ビジョン(経営戦略)」に基づき、地震等の災害が発生した場合でも、生命の維持や生活に必要な水道水を安定して供給するため、水道管路の計画的な更新を推進する。 水道水の安定供給のため、重要度の高い基幹管路等を優先的に更新(耐震化)するとともに、老朽給水管や鉛製給水管の布設替えについても計画的に取り組むものである。 令和4年度は、基幹管路の矢作配水管改良事業に着手したほか、令和3年度から久野配水池更新事業の中で場内配管の耐震化に取り組んでいる。 また、重要給水施設や鉄道・緊急輸送路下の重要度の高い管路の耐震化を進めるとともに、老朽給水管や鉛製給水管等の更新を計画的に実施している。	503,911	基幹管路の耐震化率(%)	60.1	59.7	99.3%	本市の管理する管路のうち、高田浄水場から久野配水池へ送水する久野送水管(L=5.6km)については最重要路線として位置付け、計画的に更新(耐震化)を進めており、災害による被害の軽減化推進に寄与している。 また、重要給水施設等につながる管路については、平成25年度から優先的に老朽管更新事業として更新(耐震化)しているところである。 鉛製給水管については水質基準の強化に伴い、安全安心な水道水の供給のため解消を進めているところである。	重要給水施設等につながる管路については、更新に伴い今後の水需要を勘案した縮径などにより、工事費の抑制を図った。 また、老朽管更新事業において従来採用してきたダクタイル鋳鉄管(DIP)よりも経済性に優れた水道配水用ポリエチレン管(HPPE)の採用口径の拡大を含め更新(耐震化)を進めている。	久野送水管の耐震化については令和5年度で完了する予定である。 配水管の耐震化については、優先順位を定め、計画的な事業推進を図る。 鉛製給水管については、令和11年度末までの完了を目指し、計画的に進める。	①継続実施
536	下水道整備課	汚水管渠整備事業		生活環境の改善及び公共用水域の水質の保全を目的とし、未普及地区の解消を図る事業である。 汚水管渠の整備を計画的に進め、約13ヘクタール(約2.8キロメートル)が新たに整備済みとなった。	519,238	下水道全体計画に対する面積普及率(%)	88.7	88.7	100.0%	生活環境を改善し、海や河川の水質を守るため、汚水管渠の整備を行う。	未普及地区のうち、住宅が密集している投資効果の高い地域を優先的に整備することで、効果的に事業を推進した。	引き続き、未普及地区の整備を進めるとともに、千代・下管我地区等の面的未普及地区の整備に向けた検討を行う。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
537	下水道整備課	雨水渠整備事業		台風や局地的な豪雨による浸水被害のリスク軽減を図るため、雨水渠の整備を行う事業であり、計画的に雨水渠の整備を行い、約2.4ヘクタール(約0.3キロメートル)が新たに整備済みとなった。	241,108	雨水渠幹線整備率(%)	57.1	56.5	98.9%	台風や局地的な豪雨による浸水被害のリスク軽減を図り、市民生活を守るため、雨水渠の整備を行う。	「雨水渠幹線整備計画」に基づき、浸水被害のあった箇所を優先的に整備を進めた。	引き続き、「雨水渠幹線整備計画」に基づき雨水渠の整備を進める。	① 継続実施
538	下水道整備課	下水道維持管理事業		下水道施設の機能を持続的に確保するための事業である。日常的な維持管理はもとより、緊急輸送路下や広域避難所などの排水を受ける重要な管渠を対象とした地震対策工事や、標準耐用年数を超過した陶管の長寿命化工事などを約5.7キロメートル実施した。また、下水道管路の維持管理に関する包括委託を令和4年11月から開始した。	1,217,438	重要な管渠の耐震化率(%)	52.2	47.0	90.0%	平常時の下水道機能の確保はもとより、災害時においても市民生活への影響を抑えるための対策を行う。	軌道横断部や緊急輸送路下、広域避難所の排水を受ける重要な管渠や、重要施設である中継ポンプ場など、優先順位が高い施設の老朽化対策を実施した。また、下水道管路の包括委託では、民間事業者の体制やノウハウを活用するとともに、通報受付から緊急対応までをワンストップで行うなど、業務の効率化及び利用者サービスの向上を図った。	地震対策については、令和13年度には全ての重要な管渠の耐震化を完了させることを目指しており、引き続き、計画的に対策を実施する。また、公民連携による効率的な維持管理に努める。	① 継続実施
539	浄水管理課	水質管理保持事業		安心でおいしい水道水を供給するために、水質検査機器を更新し水質管理体制の充実を図る事業である。水道法に基づく51項目中45項目の水質基準項目に加え、8項目の水質管理目標設定項目の自己検査を実施した。浄水管理課と環境保護課で保有している分析機器の相互利用を実施した。浄水処理の様々な工程において検査を実施し、薬品注入の適正化に努めた。水質検査機器を綿密に管理し、適切に更新する。令和4年度については残留塩素計1台と卓上PH計1台を更新した。	7,943	-	-	-	-		精度の高い検査を継続するため、令和2年度に4機器の更新を行ったが、機器購入から保守点検を含めたリース契約に変更したことによりコスト縮減と業務の効率化が図れた。また、環境保護課との分析機器の相互利用の継続により、分析機器のトータルコストの縮減が図れている。	精度の高い水質検査が実施できる体制づくりのため、綿密に分析機器を管理し、良好な状態を保つとともに、ほぼ毎年改正される水道水質基準等に適合するため、今後とも適切に対応していく。	① 継続実施
540	教育総務課	公立幼稚園教育推進事業		公立幼稚園における教育の質の向上を目的に、介助を要する園児を支援するため各園に会計年度任用職員を配置したほか、酒匂幼稚園、下中幼稚園での延長保育の実施、発達障がい児等の支援の方向性等を幼稚園教諭に助言するための臨床心理士等の専門家の派遣、教員の資質向上等を図るための研究事業を実施し、就学前教育の充実を図った。	44,376	介助教諭等配置数(人)	27	27	100.0%	平成31年3月に策定した「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」に位置付けた公立施設が果たす役割を踏まえ、市立幼稚園の運営を実施している。	市立幼稚園は、必要最低限の人員で運営しているが、質の高い保育を提供する上でも適正な職員数について検討している。	令和3年10月に策定した「小田原市立幼稚園の園児数減少への対応指針」により、園児数の最低基準を下回る園は、公立施設が果たす役割を踏まえながら、統合・廃止を段階的に進めていくことを前提に、今後の対応を検討していく。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
541	教育総務課・教育指導課	地域とともにある学校づくり推進事業		各学校・園のグランド・デザインをもとに、子どもや教職員、保護者、地域の方々の願いを生かした特色ある学校づくりの取組について、各学校・園が地域とともに構成する研究会に委託し、子どもの学びと育ちを地域ぐるみで支えていく学校づくりを推進した。  子どもたちの健やかな成長を願い、市民が一体となって地域に根ざした教育活動を実践するため、小田原市学校支援地域本部を設置し、11中学校区(41校・園)で学校を支援する教育活動を推進した。各園、各小中学校にスクールボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア活動の推進、教育活動や教職員の支援を実施した。	14,101	事業実施校・園数(校・園)	41	41	100.0%	各学校・園の研究会がそれぞれの特色を生かした取組を推進することは、本市の教育目標の具現化を図っていくために必要不可欠な事業である。単年度委託ではあるが、それぞれの研究会が中・長期的な視野を持って取り組んでおり、学校からの要望が大きい。	地域の方の協力により成り立っているところも多く、更なる市民力の確保に努めるとともに、予算の拡充を検討していく必要がある。	令和5年度から個別事業の多くを教育総務課地域教育推進係に集約し、一層の充実を図る。	②見直し・改善
542	教育総務課	放課後児童健全育成事業	○	保護者の就労や疾病等で、放課後に保護者のいない小学生を対象に、安全安心な居場所を提供する。 市内24小学校(片浦小学校休所中)で放課後児童クラブを開設しており、1年生から6年生までの約1,600人の児童を放課後、土曜日、夏休みなどの長期休暇期間に受け入れ、見守りを行っている。 入所希望児童数は増えているが、待機児童0を継続した。	338,224	-	-	-	-	運営業務委託事業者の独自のプログラムの実施や、民間企業の提供するオンライン工場見学への参加、UMECOに登録している市民活動団体との連携など、サービスの向上に努めた。 入所希望児童数は増えているが、待機児童0を継続した。	令和5年9月末日で現行の契約(R2.10.1~R5.9.30)が完了する。 サウンディング調査の結果を踏まえ、2か所の放課後児童クラブは市内事業者により、その他を一括で運営委託をする方向で事業者を選定する。 10月以降の受託事業者と連携し、引き続き、安全安心な放課後児童クラブの運営を継続していく。	①継続実施	
543	教育総務課	放課後子ども教室事業		全ての児童を対象として、放課後の時間に、小学校の余裕教室等を子どもの安全安心な活動拠点として活用し、地域の方々の参画等を得て、学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動等の機会を創出する。 令和元年度までに小学校25校全てに設置した。 コロナ禍で開催を見合わせていたが、令和4年11月からは全校で放課後子ども教室を再開した。 令和4年度の登録者数は約800人、延べ523回の放課後子ども教室を実施し、1回当たりの参加児童は平均19人であった。	15,532	一体化(クラブ連携)学校数(校)	25	25	100.0%	学校を拠点に、地域の方々の協力を得ながら実施することで、児童が心豊かで、健やかに育まれることにつながっている。	コーディネーターが作成した活動プログラムの実施やUMECOに登録している市民活動団体との連携など、プログラムの充実等サービスの向上に努めた。	放課後児童クラブとの連携を図り、引き続き、安全・安心な子供の居場所を提供していくとともに、効率的な運用や連携について研究していく。	①継続実施
544	教育総務課・教育指導課	児童生徒指導充実事業		多様化する生徒指導の課題に対応するため、必要としている小中学校へ生徒指導員を派遣し、生徒の心に十分寄り添いながら、気持ちを受け止め、抱えているストレスを和らげるとともに、より良い学校生活を送ることに前向きになるよう、教員と協力しながら指導を行った。  いじめ防止対策の実行性を高めるための調査研究や重大事態発生時における調査を行うため、また関係機関との連絡調整を図るため、いじめ防止対策調査会やいじめ問題対策連絡会を開催した。 さらに、いじめの未然防止を図るため、いじめ予防教室を7校11学級で実施した。 これらの取組等により、学校現場でいじめを積極的に認知しようとする意識が向上しており、早期発見・早期対応につながっている。	14,522	生徒指導員の派遣人数(人)	5	6	120.0%	本市の学校が落ち着いた学校生活を送ることができる環境を整えることは当然実施すべきことである。 生徒指導上の課題が大きくなると、他の児童生徒に及ぼす影響が大きいため教員と協力して対応する生徒指導員の配置は有効である。 また、いじめ予防教室は、継続的に実施することで、いじめに対する認識の向上、未然防止に有効である。	各校の生徒指導上の課題を把握し、必要度を鑑みて、配置校を決定している。 全中学校への派遣ではないが、配置校にその成果が偏るといふ考えではなく、市全体の生徒指導体制の充実のための配置と考えている。  いじめの認知について、周知を進めてきた結果、学校はいじめを積極的に認知していかうという考え方に変わってきている。	継続実施予定	①継続実施



事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
545	教育総務課 (学校安全課)	小学校施設維持・管理事業	○	学校施設の適切な維持・管理を行い、児童が安全・安心で快適に学ぶことができる教育環境を提供する。 学校施設の運営に係る光熱水費・委託料等の経常的業務の管理、校舎等の維持修繕・管理工事を行う。 本年度は、光熱水費・委託料等の経常的業務の管理及び執行、小破修繕や樹木整枝剪定などの学校施設の維持管理のほか、外壁の全面打診調査及び補修などによる安全確保を行った。 また、「小田原市学校施設中長期整備計画」に基づき、校舎の普通教室等の床やトイレ改修、及び特別教室への空調設置、屋内運動場の屋根、非構造部材(照明)の改修等を行った。	899,674	-	-	-	-	実施方法や改修内容の見直しを図ることで、事業費を削減し、より多くの改修を実施した。	「小田原市学校施設中長期整備計画」に基づき、学校施設の長寿命化や機能向上を含めた整備を行っていくとともに、新しい学校づくり推進事業を進めていく。	① 継続実施	
546	教育総務課 (学校安全課)	中学校施設維持・管理事業	○	学校施設の適切な維持・管理を行い、生徒が安全・安心で快適に学ぶことができる教育環境を提供する。 学校施設の運営に係る光熱水費・委託料等の経常的業務の管理、校舎等の維持修繕・管理工事を行う。 本年度は、光熱水費・委託料等の経常的業務の管理及び執行、小破修繕や樹木整枝剪定などの学校施設の維持管理のほか、外壁の全面打診調査及び補修などによる安全確保を行った。 また、「小田原市学校施設中長期整備計画」に基づき、校舎の普通教室等の床やトイレ改修、屋内運動場の外壁、非構造部材(照明)の改修、及びグラウンドの改修等を行った。	491,758	-	-	-	-	実施方法や改修内容の見直しを図ることで、事業費を削減し、より多くの改修を実施した。	「小田原市学校施設中長期整備計画」に基づき、学校施設の長寿命化や機能向上を含めた整備を行っていくとともに、新しい学校づくり推進事業を進めていく。	① 継続実施	
547	教育総務課 (学校安全課)	幼稚園施設維持・管理事業	○	施設の適切な維持・管理を行い、園児が安全・安心で快適に学ぶことができる教育環境を提供する。 施設の運営に係る光熱水費・委託料等の経常的業務の管理、園舎等の維持修繕・管理工事を行う。 本年度は、光熱水費・委託料等の経常的業務の管理及び執行、小破修繕や樹木整枝剪定などの施設の維持管理のほか、外壁の全面打診調査及び補修などによる安全確保を行った。	19,507	-	-	-	-	実施方法や改修内容の見直しを図ることで、事業費を削減し、より多くの改修を実施した。	園施設の長寿命化や機能向上を含めた整備を行っていく。	① 継続実施	
548	教育総務課 (学校安全課)	校庭芝生管理事業		児童の運動時における安全性の確保や砂塵防止などに資するため、既に芝生化された校庭の適切な維持管理を行うとともに、PTA協力のもと、三の丸小学校の全面芝生化を実施、散水設備(スプリンクラー)の設置等を行った。	7,958	校庭の全面芝生化施設数(校)	2	3	150.0%	児童の安全性の確保や教育環境の改善に資するものであることから、市が関わるべきものではあるが、事業の実現には、各学校のほか地域との合意形成が必要と考えている。 教育現場から児童のケガの防止に繋がっているとの声があることから、一定の成果は得られている。	事業の一部を市民団体(NPO法人)へ委託化することで、「市民管理の仕組みづくり」を一定程度達成し、効率的な芝生の維持・管理ができるようになった。また、令和4年度に全面芝生化された三の丸小学校についても、既存と同様に委託化を図った。	既存芝生の適切な維持管理に努めるとともに、芝生化推進について検討する。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
549	教育総務課 (学校安全課)	園庭芝生 管理事業		園児の運動時における安全性の確保や砂塵防止などに資するため、既に芝生化された園庭の適切な維持管理を行った。	1,430	園庭の全 面芝生化 施設数 (園)	5	5	100.0%	園児の安全性の確保や教育環境の改善に資するものであることから、市が関わるべきものである。 園児のケガの防止につながっているとの声があることから、一定の成果は得られている。	事業の一部を市民団体(NPO法人)へ委託化することで、「市民管理の仕組みづくり」を一定程度達成し、効率的な芝生の維持・管理ができるようになった。	休園した前幼稚園を除く、全5園が全面芝生化されており、既存芝生の適切な維持管理に努める。	② 見直し・改善
550	教育総務課 (学校安全課)	学校給食 センター整備事業		竣工から50年ほど経過し、老朽化が著しく早急な再整備が喫緊の課題となっている小田原市学校給食センターについて、令和6年9月から給食の提供ができるよう新しい建設用地に建替え整備する。 令和4年度は、第1期事業である設計業務を令和5年5月末の完成に向けて実施するとともに、令和3年度に引き続き、上下水道局が所有する建設予定地(第三水源池資材倉庫)を取得するための関連事業を実施、令和4年11月に用地を取得した。	443,650	事業の進 捗率(%)	20.0	20.0	100.0%	老朽化が著しく早急な再整備が喫緊の課題となっており、安全で安心なおいしい給食の提供継続のため整備が必要であり、実施すべき事業である。	より良い給食センターの整備ができるよう要求水準書及び仕様書等と比較し、イニシャルコスト、ライフサイクルコストに配慮しながら整備事業者とともに設計を行った。	当初予定の令和6年9月からの給食提供を見直し、令和7年4月から給食の提供ができるよう新しい給食センターの整備事業を推進する。	① 継続実施
551	教育総務課	小学校教材等整備・ 管理事業		1 学校配当予算 学校の教材、図書、保健、給食関係消耗品や学校用備品等に支出する経費を教育費の予算の一部から各学校に配当するもの。 2 理科教育用備品整備(法令上の実施義務有り) 理科教育用備品の整備を図る。	105,072	児童1人当 たりの配当 額(円) (R4.5.1小 学生:8,472 人)	11,458	12,402	108.2%	予算を配当し、各種消耗品や備品等を各校の判断で購入することで、各学校現場の実情に合わせた整備・管理につながっている。	各種消耗品や備品などの管理・購入等を迅速に行うことにつながる。	各校ごとに年間執行計画に沿って予算執行をしており、適正な予算管理及び執行のためにも予算の配当は必要であることから、今後も継続していく。	① 継続実施
552	教育総務課	中学校教材等整備・ 管理事業		1 学校配当予算 学校の教材、図書、保健、給食関係消耗品や学校用備品等に支出する経費を教育費の予算の一部から各学校に配当するもの。 2 理科教育用備品整備(法令上の実施義務有り) 理科教育用備品の整備を図る。	61,155	生徒1人当 たりの配当 額(円) (R4.5.1中 学生人数: 4,316人)	12,913	14,169	109.7%	予算を配当し、各種消耗品や備品等の購入を各校の判断で購入することで、各学校現場の実情に合わせた整備・管理につながっている。	各種消耗品や備品などの管理・購入等を迅速に行うことにつながる。	各校ごとに年間執行計画に沿って予算執行をしており、適正な予算管理及び執行のためにも予算の配当は必要であることから、今後も継続していく。	① 継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
553	教育総務課	幼稚園教材等整備・管理事業		幼稚園の教材、備品等に支出する経費を教育費の予算の一部から各園に配当するもの。	2,669	園児1人当 たりの配当 額(円) (R4.5.1園 児数:193 人)	8,377	13,829	165.1%	各園ごとに年間執行計画に沿って予算執行をしており、適正な予算管理及び執行のためにも予算の配当は必要であることから、今後も継続していく。	各種消耗品や備品などの管理・購入等を迅速に行うことにつながる。	各園ごとに年間執行計画に沿って予算執行をしており、適正な予算管理及び執行のためにも予算の配当は必要であることから、今後も継続していく。	① 継続実施
554	教育総務課	新しい学校づくり推進事業		令和4年4月から、附属機関である「新しい学校づくり検討委員会」を設置し、「新しい学校づくり推進基本方針」の策定・検討を開始した。令和4年度末までに6回の委員会を開催し、「10年後の新しい学校のイメージ」について議論を重ねた。民間スイミングスクールの活用として、新玉小学校で近隣のスイミングスクールでの水泳授業を実施した。良い環境でプロの指導を受けることができ、終了後に実施したアンケートでも大変好評であった。また、学校プールの維持管理がほぼなくなり、教職員の負担軽減にもつながった。	17,509	委員会の 開催回数 (回)	6	6	100.0%	市立小中学校の学校施設の今後を考える事業であるため、設置者である市が主体で行う必要がある。	委員との打合せはzoomを主体に行うことで、出張旅費や移動時間の抑制につながった。	令和5年度秋までに基本方針を策定・公表し、説明会等による周知を図るとともに、引き続き、「新しい学校づくり推進基本計画」と「新しい学校づくり施設整備指針」の検討に入る。民間スイミングスクールを活用した水泳授業実施と並行して、水泳授業及び学校プールの在り方検討を進める。	② 見直し・改善
555	保健給食課(学校安全課)	食育啓発事業		小・中学校における食育を推進するため、地場産物や郷土の食文化を継承した給食を生きた教材として活用し、食に関する指導や教科に関連した授業を行う。また、成長期の子どもたちが望ましい食習慣を身に付けるために家庭、地域に向けた食育の普及啓発を行う。	0	神奈川県 産学校給 食デーの 実施率 (%) (小田原献 立、かまぼ こ献立、和 食の日)	100.0	100.0	100.0%	学校給食法、食育基本法、国や県の食育推進計画、小田原市健康増進計画に基づいて、小中学生の望ましい食習慣や食に関する知識を身に付けさせるという教育活動である。また、家庭等に向けた食育の普及啓発事業であり、行政が実施すべき事業である。	市立小学校20校で小田原で獲れたインダイを使った鯛めしを提供した。市内産活用倍増作戦を始動し、学校給食を通して郷土の伝統ある優れた食文化や地域の特性を活かした食生活について理解を深めることができた。	市内産活用倍増作戦については、農政課や水産海浜課等と打ち合わせを重ね、市内産の取り扱い品目を確保し、栄養教諭・学校栄養職員に提案することで、令和6年度末25.0%を目標に取り組んでいく。その他、学校給食展でも、パネル展示やレシピ集の配布等で児童生徒、保護者、一般市民に食育を普及啓発していく。	① 継続実施
556	保健給食課(学校安全課)	健康診断事業		学校保健安全法第13条に基づき実施する児童生徒の定期健康診断後の判定委員会を開催する。 ・心疾患判定委員会 ・腎疾患判定委員会 ・脊柱側弯わん症判定委員会  ○ 学校保健安全法第11条に基づき、小学校に入学前の健康状況を把握することを目的とし、就学時健康診断を行う。	11,372	-	-	-	-	児童生徒の定期健康診断の受診率はほぼ100%となっている。健康診断の結果、対象者を絞り込み、学校・保護者及び医療機関と連携し、精密検査や経過観察を実施するなど、きめ細かな対応を行っている。	引き続き、適切に事業を実施する。	① 継続実施	

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
557	保健給食課 (学校安全課)	小学校健康診断事業	○	学校保健安全法第13条に基づき、定期健康診断を行うとともに、その結果、経過観察等が必要と判断された児童生徒を絞り込み、状況に応じて早期の治療に結び付けるため、継続観察を行う。 ・心臓疾患検診 ・腎臓疾患検診 ・脊柱側湾症検診	44,213	-	-	-	-	/	児童生徒の定期健康診断の受診率はほぼ100%となっている。健康診断の結果、対象者を絞り込み、学校・保護者及び医療機関と連携し、精密検査や経過観察を実施するなど、きめ細かな対応を行っている。	引き続き、適切に事業を実施する。	①継続実施
558	保健給食課 (学校安全課)	中学校健康診断事業	○	学校保健安全法第13条に基づき、定期健康診断を行うとともに、その結果、経過観察等が必要と判断された児童生徒を絞り込み、状況に応じて早期の治療に結び付けるため、継続観察を行う。 ・心臓疾患検診 ・腎臓疾患検診 ・脊柱側湾症検診	20,791	-	-	-	-	/	児童生徒の定期健康診断の受診率はほぼ100%となっている。健康診断の結果、対象者を絞り込み、学校・保護者及び医療機関と連携し、精密検査や経過観察を実施するなど、きめ細かな対応を行っている。	引き続き、適切に事業を実施する。	①継続実施
559	保健給食課 (学校安全課)	幼稚園健康診断事業	○	学校保健安全法第13条に基づき、定期健康診断を行うとともに、その結果、経過観察等が必要と判断された園児を絞り込み、状況に応じて早期の治療に結び付けるため、継続観察を行う。	2,261	-	-	-	-	/	園児の定期健康診断の受診率はほぼ100%となっている。健康診断の結果、対象者を絞り込み、学校・保護者及び医療機関と連携し、精密検査や経過観察を実施するなど、きめ細かな対応を行っている。	引き続き、適切に事業を実施する。	①継続実施
560	保健給食課 (学校安全課)	保健教育事業		急速に進む情報社会の中、不確かな性情報が氾濫しているため、性に対する正しい知識の普及を図ることを目的に、中学生及び保護者に対して学校単位で性教育講演会を開催する。	1,775	開催校数 (校)	11	11	100.0%	中学生が在校中必ず1回は受講できるように計画している。この講演会に対して、中学生から役に立った等、多くの感想が寄せられており、性に関する正しい知識の普及が図られている。思春期にある中学生に正しい性の知識を図ることは必要不可欠である。	専門性を持った医師・助産師等が講師になっており、医療現場の実情を踏まえ、中学生に対して適切な講演会が実施されている。	引き続き、適切に事業を実施する。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
561	保健給食課 (学校安全課)	学校安全 対策事業		心身ともに健康な学校生活を送るため、児童・生徒等が、学校(園)管理下において事故に遭った際に、各種保険制度(日本スポーツ振興センター災害共済給付及び全国市長会学校災害賠償補償)を利用し、保護者が医療費を負担することなく、速やかに治療を受けることができるようにする。	13,290	各種保険 制度への 加入率 (%)	100.0	100.0	100.0%	各種保険制度の利用により、保護者が医療費を負担することなく、児童生徒が速やかに治療を受けられており、学校設置者として引き続き行政が実施すべき事業である。	事故に遭った際に、各種保険制度を利用し、保護者が医療費を負担することなく医療を受けることができ、児童生徒の健康な学校生活に寄与している。	引き続き、適切に事業を実施するとともに、児童生徒の登下校時の安全を確保するシステムの導入のため、情報通信関連会社3社と令和5年1月に協定を締結し、導入準備を開始した。	① 継続 実施
562	保健給食課 (学校安全課)	学校給食 事業		学校給食の適切な運営を進め、安心・安全で栄養バランスの取れた学校給食を提供する。また、公会計として市が直接学校給食費の徴収管理、給食食材の発注を行う。	764,442	公会計化 実施率 (%)	100.0	100.0	100.0%	文部科学省では、教員の業務負担の軽減等に向け、学校給食費の公会計化及び保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体自らの業務として行うことを促進している。	教員の業務負担の軽減、保護者の利便性の向上、徴収・管理業務の効率化等の効果等から、令和3年度から給食費の公会計化を実施した。	給食費の公会計化を継続実施することにより、効率的な事務の運用を図る。	① 継続 実施
563	保健給食課 (学校安全課)	小学校給 食事業		学校給食調理業務委託等、小学校における学校給食の適切な運営を進め、安心・安全で栄養バランスの取れた学校給食を提供する。	375,984	調理業務 民間委託 化実施率 (%)	100.0	100.0	100.0%	学校給食法第4条(義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。)、第11条(学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする)に規定されており、行政が実施すべき事業である。	令和3年度には、建替え予定の給食センターを除く共同調理場3場、単独調理校20校全ての調理業務委託を完了した。	令和3年度には、建替え予定の給食センターを除く共同調理場3場、単独調理校20校全ての調理業務委託を完了した。今後は、継続的に更新を図っていく。	① 継続 実施
564	保健給食課 (学校安全課)	中学校給 食事業		中学校における学校給食の適切な運営を進め、安心・安全で栄養バランスの取れた学校給食を提供する。	18,252	調理業務 民間委託 化実施率 (%)	95.8	95.8	100.0%	学校給食法第4条(義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。)、第11条(学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする)に規定されており、行政が実施すべき事業である。	令和3年度には、建替え予定の給食センターを除く共同調理場3場、単独調理校20校全ての調理業務委託を完了した。	令和3年度には、建替え予定の給食センターを除く共同調理場3場、単独調理校20校全ての調理業務委託を完了した。今後は、継続的に更新を図っていく。	① 継続 実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
565	保健給食課 (学校安全課)	幼稚園給食事業		幼稚園1園における、給食の適切な運営を進め、安心・安全で栄養バランスの取れた給食を提供する。	43	調理業務 民間委託 化実施率 (%)	100.0	100.0	100.0%	学校給食法第4条(義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。)、第11条(学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする)に規定されており、行政が実施すべき事業である。	令和3年度には、建替え予定の給食センターを除く共同調理場3場、単独調理校20校全ての調理業務委託を完了した。	令和3年度には、建替え予定の給食センターを除く共同調理場3場、単独調理校20校全ての調理業務委託を完了した。 今後は、継続的に更新を図っていく。	① 継続実施
566	保健給食課 (学校安全課)	共同調理場学校給食事業		小・中学校受入校における学校給食の適切な運営を進め、安心・安全で栄養バランスの取れた学校給食を提供する。	229,094	調理業務 民間委託 化実施率 (%)	95.8	95.8	100.0%	学校給食法第4条(義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。)、第11条(学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする)に規定されており、行政が実施すべき事業である。	令和3年度には、建替え予定の給食センターを除く共同調理場3場、単独調理校20校全ての調理業務委託を完了した。	給食センターに配属の正規職員の定年退職等及び高齢化による労働力不足が顕著であるなどの課題解決に向けて、調理業務を委託するなどの方法を検討する。	② 見直し・改善
567	保健給食課 (学校安全課)	小学校給食調理施設・設備整備事業		給食調理施設における老朽化した学校給食施設及び設備の改修工事を進める。	46,377	政策予算 に計上した 維持修繕 料・工事請 負費の執 行件数(件)	10	8	80.0%	多くの給食施設が老朽化している。給食の提供に支障がないように給食施設及び設備を維持していく必要がある。	毎年度予算編成時期に優先順位を見直し、また資産経営課と調整し施設整備を行っている。令和4年度は給食調理場の空調設備整備工事(千代小学校・久野小学校)を行った。予算計上した案件以外に、突発的に修繕が必要となった案件の優先度が高い場合は、予算内で対応するため、達成率は80%となっている。	市の公共施設再編基本計画との整合を図りながら、学校施設の長寿命化や機能向上を含めた再整備計画のなかで、給食施設の空調設備の整備事業を進めていく。	① 継続実施
568	保健給食課 (学校安全課)	中学校給食調理施設・設備整備事業		給食調理施設における老朽化した学校給食施設及び設備の改修工事を進める。	24,327	政策予算 に計上した 維持修繕 料・工事請 負費の執 行件数(件)	5	5	100.0%	多くの給食施設が老朽化している。給食の提供に支障がないように給食施設及び設備を維持していく必要がある。	毎年度予算編成時期に優先順位を見直し、また資産経営課と調整し施設整備を行っている。令和4年度はガス配管改修工事や給食用エレベータ改修工事を行った。	市の公共施設再編基本計画との整合を図りながら、学校施設の整備の方向性を定めていく。	① 継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
569	保健給食課 (学校安全課)	共同調理 場施設・設 備整備事 業		給食調理施設における老朽化した学校給食施設及び設備の改修工事を進める。	23,422	政策予算 に計上した 維持修繕 料・工事請 負費の執 行件数(件)	6	6	100.0%	多量な給食施設が老朽化している。給食の提供に支障がないように給食施設及び設備を維持していく必要がある。	毎年度予算編成時期に優先順位を見直し、また資産経営課と調整し施設整備を行っている。令和4年度は橋共同調理場LPガス設備配管改善委託を行った。	市の公共施設再編基本計画との整合を図りながら、学校施設の長寿命化や機能向上を含めた再整備計画のなかで、給食施設の再編及び整備の方向性を定めていく。	① 継続実施
570	教育指導課	学力向上 支援事業		少人数指導スタッフを活用し、国に先駆け小学校4年生までの35人学級を実現した。 また、児童生徒一人ひとりの学力向上・定着を図るため、少人数指導スタッフや中学校教科非常勤講師を配置し、チーム・ティーチングや少人数指導等によるきめ細かな学習体制を整備した。 個々の児童生徒の学力の伸びや非認知能力の成長を把握できるステップアップ調査のモデル実施を、令和3年度に引き続き2中学校区6校において実施した。	33,658	スタッフ派 遣校の割 合(%)	100.0	100.0	100.0%	児童生徒の学力向上については、個に応じたきめ細かな指導の充実が必要であり、県が配当する教職員定数では配置が十分でないため、市の配置は学校にとって欠かせないものとなっている。 ステップアップ調査については、個に応じたきめ細かな指導に資するものであり、継続的に実施していく必要がある。	少人数指導やチーム・ティーチング等による学習を実施することで、児童生徒一人ひとりにより目が行き届き、個に応じた指導を進め、学力の向上を図ることができる。 中学校においては県が配当する教職員定数で配置されていない教科については、専門性を持った教員を配置できている。 ステップアップ調査は、結果を指導改善に生かせるようモデル校各校の結果を分かりやすい分析シートにまとめ、先生方対象の活用研修の時間を確保した。	少人数指導スタッフについては、これまでの配置に加え、令和6年度の小学校の35人学級の完全実施に向け、引き続き配置していく。 中学校教科非常勤講師については、継続実施予定。 ステップアップ調査は、令和5年度まで試行を継続し、その後はモデル校での実績を踏まえ全校に展開していく予定	② 見直し・改善
571	教育指導課	外国語教育 推進事業		世界の多様な文化を理解し、国際社会の一員としてのグローバルな視野とコミュニケーション力を育成するため、外国語指導助手(ALT)を配置するとともに、小学校に英語専科非常勤講師を配置し、外国語教育を推進することができた。 令和4年度は、令和5年度からのALT派遣業者の選定をプロポーザル方式により実施した。	43,857	ALT配置校 の割合 (%)	100.0	100.0	100.0%	外国語指導助手(ALT)から学ぶ機会の創出や小学校で本格導入となった外国語科を専門的に指導できる専科非常勤講師の配置は外国語教育の充実と教員の指導力向上につながり有効である。	児童生徒が生きた外国語を学び、外国の文化をより身近なものに捉えることができるようになり、英語表現を日常的に使う姿が見られた。 年度末のALT配置説明会兼小学校英語専科非常勤講師配置説明会を実施し、学校の事情に合わせた配置に変更した。	外国語指導助手(ALT)の派遣は、契約方式を派遣方式とし学校現場での指示を可能とするほか、契約に海外校とのオンライン交流の実施を規定する等、質の向上を図られる見通しである。	② 見直し・改善
572	教育指導課	読書活動 推進事業		子どもの読書活動を推進するため、蔵書の整理や子どもや教師への読書相談、学習支援等を業務とする学校司書を全ての小中学校に週2日配置している。 学校司書を直接雇用にしたことにより、4月から学校への配置が可能となった。また、学校司書と教職員の連携がしやすくなり、子どもへの学習支援や読書相談が充実してきている。 電子図書館事業の開始に伴い、児童生徒の学習用端末を利用した電子図書館の利用について調整を行った。	21,274	学校司書 配置校の 割合(%)	100.0	100.0	100.0%	司書教諭や学校図書館担当職員は、図書館業務を専任とはしていないため、学校図書館に関する業務を専門に行う学校司書を市として配置することは、学校図書館の充実のために有効である。	直接雇用としたことで、学校司書を継続して配置することも可能となり、教職員や児童生徒との関係性の継続や、安定した業務遂行を見込んでいる。	継続して学校司書を配置する。 学習用端末での電子図書館の利用を実施していく。	① 継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
573	教育指導課	ICT活用教育推進事業		国の進めるGIGAスクール構想の下、学習用端末と大容量の校内通信ネットワーク等を整備・活用し、児童生徒一人ひとりに個別最適化した学びや協働的な学びを実現する。 令和3年4月から授業での活用を、令和4年度からは家庭学習での活用を開始した。家庭学習への活用開始に当たり、フィルタリングソフトの導入や通信環境が未整備の家庭への支援を実施するなど、環境整備を行った。	254,207	1人1台の学習用端末及び校内通信ネットワーク整備校数(校)	36	36	100.0%	「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」を目指す国の方針に基づく施策であり、学習指導要領の確実な実施やデジタル教科書への移行を見据え、実施すべき事業である。また、現代社会を生きる児童生徒にとって、ICTを基盤とした先端技術の活用は将来に亘り必須であることから、実施しなければならない事業である。	児童生徒のICT活用を学校から家庭へと拡大するに当たり、費用対効果を考慮し、事業費の削減を図りながら環境整備を行った。	児童生徒の資質・能力のより確かな定着のため、教員研修、ICT支援員の派遣等を行い、ICTを有効に活用できるようスキルを高めていく。また、家庭でのICT活用環境の整備が進むよう、未整備家庭に対し働き掛けを行う。	②見直し・改善
574	教育指導課	人権教育推進事業		児童生徒が人間の生命の尊さについての理解を深め、学校・家庭・地域における人権尊重の意識の高揚を図るため、人権教育移動教室を開催するとともに、教職員の人権感覚を高め、今日的な人権課題に関する知識の習得及び実践力の向上を図るため、人権教育研修会を開催した。	83	人権研修会参加者数(人)	108	108	100.0%	学校は児童生徒に人権を尊重する心を育むとともに、実践力を身に付けるための教育活動を展開すべき場であることから、教職員の人権感覚を高めることは必須である。	研修会を複数回実施することにより、多くの教職員が参加できた。また学校現場のニーズに合った人権課題をテーマにした研修会を開催するように努めている。	継続実施予定	①継続実施
575	教育指導課	情操教育充実事業		小学校を対象に図工展、科学展を、中学校を対象に美術展、音楽会、科学展を開催した。 また、新型コロナウイルス感染症の影響から、芸術鑑賞の機会がなかった令和2・3年度の4年生を対象に、令和4・5年度において神奈川フィル管弦楽団による音楽鑑賞会を実施することとした。	4,474	神奈川フィルハーモニー管弦楽団音楽鑑賞会開催(回)	1	1	100.0%	児童生徒の芸術・文化に関する豊かな感性や感覚を育むためには、自分自身が表現する機会や場を持つことが有効であり、市としてそうした機会を準備・提供していくことは必須である。	「おだわらっ子ドリームシアター」は、継続実施が困難になったことから、令和2年度をもって廃止した。 令和4年度は、芸術鑑賞の機会がなかった児童に対し、ふるさと文化基金を活用し、「神奈川フィルハーモニー管弦楽団による音楽鑑賞会」を実施した。(令和5年度まで実施)	感染症の影響により芸術鑑賞の機会がなかった児童に対し、「神奈川フィルハーモニー管弦楽団による音楽鑑賞会」を実施する。令和4年度、5年度ともに6年生を対象とし、三の丸ホールで行う。その後は、文化政策課所管の文化活動担い手育成事業(三の丸ホール鑑賞事業)へ移行する。	②見直し・改善
576	教育指導課	体力・運動能力向上事業		児童生徒一人ひとりの体力・運動能力、運動・スポーツへの興味関心の向上と、親しむ態度の育成を図るため、体力・運動能力指導員の派遣による運動や遊びに関する指導助言や、オリンピック等の著名なアスリートや大学教授等の派遣による講話や実技指導等を実施した。	531	新体力テストの総合評価が上位層(A~C)の児童生徒の割合(%)	80.0	67.8	84.8%	専門性の高い指導員やアスリート等の本物に触れることにより、児童生徒の運動・スポーツに対する興味関心が高まる様子が見られ、有効性が高い。学校からの要請も高い。	指導員を確保するという視点で、大学と連携することで、人数や回数の確保が可能となっている。また本来依頼が難しい著名なアスリートについても県アスリートネットワークの協力により依頼を受けてもらうことが可能となっている。また予算面でも効率的である。	継続実施予定	①継続実施



事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
577	教育指導課	部活動活性化事業		中学校部活動の活性化及び教職員の負担軽減を図るため、部活動指導員や部活動地域指導者を派遣し人的なサポートを行うとともに、中学校体育連盟に対し大会開催費、派遣選手の交通費等に係る費用に対する助成を行った。指導員等の派遣により、生徒は専門性の高い技術指導を受けることができるとともに、教職員の負担軽減につながっている。 また、部活動の地域移行・地域連携について検討するため、外部団体を含む部活動地域移行推進会議、所管課と学校職員の代表からなる部活動の在り方検討会議を開催し、小田原らしい部活動の在り方について検討を行った。	4,143	部活動地域指導者派遣者数(人)	45	42	93.3%	中学校の部活動については、生徒の自主的な活動とすることにより効果的な教育活動となる一方、教職員の負担が大きい現状があることから、指導員を派遣することが有効である。	部活動指導員の報酬については県の補助金制度を活用している。生徒の技術向上と教職員の負担軽減につながっており学校からの評価が高い。	教職員の負担軽減と指導の質の向上のため、引き続き部活動指導員等の派遣を継続していく。 引き続き、部活動の地域移行・地域連携について、庁内関係課、外部団体と検討していく。	②見直し・改善
578	教育指導課	郷土学習推進事業		郷土に対する興味関心や探求心を高め、郷土を愛する心情を養うため、小中学生向けの副読本(3冊)を発行するとともに、その活用のため自然観察会を開催している。 また、副読本の電子版を「おだわらデジタルミュージアム」に掲載し、学習用端末からの閲覧を可能とした。	2,198	自然観察会の実施回数(回)	8	6	75.0%	小田原の良さを生かした教育を推進するためにも小田原市の特徴に即した教材は必要であり、市で作成することは妥当である。 理科や社会科、総合的な学習の時間等で副読本が活用されており、児童生徒の郷土の文化や自然に関する興味関心は高まっている。	副読本の電子データを研究所ホームページのほか、おだわらデジタルミュージアムに掲載し、児童生徒が学習用端末から閲覧できるようにした。 感染症の影響により中止していた自然観察会は、令和4年度は6回を実施することができた。	継続実施予定 令和5年度は、副読本「小田原の自然」の改訂を予定。自然観察会については、より効果的な事業の在り方について検討していく。	②見直し・改善
579	教育指導課	防災教育事業		自分で自分の命を守るための思考力・判断力や行動力と、災害時における地域の支援者として行動しようとする意欲や実行力を育てるため、小中学生向けの防災教育用パンフレットを作成している。また、希望する園や学校に対して学校防災アドバイザーを派遣し、児童生徒への防災に関する講話や学校防災計画に対する助言をしている。 防災や安全に対する児童生徒の意識を高めたり実践力を養うほか、学校の防災計画の見直しにつながっている。	345	学校防災アドバイザー派遣校数(校)	5	5	100.0%	東日本大震災を教訓に本市においても大規模地震や津波被害を想定した備えは必要であり、専門家のアドバイスをもとに学校防災計画の見直しを図ることは有効である。 海に面している学校は常に大災害の危機意識を持っているため、繰り返し訓練をする必要がある。また全国的に風水害による土砂災害や洪水被害も多く発生しているため、本市の地域の特性から本事業は継続的に実施していく必要性がある。	各学校の地域性や立地条件に合った学校防災計画の見直しが図られている。	継続実施予定	①継続実施
580	教育指導課	支援教育推進事業		主に特別支援学級に在籍する児童生徒一人ひとりに応じた指導を行うため、個別支援員を配置した。また、特別な教育的配慮を必要とする児童生徒への支援について、関連機関と連携するとともに、医師や臨床心理士、作業療法士、理学療法士、個別指導員等、支援教育相談支援チームの構成員を学校に派遣し、支援の方法について助言・指導した。 支援教育の在り方等について話し合うため、特別支援教育推進会議を開催したほか、課題を抱えた児童生徒や保護者、教員からの相談に対応するため、特別支援教育相談員及び心理相談員を子ども若者教育支援センターに配置するとともに、コミュニケーション等の課題への支援を行うため通級指導教室を運営した。また、教育的ニーズのある児童生徒への支援等について検討するため、就学支援委員会を始めとした就学相談を実施し、保護者が安心して個に応じた学びの場を選択することができるようにしている。 外国につながる児童生徒がより良い人間関係と学習環境を構築できるよう、日本語指導協力を派遣することにより、友達や教員とのコミュニケーションを図れるようになり、適切な教育を受ける機会を得ている。	246,782	支援教育相談支援チーム巡回相談派遣回数(回)	40	20	50.0%	さまざまな課題を抱えた児童生徒は年々増加傾向にあり、市の関与は必要である。特に、個別支援員の配置により、きめ細かな対応を行っているが、これまで以上に一人ひとりの教育的ニーズに合わせた対応が必要である。また、インクルーシブ教育の推進のため、基礎的な環境整備や合理的配慮の提供としての個別支援員の配置や支援チームの派遣は必須である。	個別支援員については、単年度雇用であるが、可能な限り継続雇用することで人材育成を図っており、支援する児童生徒の理解や教員との連携において効率性が高い。 インクルーシブ教育推進のため、作業療法士、理学療法士等の専門家の助言は適切な支援を提供するうえで効果的であった。	特別支援学級に在籍児童生徒が増加していることに加え、通常の学級においても支援を要する児童生徒が増加傾向にあるため、個別支援員の配置は欠かせないことから、更なる予算措置が必要である。	②見直し・改善

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
581	教育指導課	教育相談等充実事業		さまざまな課題を抱える子供や保護者を対象に、必要に応じて学校や専門機関との緊密な連携を図りながら、組織的に教育相談を進めている。 不登校又はその傾向にある児童生徒一人ひとりとその保護者に対する教育相談の実施、教育相談指導学級の運営、不登校訪問相談員の配置を行い、個別の課題に応じたサポートと、児童生徒が、自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立する力を養うための支援を行っている。	47,809	相談回数(回)	3,000	3,763	125.4%	児童生徒の相談内容は多岐にわたり、個に応じた支援を必要とする児童生徒が増え、不登校児童生徒数も年々増加傾向にあることから、相談件数は増加している。このような状況で、相談を継続していくためにも教育相談の充実が求められる。 おたわら子ども若者教育支援センターでは、学校との連携を密にするとともに、関係機関と連携することで、個に応じた適切かつ継続的な支援につなげている。	支援を必要とする児童生徒だけでなく、その保護者への支えとなっている事業であり、おたわら子ども若者教育支援センターの教育相談体制の充実や、関係機関等との連携により、相談支援の質や効果を高められるよう取り組んでいる。	相談件数の増加や相談内容の多様化している状況に対応するため、専門的な人材の確保と相談環境の充実について検討する。	②見直し・改善
582	教育指導課	小学校児童就学支援事業	○	小学校の就学支援を目的に、保護者等の経済的負担の軽減と教育の機会均等を図るための就学援助制度のほか、特別支援教育就学奨励費、児童生徒付添交通費補助金を支給した。 また、申請者の負担軽減のため、就学奨励費について電子申請を本格導入したほか、特別支援教育就学奨励費についても電子申請の導入に向け研究を行った。	55,383	-	-	-	-	事務の効率化、利便性の向上を図りながら取り組んでいる。 特別支援教育就学奨励費については、令和5年度からの電子申請の導入のための研究を行った。 就学援助制度では、就学援助システムを導入するとともに、申請者が所得目安を計算できるようHPに所得制限判断のための計算シートを掲載した。また令和4年度から電子申請を導入した。	特別支援教育就学奨励費、就学奨励費について、国の示す支給科目の単価増減に運動し対応していく。 また、申請の電子化による利便性向上と業務効率化を推進することし、就学援助制度では、電子申請の本格導入による利便性向上と業務効率化を推進し、特別支援教育就学奨励費では、申請の電子化を実施していく。		②見直し・改善
583	教育指導課	中学校生徒就学支援事業	○	中学校の就学支援を目的に、保護者等の経済的負担の軽減と教育の機会均等を図るための就学援助制度のほか、特別支援教育就学奨励費、児童生徒付添交通費補助金及び片浦中学校統合に伴う通学費補助金を支給した。 また、申請者の負担軽減のため、就学奨励費について電子申請を本格導入したほか、特別支援教育就学奨励費についても電子申請の導入に向け研究を行った。	39,418	-	-	-	-	事務の効率化、利便性の向上を図りながら取り組んでいる。 特別支援教育就学奨励費については、令和5年度からの電子申請の導入のための研究を行った。 就学援助制度では、就学援助システムを導入するとともに、申請者が所得目安を計算できるようHPに所得制限判断のための計算シートを掲載した。また令和4年度から電子申請を導入した。	特別支援教育就学奨励費、就学奨励費について、国の示す支給科目の単価増減に運動し対応していく。 また、申請の電子化による利便性向上と業務効率化を推進することし、就学援助制度では、電子申請の本格導入による利便性向上と業務効率化を推進し、特別支援教育就学奨励費では、申請の電子化を実施していく。 片浦中統合に伴う通学費補助金は、令和5年度をもって廃止する。		②見直し・改善
584	教育指導課	高等学校等奨学金事業		平成22年度から、国において公立高等学校授業料が原則無償化となったが、実際には制服、教科書代等の負担で進学を諦めざるを得ない家庭があると想定されることから、これらの家庭を支援することを目的に、市内に住所を有し、高等学校等に在学する者を対象に年額40,000円(授業料以外の教科書・教材等学資分)を、奨学金として支給している。 令和4年度においては、102人の申請に対し、審査の結果83人に合計3,320,000円の奨学金を支給した。	3,470	奨学金支給者数(人)	100	83	83.0%	小田原市奨学金基金を活用しており、経済的な理由により進学を諦めざるを得ない生徒を支援するためには有効である。	本制度と他の奨学金制度を併用できることを周知することにより、申請者の増加につながっている。	継続実施予定	②見直し・改善

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

No	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						R4 指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
585	教育指導課	教育ネットワーク整備事業		教職員の負担軽減を図り、児童生徒の成績等の個人情報適切に管理するため、教育ネットワークシステムの整備及び運用を行うとともに、情報セキュリティポリシーに基づいた運用管理を行った。 また、校務支援システムの更新に係る契約を締結した。	205,266	教育ネットワーク環境整備校数(校)	36	36	100.0%	教職員の事務負担の軽減と事務の正確性の向上、児童生徒の個人情報の適正な管理に資するものであり、市が取り組むべき有効な事業である。	令和4年度に契約を締結し令和5年10月から稼働する新システムにおいては、情報セキュリティの確保と教職員の使い勝手の向上の両立を目指した。このことにより、個人情報の適切な管理はもとより、一層の校務の効率化が図られ、教職員の負担軽減につながることとなる。	令和5年10月に新システムを本格稼働する。新システムは、学習ネットワークとの連携を可能としており、今後、教育ネットワーク全体の在り方について検討を進めていく。	②見直し・改善
586	教育指導課	教職員人事・サービス・健康管理事業		法に基づく教職員の健康診断を実施したほか、メンタルヘルスチェックや産業医面接、人間ドック受検費用の助成を実施し、教職員の健康管理を支援した。また、在校等時間管理システムを運用し、教職員の超過勤務時間を把握し、勤務状況の改善のための指導等を行った。	12,886	超過勤務時間が月80時間を超える年間延べ教職員数(人)	856	860	99.5%	教職員の服務監督者として、健康管理と労務管理を担うことは必須である。また、この二つを実施することで、教職員が安定的に業務に携わることができ、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うことができる。	教職員の在校等時間について、システムを導入したことにより、データの正確化と収集の効率化が図られている。	在校等時間管理システムにより把握したデータを、学校教職員衛生委員会等で周知し、働き方改革に向けた取組を一層推進していく。	①継続実施
587	教育指導課	教育研究所運営等事業		教育に関する専門的・技術的事項の調査研究、教職員の専門研修等を実施した。 また、生徒の能動的な課題解決能力を育むため、郷土小田原を教材として活用する「小田原版STEAM教育」の導入に向けて検討を行い、令和5年度に中学校1校をモデル校として専門事業者の知見を活用した支援を得ながら導入することとした。	16,806	教育講演会の参加率(%)	95.3	94.1	98.7%	さまざまな研修事業の実施は、本市の教育水準を向上させるため、不可欠なものであり、その実施を担う教育研究所の運営は、継続的な研修・指導の実施を担保する上で大変重要であり、市として責任を持って実施すべきものである。	感染症影響下での経験を経て、研修の内容、規模、対象等により、集合研修、オンライン研修、動画視聴等、適した実施方法を選択し、効果的・効率的な実施に努めている。	研修事業は、教職員の働き方改革にも配慮し、研修参加が教職員の過度な負担にならないよう、必要な研修を厳選し実施していく。 令和8年度の「小田原版STEAM教育」の全中学校での自立した実施を目指していく。	②見直し・改善